

# 平成20年度実績評価書

(評価対象期間:平成20年7月～21年6月)

平成21年8月  
金融庁



# 目 次

## I 実績評価の実施に当たって

1.	金融庁における政策評価の取組み	2
2.	実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容）	2
3.	政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見	3
	（参考資料1）金融庁における政策評価への取組み	6
	（参考資料2）政策評価に関する有識者会議メンバー	9
	（参考資料3）達成度、端的な結論等の一覧（平成20年度）	10

## II 20年度における各施策の評価結果（概要）

### III 各施策の評価結果

基本政策	施策目標	施策	ページ
I 金融機能の安定の確保	1 金融機関が健全に経営されていること	(1) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	31
		(2) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	43
	2 金融システムの安定が確保されていること	(1) 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止	52
		(2) 国際的な金融監督のルール策定等への貢献	59
		(3) 新興市場国の金融当局への技術支援	73
II 預金者、保険契約者、投資者等の保護	1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること	(1) 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	78
		(2) 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実	87
		(3) 金融機関等の法令等遵守態勢の確立	101
		(4) 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適正な対応	108
	2 公正、透明な市場を確立し維持すること	(1) 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視	115

基本政策	施策目標	施策	ページ
		(2) 市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進	132
		(3) 市場の透明性確保に向けた会計制度の整備	137
		(4) 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実	143
		(5) 公認会計士監査の充実・強化	152
		Ⅲ 円滑な金融等	1 活力のある市場を構築すること
		(2) 決済システム等の整備	169
		(3) 専門性の高い人材の育成等	176
		(4) 個人投資家の参加拡大	180
	2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること	(1) 金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計	195
		(2) 地域密着型金融の推進及び中小企業金融の円滑化	201
	3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること	(1) 金融行政の透明性・予測可能性の向上	216

#### 業務支援基盤整備に係る施策

分野	課題	施策	ページ
1 人的資源	(1) 専門性の高い職員の育成・強化	① 職員の育成・強化のための諸施策の実施	226
2 情報	(1) 行政事務の効率化のための情報化	① 行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進	231
	(2) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析	① 専門性の高い調査研究の実施	237

# I 実績評価の実施に当たって

## 1. 金融庁における政策評価の取組み

金融庁においては、平成14年4月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、「法」という。）の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて、

- ① 国民に対する金融行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること
- ② 国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること
- ③ 国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること

を目指しています。

また、政策評価に関する基本計画や実施計画などを策定の上、政策評価に鋭意取り組んでおり（参考資料1）、実績評価については、平成13年度以降、毎年度、実績評価書を作成・公表してきています。今回は、これに引き続き、平成20年度（平成20年7月～21年6月）を対象とする実績評価を実施し、本評価書を公表するものです。

なお、こうした金融庁の政策評価の取組み状況については、インターネット等により公表しています。（<http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html>）

## 2. 実績評価の実施に当たって（実績評価書の記載内容）

平成20年度における実績評価の実施に当たっては、これまでと同様、法において示されている施策や業務の必要性、効率性、有効性等の観点（注）から評価を行いました。

（注）「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）

- 必要性の観点…施策効果からみて、対象とする施策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該施策を行政が担う必要があるか。
- 有効性の観点…得ようとする施策効果と当該施策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる施策効果との関係が明らかか。
- 効率性の観点…施策効果と当該施策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。

なお、平成20年度金融庁政策評価実施計画においては、金融庁の政策の目標について、金融庁設置法に規定されている3つの法定任務を基本政策として、施策目標、施策を導出して体系的な整理を行っています。

また、実績評価の記載に当たっては、施策目標ごとに各施策の評価結果を記載した上で、施策ごとに、その効果等について可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めつつ、以下の項目について説明を行いました。

### ① 施策及び達成目標等

平成20年度金融庁政策評価実施計画に定めた「施策」、「達成目標」、「目標設定の考え方及びその根拠」、「測定指標（目標値・達成時期）」及び「参考指標」を記載しました。

### ② 平成20年度主な事務事業

平成20年度金融庁政策評価実施計画に定めた「事務事業」及び「実施内容」を記載しました。

### ③ 評価結果

平成20年度の想定基準（状況）に対する目標の単年度における達成度について、4ページの「評価の判断基準」に基づきA、B、Cの3段階で評価を行い、その判断理由について説明を行いました。

また、政策評価が国民に分かりやすいものとなるよう、中期的にみて取組みの成果が上がっているかどうか、及び今後の取組み方針について端的な結論を記載しました。さらに、端的な結論の記述に当たっては、5ページの「中期的にみた取組みの成果及び今

後の取組方針に関する端的な結論の基本類型」によるものとし、各施策の状況を踏まえ必要に応じて補足説明を加えました。

なお、各施策に係る平成20年度における目標の達成度の一覧及び端的な結論の一覧は、参考資料3（10ページ）のとおりです。

④施策の趣旨・概要

目標を達成するために実施した内容のほか、施策の必要性や趣旨などについて説明しました。また、当該施策に関係する主な内閣の重要政策についても説明しました。

⑤目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因について、説明しました。

⑥平成20年度主な事務事業の取組内容と評価

平成20年度において、施策の達成に向けて行った業務（取組み）内容及び評価について説明しました。なお、説明や分析に当たっては可能な限り客観的なデータを用いました。

⑦施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

評価結果の概要として、可能な限り取組みの成果（アウトカム）について分析し、法において示されている3つの観点（必要性、有効性、効率性）から評価するよう努めました。

⑧今後の課題及び予算要求等への反映内容

当該施策についての今後の課題や取組み方針を説明しました。また、評価結果及び今後の課題を踏まえ、予算要求及び機構・定員要求等への反映内容について説明しました。

⑨学識経験を有する者の知見の活用

各施策の評価に当たり、「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。なお、今後の政策評価に向けての意見については、その旨を記載しました。

⑩注記（評価に使用した資料等）

評価に当たって使用した資料等を記載しました。

⑪担当課室名

当該施策の担当部局を記載しました。

### **3. 政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見**

有識者会議メンバーの方々（参考資料2）から、平成21年8月5日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただきました。

各施策の実績評価に関するご意見については、実績評価書を作成する上で参考とさせていただきます。なお、各施策の今後の評価に向けての意見については、各施策の評価結果の「9. 学識経験を有する者の知見の活用」欄に記載しています。

また、有識者会議のメンバーからのご意見のなかには、今後の評価のあり方と合わせ、金融行政のあり方に関わるご意見をいただいております。今後の評価や金融行政に活かされるよう努めてまいります。

## 〔評価(単年度)の判断基準〕

実績評価は、次の観点から多面的に評価することを基本とします。

### 1. 指標等に照らした目標の達成度

#### (1) 定量的指標の場合

- A 当該年度の想定基準に対し 80%以上の場合
- B 当該年度の想定基準に対し 50%以上 80%未満の場合
- C 当該年度の想定基準に対し 50%未満の場合

#### (2) 定性的指標の場合

- A 当該年度の想定状況に対し、ほぼ想定どおり又はそれを超える状況となった場合
- B 当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況には至っていないが、一定の成果が上がっている場合
- C 当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況にならなかった場合

(注) アウトカムベースでの評価が困難で、アウトプットベースしかない場合には、当初の想定基準及び想定状況の達成度合いに加え、今後、取り組むべき課題の状況についても達成度の判断に加える。

### 2. 目標を達成するための事務運営のプロセス（施策・活動の手段や進め方）が適切、効率的かつ有効であったか。

〔 中期的にみた取組みの成果及び今後の  
取組方針に関する端的な結論の類型 〕

現時点で成果の発現が予定されるもの	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。
	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。
	施策の達成に向けて成果は上がっておらず、取組みの見直し等を行う必要がある。
平成21年度以降に成果の発現が予定されるもの	現時点では成果の発現は予定されていないが、施策の達成に向けた制度構築等が行われており、引き続きこれまでの取組みを進めていく必要がある。
	現時点では成果の発現は予定されていないが、施策の達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要がある。
	現時点では成果の発現は予定されておらず、業務の実施状況や環境の変化等を踏まえ、取組みの充実や改善を行う必要がある。

(参考資料1) 金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
13年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入</li> <li>「政策評価に関する標準的ガイドライン」策定(13年1月政策評価各府省連絡会議了承)</li> </ul>	
3月		<ul style="list-style-type: none"> <li>「金融庁における政策評価の実施要領」策定(13年3月28日)</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定(13年法律第86号)</li> </ul>	
10月		<ul style="list-style-type: none"> <li>「平成13事務年度の政策評価の運営方針」策定(13年10月31日)</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「政策評価に関する基本方針」(13年12月閣議決定)</li> </ul>	
14年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行(13年法律第86号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定(14年4月1日)</li> <li>「事後評価の実施計画」(計画期間14年4月~6月末)策定(14年4月1日)</li> </ul>
14年7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>「事後評価の実施計画」(計画期間14年7月~15年6月末)策定(14年8月6日)</li> </ul>
12月		<ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価(平成13年度実績評価)の実施、評価結果の公表(14年12月26日)</li> </ul>
15年4月		<ul style="list-style-type: none"> <li>「平成13年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(15年4月17日)</li> </ul>
15年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「政策評価結果の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(15年6月国会報告)</li> </ul>	
15年7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>「金融庁における政策評価に関する基本計画」一部改正(15年7月1日)</li> <li>「平成15年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間15年7月~16年6月末)策定(15年7月1日)</li> </ul>
8月		<ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価(平成14年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(15年8月29日)</li> </ul>
16年4月		<ul style="list-style-type: none"> <li>「平成14年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(16年4月23日)</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(16年6月国会報告)</li> </ul>	
16年7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>「平成16年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間16年7月~17年6月末)策定(16年7月7日)</li> </ul>
8月		<ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価(平成15年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(16年8月31日)</li> </ul>

	政府全体の動き	金融庁の動き
17年4月		・「平成15年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（17年4月27日）
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（17年6月国会報告）	
17年7月		・「平成17年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間17年7月～18年6月末）策定（17年7月26日）
17年8月		・政策評価（平成16年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（17年8月31日）
12月	・「政策評価に関する基本方針の改定について」（17年12月閣議決定） ・「政策評価の実施に関するガイドライン」（17年12月政策評価各府省連絡会議了承）	
18年4月		・「平成16年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（18年4月28日）
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（18年6月国会報告）	
18年7月		・「平成18年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間18年7月～19年6月末）策定（18年7月10日）
8月		・政策評価（平成17年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（18年8月31日）
19年3月	・「行政機関が行う政策評価に関する法律施行令」（13年政令第323号）の一部改正（規制の事前評価の義務付け） ・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（19年3月閣議決定）	
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（19年6月国会報告）	・「平成17年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（19年6月14日）
19年7月		・「平成19年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間19年7月～20年6月末）策定（19年7月3日）
8月	・「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」策定（19年8月政策評価各府省連絡会議了承）	・政策評価（平成18年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（19年8月30日）
20年6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（20年6月国会報告）	・「平成18年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（20年6月10日）
20年7月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間20年7月～24年3月末）策

	政府全体の動き	金融庁の動き
		定（20年7月3日） ・「平成20年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間20年7月～21年6月末）策定（20年7月3日）
8月		・政策評価（平成19年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（20年8月29日）
21年3月		・「平成21年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間21年4月～22年3月末）策定（21年3月31日）
5月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（21年5月国会報告）	・「平成19年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（21年5月22日）

(参考資料2)

## 政策評価に関する有識者会議メンバー

平成21年8月1日現在

	翁 百合	(株)日本総合研究所理事
座 長	片田 哲也	(株)小松製作所顧問
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	島崎 憲明	住友商事(株)特別顧問
	田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	富田 俊基	中央大学法学部教授
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授

[ 計 7名 ]

(敬称略・五十音順)

基本政策	施策目標	施策	平成20年度主な事務事業
I 金融機能の安定の確保	1 金融機関が健全に経営されていること	(1) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	① 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 ② 金融機関のリスク管理の高度化 ③ 金融コングロマリットに対するモニタリングの実施 ④ 早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用 ⑤ 市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応
	2 金融システムの安定が確保されていること	(2) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	① 重点的・機動的な検査に向けた取組み ② 金融実態に応じた的確な金融検査の実施 ③ 金融検査評定制度の運用
		(1) 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止	① 預金保険制度の周知及び適切な運用 ② 円滑な破綻処理のための態勢整備
		(2) 国際的な金融監督のルール策定等への貢献	① 国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等 ② 海外監督当局との連携強化等 ③ マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の国際的取組みへの貢献
		(3) 新興市場国の金融当局への技術支援	① 新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業等の実施 ② アジア地域成長への貢献に向けた現状把握等
II 預金者、保険契約者、投資者等の保護	1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること	(1) 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	① 金融商品取引法の整備及び円滑な運用 ② 保険に関する利用者保護ルールの検討等 ③ 改正貸金業法の適切かつ円滑な施行等 ④ 振り込め詐欺救済法の円滑な運用 ⑤ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ
		(2) 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実	① 金融経済教育の充実 ② 当局における相談体制並びに業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制の整備・充実 ③ 金融行政に関する広報の充実 ④ 多重債務者のための相談体制等の整備
		(3) 金融機関等の法令等遵守態勢の確立	① 金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応 ② 金融商品取引業における自主規制機能の強化の促進 ③ 貸金業者等に対する適切な監督
		(4) 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適正な対応	① 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供 ② 振り込め詐欺救済法の円滑な運用（再掲） ③ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ（再掲）

達成目標	20年度の達成度	端的な結論(中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針)	ページ
金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	A	極めて厳しい経済・金融情勢の中ではあるが、施策の達成に向けて成果が上がっていると認められ、今後もより一層、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施に向けた取組みを進めていく必要があります。	31
金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	A	施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。	43
預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムリスクの未然防止が図られること	A	施策の達成に向けて成果が上がっていると認められ、今後もより一層取組みを進めていく必要があります。	52
国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資すること	A	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。	59
アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること	A	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。	73
金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること	A	施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。	78
利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること	B	政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う(金融経済教育については、着実、かつ、継続して取り組んでいくことが重要であり、特に利用者のライフサイクルに対応した金融経済教育の推進等をより一層充実する。)必要があります。	87
金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること	A	施策の達成に向けて成果が上がっていると認められ、今後もより一層取組みを進めていく必要があります。	101
金融機関の預貯金口座に関する犯罪を未然に防止するとともに、その被害者の保護を図ること	A	施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性を踏まえ、より一層取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。	108

基本政策	施策目標	施策	平成20年度主な事務事業
	2 公正、透明な市場を確立し維持すること	<p>(1) 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視</p> <p>(2) 市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進</p> <p>(3) 市場の透明性確保に向けた会計制度の整備</p> <p>(4) 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実</p> <p>(5) 公認会計士監査の充実・強化</p>	<p>① 金融・資本市場に関する包括的かつ機動的な市場監視</p> <p>② 金融商品取引業者に対する的確かつ効率的な検査の実施</p> <p>③ 違反行為の実効的抑止のための課徴金制度の見直し</p> <p>④ 不公正取引に対する迅速・効率的な課徴金調査の実施</p> <p>⑤ ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施</p> <p>⑥ 犯則事件に対する厳正な調査の実施</p> <p>① 自主規制機関との適切な連携等</p> <p>② 取引所におけるコーポレート・ガバナンス強化や自主規制機能の強化への取組み</p> <p>① 会計基準の国際的な収斂・相互承認の推進</p> <p>① 金融商品取引法上のディスクロージャー制度の円滑な施行・E D I N E Tの整備</p> <p>② 格付会社のあり方についての検討</p> <p>① 監査基準等の整備に係る対応</p> <p>② 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督</p> <p>③ 品質管理レビューの的確な審査及び監査法人等に対する的確な検査等</p> <p>④ 諸外国の監査監督機関との協力・連携</p> <p>⑤ 公認会計士試験の実施の改善</p>
Ⅲ 円滑な金融等	1 活力のある市場を構築すること	<p>(1) 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計</p> <p>(2) 決済システム等の整備</p> <p>(3) 専門性の高い人材の育成等</p>	<p>① 金融商品・サービスの販売チャネルの拡大</p> <p>② 取引所における取扱商品の多様化</p> <p>③ プロに限定した取引の活発化</p> <p>① 大口資金取引のRTGS化や全銀システムの利便性等の向上に向けた取組み</p> <p>② 振替制度の円滑な実施に向けた取組み</p> <p>③ 決済に関する新しいサービスの制度的枠組みのあり方についての検討</p> <p>④ 電子記録債権制度の円滑な導入に向けた取組み</p> <p>⑤ 金融機関のIT投資プロセスの透明性確保、コストパフォーマンス及びリスクマネジメント能力向上の促進</p> <p>① 高度かつ実践的な金融教育の充実</p> <p>② 公認会計士試験の実施の改善（再掲）</p> <p>③ 金融専門人材の育成</p>

達成目標	20年度の達成度	端的な結論(中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針)	ページ
市場監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保すること	A	施策の達成に向けて一定の効果が上がっていますが、今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（フォワードルッキング・アプローチに基づく監視の強化や市場監視体制の更なる充実・強化等）を行う必要があります。	115
市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること	B	施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、市場の公正性・透明性の確保に向け、取組みの充実・改善等を促進する必要があります。	132
金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること	A	施策の達成に向けて一定の成果が上がっている（EUにおける会計基準の同等性評価の決定や、IASCFモニタリング・ボードの創設）が、環境の変化（会計基準に関する国際的動向）や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。	137
投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること	A	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。	143
厳正な会計監査の確保を図ること	A	施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化（監査監督に関する国際的動向等）や取組みの有効性（監査法人に対する業務改善指示及び改善の進捗状況等のフォローアップ等）等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。	152
多様で良質な金融商品・サービスが提供されること	A	施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性を踏まえ、必要に応じて、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。	160
安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること	A	施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、資金決済に関する法律の円滑な施行に向けた政令・内閣府令等の整備の取組みや電子記録債権制度の着実な実施に向けた取組み等を引き続き行っていく必要があります。	169
金融面に通じた専門性の高い人材を育成すること	B	施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（専門性の高い人材の育成に向けた更なる取組み）を行う必要があります。	176

基本政策	施策目標	施策	平成20年度主な事務事業
		(4) 個人投資家の参加拡大	① 安心して投資できる環境の整備 ② 「貯蓄から投資へ」の流れを促進するための税制面の環境整備 ③ 金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度等の充実 ④ 金融経済教育の充実（再掲） ⑤ E T F（上場投資信託）の多様化
	2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること	(1) 金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計	① 銀行・証券・保険間のファイアーウォール規制の見直し ② 銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大 ③ 海外ファンドマネージャーの誘致 ④ 協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）の業務及び組織のあり方についての検討
		(2) 地域密着型金融の推進及び中小企業金融の円滑化	① 地域密着型金融の推進 ② 中小企業金融の円滑化 ③ 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の周知 ④ 地域の中小企業の事業再生支援
	3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること	(1) 金融行政の透明性・予測可能性の向上	① ノーアクションレター制度等の適切な運用 ② 行政処分についての透明性の向上 ③ 金融行政に関する広報の充実（再掲） ④ 金融庁法令等遵守調査室の積極的活用 ⑤ 検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実 ⑥ プリンシプルの普及・啓発

## 業務支援基盤整備に係る施策（平成20～23年度）

分野	課題	施策	平成20年度主な事務事業
1 人的資源	(1) 専門性の高い職員の育成・強化	① 職員の育成・強化のための諸施策の実施	① 高度な専門知識を有する職員の確保・育成
2 情報	(1) 行政事務の効率化のための情報化	① 行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進	① 業務・システムの最適化の実施 ② 情報システム調達の適正化
	(2) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析	① 専門性の高い調査研究の実施	① 金融環境の変化に応じた調査・研究の実施

達成目標	20年度の達成度	端的な結論(中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針)	ページ
個人投資家の金融・資本市場への参加が拡大すること	B	個人株主数や投資主体別で見た個人の株式保有比率等が増加するなど、施策の達成に向けて一定の効果が上がっていますが、実体経済の悪化や株価等の大幅な変動などの外部環境の変化等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（個人投資家が投資しやすい環境の整備等）に一層取り組んでいく必要があります。	180
内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促すこと	A	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後も金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計を進めていく必要があります。	195
①地域密着型金融の推進が図られること ②中小企業金融の円滑化が図られること	A	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後も一層の取組みを進めていく必要があります。	201
明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること	A	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後も一層の取組みを進めていく必要があります。	216

達成目標	20年度の達成度	測定指標	ページ
職員の資質の向上を図ること	B	施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（必要に応じた見直し）を行う必要があります。	226
①可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること ②情報システム調達の適正化を図ること	A	①施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。ただし、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、現時点では成果の発現は予定されていませんが、施策の達成に向けた制度構築が行われており、引き続きこれまでの取組みを進めていく必要あります。 ②政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。	231
調査研究を通じて金融行政の専門性向上に資すること	B	施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。	237

## Ⅱ 20年度における各施策の評価結果(概要)

## 基本政策 I 金融機能の安定

### 基本目標 I - 1 金融機関が健全に経営されていること

#### 施策 I - 1 - (1) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 (P 3 1)

##### 【達成目標】

金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること

##### 【評価結果概要】

米国のサブプライム・ローン問題を契機としたグローバルな金融市場の混乱は、特に 2008 年秋のリーマン・ブラザーズの破綻等の発生以降、世界的に深刻な金融・経済危機に発展しました。これに伴い、金融機関及び金融システムのリスクについて正確な情報をタイムリーに把握することが極めて重要となっています。こうした中で、オフサイト・モニタリングについて、金融機関の財務会計情報やリスク情報等を収集・徴求するとともに、金融機関との意見交換や経営状況の把握等を行いました。バーゼルⅡに関しては、最も先進的な手法等、当局の事前承認を要するリスク計測手法の採用を希望する金融機関に対し、リスク管理高度化に向けたインセンティブの所在等を確認しつつ、審査・承認を行いました。

内外の経済・金融情勢が極めて厳しい中、金融機関の決算も大幅な減益・赤字を余儀なくされましたが、これらの取組みにより、各業態の自己資本比率や不良債権比率等の指標に照らして、我が国金融機関の健全性が維持され、総体としてみれば、金融機関の業務の健全かつ適切な運営が確保されたと判断されることから、Aと評価しました。

#### 施策 I - 1 - (2) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施 (P 4 3)

##### 【達成目標】

金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること

##### 【評価結果概要】

平成 20 検査事務年度検査基本方針等に基づき着実に検査を実施したことにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に向けて成果が上がっていること、また、被検査金融機関に対して実施したオフサイト検査モニターのアンケート（評定制度に関する項目）結果においても前年並みの評価となっていることなどから、Aと評価しました。

## 基本目標 I - 2 金融システムの安定が確保されていること

### 施策 I - 2 - (1) 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止 (P 5 2)

#### 【達成目標】

預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られること

#### 【評価結果概要】

預金保険制度の周知については、制度の誤解等から無用な混乱を起こさないよう、引き続き国民への理解を深めるための広報活動を行い、金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」[二人以上世帯調査](20年)によると、同制度について「知っていた」と回答した世帯は81.2%(前年81.3%)と、前年と同水準を維持しており、相当程度、制度の周知が図られていると考えています。

また、預金保険法第102条の適切な運用については、同法に基づく資本増強を行ったりそのグループに対し、「経営の健全化のための計画の履行状況」報告を徴求する等、同グループの取組みのフォローアップを行いました。同グループにおいては、従来から取り組んできた差別化戦略を徹底するなど、経営健全化計画の着実な進捗が図られていると考えています。

さらに、円滑な破綻処理のための態勢整備については、名寄せデータの整備状況について、預金保険機構と連携し、預金取扱金融機関の検査・フォローアップを行い、金融機関において改善に向けた取組みが行われており、その精度の維持・向上が図られていると考えています。

そのほか、預金保険機構との破綻処理に係る初動対応の円滑化・迅速化を図るための協議などにより、同機構においてノウハウ・スキルの向上が図られるなど、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実が図られていると考えています。

以上のことから、円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止に向け成果が上がっていると考えられたため、Aと評価しました。

### 施策 I - 2 - (2) 国際的な金融監督のルール策定等への貢献 (P 5 9)

#### 【達成目標】

国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資すること

## 【評価結果概要】

平成20年度においては、特に、①G20首脳会合において、我が国の提案も踏まえ、格付会社に対して証券監督者国際機構（IOSCO）の改訂基本行動規範と整合的な規制を導入するとの合意がなされ、日米欧において規制の導入・強化に向けた取組みを実施、②国際会計基準委員会財団（IASCF）モニタリング・ボードの設立を積極的に推進し、日米欧三極の一角として正式メンバーとなり、国際会計基準審議会（IASB）のガバナンスに積極的に関与、③会計基準を巡る国際協調として、我が国の会計基準につき欧州連合（EU）による同等性評価の獲得、などの具体的な成果を挙げました。

また、世界的な金融・経済危機を受けて開催されたG20首脳会合やバーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、IOSCO、保険監督者国際機構（IAIS）など既存の各国際フォーラムにおける、危機の再発防止のための国際的な議論に積極的に参加し、35の基準・指針等（前年度16の基準・指針等）の策定に貢献するなど金融システムの強化に向けた国際的な金融規制・監督ルールの再構築に大きく貢献しました。

マネー・ローンダリング等対策については、FATFの対日相互審査において、金融当局に関連する事項に関し、我が国の取組みを十分に説明し相応の評価が得られました。

更に、従来から行っていた二国間金融協議に加え、タイ及びフィリピンとの金融協議を初めて開催する等各国の金融当局との連携をさらに強化しました。FSFやワシントン・サミットの提言を受けて監督カレッジを設置した金融機関について、海外当局と監督上の対応等について認識を共有し、連携を強化しました。

以上のように、積極的に国際的な金融監督のルール策定等の議論に貢献するなどの成果を上げてきたことを踏まえ、Aと評価しました。

## 施策 I - 2 - (3) 新興市場国の金融当局への技術支援（P 73）

### 【達成目標】

アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること

### 【評価結果概要】

研修の終了後のアンケート調査の結果、回答者のおおむね7割以上から、研修で得た内容が「実際に役立っている」もしくは「具体的に活用する方向で検討中」であるとの回答を得るなど、アジア新興市場国の金融当局に対する技術支援を通じた能力向上、更には我が国との連携強化に寄与していると考えられることから、Aと評価しました。

## 基本政策Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護

### 基本目標Ⅱ－１ 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること

#### 施策Ⅱ－１－（１） 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底（P 7 8）

##### 【達成目標】

金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること

##### 【評価結果概要】

金融サービス利用者相談室に寄せられた相談等の受付件数は19年度に比べ増加しているものの、P I O－N E Tにおける金融関連の消費生活相談の件数及び業界団体における苦情・相談の受付件数は減少しており、また、内部統制報告制度に関する基準等の更なる明確化、金融A D R制度の創設等の措置を盛り込んだ金融商品取引法、振り込め詐欺救済法、多重債務問題改善プログラムの着実な実施など金融サービスの利用者保護の仕組みの確保のための取組みにも進展が見られます。このため、利用者保護の充実に向け一定の成果が上がっていると考えられることからAと評価しました。

#### 施策Ⅱ－１－（２） 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実（P 8 7）

##### 【達成目標】

利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること

##### 【評価結果概要】

国民に各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みの理解度を高めてもらうために取り組んだ各種施策により、一定の成果が上がっているものの、引き続き取り組むべき課題もあることから、Bと評価しました。

#### 施策Ⅱ－１－（３） 金融機関等の法令等遵守態勢の確立（P 1 0 1）

##### 【達成目標】

金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること

### 【評価結果概要】

行政処分を発動した金融機関等（平成 20 年 7 月から平成 21 年 6 月の間は 87 件）に対して、業務の改善状況を報告させるなど、金融機関等の業務改善を担保する取組みが実施されています。また、行政処分の発動の端緒となった問題が、業界全体への信認に関わりかねない重大なものである場合等には、必要に応じて業界に対して要請文を発出し、注意喚起を促しています。加えて、金融サービス利用者相談室から回付される金融機関の不適正な行為に関する相談・苦情等を分析し、監督行政へ適切な反映を図る等の取組みを進めています。これらの取組を通じて、全体としてみれば、金融機関等における法令等遵守態勢の確立が進展していると考えられることから、A と評価しました。

## 施策Ⅱ－１－（４） 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応（P 108）

### 【達成目標】

金融機関の預貯金口座に関する犯罪を未然に防止するとともに、その被害者の保護を図ること

### 【評価結果概要】

金融機関の預貯金口座に関する犯罪は、引き続き発生しており、今後もこうした犯罪の未然防止に向けた取組み及び被害者の保護を図る取組みが必要です。

平成 20 事務年度の当庁の施策について、金融機関における預金口座に関する犯罪の未然防止に向けた取組みを促す観点から、金融機関に対し口座の不正利用や偽造キャッシュカード犯罪等に関する情報提供を実施しました。さらに、業界団体を通じて、偽造キャッシュカード等による犯罪発生の防止に向けた取組みに努めるよう要請を行いました。これらの施策により、金融機関において口座凍結等の措置や情報セキュリティ向上に向けた対応がとられたものと考えます。

また、被害者保護の観点からは、昨事務年度に、業界内における盗難通帳等に関する被害の補償に向けた自主的な申し合わせが行われたことを背景に、盗難通帳に関する被害の補償率が上昇傾向になりました。さらに、当庁から被害者救済における預貯金者保護法や振り込め詐欺救済法の円滑な運用に向けた対応に努めるよう要請を行っており、これを受けて、金融機関においては被害者保護に向けた取組みがなされているものと考えます。

こうしたことから、犯罪の未然防止や被害者保護のための成果が上がっており、A と評価しました。

なお、振り込め詐欺の被害総額については、警察庁公表によると、20 年が 275 億 9,439 万円と過去最高であった 16 年に匹敵する被害が発生していましたが、21 年に入り、6 月までで 50 億 3,962 万円（前年同月 166 億 8,813 万円）と減少傾向にあります。

## 基本目標Ⅱ－２ 公正、透明な市場を確立し維持すること

### 施策Ⅱ－２－（１） 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視 （P 1 1 5）

#### 【達成目標】

市場監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保すること

#### 【評価結果概要】

金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった環境の変化や、世界的な金融不安の高まりに伴う市場の動揺、信用収縮等が生じた状況に迅速かつ的確に対応するため、検査・調査等の手段を戦略的に活用し、新しい金融商品や複雑な取引形態を用いた不公正な取引等にも監視の目を光らせ、取引の公正を損なうような法令違反等が認められた場合は、勧告・告発することにより厳正に対処しました。

こうした市場の動きに対するタイムリーかつ機敏な取組みは、不公正な取引等を未然に防止するための抑止力としても有効に機能したものと考えられ、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保することに貢献したものと考えられるため、Aと評価しました。

### 施策Ⅱ－２－（２） 市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進（P 1 3 2）

#### 【達成目標】

市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること

#### 【評価結果概要】

自主規制機能の強化に向けた取引所規則の改正や、日本証券業協会等による新たな紛争解決機関の設立に係る認証申請手続等、苦情・紛争解決サービス提供に向けたさらなる措置の推進、認定投資者保護団体の認定の申請件数が本年度2件あったこと、さらには、金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）の創設等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が21年6月17日に成立、6月24日に公布されたことなど、市場の公正性・透明性の向上に向けた市場関係者の取組み等が進展したものと考えます。

他方、金融サービス利用者相談室における投資商品等に関する相談等の受付件数が増加していることに加え、相談等の内容について区分して見た場合に、不適正な行為や業者の

態勢等に関する相談等の受付件数も増加していることを踏まえると、今後もさらに取組みを進めていく必要があることから、Bと評価しました。

(参考1) 金融サービス利用者相談室における投資商品等に関する相談等の受付件数は、18年度10,827件、19年度11,819件、20年度16,166件となっています。

(参考2) 認定投資者保護団体については、これまで、生命保険協会及び日本損害保険協会が認定を受けており、20年度においては、全国銀行協会及び信託協会が認定を受けています。

(参考3) 平成20事務年度において、関係者との意見交換会を約20回開催しました。

## 施策Ⅱ－２－(3) 市場の透明性確保に向けた会計制度の整備 (P 1 3 7)

### 【達成目標】

金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること

### 【評価結果概要】

企業会計基準委員会 (ASBJ) は、2007年8月に公表した東京合意に基づき、プロジェクト計画表通りにコンバージェンスを進め、2008年12月にはプロジェクト計画表の短期コンバージェンス項目の終了を公表しました。

また、EUにおける会計基準の同等性評価の決定により、EU市場に上場する日本企業が、引き続き、日本の会計基準に準拠した財務諸表を用いて上場を続けることが可能となったこと、国際会計基準の設定プロセスにおいて、公正性・透明性を監視する国際会計基準委員会財団 (IASCF) モニタリング・ボードの創設を働きかけ、さらに金融庁が参加メンバーとなったこと、という一定の成果が上がったと考えています。

なお、企業会計審議会は、2009年6月、我が国において国際会計基準の任意適用を認めることが適当とする報告書を公表しました。

以上のような成果を踏まえ、Aと評価しました。

## 施策Ⅱ－２－(4) 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実 (P 1 4 3)

### 【達成目標】

投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること

### 【評価結果概要】

内部統制報告制度に関する基準等の明確化等による内部統制報告制度の円滑な導入、EDINETサイトへのアクセス件数の増加、信用格付業者に対する公的規制の導入を含む

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立（平成 21 年 6 月）等により、市場の透明性・公正性の確保のための取組みが着実に進展していることから、A と評価しました。

## 施策Ⅱ－２－（５） 公認会計士監査の充実・強化（P 152）

### 【達成目標】

厳正な会計監査の確保を図ること

### 【評価結果概要】

国際的な動向等を踏まえた監査基準等の改訂、公認会計士・監査法人に対する適切な監督、品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査の的確な実施、外国監査法人等に対する検査監督の枠組みを含む諸外国の監査監督機関との協力の推進、公認会計士試験の実施の改善等を着実に実施していること等から、A と評価しました。

## 基本政策Ⅲ 円滑な金融等

### 基本目標Ⅲ－１ 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計

#### 施策Ⅲ－１－（１） 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計（P 160）

##### 【達成目標】

多様で良質な金融商品・サービスが提供されること

##### 【評価結果概要】

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成20年6月成立）の円滑な施行や金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成21年6月成立）の成立等多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計について着実な進展が見られたほか、代理業者等の販売チャネルの拡大が順調に進んでいることから、Aと評価しました。

#### 施策Ⅲ－１－（２） 決済システム等の整備（P 169）

##### 【達成目標】

安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること

##### 【評価結果概要】

株券電子化の円滑な実施、資金決済に関する法律の制定等により、「金融・資本市場競争力強化プラン（以下、「市場強化プラン」という。）」（平成19年12月21日公表）に掲げられた「安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等の構築」に向けて大きな前進が見られたことからAと評価しました。

#### 施策Ⅲ－１－（３） 専門性の高い人材の育成等（P 176）

##### 【達成目標】

金融面に通じた専門性の高い人材を育成すること

##### 【評価結果概要】

金融行政に関する大学院との連携講座の継続や公認会計士試験の実施の改善、「金融専門人材に関する研究会」の開催等、一定の成果はあがっていますが、専門性の高い人材育成に向けた更なる取組みが必要なことから、Bとしました。

### 施策Ⅲ－１－（４） 個人投資家の参加拡大（P 180）

#### 【達成目標】

個人投資家の金融・資本市場への参加が拡大すること

#### 【評価結果概要】

個人投資家の金融・資本市場への参加拡大に向けた環境整備や適切な投資機会の提供などに取り組み、個人株主数や投資主体別で見た個人の株式保有比率等が増加するなどの成果が得られたものの、個人金融資産に占める株式・投資信託の割合が低下し、諸外国と比べると依然低い水準にとどまっていること、投資主体別で見た個人の株式売買比率が低下していることなどから、Bと評価しました。

### 基本目標Ⅲ－２ 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること

### 施策Ⅲ－２－（１） 金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計 （P 195）

#### 【達成目標】

内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促すこと

#### 【評価結果概要】

20年6月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行、「資金決済に関する法律」による資金移動業の創設のほか、「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」において「中間的論点整理報告書」の取りまとめが行われるなど、制度の見直しの取組みが着実に進捗していることからAと評価しました。

### 施策Ⅲ－２－（２） 地域密着型金融の推進及び中小企業金融の円滑化（P 201）

#### 【達成目標】

①地域密着型金融の推進が図られること

## ②中小企業金融の円滑化が図られること

### 【評価結果概要】

米国のサブプライム・ローン問題を契機としたグローバルな金融市場の混乱は、特に 2008 年秋のリーマン・ブラザーズの破綻等の発生以降、世界的に深刻な金融・経済危機に発展し、我が国の景気は急速に悪化しました。これに伴い、中小企業の業況や資金繰りも厳しい状況となりました。このような中で、関係機関とも連携し、中小企業金融のきめ細かな実態把握に努めつつ、金融機関による円滑な金融仲介機能の発揮促進に向けて、従来の取組みを大幅に拡充し、様々な施策を積極的に実施しています。中小企業の資金繰りは引き続き厳しい状況にあるものの、施策の測定指標には、足元では一部に改善の動きも見られるところです。

一方、地域密着型金融の推進をみると、引き続き多様な取組みが実施されており、取組み全体についての利用者からの積極的な評価が引き続き 5 割程度となっています。

こうしたことから、全体では A と評価しました。

## 基本目標Ⅲ－3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実演すること

### 施策Ⅲ－3－(1) 金融行政の透明性・予測可能性の向上（P 2 1 6）

#### 【達成目標】

明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること

#### 【評価結果概要】

金融庁及び財務局等が行った行政処分を、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を明示しつつ公表することで、他の金融機関等における予測可能性が高まり、同様の事案の発生の抑制が図られたものと考えています。また、当庁の施策について、金融庁ウェブサイトを活用した情報発信をはじめ、様々な機会を捉え、新聞、雑誌、テレビ等の各種媒体の活用により広報展開を行いました。

こうした取組みの結果、平成 21 年 6 月に実施したベター・レギュレーションの進捗状況調査アンケートの結果によれば、金融庁ウェブサイトで公表している監督指針、行政処分事例集、検査指摘事例集、幹部講演等により、金融行政の考え方等に対する理解が進んだという評価が多数ありました。

また、検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実なども図られているため、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底が進捗していると考えられ、A と評価しました。

## 業務支援基盤整備に係る施策

### 業務支援基盤整備に係る施策Ⅰ－(1)－①

#### 職員の育成・強化のための諸施策の実施（P 2 2 6）

##### 【達成目標】

職員の資質の向上を図ること

##### 【評価結果概要】

職員の専門性の向上については、実施コース数、受講人数ともに前年度に比べ増加し、受講生による研修内容に関する評価結果も目標平均を上回っており、一定の成果が上がっているものの、更なる取組みを進める必要があることから、Bと評価しました。

### 業務支援基盤整備に係る施策Ⅱ－(1)－①

#### 行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進（P 2 3 1）

##### 【達成目標】

- ①可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること
- ②情報システム調達の適正化を図ること

##### 【評価結果概要】

- ① 「金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画」については、経費、業務処理時間について、引き続き所期の削減目標を達成しました。

20年3月に新システムが稼動した「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」についても、経費、業務処理時間について所期の削減目標を達成しました。

「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、19年度に行ったシステム開発事業者の調達が不調となったことを踏まえ、再調達に向け、20年8月に新システムの稼動を21年3月から24年1月に変更する旨の最適化計画の改定を行い、さらに、約3ヶ月間の長期間の意見招請及び説明会を実施するなどのプロセスを踏み、20年4月には事業者の調達が予定どおり実施できたことからA評価としました。

- ② 情報システム調達会議を4回開催し、政府調達案件について、調達の必要性、契約方針、調達内容等の妥当性の審議を行うなど、情報システム調達の適正化に向けた取組みを行いました。

調達仕様書を徹底的に見直し、これまで随意契約で行っていた案件の調達を一般競争入

札に変更するなどの成果があったことなどからA評価としました。

なお、これらの取組みの結果、随意契約比率（企画競争・公募による契約または小額の契約を除く件数ベース）は20.3%（前年度29.3%）となりました。

<b>業務支援基盤整備に係る施策2-(2)-①</b> <b>専門性の高い調査研究の実施（P237）</b>
---

**【達成目標】**

調査研究を通じて金融行政の専門性向上に資すること

**【評価結果概要】**

金融環境の変化に応じて専門性の高い調査研究を実施し質の高い研究成果を庁内外に公表するとともに、研究成果について職員へのフィードバックの充実を図っているものの、例えば、金融行政の質的向上に中・長期的に貢献するような研究を引き続き充実させることに加え、金融行政が直面する短期的な課題と密接に関連した調査研究も一定程度増やしていく等の研究内容の拡充等が必要であることから、Bと評価しました。

### Ⅲ 各施策の評価結果

## 施策 I - 1 - (1)

### 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施

#### 1. 達成目標等

達成目標	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること
目標設定の考え方及びその根拠	金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。 【根拠】各業法の目的規定、主要行等向けの総合的な監督指針等
測定指標 (目標値・達成時期)	・各業態の健全性指標<自己資本比率等> (注) 目標値・達成時期は、事務事業の性格上、設定していません。
参考指標	・公的資金の返済額 ・各業態の不良債権比率

#### 2. 平成20年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	金融機関を巡る状況の変化を踏まえてヒアリング等のオフサイト・モニタリングを実施するとともに、徴求した各種データの計量的な分析に努める。 また、監督指針及び監督方針において、監督上の着眼点や重点事項を可能な限り明確化する。 オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについては、引き続き制度改正に伴う対応を行うとともに、情報利用の高度化等のための整備を進める。
②金融機関のリスク管理の高度化	・パーゼルⅡ(新しい自己資本比率規制)については、各金融機関がそれぞれ採用する手法に基づいて算定した自己資本比率の正確性や統合的なリスク管理態勢の整備及びそれらの開示の状況等について検査・監督を通じて検証していく。また、20年3月期より実施される信用リスクの先進的内部格付手法等、採用に当たって承認を要する手法の採用を希望する金融機関について、その準備状況の把握に努めていくとともに、承認申請に対し適切に対応する。  ・保険会社のソルベンシー・マージン比率については、「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」(19年4月公表)、「ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子(案)」(20年2月公表)等を踏まえ、引き続き具体的な見直しに向けた検討を行っていく。

③金融コングロマリットに対するモニタリングの実施	金融機関を巡るコングロマリット化の進展を踏まえてヒアリング等のモニタリングを実施するとともに、金融コングロマリット監督指針に基づき適切な監督を行う。
④早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用	<p>早期健全化法第5条第4項に基づき、資本増強行に対し半期毎に経営健全化計画の履行状況報告を求め、当該報告を公表し、必要に応じて監督上の措置を講じるとともに、公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応していく。</p> <p>また、金融機能強化法に基づく資本参加行についても、経営強化計画の履行状況を半期毎に公表するほか、計画の履行を確保するための報告を徴求する等、監督上の必要な措置を講じる。</p>
⑤市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応	<p>市場関係者や内外の関係機関との対話・連携を図りつつ、リスク分析参事官室の機能を活用するなど、金融システムに内在するリスクを早期に認識・抽出し、フォワード・ルッキングな行政対応を行う。</p> <p>また、サブプライムローン問題に端を発した今般の金融市場の混乱を受け、G7の要請を受けて取りまとめられた金融安定化フォーラム(FSF)の報告書(20年4月11日公表)の提言に基づき、当局間の国際的な情報交換及び連携の強化等の対応を検討・実施するとともに、警戒水準を更に高め、市場動向や金融機関の経営に与える影響等についてフォローアップしていく。</p>

### 3. 評価結果

#### (1) 20年度の達成度

A

#### 【達成度の判断理由】

米国のサブプライム・ローン問題を契機としたグローバルな金融市場の混乱は、特に2008年秋のリーマン・ブラザーズの破綻等の発生以降、世界的に深刻な金融・経済危機に発展しました。これに伴い、金融機関及び金融システムのリスクについて正確な情報をタイムリーに把握することが極めて重要となっています。こうした中で、オフサイト・モニタリングについて、金融機関の財務会計情報やリスク情報等を収集・徴求するとともに、金融機関との意見交換や経営状況の把握等を行いました。バーゼルⅡに関しては、最も先進的な手法等、当局の事前承認を要するリスク計測手法の採用を希望する金融機関に対し、リスク管理高度化に向けたインセンティブの所在等を確認しつつ、審査・承認を行いました。

内外の経済・金融情勢が極めて厳しい中、金融機関の決算も大幅な減益・赤字を余儀なくされましたが、これらの取組みにより、各業態の自己資本比率や不良債権比率

等の指標に照らして、我が国金融機関の健全性が維持され、総体としてみれば、金融機関の業務の健全かつ適切な運営が確保されたと判断されることから、Aと評価しました。

## (2) 端的な結論（中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針）

極めて厳しい経済・金融情勢の中ではあるが、施策の達成に向けて成果が上がっていると認められ、今後もより一層、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施に向けた取組みを進めていく必要があります。

### 4. 施策の趣旨・概要

金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリング（検査と検査の間の期間においても監督部局において継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて監督上の対応を行うこと）を実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要があります。このため、モニタリング・システムの機能強化を行うとともに、金融機関を巡る状況の変化を踏まえたヒアリング等のオフサイト・モニタリングの実施、リスク管理に関するルールの整備、早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用を図ることとしています。

なお、平成20年12月に改正された金融機能強化法については、21年3月に地域銀行3行に対して国の資本参加を実施していますが、同法の趣旨を踏まえ、引き続き、同法の活用等の積極的な検討を呼びかけていきます。

#### 【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第169回国会施政方針演説	平成20年1月18日	米国のサブプライムローン問題の影響を受けた経済への対応など、足下にも目配りの必要な課題があります。
金融・世界経済に関する首脳会合 宣言	平成21年11月15日	9. (略) <b>・健全な規制の拡大</b> 我々は、規制枠組み、健全性監督、リスク管理を強化し、すべての金融市場、商品、参加者が状況に応じて適切に規制され、あるいは監督の対象となることを確保することを誓約する。(中略) 我々はまた、規則が効果的で、技術革新を抑制せず、金融商品とサービスの取引の拡大を促すことを確保しつつ、規制枠組みを景気循環に対してより効果的にしていく。

## 5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

米国のサブプライム・ローン問題を契機としたグローバルな金融市場の混乱は、特に 2008 年秋のリーマン・ブラザーズの破綻等の発生以降、世界的に深刻な金融・経済危機に発展しました。こうした国際的な金融危機に直面し、金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化する中、個々の金融機関のリスクの特性やその変化をきめ細かく把握する必要性が一層高まっています。

## 6. 平成 20 年度主な事務事業の取組内容と評価

### (1) 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施

#### ①取組内容

オフサイト・モニタリングにおいては、金融機関（預金取扱金融機関、金融商品取引業者、保険会社）の財務会計情報やリスク情報等を収集・徴求し、その蓄積・分析を行うとともに、定期及び随時のヒアリング等を通じ、金融機関との意見交換や経営状況の把握等を行いました。また、20 年 8 月に開催した検査・監督連携会議をはじめ、検査・監督の両部局間において金融機関の決算状況や検査計画等について意見交換を行い、オンサイトとオフサイトの効率的なモニタリングを実施するための問題意識の共有等を図りました。

さらに、モニタリング・システムについて、データの暗号化、オンラインによるデータ徴求等により、事務の効率化、利便性の向上、情報管理面での安全性の向上に資しておりますが、金融機関を取り巻く環境の変化を踏まえ、分析機能の改修を実施するなど、システムの強化を図っています。

#### ②評価

21 年 3 月期における預金取扱金融機関の自己資本比率について見ると、主要行等 12.4%、地域銀行 10.5%となっており、ほぼ横ばいとなっています。他方、不良債権比率について見ると、主要行等で 1.7%と前年同期比 0.3%ポイントの増加、地域銀行で 3.4%と同 0.3%ポイントの減少となっていますが、全国銀行ベースでは 2.4%と横ばいとなっており、いずれも健全性が維持されています。ただし、「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」により、要管理債権が減少したという側面も考えられるため、今後の動向を注視する必要があると考えています。

また、21 年 3 月期において、証券会社<sup>※1</sup>の自己資本規制比率は 371.4%、生命保険会社及び損害保険会社のソルベンシー・マージン比率はそれぞれ、905.5%、602.6%となっており、証券会社及び保険会社においても健全性が維持されています。

ただし、大和生命において、20 年 3 月期にソルベンシー・マージン比率が 555%あったにもかかわらず、高コストの保険事業をハイリスク・ハイリターンの有価証券運用で補填するという特異な収益構造の中、世界的な金融市場の混乱により、有価証券の損失が急速に拡大し、20 年 9 月期に債務超過に陥りました。今後は、本事例を踏まえ、ソルベンシー・マージン比率がより信頼性の高い指標となるよう努めていきます。

このように、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施もあり、わが国金

<sup>※1</sup> 有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者

融機関において健全性が維持されており、金融機関の自主的・持続的な取組みによる経営力強化の促進が図られているものと考えています。

【資料1】自己資本比率

	19/3期	20/3期	21/3期
主要行等	13.3%	12.3%	12.4%
地域銀行	10.4%	10.3%	10.5%
信用金庫	12.0%	11.7%	11.8%
信用組合	10.2%	10.0%	10.1%

【資料2】不良債権比率（＝不良債権÷総与信額）

	19/3期	20/3期	21/3期
主要行等	1.5%	1.4%	1.7%
地域銀行	4.0%	3.7%	3.4%
信用金庫	6.5%	6.4%	5.8%
信用組合	10.3%	10.3%	9.0%
全国銀行	2.5%	2.4%	2.4%

## （2）金融機関のリスク管理の高度化

### ①取組内容

#### ア．バーゼルⅡに関して

19年3月末より全ての預金取扱金融機関を対象に実施されたバーゼルⅡの第1の柱（最低所要自己資本比率）において、最も先進的な手法等、当局の事前承認を要するリスク計測手法の採用を希望する金融機関に対し、リスク管理高度化に向けたインセンティブの所在等を確認しつつ、規制上求められる要件に照らし、審査を行いました。その結果として、今年度は、以下の通り承認を行いました。

（信用リスク）

・先進的内部格付手法（AIRB）：

三菱UFJフィナンシャル・グループ（及び三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行）、みずほフィナンシャルグループ（及びみずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行）、三井住友フィナンシャルグループ（及び三井住友銀行）

・基礎的内部格付手法（FIRB）：八十二銀行、中国銀行

（オペレーショナル・リスク）

・先進的計測手法（AMA）：関西アーバン銀行

・粗利益配分手法（TSA）：百五銀行、京都銀行、山陰合同銀行、百十四銀行、伊予銀行

また、既に承認を受けた金融機関に対し、当局への報告様式に基づき、継続的に自己資本比率計算の正確性等を確認しました。この他、第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）についても、早期警戒制度の枠組みを活用しつつ、銀行勘定

の金利リスクに関するアウトライヤー基準、統合的なリスク管理態勢の整備状況等に関するモニタリングを実施しました。

#### イ. ソルベンシー・マージン比率に関して

保険会社のソルベンシー・マージン比率については、20年2月に、想定される損失を厳格に算定する方向で、リスク係数の見直し等を行うこととする、「ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子（案）」を公表しましたが、これに対する意見、20年10月の大和生命の破綻事例及び最近の金融市場の混乱などを踏まえ、ハイリスク商品に関して想定される損失の算定が適切であったかどうかを中心に、更なる検討作業を行いました。

また、検討作業と並行して、適切なソルベンシー評価の前提となるリスク管理態勢の高度化を図る観点から、21年6月に「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正を行い、保険会社全体のリスクを統合して管理する態勢の整備を監督上の着眼点に追加しました。

### ②評価

#### ア. パーゼルⅡに関して

パーゼルⅡの実施から2年が経過し、実施の移行段階から定着段階への進展が見られる中、先進的なリスク計測手法の承認プロセス及び承認後のフォローアップを通じ、徐々に、当局と金融機関との間でリスク管理の高度化に向けた課題等を共有できるようになっています。また、第1の柱のみならず、第2の柱における早期警戒制度等に基づくオフサイト・モニタリング等を通じ、各金融機関の特性を踏まえたリスク管理の高度化に向けた課題等の把握を補完的に行えるようになったと考えています。

#### イ. ソルベンシー・マージン比率に関して

「ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子（案）」では、想定される損失を厳格に算定する方向性を示していますが、保険会社においては、こうした方向性を踏まえたリスク管理を行う動きも見られました。

また、リスク管理態勢の高度化を図る観点から行った監督指針の改正により、適切なソルベンシー評価の前提となる各社のリスク管理態勢の整備にも一定の効果があったと考えています。

### (3) 金融コングロマリットに対するモニタリングの実施

#### ①取組内容

金融商品取引法改正によるファイアーウォール規制の見直しに伴い、利益相反管理態勢の整備が義務付けられることを受け、基本的な考え方や監督上の着眼点を示すため、「金融コングロマリット監督指針」の改正を行いました。

#### ②評価

上記監督指針の整備により、金融コングロマリットにおける適切な経営管理態勢の構築に一定の効果があったものと考えています。

#### (4) 早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用

##### ①取組内容

##### ア. 早期健全化法に基づく資本増強行について

早期健全化法に基づく資本増強行に対して、経営健全化計画の履行状況につき報告を求め、20年3月期については同年7月に、20年9月期については同年12月にその内容を公表しました<sup>※2</sup>。

また、20年3月期の当期利益が経営健全化計画比で大幅に下振れした3行に対して、抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画の提出・実施等を内容とする業務改善命令を20年7月に発出しました。

##### イ. 金融機能強化法に基づく資本参加行について

i) 旧金融機能強化法に基づく資本参加行（紀陽銀行及び豊和銀行）から経営強化計画の履行状況の報告がなされ、20年3月期については同年8月に、20年9月期については翌年1月にその内容を公表しました。

ii) 20年12月に改正された金融機能強化法に基づき、北洋銀行、福邦銀行及び南日本銀行に対して、21年3月に国の資本参加を実施しました。

##### ②評価

##### ア. 早期健全化法に基づく資本増強行について

早期健全化法に基づく資本増強行の経営健全化計画の履行状況については、各金融機関からの報告を取りまとめて半期毎に公表しており、パブリック・プレッシャーによる自己規正を図ることとしています。また、計画未達の金融機関について、報告徴求、業務改善命令といった監督上の措置を講じることとしています。こうした枠組みの下で、資本増強行の経営健全化が促されているものと考えています。

そうした中、20事務年度においては、旧安定化法（金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律）、早期健全化法、預金保険法に基づく資本増強額（約12.3兆円）のうち、約0.4兆円の返済が行われました。その結果、21年6月末の残高は約2.9兆円となっており、資本増強以後21年6月末までに約1.3兆円の利益が生じています。

##### 【資料3 旧安定化法、早期健全化法、預金保険法に基づく返済状況】

	18事務年度 (19年6月末)	19事務年度 (20年6月末)	20事務年度 (21年6月末)
返済額	2.4兆円	0.1兆円	0.4兆円
残 額	3.4兆円	3.3兆円	2.9兆円

<sup>※2</sup> <http://www.fsa.go.jp/news/20/ginkou/20080725-1.html>  
<http://www.fsa.go.jp/news/20/ginkou/20081219-1.html>

## イ. 金融機能強化法に基づく資本参加行について

i) 旧金融機能強化法に基づく資本参加行の経営強化計画の履行状況については、法令上、半期毎に当局に報告がなされ、これを当局が公表することとされており、パブリック・プレッシャーが働く仕組みとなっています。また、履行状況についてのフォローアップを行い、必要に応じて監督上の措置を講ずることとしています。

ii) 改正金融機能強化法に基づく資本参加行についても、同様の枠組みにより、今後、経営強化計画の履行状況についてのフォローアップ等を行っていくこととなります。

このような枠組みの下、資本参加行の金融仲介機能が一層強化され、中小企業等に対する円滑な資金供給に結びつくことにより、地域経済の活性化に貢献していくものと考えています。

## (5) 市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応

### ①取組内容

リスク・フォーカス、フォワード・ルッキングなアプローチで課題を早期に認識しうるよう、20年7月に金融システムに係るリスクに関連する情報の収集及び分析を行うリスク分析参事官室を設置しました。

また、金融機関を取り巻く指標の収集・分析及び金融機関の実務者層・市場関係者との意見交換等を通じて、マーケット動向や金融機関のリスク特性についてタイムリーに把握し、検査・監督の現場に還元するなど、リスク分析の高度化に取り組んでいます。具体的には、グローバルな株式、債券、クレジット、為替、コモディティ等の各市場の状況やマクロ経済の情勢等について、金融システム、金融・資本市場の動向把握の観点から、情報の集積・調査・分析を実施するとともに、日本銀行と連携をしつつ、短期金融市場、社債・CP市場等の情勢の把握に注力しました。

また、サブプライムローン問題を契機としたグローバルな金融市場の混乱を受け、わが国金融機関が保有する証券化商品等の残高及び関連する損失等についての調査を開始し、19年9月期よりサブプライム関連商品等の保有額等について、20年3月期より（FSF報告書における先進的開示事例に倣い）証券化商品等全体の保有額等について、四半期ごとに公表するなど、グローバルな金融市場の混乱がわが国金融システムに与える影響について把握してきました。

さらに、わが国金融機関に対する金融市場の混乱へのリスク管理上の対応についてのヒアリングや、海外当局との連携・情報交換、金融安定化フォーラム（FSF）を含む国際的枠組みにおける議論を踏まえて、20年8月に主要行等向けの総合的な監督指針及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針を、21年6月に保険会社向けの総合的な監督指針を改正し、金融機関のリスク管理の一層の高度化を促しました。

また、20年5月には主要国の監督当局で構成され、金融機関のリスク管理実務について調査・分析を実施するSenior Supervisors Group（SSG）に加わり、SSGによる金融機関における各種リスク管理の状況等に係るサーベイに対して協力すると

ともに、電話会合等による海外当局との意見交換・情報交換を実施するなど積極的な貢献を行いました。

## ②評価

グローバルな株式、債券、クレジット、為替、コモディティ等の各市場の状況やマクロ経済の情勢等について、収集した情報及び分析結果を庁内で共有することにより、金融行政への反映を図っており、一定の効果があつたものと考えています。

また、わが国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品全体の保有額等の公表は、サブプライム関連商品や証券化商品等に関する統一的な基準の下、わが国預金取扱金融機関全体の保有・損失状況について、世界に先駆けて開示を行ったものであり、サブプライムローン問題がわが国の預金取扱金融機関に与える影響の規模や損失処理の状況等を端的に示し、グローバルな金融市場の混乱が続く中で、わが国の金融機関の状況に対する不安感の払拭に資するものであつたと考えています。

また、各金融機関に対するヒアリングや、海外当局との連携、国際的枠組みにおける検証を通じて得られた、金融機関のリスク管理にかかる教訓を監督上の着眼点に盛り込んだ主要行等向けの総合的な監督指針等の改正についても、各金融機関に対して、今回のサブプライムローン問題を契機とした金融市場の混乱を踏まえたリスク管理の高度化への取組みを促進することに繋がるものと考えています。

## 7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

### (1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

グローバルな金融市場の混乱により、株式市場等の大幅な変動や実体経済の悪化など、金融機関を取り巻く様々なリスクが高まる中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・定量的に把握する必要性が高まっています。

### (2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを行い、業務の健全性・適切性に係る問題を早期に発見し、必要に応じ監督上の対応を行うことや、監督指針の整備等を進めたことは、金融機関のリスク管理の高度化への取組みを促進することに繋がるものと考えられることから、金融機関の健全かつ適切な運営の確保に資することができたと考えています。また、優先課題の早期認識と効果的な対応の観点からも有効であったと考えています。

### (3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

検査・監督連携会議を開催し、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることなどにより、効率的なモニタリングを実施し、金融機関の健全かつ適切な運営の確保に資することができました。また、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで行うことで、監督部局及び金融機関において事務の効率化や利便性の向上が図られました。

## 8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

### (1) 今後の課題

#### ① 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施

引き続き、金融機関の財務会計情報やリスク情報等の蓄積・分析及び市場動向の把握に努めるとともに、定期及び随時のヒアリング等を通じ、金融機関との意見交換や経営状況の把握等に努め、内部管理態勢の確立等、経営の健全性及び業務の適切性の確保に向けた金融機関の自主的な取組みを早期に促していく必要があります。あわせて、業態・テーマごとの検査・監督連携会議の開催を通じて、検査部局及び監督部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図りながら、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を一体的に運用することにより、一層効率的なモニタリングを実施していくことが必要と考えています。

また、報告・分析の対象となる情報の処理はコンピュータ・システムで迅速かつ効率的に行うことが不可欠であり、引き続き、システムの強化等を図っていくことが必要です。

#### ② 金融機関のリスク管理の高度化

##### ア. パーゼルⅡに関して

パーゼルⅡは、金融機関の業務や取引が複雑化する中、従来の簡素な規制の枠組みと比べ、金融機関が抱えるリスクをより精緻に把握することで、金融機関のリスク管理の高度化への取組みを促す枠組みです。金融機関のリスク管理実務等の進展を踏まえ、今後とも、第1の柱におけるリスク計測手法に係る承認プロセス及び承認後のフォローアップを通じ、金融機関のリスク管理の高度化に向けた取組みを適切に把握し、第2の柱の補完的な枠組みを通じて、各金融機関の特性に応じたリスク管理の高度化を適切に促していく必要があります。また、自己資本比率の計算ルールや当局の監督上のモニタリング手法等について、国際的な動向や金融実務慣行の変化等を踏まえ、必要に応じ見直していく必要があります。

##### イ. ソルベンシー・マージン比率に関して

保険会社のソルベンシー・マージン比率については、「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」（19年4月公表）や「ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子（案）」（20年2月公表）に対する意見及び、最近の金融市場の混乱から得られた教訓のほか、保険監督者国際機構（IAIS）での議論を含め国際的動向等も参考にしながら、同比率の算出基準等の見直しについて取組みを進める必要があります。

#### ③ 金融コングロマリットに対するモニタリングの実施

金融コングロマリットについて、「金融コングロマリット監督指針」に基づき、金融監督上の諸問題等に係る横断的な監督を引き続き実施していくとともに、金融コングロマリットを巡る環境の変化に応じて、監督指針の内容を見直していく必要があります。

す。

④ 早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用

ア. 早期健全化法に基づく資本増強行について

より強固な金融システムの構築のために、早期健全化法に基づく資本増強行の経営の健全性の確保及び預金保険機構のいわゆる「3原則」(①経営の健全性の維持、②国民負担の回避、③市場への悪影響の回避)を踏まえた公的資金の管理を図るため、引き続き適切な対応に努めていく必要があります。

イ. 金融機能強化法に基づく資本参加行について

i) 旧金融機能強化法に基づく資本参加行については、経営強化計画の履行状況について公表やフォローアップを行うなど、引き続き適切な対応に努めていく必要があります。

ii) 改正金融機能強化法に基づく資本参加行についても、同様に、経営強化計画の履行状況について公表やフォローアップを行うなど、適切な対応に努めていく必要があります。また、今後、他の金融機関から同法に基づく国の資本参加の申請があった場合には、法令等に則り、適切な審査に努めていく必要があります。

更に、同法の趣旨を踏まえ、金融機関に対して、引き続き、同法の活用等の積極的な検討を呼びかけていく必要があります。

⑤ 市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応

サブプライムローン問題を契機としたグローバルな金融市場の混乱によるわが国金融システムへの影響は、欧米と比べれば、相対的に限定されていますが、実体経済の悪化等から来る影響が大きくなってきています。G20やG7をはじめとした国際会議等の場においても、議論されているように、今後は、個別金融機関のみならず、金融システム全体を見渡した、マクロ・プルデンシャルな視点による市場動向等の把握にも注力していく必要があります。

また、我が国金融機関におけるサブプライム関連商品等及び証券化商品等全体の損失は、いずれも21年に入り横ばいとなってきています。したがって、サブプライムローン関連商品等や証券化商品等全体の保有額等については、引き続き注視していく必要はありますが、その調査や公表のあり方について、今後検討が必要になっていくものと考えられます。

以上のことから、引き続き、市場動向等の把握に努めるとともに、効果的な行政対応につなげていく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 21年度予算額
------	--------------	------	-----------------

モニタリング・システム関係経費	①	予算 <継続>	285,731 千円
バーゼルⅡ対応システム関係経費	②	予算 <継続>	12,615 千円
金融機能強化法に基づく資本増強の審査等に 必要な経費	④	予算 <継続>	102,375 千円
金融取引業者等の監督に必要な経費	①	予算 <新規>	—
総務企画局参事官（非預金取扱金融機関担当） の時限の撤廃（恒久化）	①	機構・定員	
ヘッジファンド等の監督体制の充実・強化	①	機構・定員	
保険会社の財務基準高度化に係る体制整備	②	機構・定員	
証券会社グループ監督の充実・強化	③	機構・定員	
マクロ健全性監督に係る体制整備	⑤	機構・定員	

## 9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ サブプライム関連商品等の保有額について（平成20年10月28日、平成21年3月6日、平成21年6月2日公表 <http://www.fsa.go.jp/status/subprime/index.html>）

## 11. 担当課室名

監督局総務課、監督局総務課バーゼルⅡ推進室、監督局総務課コングロマリット室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課

## 施策 I - 1 - (2)

### 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施

#### 1. 達成目標等

達成目標	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること
目標設定の考え方及びその根拠	金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。 【根拠】銀行法第 25 条等
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オフサイト検査モニターのアンケート（評定制度に関する項目）結果のうち「1」または「2」と回答された割合（前年度の水準を維持・20 年度末）</li> <li>・ 検査実績件数</li> <li>・ 検査指摘内容</li> </ul> （注）目標値・達成時期が設定されていない指標は、事務事業の性格上、設定していません。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評定結果の分布状況</li> <li>・ 各業態の健全性指標＜自己資本比率等＞</li> <li>・ 各業態の不良債権比率</li> </ul>

#### 2. 平成 20 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
① 重点的・機動的な検査に向けた取組み	リスクフォーカス・アプローチにより、メリハリのついた重点的・機動的な検査を推進する観点から、以下の取組みを実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要行担当主任検査官の複数年担当制（日本版 Examiner in Charge）を通じた主要行に対する検査の実施</li> <li>・ 特定のリスク又は業務に的を絞ったターゲット検査の積極的活用</li> <li>・ 小規模で業務が限定されている金融機関に対する簡易検査の導入</li> </ul>
② 金融実態に応じた的確な金融検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種リスク管理態勢の検証の実施（高度化・複雑化する金融商品への運用状況や貸出の実施状況を踏まえた検証の実施等）</li> <li>・ 利用者保護（苦情処理態勢等）に係る検証の実施</li> <li>・ 金融コングロマリットに対する検査の実施、等</li> </ul>
③ 金融検査評定制度の運用	20 年 1 月より全面施行した金融検査評定制度について、制度の趣旨である経営改善に向けた動機付け機能を向上させるような運用を図る。

#### 3. 評価結果

## (1) 20年度の達成度

A

### 【達成度の判断理由】

平成 20 検査事務年度検査基本方針等に基づき着実に検査を実施したことにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に向けて成果が上がっていること、また、被検査金融機関に対して実施したオフサイト検査モニターのアンケート（評定制度に関する項目）結果においても前年並みの評価となっていることなどから、Aと評価しました。

## (2) 端的な結論（中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針）

施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

## 4. 施策の趣旨・概要

平成 20 年度は、ベター・レギュレーションの考え方を財務局も含めた検査部局全体に一層浸透・定着させることを最重要課題とするとともに、金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化に留意しつつ、よりレベルの高い内部管理態勢の構築に資するよう、金融実態に応じた的確な金融検査を実施していく必要がありました。

このため、平成 20 検査事務年度検査基本方針において、20 年 8 月に改定した金融検査マニュアル前文（①重要なリスクに焦点をあてた検証、②問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・説明、③問題点の指摘と適切な取組みの評価、静的・動的な検証、④指摘や評定根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化、⑤検証結果に対する真の理解（「納得感」））に則った取組みを推進する旨明記し、検査重点事項として、①各種貸出・金融商品の実態に応じた適切なリスク管理態勢の構築、②国際的に業務展開する金融機関の管理態勢の整備、③顧客保護の推進・利用者利便の向上への対応、④円滑な中小企業・地域金融に向けた対応、を掲げ、検査基本計画に従い検査を実施することとしたほか、20 年 1 月より全面施行した金融検査評定制度について、制度の趣旨である経営改善に向けた動機付け機能を向上させるような運用に努めました。

※ ベター・レギュレーションにかかる取組みについては、「施策Ⅲ－3－(1) 金融行政の透明性・予測可能性の向上」にも記載しています。

## 5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

米国のサブプライム・ローン問題を契機とした金融市場の混乱は、特に 2008 年秋のリーマン・ブラザーズの破綻等の発生以降、世界的に深刻な金融・経済危機に発展しました。世界経済がこうした金融危機に直面し、金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化する中で、金融機関のリスクの特性やその変化をきめ細かく把握する必要性が一層高まっていることが改めて認識されました。

## 6. 平成 20 年度主な事務事業の取組内容と評価

20 検査事務年度において、銀行等（銀行持株会社を含む）については 104 件の検査を実施したほか、信用金庫・信用組合等の協同組織金融機関について 181 件、保険会社について 19 件、その他の金融機関について 281 件の検査をそれぞれ実施し、概ね計画を達成したと考えています。

### 【資料 1 平成 20 検査事務年度の検査実施計画・実績件数】

（単位：件）

	検査計画件数（注）	検査実績件数
銀行等（銀行持株会社を含む）	95	104
協同組織金融機関	190	181
保険会社	20	19
その他金融機関	285	281

（注）当該計画は、年度当初の見込みとして設定したものです。

### （1）重点的・機動的な検査に向けた取組み

#### ①取組内容

経営上重要なリスクに焦点をあてたメリハリある検証に努めることとした上で、金融機関の規模・特性等を踏まえ、以下のような検査運営を進めました。

- ・ 主要行担当主任検査官の複数年担当制（日本版 Examiner in Charge）の下、主要行についての深度ある分析・検証
- ・ 主要行・地域金融機関、保険会社等へのターゲット検査の積極的活用
- ・ 小規模で業務が限定されている金融機関（小規模な外国銀行支店や職域・業域信用組合）への簡易検査の導入

#### ②評価

以下のような重点的・機動的な検査に努めた結果、金融機関においては、経営に重要な影響を与える問題を把握した上で、検査で検証された事項の改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったものと考えています。また、金融機関の規模・特性等を踏まえた検査運営を行うことにより、金融機関の検査負担の軽減についても一定の成果があったものと考えています。

- ・ 主要行担当主任検査官の複数年担当制（日本版 Examiner in Charge）については、主任検査官が検査時以外でも金融機関と情報交換することで、従来以上に金融機関の状況を把握し、その時々にもっとも重要な検証分野を選定するように努めてきました。
- ・ 積極的に活用することとしたターゲット検査については、主要行に対しては 19 検査事務年度に引き続き全検査を部分検査として実施するとともに、地域金融機関、保険会社等に対しても従来以上に部分検査を実施しました。
- ・ 小規模で業務が限定されている金融機関（小規模な外国銀行支店や職域・業域信用組合）に対しては、業務特性等を踏まえ、簡易検査を導入し、検査負担の軽減

に努めました。

## (2) 金融実態に応じた的確な金融検査の実施

### ①取組内容

#### ア. 各種リスク管理態勢の検証の実施

金融機関においては、各種貸出・金融商品に内在するリスクを的確に把握するとともに、その変化を機動的にモニタリングする必要性が益々高まっている状況を踏まえ、金融機関が市場動向等を注視し、必要に応じてストレステスト等を有効に活用しつつ、リスクを的確に把握し、適切なリスク管理や資産負債管理（ALM）を行っているか検証するなど、規模及び特性に応じた検査に努めました。

#### イ. 利用者保護に係る検証の実施

金融機関においては、多様で質の高い金融サービスを提供するために、顧客情報の管理、優越的地位の濫用や利益相反の防止等の基本的な顧客保護の取組みを推進するだけでなく、より積極的な利用者利便向上に向けた態勢を整備することが求められていることから、顧客保護推進・利用者利便向上に向けた態勢整備や、相談・苦情等への適時適切な対応に向けた態勢整備などについて検証を行いました。

#### ウ. 金融コングロマリットに対する検査の実施

我が国の市場で活動する金融コングロマリットを形成する金融機関に対する検査にあたっては、顧客情報の取扱いなどに関して適切な内部管理態勢の整備を進めているかといった点にも留意し、検証を行いました。

#### エ. 円滑な中小企業・地域金融に向けた対応

金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境が大きく変化し、企業の経営環境が厳しい状況にある中で、各金融機関には適切かつ積極的に金融仲介機能を発揮することが強く期待されていることを踏まえ、金融機関において、適切なリスクを管理ベースとして、中小企業の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢が構築されているか等について検証を行いました。なお、円滑な中小企業・地域金融に向けた金融機関による優れた取組みについては、検査で積極的に評価しました。

また、世界の景気や国内経済が急速に悪化する中で、中小企業はもとより、中堅・大企業等の業況も厳しさを増している状況を踏まえ、企業金融等の円滑化に向けて公表した「金融円滑化のための新たな対応」（21年3月）に基づき、4～6月に金融円滑化のための集中検査を実施しました。

### ②評価

#### ア. 各種リスク管理態勢の検証の実施

金融機関が自らの実態やリスク特性を十分に分析・把握しているかといった観点等から検証を行った結果、次のような事例（21年6月末までに検査結果通知を行っ

た事例、以下同じ) を検査で指摘しました。金融機関においては、改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったと考えています。

・統合的リスク管理態勢（預金等受入金融機関）

統合的リスクの分析・評価について、経営会議は、統合的リスク管理を統括する管理者を定めておらず、各リスク管理部門から個々に各種リスク管理に係る報告を受けるにとどまり、各種リスクを統合的に捉えた分析に基づく経営への影響度の評価等を行っていない事例。

・信用リスク管理態勢（預金等受入金融機関）

大口与信先の管理について、常務理事会は、信用リスク管理規程に基づき、四半期毎に大口与信先に係る未保全額の状況の報告を受けているが、同未保全額の自己資本に占める割合が増加した場合の対応を定めていないことから、同割合が急増しているにもかかわらず、与信管理部門に対し、改善策の策定を指示していない事例。

なお、21年3月期における預金取扱金融機関の自己資本比率について見ると、主要行等 12.4%、地域銀行 10.5%となっており、ほぼ横ばいとなっています。他方、不良債権比率について見ると、主要行等で 1.7%と前年同期比 0.3%ポイントの増加、地域銀行で 3.4%と同 0.3%ポイントの減少となっていますが、全国銀行ベースでは 2.4%と横ばいとなっており、いずれも健全性が維持されています。

このように、効果的・効率的な検査の実施もあり、我が国金融機関において健全性が維持されており、金融機関の自主的・持続的な取組みによる経営力強化の促進が図られているものと考えています。

【資料2 自己資本比率】

	19/3期	20/3期	21/3期
主要行等	13.3%	12.3%	12.4%
地域銀行	10.4%	10.3%	10.5%
信用金庫	12.0%	11.7%	11.8%
信用組合	10.2%	10.0%	10.2%

【資料3 不良債権比率（＝不良債権÷総与信額）】

	19/3期	20/3期	21/3期
主要行等	1.5%	1.4%	1.7%
地域銀行	4.0%	3.7%	3.4%
信用金庫	6.5%	6.4%	5.8%
信用組合	10.3%	10.3%	9.0%
全国銀行	2.5%	2.4%	2.4%

イ. 利用者保護に係る検証の実施

金融機関がより積極的な利用者保護・利用者利便向上に向けた態勢を構築してい

るかどうかについて、顧客保護推進・利用者利便向上に向けた態勢の整備状況、相談・苦情等処理態勢等を重点的に検証した結果、次のような事例を検査で指摘しました。金融機関においては、改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったと考えています。

・顧客保護等管理態勢

(ア) 融資謝絶案件の管理について、顧客説明管理部門は、顧客説明に係る規程に反した不適切な融資謝絶の有無を検証する態勢を整備していないことから、営業店において、融資協議に係る管理簿に謝絶理由を記載していない事例等が多数認められる事例。(預金等受入金融機関)

(イ) 顧客情報漏えい時の当局への報告基準について、顧客情報統括管理責任者は、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等の実務指針に反し、本来当局への報告が必要な個人データの漏えい事案のうち悪用のおそれがないなどの事案は報告対象外としていることから、個人データの漏えい事案について当局への報告漏れが多数認められた事例。(保険会社)

ウ. 金融コングロマリットに対する検査の実施

金融コングロマリットを形成する金融機関に対して検証を行った結果、次のような事例を検査で指摘しました。金融機関においては、改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったと考えています。

・顧客保護等管理態勢 (預金等受入金融機関)

利益相反の防止への取組みについて、利益相反管理担当部門は、グループ内証券会社と協働して取り扱う事案等についてモニタリングを行っていないことなどから、当行営業職員が、内部規定に反し、本店の承認を受けることなく、顧客と契約を締結している事例。

エ. 円滑な中小企業・地域金融に向けた対応

中小企業の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢が構築されているか等を重点的に検証した結果、次のような事例を検査で指摘しました。金融機関においては、改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があったと考えています。

・中小企業向け貸出の審査管理について、与信管理部門による営業部店に対する円滑な中小企業向け融資への対応についての周知徹底が不十分であることから、本店営業部において正常先を含めて今後の取引拡大が見込めない与信先との取引解消を推進する対応方針が示されている事例。

・与信取引に係る顧客説明について、理事会は、営業店からの苦情等報告により、顧客への融資謝絶時の説明不足から、いわゆる「貸し渋り・貸し剥がし」と受け取られたことによる苦情等が発生していることを把握しているにもかかわらず、与信取引に係る顧客説明管理部門に対して、具体的な顧客説明内容を記載したマニュアルや融資謝絶に関する顧客説明内容に係る記録態勢の整備を指示していない事例。

また、円滑な中小企業・地域金融に向けた金融機関による優れた取組みについては、次のような事例を検査で積極的に評価しました。このような取組みを検査で積極的に評価したことは、金融の円滑化に向けて、一定の成果があったものと考えています。

- ・中小企業の事業再生等について、所管部署は、雇用等の観点から地域経済への影響が大きく、事業再生が必要な企業を選定し、中小企業再生支援協議会との連携による再生スキームの構築など事業再生に向けた取組みを実施した結果、債務者に外部コンサルティングの導入や不採算事業からの撤退等を促し、赤字体質からの脱却が図られた事例など、多数の事業再生が実現しており、継続雇用の確保等に効果を発揮している事例。

### (3) 金融検査評定制度の運用

#### ①取組内容

金融検査評定制度については、20年1月より全面的に施行し、評定結果を選択的な行政対応に反映させているところです。検査にあたっては、検査マニュアル前文の5項目や検査基本方針に基づき、評定根拠を具体的かつ論理的に示すよう努めました。また、金融庁及び財務局の検査官に対して研修を実施し、目線の統一を図りました。このほか、以下のような評定制度に係る取組みの充実を図りました。

- ・中小企業に適した資金供給に係る取組み事例や、中小企業の事業再生等に向けた優れた取組み・創意工夫を積極的に評価し、検査評定にも明確に反映
- ・自主的・継続的な改善に向けたインセンティブ付けの観点から、新たに「A評定」事例や、前向きに評価できる事例を金融検査指摘事例集により周知（20年7月）
- ・金融検査評定結果の分布状況の取りまとめにおいて、新たに「A評定」と「B評定」を追加して公表（20年12月）

#### ②評価

検査マニュアル前文の5項目や検査基本方針に基づき、評定根拠を明示して検査を行ったことや、上記のような評定制度に係る取組みの充実を図ったことなどにより、実施した検査に対する被検査金融機関の意見を集計したオフサイト検査モニターのアンケート結果（評定制度に関する項目）においても、「納得のいくものであった」との回答の割合が全体の約8割（19事務年度は8割強）に達していることから、評定制度が適切に運営されたものと考えています。

【資料4 オフサイト検査モニター アンケート結果】

区分	アンケート項目	回答内容	回答率
金融検査評定制度	評定結果及びそれに至る過程など全体的な印象について	十分納得のいくものであった	49.5%
		概ね納得のいくものであった	31.6%
		一部で納得のいかないところもあった	1.6%
		納得のいかないものであった	—
		未回答	17.4%

## 7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

### (1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保していく必要があり、立入検査はそのために必要な手段です。

### (2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

金融検査において金融機関の取組みが不十分な態勢等について指摘した結果、各金融機関においては改善に向けた取組みが行われており、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に一定の成果があったと考えています。

### (3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

当局の人員が限られている中で、検査基本方針等で予め検査重点事項を定め、業態の違いや規模・特性等を勘案した検査班編成を行うなど、金融庁、財務局のリソースを有効に活用して、金融実態に応じた的確な検査の実施に努めたことにより、効率的な検査を実施することができたと考えています。

## 8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

### (1) 今後の課題

世界景気や国内経済が急速に悪化し、企業の経営環境が厳しい状況にある中で、各金融機関には適切かつ積極的に金融仲介機能を発揮することが強く期待されており、検査において、金融機関が借り手の実態をきめ細かく把握して真の企業価値を見極める態勢となっているか、リスクテイクとリスク管理の両面から金融機関の態勢を検証していく必要があります。また、金融機関の保有するリスクが多様化・複雑化する中で、そのリスク管理手法も高度化・精緻化している状況を踏まえ、金融機関が採用している各種リスク計測モデルの適切性等を継続して検証していく必要があります。さらに、今般制定された資金決済法において、資金清算機関等への検査権限が新たに規定されたことにより、検査体制を整備する必要があります。このほか、今般の金融・資本市場の混乱に伴い保険会社を取り巻く経営環境にも大きな変化が見られる中で、預金取扱金融機関だけでなく各保険会社にはリスク管理の高度化等による財務の健全性確保・維持を図ることが求められており、こうした分野の検証を的確に行っていくためには、保険会社に対する検査体制を高度化する必要があります。

### (2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

#### 予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 21年度予算額
金融機関等検査経費	②	予算 <継続>	311,283千円

金融検査手法向上経費	②	予算 <継続>	4,493 千円
リスク計測参照モデル関係経費	②	予算 <継続>	18,144 千円
中小企業向け金融円滑化のための検査体制の整備	②	機構・定員	
資金決済法施行に伴う検査体制の整備	②	機構・定員	
保険会社の検査の高度化を図るための体制整備	②	機構・定員	
法令等遵守態勢等の検証の充実を図るための体制整備	②	機構・定員	

※21 年度に予算要求を行った e-ラーニングコンテンツ作成等経費については、これまでの予算措置により e-ラーニング教材を作成し、一定の効果が得られる見込みであるため、検討の結果、22 年度において予算要求を行わないこととしました。

## 9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・平成 20 検査事務年度の検査実施計画・実績件数
- ・オフサイト検査モニターのアンケート結果（21 年 7 月 16 日公表）  
<http://www.fsa.go.jp/news/21/20090716-2.html>
- ・金融検査評定結果の分布状況（20 年 12 月 16 日公表）  
<http://www.fsa.go.jp/news/20/ginkou/20081216-4.html>

## 11. 担当課室名

検査局総務課

## 施策 I-2-(1)

### 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止

#### 1. 達成目標等

達成目標	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>ペイオフ解禁後も金融機関が市場規律の下で更に緊張感をもって経営基盤の強化に取り組み、その結果、金融システム全体の安定性が継続的に維持・増進することが期待される。金融システムの枠組みも、金融機関の自己責任と市場による規律付けを中心とし、行政による規律付けは補完的な役割に移行する中、金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提として円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られる必要がある。</p> <p>【根拠】預金保険法第1条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（大臣発言）等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート調査等による預金保険制度の国民の認知度（前年度実績を維持・20年度末）</li> </ul> <p>※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>りそなグループの経営健全化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況</li> <li>名寄せ検査数</li> </ul>

#### 2. 平成20年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①預金保険制度の周知及び適切な運用	<p>広報活動を通じて、預金保険制度の周知を引き続き図っていく。</p> <p>また、金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、それを未然に防止するため、金融危機対応会議の議を経て、金融危機に対応するための必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を行う。</p>
②円滑な破綻処理のための態勢整備	<p>預金保険機構等の関係機関との緊密な連携の下、名寄せデータの精度の維持・向上、初動対応の一層の円滑化・迅速化等の預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。</p>

#### 3. 評価結果

##### (1) 20年度の達成度

### 【達成度の判断理由】

預金保険制度の周知については、制度の誤解等から無用な混乱を起こさないよう、引き続き国民への理解を深めるための広報活動を行い、金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」[二人以上世帯調査]（平成 20 年）によると、同制度について「知っていた」と回答した世帯は 81.2%（前年 81.3%）と、前年と同水準を維持しており、相当程度、制度の周知が図られていると考えています。

また、預金保険法第 102 条の適切な運用については、同法に基づく資本増強を行ったりそのグループに対し、「経営の健全化のための計画の履行状況」報告を徴求する等、同グループの取組みのフォローアップを行いました。同グループにおいては、従来から取り組んできた差別化戦略を徹底するなど、経営健全化計画の着実な進捗が図られていると考えています。

さらに、円滑な破綻処理のための態勢整備については、名寄せデータの整備状況について、預金保険機構と連携し、預金取扱金融機関の検査・フォローアップを行い、金融機関において改善に向けた取組みが行われており、その精度の維持・向上が図られていると考えています。

そのほか、預金保険機構との破綻処理に係る初動対応の円滑化・迅速化を図るための協議などにより、同機構においてノウハウ・スキルの向上が図られるなど、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実が図られていると考えています。

以上のことから、円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止に向け成果が上がっていると考えられたため、A と評価しました。

## （2）端的な結論（中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針）

施策の達成に向けて成果が上がっていると認められ、今後もより一層取組みを進めていく必要があります。

### 4. 施策の趣旨・概要

ペイオフに関しては、14 年 4 月から、まず定期性預金が定額保護に移行し、その後、同年の預金保険法一部改正により、無利息等の 3 要件を満たす決済用預金について全額保護とするなど、決済機能の安定確保策を講じた上で、17 年 4 月から、利息が付される普通預金等についても定額保護に移行（ペイオフ解禁）しています。

このような政策の遂行を担保し、預金者保護や金融システムの安定を図る観点から、以下のような措置を講じてきているところです。

- （1）預金保険制度についての誤解や不知による混乱を起こさないことが重要であるとの観点から、制度の整備を進めるとともに、制度の周知を図るための広報活動を実施することとしています。
- （2）預金保険法に基づき、我が国又は当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生じるおそれがある場合、それを未然に防止するため、

金融危機対応会議の議を経て、同法第 102 条に基づく措置<sup>※1</sup>を講ずるとともに適切なフォローアップ等を行うこととしています。

- (3) 金融機関の破綻処理を迅速かつ円滑に進めるため、名寄せデータの精度の維持・向上や預金保険機構等の関係機関との緊密な連携に努めることとしています。

## 5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

## 6. 平成 20 年度主な事務事業の取組内容と評価

### (1) 預金保険制度の周知及び適切な運用

#### ①取組内容

#### ア. 預金保険制度の周知徹底のための広報活動

20 事務年度についても、万が一、預金取扱金融機関の破綻が生じた場合に、預金保険制度に関する誤解等から無用な混乱を起こさないという観点から、引き続き、以下のとおり、国民への理解を深めるための広報活動を行いました。

(ア) 各財務局等に対して預金保険制度に係る広報活動要領を通達し(20 年 7 月)、効果的な広報活動を行うよう周知徹底しました。

(イ) 預金保険制度に係るパンフレットについて、前回(19 年 2 月)の改訂以降、(株) ゆうちょ銀行及び(株) 商工組合中央金庫が制度加入したことなどを踏まえ、刷新しました。

刷新したパンフレットについては、各財務局等を通じて全国の地方公共団体等へ配布する(配布部数: 約 31 万部)ことで、預金保険制度の周知及び情報の提供の浸透に努めました(21 年 1 月~21 年 3 月)。

#### イ. 預金保険法第 102 条の適切な運用

##### ・預金保険法に基づく資本増強行のフォローアップ

りそなグループに対しては、早期健全化法第 5 条第 4 項及び預金保険法第 108 条第 2 項に基づき、20 年 3 月期及び同年 9 月期における「経営の健全化のための計画の履行状況」報告を徴求する等、同グループの取組みのフォローアップを行いました。なお、その内容については、それぞれ 20 年 7 月及び 12 月に公表しました。<sup>※2</sup>

(注) 20 年 11 月、りそなグループは、22 年 3 月末までを対象としていた経営健全化計画を見直し、24 年 3 月末までを対象とする新しい経営健全化計画を策定・公表しました。<sup>※3</sup>

※1 ①破綻又は債務超過でない金融機関については、第 1 号措置(資本増強)

②破綻金融機関又は債務超過の金融機関については、第 2 号措置(貸付コスト超の資金援助)

③債務超過の破綻銀行等については、第 3 号措置(特別危機管理)

※2 [http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f\\_h2003/resona\\_hd.pdf](http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f_h2003/resona_hd.pdf)

[http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f\\_h2009/resona.pdf](http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f_h2009/resona.pdf)

※3 [http://www.fsa.go.jp/kenzenka/k\\_h201107/resona\\_hd\\_b.pdf](http://www.fsa.go.jp/kenzenka/k_h201107/resona_hd_b.pdf)

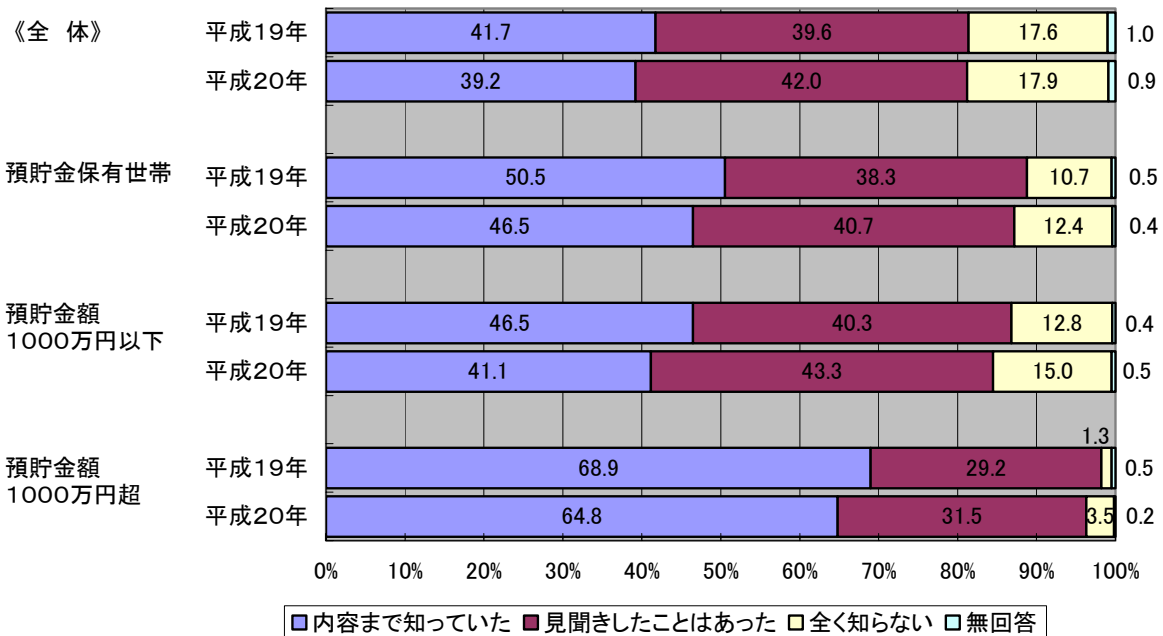
## ②評価

### ア. 預金保険制度の周知徹底のための広報活動

預金保険制度についての国民の認知度について、金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」〔二人以上世帯調査〕（20年）によれば、「知っていた」（「内容まで知っていた」と「見聞きしたことはあった」の合計）と回答した世帯は81.2%（前年81.3%）と、前年と同水準を維持しています。

アンケートの結果を踏まえれば、関係各位と連携し、本制度に係る広報活動を不断に行った結果、相当程度、制度の周知が図られてきていると考えています。

【資料1 預金保険制度の認知度】



出所：家計の金融行動に関する世論調査〔二人以上世帯調査〕 平成20年

### イ. 預金保険法第102条の適切な運用

#### ・預金保険法に基づく資本増強行のフォローアップ

りそなグループは策定した「経営健全化計画」に基づき、従来から取り組んできた差別化戦略（「地域運営」、「アライアンス」、「オペレーション改革」、「サービス改革」）を徹底するとともに、更なる「事業領域の選択と集中」（重点地域・重点ビジネスの再整理）と「りそなスタイルの確立」（新しい企業文化の創造、個の重視、信頼度No.1への挑戦）を柱に、「真のリテールバンクの確立」へ向けた取組みを進めるなど、21年3月期において同計画の着実な進捗が図られているものと考えています。

## （2）円滑な破綻処理のための態勢整備

### ①取組内容

## ア. 名寄せデータの精度の維持・向上

名寄せデータの整備状況について、平成 20 事務年度においては、預金保険機構と連携し、249 の預金取扱金融機関の検査を行いました。

【資料 2 名寄せ検査実施状況（21年 6 月末現在）】

事務年度	本庁実施			財務局実施			預金保険機構実施			計			合計
	銀行	信用金庫	信用組合	銀行	信用金庫	信用組合	銀行	信用金庫	信用組合	銀行	信用金庫	信用組合	
16	43	0	0	22	121	51	16	61	27	81	182	78	341
17	40	0	1	24	76	81	14	69	22	78	145	104	327
18	36	1	0	16	97	53	30	31	30	82	129	83	294
19	20	0	0	12	97	49	49	29	13	81	126	62	269
20	12	0	0	25	64	37	17	59	35	54	123	72	249

(注1)信用金庫には信金中央金庫、信用組合には全国信用協同組合連合会を含む。

(注2)実施件数は検査着手ベース

## イ. 関係機関との連携強化

預金保険機構との緊密な連携の下、破綻処理に係る初動対応の円滑化・迅速化を図るための協議を継続するとともに、同機構で行われた「金融整理管財人業務」の研修に参加するなど、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実に努めました。

## ②評価

### ア. 名寄せデータの精度の維持・向上

名寄せデータの精度の維持・向上については、預金保険機構と連携しつつ金融機関の検査を行い、そのデータベース等の整備状況を厳正に検証した結果、次のような事例を指摘し、フォローアップを行いました。金融機関においては、改善に向けた取組みが行われており、名寄せデータの精度の維持・向上が図られたものと考えています。

- ・所管部署は、営業店において登録した新規・変更データに係る検証が不十分なことや既存データに係る検証を行っていないことから、名寄せ用カナ氏名等の誤りが多数認められた事例。

### イ. 関係機関との連携強化

預金保険機構との破綻処理に係る初動対応の円滑化・迅速化を図るための協議な

どにより、同機構においては、各種事務手続きの整備・改良や金融整理管財人業務のノウハウ・スキルの向上が図られるなど、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実が図られているものと考えています。

## 7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

### (1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提として円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られる必要があります。

### (2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

預金保険制度については、国民全般に相当程度、周知が図られています。

りそなグループについては、「経営健全化計画」の着実な進捗が図られています。

円滑な破綻処理のための態勢整備については、金融機関における名寄せデータの精度の維持・向上が図られています。

### (3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

各財務局等を通じて行った預金保険制度の周知及びその適切な運用、名寄せデータ精度の維持・向上及び関係機関との連携強化などの施策により、円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止を図ることができたと考えています。

## 8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

### (1) 今後の課題

#### ①預金保険制度の周知及び適切な運用

##### ア. 預金保険制度の周知徹底のための広報活動

17年4月にペイオフ解禁が実施され、決済用預金を除く全ての一般預金等が定額保護に移行し、預金保険制度に関する誤解等から無用な混乱を起こさない、また、万が一の預金取扱金融機関の破綻の際の混乱を最小限に抑えるという観点から、引き続き、国民の預金保険制度に対する理解を深めるための広報活動を推進し、預金保険制度の認知度の維持・向上を図っていく必要があると考えています。

加えて、(株) ゆうちょ銀行及び(株) 商工組合中央金庫が新たに預金保険制度に加入したことから、両金融機関の本制度加入や、本制度加入後の預金等の保護の範囲について、国民に広く周知することも重要と考えています。

##### イ. 預金保険法第102条の適切な運用

###### ・預金保険法に基づく資本増強行のフォローアップ

りそなグループについては、引き続き、経営健全化計画等が着実に履行されるよう、適切にフォローアップしていく必要があります。

#### ②円滑な破綻処理のための態勢整備

##### ア. 名寄せデータの精度の維持・向上

名寄せデータのための預金者データは随時変動が生じることなどから、預金保険機構と連携しつつ、検査・監督を通じ、引き続き、名寄せデータの精度の維持・向上に取り組む必要があります。

## イ. 関係機関との連携強化

今後とも、預金保険機構と連携しつつ、初動対応の一層の円滑化・迅速化を含め、破綻処理のための態勢整備の充実を図っていく必要があります。

## (2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

### 予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 21年度予算額
金融危機管理に係る経費	①	予算 <継続>	40,950千円
監督局総務課監督企画官（金融危機対応担当） の時限の撤廃（恒久化）	①	機構・定員	

## 9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 預金保険制度の認知度に関するアンケート調査（金融広報中央委員会）
- ・ りそなグループの経営の健全化のための計画の履行状況に関する報告書（平成20年7月25日、12月19日公表）  
[http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f\\_h2003/resona\\_hd.pdf](http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f_h2003/resona_hd.pdf)  
[http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f\\_h2009/resona.pdf](http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f_h2009/resona.pdf)
- ・ りそなグループの経営の健全化のための計画（平成20年11月7日公表）  
[http://www.fsa.go.jp/kenzenka/k\\_h201107/resona\\_hd\\_b.pdf](http://www.fsa.go.jp/kenzenka/k_h201107/resona_hd_b.pdf)

## 11. 担当課室名

監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局企画課信用機構企画室、検査局総務課

## 施策 I - 2 - (2)

### 国際的な金融監督のルール策定等への貢献

#### 1. 達成目標等

達成目標	国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資すること
目標設定の考え方及びその根拠	国際化等の進展に伴い、規制・基準の収斂の動きが加速している状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作り等に受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。
測定指標 (目標値・達成時期)	・ 金融庁が参画している各国際金融監督機関等における基準・指針等の策定数（前年度実績を維持・20年度末）
参考指標	・ 各国際金融監督機関等の主催会議への出席回数

#### 2. 平成20年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等	<p>バーゼル委において、流動性リスク管理に関するサウンド・プラクティスの見直し、バーゼルⅡにおける証券化の取扱いの見直しの論点整理、自己資本の定義の見直しに関する論点整理、等を行う予定であり、これらのルール策定・見直しについて積極的に貢献する。また、IOSCOの各種会議においては、国際的な金融監督基準やガイドライン等の策定等に積極的に貢献する。国内のソルベンシー・マージン比率の見直しの検討においては、IAISにおいて議論されているソルベンシー評価に関する基準も、必要に応じて参照していく。</p> <p>また、サブプライムローン問題に端を発した今般の金融市場の混乱を受け、金融安定化フォーラム（FSF）において、G7の要請を受けて報告書の策定等が行われたところであり、こうした取組みにも引き続き積極的に参加・貢献していく。</p> <p>また、WTO及び経済連携協定（EPA）交渉における金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、金融サービス分野の自由化の進展を図るとともに、アジア等の金融監督当局との協議の枠組みの強化を図るなど積極的に取り組んでいく。</p>
②海外監督当局との連携強化等	国際的に活動を行う金融機関の監督上の諸問題について、海外監督当局と意見及び情報交換を実施し、連携を強化する。

<p>③マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の国際的取組みへの貢献</p>	<p>マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の国際的な基準を策定する政府間機関であるFATF（金融作業活動部会）及びアジア・太平洋地域におけるFATF型地域機関であるAPG（アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ）に対し、積極的に参画していく。</p> <p>特に、19年度から20年度にかけて行われているFATF対日審査への十分な対応を行う。</p>
--	---

### 3. 評価結果

#### (1) 20年度の達成度

A

##### 【達成度の判断理由】

平成20年度においては、特に、①G20首脳会合において、我が国の提案も踏まえ、格付会社に対して証券監督者国際機構（IOSCO）の改訂基本行動規範と統合的な規制を導入するとの合意がなされ、日米欧において規制の導入・強化に向けた取組みを実施、②国際会計基準委員会財団（IASCF）モニタリング・ボードの設立を積極的に推進し、日米欧三極の一角として正式メンバーとなり、国際会計基準審議会（IASB）のガバナンスに積極的に関与、③会計基準を巡る国際協調として、我が国の会計基準につき欧州連合（EU）による同等性評価の獲得、などの具体的な成果を挙げました。

また、世界的な金融・経済危機を受けて開催されたG20首脳会合やバーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、IOSCO、保険監督者国際機構（IAIS）など既存の各国際フォーラムにおける、危機の再発防止のための国際的な議論に積極的に参加し、35の基準・指針等（前年度16の基準・指針等）の策定に貢献するなど金融システムの強化に向けた国際的な金融規制・監督ルールの再構築に大きく貢献しました。

マネー・ローンダリング等対策については、FATFの対日相互審査において、金融当局に関連する事項に関し、我が国の取組みを十分に説明し相応の評価が得られました。

更に、従来から行っていた二国間金融協議に加え、タイ及びフィリピンとの金融協議を初めて開催する等各国の金融当局との連携をさらに強化しました。FSFやワシントン・サミットの提言を受けて監督カレッジを設置した金融機関について、海外当局と監督上の対応等について認識を共有し、連携を強化しました。

以上のように、積極的に国際的な金融監督のルール策定等の議論に貢献するなどの成果を上げてきたことを踏まえ、Aと評価しました。

#### (2) 端的な結論（中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針）

施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

### 4. 施策の趣旨・概要

世界的な金融危機の再発防止の観点から、国際金融システムの強化の動きが加速している状況を踏まえ、短期的な緊急措置及び中期的な規制の再構築の両面において、国際的な金融監督のルール策定等に受身でなく、戦略的見地から積極的に参加し、主導的な役割を果たす必要があります。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
経済財政改革の基本方針 2008	2008年6月27日	・「開かれた国づくり」に向けた取組の中でも、特に、経済連携の加速、世界経済の成長の果実を国内の豊かさに結びつける好循環の確立は重要であり、WTO交渉の年内妥結とともに、政府一体となって取組を進める。EPA締結国・地域を2009年初めまでに12以上とする目標に向けて取り組む。
世界経済に関するG8首 脳声明	2008年10月15日	我々の現下の焦点は市場の安定化及び信頼回復という喫緊の責務にあるが、現下の危機によって明らかになった欠陥を改善するため、世界の金融セクターについて、規制的及び制度的レジームへの変更が必要である。
生活対策	2008年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融資本市場安定対策の具体的施策として、以下の点について取り組む。</li> <li>・国際協調の推進、日本の経験を活かした一段の発信を行い、アジア地域における金融協力を一層推進する。</li> <li>・現在の市場環境の下、自己資本比率の急激な変動により、金融機関の仲介機能を低下させないよう国際合意の枠組みも踏まえつつ、規制の一部弾力化を図る。</li> <li>・証券化商品の原資産の追跡可能性を確保するための販売ルール作りに向けた市場関係者の取組支援、格付会社に係る規制の検討、金融安定化フォーラム等への積極的な参画を行う。</li> </ul>
第1回G20首脳会合（ワ シントン・サミット） 「金融・世界経済に関す る首脳会合 宣言」	2008年11月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界的な金融危機の再来を防止するため、金融市場と規制枠組みを強化する改革を実施する。</li> <li>・改革のための5つの共通原則と整合的な政策の実施に取り組む。</li> </ul>

第2回G20首脳会合（ロンドン・サミット） 「回復と改革のためのグローバル・プラン」	2009年4月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融危機の再発防止のために必要なあらゆる行動をとる。</li> <li>・ 貸出を回復するために金融システムを修復する。</li> <li>・ 信頼を取り戻すために金融規制を強化する。</li> </ul>
---	-----------	--

## 5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

米国のサブプライム・ローン問題を契機としたグローバルな金融市場の混乱は、特に2008年秋のリーマン・ブラザーズの破綻等の発生以降、世界的に深刻な金融・経済危機に発展しました。こうした事態に対応するために国際金融システムの強化が進められており、また、効果的な対応を行うためにも、海外監督当局等との連携強化の必要性がさらに高まっています。

## 6. 平成20年度主な事務事業の取組内容と評価

### (1) 国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等

#### ア. G20首脳会合

##### ①取組内容

2007年に生じた世界的な金融市場の混乱が、その後、「100年に一度」と言われる世界的に深刻な金融・経済危機に発展したことを受け、2008年11月に、主要な先進国・新興国からなるG20各国の首脳が一堂に会し、「金融・世界経済に関する首脳会合」(ワシントン・サミット)が開催されました。ワシントン・サミットでは、金融危機の再発防止・国際金融システムの強化に関し、金融市場の改革のための5つの共通原則、及びそれを実施するための47項目の行動計画が合意されました。我が国は、過去の日本の危機対応の経験を踏まえた教訓を伝えたほか、国際金融システムの強化策に関する具体的な提言を行い、各国の支持を得て、「金融・世界経済に関する首脳会合 宣言」に反映されました。

その後、ワシントン・サミットでの合意の実施を確認するため、2009年4月に第2回G20首脳会合(ロンドン・サミット)が開催されました。ロンドン・サミットでは、国際金融システム強化のための金融規制・監督の再構築に関し、具体的な進捗が見られました。我が国は、サミットに向けた議論の段階から、中期的な規制の再構築と短期的な危機対応策とのバランスの重要性等を主張し、こうした考え方は首脳声明「回復と改革のためのグローバル・プラン」にも反映されました。

##### ②評価

世界的な金融市場の混乱に対して、各国が国際的に連携・協調して対応することが求められる中、主要な先進国・新興国の首脳が一堂に会し、金融・経済危機への対応と国際金融システム強化に関する具体策に合意したことは、世界的な金融市場の安定化・強化に向け各国が連携して取り組んでいく明確なメッセージとなり、国際金融システムの安定化と発展に大きく寄与したものと考えています。

## イ. 金融安定化フォーラム（F S F）／金融安定理事会（F S B）

### ①取組内容

我が国は、F S F 作業部会のメンバーとして（金融庁が我が国を代表して参画）、2008 年 4 月の G 7 に提出された F S F 報告書の策定に積極的に貢献し、その後も、3 メガ銀行や野村グループについて監督カレッジを設置するなど、同報告書の市場強化策を着実に実施してきたほか、引き続き F S F 作業部会メンバーとして、ロンドン・サミットの際に F S F が公表した以下の 3 つの基準・指針等の策定等、2008 年 4 月の報告書提言を受けた F S F における議論に引き続き積極的に貢献しました。

- ・ 「金融システムにおける景気循環増幅効果への対応」
- ・ 「健全な報酬慣行に関する原則」
- ・ 「危機管理における国際的連携に関する原則」

また、G20 首脳会合の合意を受けて、F S F／F S B において検討することとなった金融規制・監督の見直しに関する議論にも各国と協力して積極的に取り組んでいます。

### ②評価

ロンドン・サミットでは、F S F の役割を拡大し、組織基盤を強化して金融安定理事会（F S B）に改組することが合意されるなど、国際金融システム強化に向けた国際的な取組みにおいて、F S B が果たす役割は一段と大きくなっており、F S B を通じて、G20 首脳会合の合意を国際的に協調して着実に実施することにより、国際金融システムの安定と発展につながるものと考えています。

## ウ. バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）

### ①取組内容

バーゼル委においては、以下の 12 の国際的な銀行監督の基準や指針等の策定にあたり、調査・起草段階から積極的な貢献を行ってきました。

また、バーゼル委は、将来の経済及び金融のストレスに対する強靱性を高めることを目的として、「銀行システムにおける資本水準の強化」（2009 年 3 月）を発表しましたが、その策定にも積極的に貢献しました。

- ・ 「コンプライアンスに関する諸原則の実施状況についての調査結果」（2008 年 8 月）
- ・ 「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」（2008 年 9 月）
- ・ 「外部監査の品質と銀行監督」（2008 年 12 月）
- ・ バーゼルⅡの枠組みの強化に関する 3 つの市中協議文書（「バーゼルⅡにおけるマーケット・リスクの枠組みに対する改訂」、「トレーディング勘定における追加的リスクにかかる自己資本の算出のためのガイドライン」、「バーゼルⅡの枠組みの強化案」）（2009 年 1 月）
- ・ 市中協議文書「実効的な預金保険制度のためのコアとなる諸原則」（2009 年 3 月）

- ・ 「経済資本の枠組みの実務の幅と論点」(2009年3月)
- ・ 「銀行の金融商品公正価値実務の評価のための監督上のガイダンス」(2009年4月)
- ・ 「クロスボーダー電信送金についてのカバー取引通信文に関するデュー・デリジェンス及び透明性」(2009年5月)
- ・ 「健全なストレス・テスト実務及びその監督のための諸原則」(2009年5月)
- ・ 「実効的な預金保険制度のためのコアとなる諸原則」(2009年6月)

## ②評価

我が国は、バーゼル委に設置されている全ての小委員会に専門家等を出席させ、上記の国際的な銀行監督の基準や指針等の策定等の作業に積極的に貢献しました。特に、「バーゼルⅡの枠組みの強化案」の情報開示(「第3の柱」)に関する強化案は、我が国が議長として取り纏めを主導しました。これらの基準・指針等は、各国の銀行監督当局が行う規制・監督の基準・原則・報告等に活用されていくことになると考えています。

さらに、バーゼル委の監督基準実施部会(S I G)等の場を通じて、バーゼルⅡの実施をめぐる諸課題についての議論や監督当局間の情報交換に積極的に参加したほか、邦銀の海外拠点を監督している海外当局との意見交換の実施等に積極的に取り組みました。

こうした活動は、国際金融システムの安定と発展に資するものと考えています。

## エ. 証券監督者国際機構(IOSCO)

### ①取組内容

IOSCOにおいては、以下の11の基準・指針等の策定に貢献したほか、常設委員会において、会計・監査、多国間開示、流通市場、市場仲介者及び法務執行等に係る調査・研究並びに報告書の策定作業に取り組みました。また、2008年11月のワシントン・サミットを受けて、IOSCOにおいて各国間の規制の調和のための検討を行う3つの新設タスクフォース(「空売りタスクフォース」、「非規制金融事業体タスクフォース」、「非規制金融市場・商品タスクフォース」)が立ち上げられ、金融庁としても積極的に議論に参加・貢献してきました。

特に、2007年11月より、市場仲介者の監督上の諸問題を取り扱う第3常設委員会の議長を金融庁が務めているほか、2008年12月よりIOSCO加盟国の多国間MOUの署名に係る審査について、1つの審査案件の議長(ペンホルダー)を務めるなどの貢献をしています。

また、IOSCOは、格付会社が遵守すべき基本行動規範を改訂し、改訂後の基本行動規範の遵守状況について調査を実施したほか、格付会社の監督における国際協力についての検討に取り組みました。金融庁は、これらの調査及び検討の議論に積極的に参加・貢献してきました。

- ・ 市中協議文書「ベストプラクティスに基づくファンズ・オブ・ヘッジファンズに係る国際的規制基準の提案」(2008年10月)

- ・ 市中協議文書「取引所業務の外部委託に関する原則」（2009年2月）
- ・ 市中協議文書「市場への直接的な電子的アクセスに関するポリシー報告書」（2009年2月）
- ・ 「格付会社のIOSCO基本行動規範の遵守状況の調査」（2009年3月）
- ・ 「格付会社の監督における国際協力について」（2009年3月）
- ・ 「商品先物市場タスクフォース最終報告書」（2009年3月）
- ・ 市中協議文書「非規制金融市場・商品」（2009年5月）
- ・ 「空売りに係る規制」（2009年6月）
- ・ 「ヘッジファンドの監督」（2009年6月）
- ・ 市中協議文書「資産担保証券の公募及び開示のための開示原則（ABS開示原則）」（2009年6月）
- ・ 「上場企業における少数株主の保護」（2009年6月）

## ②評価

我が国は、各委員会・作業部会等のメンバーとして、各種IOSCO原則等の策定において、我が国の状況を含め市場実態について積極的に意見を発信し、行動規範の策定に大きく貢献しました。

更に、2008年2月には多国間情報交換枠組み（多国間MOU）への署名当局となり、世界中の証券監督当局との情報交換協力ネットワークを構築するなど、IOSCOの証券市場の公正性・透明性の確保のための活動に積極的に参加・貢献しています。

こうした活動は、国際金融システムの安定と発展に資するものと考えています。

## オ. 保険監督者国際機構（IAIS）

### ①取組内容

IAISにおいては、主に以下の6つの各種原則・基準・指針等の策定等に貢献いたしました。また、世界的な金融危機を踏まえた対応として、「国際的に活動する保険グループ監督に対する新しい作業」を策定するためのタスクフォースを設置し、国際的な保険グループに適用される共通のグループ・ソルベンシー基準やリスク管理基準等の検討を行っていますが、我が国は、執行委員会の副議長を務めるほか、当該タスクフォース議長としても積極的に議論に参加・貢献しています。その他、現在進行中の作業においても、国際的に共通のソルベンシー評価基準等の策定に向けた取組み等に参加・貢献しています。

- ・ 「所要資本の構造に関する基準・指針」（2008年10月）
- ・ 「ERMに関する基準・指針」（2008年10月）
- ・ 「内部モデルに関する基準・指針」（2008年10月）
- ・ 「再保険の相互承認に関する指針」（2008年10月）
- ・ 「グループ監督に関する原則」（2008年10月）
- ・ 「グループ監督の役割と責任に関する指針」（2008年10月）

## ②評価

我が国は、執行委員会、専門委員会のほか、複数の小委員会等の議論に参画し、各種の基準等の策定等に積極的に貢献しました。特に、IAISの最高意思決定機関である執行委員会の副議長及び金融危機を踏まえて設置された「国際的に活動する保険グループ監督に対する新しい作業」を策定するためのタスクフォースの議長を務めているほか、ソルベンシー小委員会においては、副議長として、「所要資本の構造に関する基準・指針」及び「ERMに関する基準・指針」、「内部モデルに関する基準・指針」等の策定過程において積極的な意見を表明するとともに、国際的に共通なソルベンシー評価基準等の策定作業においてドラフティングに携わりました。こうした活動を通じて、国際的な金融監督のルール策定等に主導的な役割を果たしているものと考えています。

## カ. ジョイント・フォーラム

### ①取組内容

バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、証券監督者国際機構（IOSCO）及び保険監督者国際機構（IAIS）の代表者により構成されるジョイント・フォーラム作業部会活動について、リスク評価及び資本に関する作業部会、並びに金融コングロマリットに関する作業部会に参加し、金融コングロマリットの監督上の諸問題、銀行・証券・保険の各分野に跨る監督上の諸問題、また金融危機に関連した問題等も含め、5つのプロジェクトにおいて各国監督当局と共同で調査及び分析作業を進め、以下の報告書の作成を行いました。

また、2008年4月のG7に提出されたFSF報告書の提言実施のため、FSFの要請を受け以下の報告書を作成しました。

- ・ 「規制・監督の枠組みにおける信用格付利用の検証」（2009年6月）

### ②評価

海外監督当局間の業態横断的な情報交換や連携強化が必要不可欠である現状を踏まえ、金融庁は、作業部会活動に積極的に貢献したことにより、質の高い報告書作成へ重要な役割を果たしているものと考えています。

## キ. 国際的な会計基準を巡る取組み

### ①取組内容

金融庁は、EUによる会計基準の同等性評価に関して欧州関係者に対し積極的な働きかけをおこなうと同時に、国際会計基準委員会財団（IASCF）のガバナンス強化を目的としたIASCFモニタリング・ボードを各国当局と協力して設立しました。2009年4月には、モニタリング・ボードとIASCF評議員会との初回会合をロンドンで開催し、金融庁も創設メンバーの一員として参加しました。

さらに、金融危機を受けてIASBと米国財務会計基準審議会（FASB）が設置した金融危機諮問グループ（FCAG）へのオブザーバーとしての出席等を通じ、積極的な意見の発信を行っています。

## ②評価

2008年12月、EUの欧州委員会は、日本の会計基準について、EUで採用されている国際会計基準（IFRS）との同等性を決定し、日EU双方の金融資本市場の開放性が保たれることとなりました。

IASC Fモニタリング・ボードの設置により会計基準の公正性・透明性・信頼性を確保するための、IASBの基準設定主体としてのガバナンスが強化されると同時に、各国当局との積極的な対話の窓口が構築されたものと考えています。

## ク. 各国との経済連携協定（EPA）交渉

### ①取組内容

WTO（世界貿易機関）における多国間交渉を補完するため、我が国は、湾岸協力理事会（GCC）、インド、オーストラリア及びペルーとの間でEPA締結交渉を行い、金融庁も積極的に参加し、金融サービスの自由化を促しているところです。2008年度に関しては、ブルネイ（2008年7月発効）、インドネシア（2008年7月発効）、日ASEAN包括的経済連携協定（2008年12月発効）、フィリピン（2008年12月発効）の間でEPA協定が発効されました。

また、ベトナム（2008年12月署名）及びスイス（2009年2月署名）に関しては、署名を終えました。

### ②評価

インドネシア、フィリピン及びスイスとの協定では、先方からWTOでの約束レベルを超える自由化約束を獲得することができました。また、インドネシア、フィリピン、ベトナム及びスイスとの協定においては、WTO協定を超える義務規定を設けることができたとともに、先方金融監督当局の規制監督能力の向上や現地に進出した我が国金融機関の業務展開の円滑化に貢献すべく、定期的に当局間で対話を行うとの枠組みを構築することができました。こうした枠組みを通じて、日本との金融サービス分野における連携強化が推進されるものと考えています。

## ケ. WTOにおける金融サービス自由化交渉

### ①取組内容

2008年7月、ドーハラウンド交渉妥結を目指して開催された閣僚会合が合意に達せず、サービス交渉も含め、ラウンド交渉が決裂しました。その後、2009年3月にWTOサービス・クラスター会合が開催され、当庁から「金融分野の現在及び将来の課題」というテーマで講演を行うとともに、更なる金融サービス自由化を目指し、各国と協議を行いました。また、6月にも同サービス・クラスター会合が開催され、早期のラウンド妥結を目標に、精力的に交渉を行いました。

### ②評価

2008年7月の閣僚会合、2009年3月及び6月のサービス・クラスター会合等の

様々な場を通じて、積極的に各国のオファーの評価やオファー改善の可能性について議論を行いました。我が国が重視しているアジアの新興市場国等に対して、粘り強く金融サービス自由化のメリットを説明した結果、特に閣僚会合の際に開催されたシグナリング閣僚会合では、各国から一定のオファー改善に向けたシグナリングが示されました。こうした努力によって、金融サービス分野における自由化の進展が図られるものと考えています。

## (2) 海外監督当局との連携強化等

### ①取組内容

米国、英国、仏国及び独国との間で、トップレベルでの金融監督当局間の対話を実施しました。さらに、主要国の監督当局と日英金融監督者協議（2009年6月）、日米ハイレベル証券市場対話（2009年6月）を実施したほか、金融庁単独による日EU金融ハイレベル協議（2009年4月）、財務省との合同による日スイス財務金融協議（2009年5月）、外務省が主体となって実施している日米規制改革イニシアティブ、日EU規制改革対話などの定例又は随時の協議を計20回実施しました。

特にアジア各国との連携強化については、日中韓の財務省、金融監督当局及び中央銀行の実務者による「マクロ経済・金融安定化ワークショップ」の初会合を行い、2009年の第2回日中ハイレベル経済対話では、初の金融分野の議論を行いました。また、タイ及びフィリピンとは、EPAに基づく初の金融協議を開催しました。

また、2008年4月のG7に提出されたFSF報告書において、国境を越えて活動する重要な金融機関を各国の金融当局が共同で監視する監督カレッジについて、2008年末までに設置する提言が盛り込まれました。これを受けて3メガバンク及び野村グループに対する監督カレッジを設置し、これを開催しました。

#### (最近の主な金融協議等)

- 2008年11月 第1回日中韓マクロ経済・金融安定化ワークショップ（東京）
- 2008年11月 日中金融協議（銀行）（東京）
- 2008年12月 日米規制改革イニシアティブ・第1回作業部会（東京）
- 2008年12月 日EU規制改革対話（東京）
- 2008年12月 日韓金融協議（ソウル）
- 2009年1月 日EU保険対話（ブリュッセル）
- 2009年3月 日中金融協議（証券）（東京）
- 2009年3月 日EU規制改革対話（ブリュッセル）
- 2009年4月 日中韓金融監督ハイレベル会合、第4回日中韓金融監督協力セミナー（ソウル）
- 2009年4月 日米規制改革イニシアティブ・第2回作業部会（ワシントン）
- 2009年4月 日EU金融ハイレベル協議（ブリュッセル）
- 2009年5月 日タイ金融協議（バンコク）
- 2009年5月 日米規制改革イニシアティブ・上級会合（ワシントン）
- 2009年5月 日スイス財務金融協議（ベルン）
- 2009年5月 日フィリピン金融協議（マニラ）

- 2009年6月 日英金融監督者協議（東京）
- 2009年6月 第2回日中ハイレベル経済対話（東京）
- 2009年6月 日米ハイレベル証券市場対話（東京）
- 2009年6月 日EU保険対話（フランクフルト）
- 2009年6月 日台バイ会合（台北）

## ②評価

世界的な金融危機の再発防止・国際金融システムの強化という各国共通のグローバルな問題認識に基づき、海外の金融監督当局との協議等を通じて、各国当局の金融安定化に向けた取り組みや我が国の対応状況等を情報交換し、金融セクターの状況や各国の主要な金融機関の動向、並びに、監督上の共通の重要事項等について、積極的な対話を行うことにより、連携強化を図りました。また、日本の1990年代の金融危機の経験や教訓を海外当局者に説明するとともに、双方で検討している規制・制度枠組みについても情報交換を行うことができました。

日米規制改革イニシアティブにおける日本側からの対米要望については、米国の保険の州別規制の統一化に関連し、米財務省より、包括的な金融規制改革案が発表され保険分野の規制の統一化に向けた提案を支持するとの表明がなされました。また、米国外の保険会社に課される再保険担保要件の撤廃についても、保険会社の信用格付けに応じて当該要件を軽減する規制改革案が発表され、一定の進展がみられました。こうした米国の保険分野に関し、今後も引き続き日米間の対話を続けていくことで合意しました。

さらに、日EU間では、規制改革対話での協議を通じて、新たに保険分野でのより実務的な協議や調整を行うための場である日EU保険対話が新たに設けられました。

アジア各国との間では、「第1回日中韓マクロ経済・金融安定化ワークショップ」、「日タイ金融協議」及び「日フィリピン金融協議」を新たに開催することができました。

こうした二国間協議の枠組みによる海外当局との連携強化を推進することで、国際金融システムの安定と発展に貢献しているものと考えています。

また、FSFの提言を受けて監督カレッジを設置した金融機関について、米欧やアジアの海外監督当局と実践的かつ効果的な議論を行うことにより、監督上の対応等について認識を共有し連携を強化することができたと考えています。

## (3) マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の国際的取り組みへの貢献

### ①取組内容

金融庁のマネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策への取り組みについて、FATF対日審査団に十分な説明を行うことや、FATF及びAPGの各種会合に積極的に参加・貢献を行うために、関係省庁及び業界団体と数多くの意見交換を行いました。

### ②評価

上記取り組みの結果、F A T F 対日審査において、金融当局に関連する事項に関し、相応の評価を得られています。

## 7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

### (1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

世界的な金融危機の再発防止の観点から、国際金融システムの強化の動きが加速している状況を踏まえ、短期的な緊急措置及び中期的な規制の再構築の両面において、国際的な金融監督のルール策定等に受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが必要であると考えています。

### (2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

金融庁に関連する様々な国際会議等におけるルール策定等の作業に積極的に参加することや、E P A 及び二国間定期協議等の枠組みによって海外当局との連携を強化すること等により、国際金融システムの安定と発展に有効であると考えています。

### (3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

国際的な金融監督のルール策定等に貢献していくにあたっては、各分野において行われている当該ルールの策定段階において、会議に参加し、積極的に発言していくことが、より効率的であると考えています。また、監督当局間の連携強化にあっても、二国間の定期的協議を行うことにより、両国間の問題が早期に解決できるため、効率的であると考えています。

## 8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

### (1) 今後の課題

#### ①国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等

##### ア. G20 首脳会合

2009 年9月に開催予定の第3回G20 首脳会合に向けて、ワシントン・サミット及びロンドン・サミットでの合意を各国と連携・協調しつつ着実に実施していく必要があります。

##### イ. 金融安定理事会（F S B）

G20 首脳会合の合意を受けて、F S F は F S B に改組され、新たに運営委員会や3つの常設委員会が設置されることとなります。我が国は、こうした委員会のメンバーとして、国際金融システムの強化に向けた金融規制・監督の見直しに関する議論に引き続き積極的に貢献していく必要があります。

##### ウ. バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）

バーゼル委では、昨今の金融危機を受けて、現在、バーゼルⅡの枠組み強化や流動性リスクの規制・監督の枠組み強化を含め、国際的な銀行監督の枠組みのあり方に関する議論を行っており、我が国としても引き続きこうした取組みに積極的に参

画し、貢献していく必要があります。特に、我が国は、バーゼルⅡ「第3の柱」の強化と、外部格付の利用・証券化の取扱いの抜本的な見直しに関する小委員会の議長を務めており、国際的な合意形成に向けて中心的な役割を担っていく必要があります。

#### エ. 証券監督者国際機構（IOSCO）

世界的な金融危機を受けて我が国は、IOSCOの理事会、専門委員会等の主要メンバーとして、ヘッジファンド、会計・監査・開示、格付会社、取引所、市場仲介者等に関する諸問題についての分析や国際的な証券規制の原則策定等に一層積極的に貢献していく必要があります。また、多国間MOUについては、金融庁と各国当局との間において法執行における情報交換協力を一層強化し、証券市場の公正性・透明性の確保のための活動に積極的に関与していく必要があります。

#### オ. 保険監督者国際機構（IAIS）

国際的な保険グループに適用される共通のグループ・ソルベンシー基準やリスク管理基準等の議論に、タスクフォース議長として引き続き積極的に貢献していく必要があります。また、今後も、国際的に共通なソルベンシー評価手法を始めとする基準等の策定に、我が国の監督経験等も踏まえ、より一層積極的に貢献していく必要があります。

#### カ. ジョイント・フォーラム

金融コングロマリットの国際的な業務展開、金融各分野における業態区分の不鮮明化に関連する様々な問題に対応するため、効果的な各国監督当局間の情報交換や連携強化を実施していく必要があります。

#### キ. 国際的な会計基準を巡る取組み

我が国の国際会計基準採用に向けての検討状況、及び国際会計基準を巡る国際的な動向を踏まえ、国際会計基準設定プロセスへの早期段階からの関与と、基準設定主体のガバナンス強化に向けた国際的な議論にも貢献していく必要があります。

#### ク. 各国とのEPA交渉及びWTOにおける金融サービス自由化交渉

我が国金融機関の活動や海外との取引が拡大する中で、マルチ、バイの通商貿易交渉の状況を斟酌しつつ、今後もEPAやWTOの金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、他国との経済連携等を進めていく必要があります。

### ②海外監督当局との連携強化等

金融取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融取引を展開する金融機関の検査・監督を適切に行っていくためには、海外の金融監督当局等との連携を強化していくことが極めて重要であり、今後も引き続き、個別案件ごとに連絡を取り合っていく他、定期的に金融監督当局等との協議を行い、金融セクターの動向等につい

て意見交換を行う必要があります。

アジア各国の金融当局との連携強化については、引き続き積極的に取り組み、更に深化を図る必要があります。

また、監督カレッジについても、適切に対応していく必要があります。

### ③マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の国際的取り組みへの貢献

マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策については、関係省庁との密接な連携の上、今後も引き続き金融機関等による取組が適切になされるよう対応していく必要があります。

また、国際的取り組みに貢献すべく、FATF及びAPGに対して積極的な参画を行なうとともに、FATF対日審査において指摘された改善項目について、社会経済への影響も考慮しつつ、関係省庁と協議し今後も対応を検討していく必要があります。

## (2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

### 予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 21年度予算額
総務企画局審議官（国際担当）の増設	①②③	機構・定員	
国際金融規制強化への体制の整備	①②③	機構・定員	
金融サミット、G20財務大臣会議等への対応	①	機構・定員	
バーゼル銀行監督委員会の活動強化・拡大等への対応	①	機構・定員	
ヘッジファンド等国際的議論への対応の強化	①	機構・定員	
国際的な規制の動向等をフォロー・対応する体制整備	①	機構・定員	
総務企画局企業開示課企画官（国際会計担当）の見直し解除	①	機構・定員	

## 9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 10. 注記（評価に使用した資料等）

各国際機関等における各種ルール及び原則等

## 11. 担当課室名

総務企画局総務課国際室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課国際会計調整室、監督局総務課国際監督室

## 施策 I - 2 - (3)

### 新興市場国の金融当局への技術支援

#### 1. 達成目標等

達成目標	アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること
目標設定の考え方 及びその根拠	中長期的なアジア各国の金融システムの安定性の向上や健全な発展を目的とするものであり、そのプロセスの第一段階である各国金融当局の能力向上のために技術支援を行う必要がある。
測定指標 (目標値・達成時期)	・研修生に対するアンケート調査の結果（研修が有用である旨の評価が概ね7割以上・20年度末）
参考指標	・研修事業等の実施実績

#### 2. 平成20年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業等の実施	アジア、太平洋諸国を中心とする新興市場国の金融システムの安定化及び金融・資本市場の健全な発展を図るために、新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業等を実施する。
②アジア地域成長への貢献に向けた現状把握等	金融インフラの整備及びその実効性等に焦点を絞って、アジア諸国の金融セクターの現状や新たな動きを毎年行うテーマ研究や年1回の二国間協議、アタッシェ会議等により、定期的に把握していく。

#### 3. 評価結果

##### (1) 20年度の達成度

A

##### 【達成度の判断理由】

研修の終了後のアンケート調査の結果、回答者のおおむね7割以上から、研修で得た内容が「実際に役立っている」もしくは「具体的に活用する方向で検討中」であるとの回答を得るなど、アジア新興市場国の金融当局に対する技術支援を通じた能力向上、更には我が国との連携強化に寄与していると考えられることから、Aと評価しました。

##### (2) 端的な結論（中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針）

施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

#### 4. 施策の趣旨・概要

世界経済に占めるアジア地域のウエイトが年々高まっている中で、アジア新興市場国の金融システムの安定性を確保することは、我が国にとっても極めて重要であるとの観点から、これらの国々の金融監督当局等に対する技術支援に積極的に取り組み、あわせて連携を強化していくものです。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
金融・資本市場競争力強化プラン	平成 19 年 12 月 21 日	各国の規制・監督の国際的な整合性を確保し、また、国際的な市場動向に的確に対応するため、今後とも国際会議や二国間協議等の場を活用して中身の濃い情報・意見交換を行い、各国と協力して共通の課題に取り組んでいく。
生活対策	平成 20 年 10 月 30 日	国際金融資本市場の安定化に向けて、国際協調を推進するとともに、日本のバブル崩壊後の経験を生かした一段の発信を行なう。 （具体的施策）アジア地域における金融協力の一層の推進
世界経済・金融危機に関する東アジア首脳会議による共同プレス声明	平成 21 年 6 月 3 日	世界に開かれた成長センターとしてのアジアの重要な役割に留意しつつ、金融規制を含む金融部門の強化に関するものを始めとする、地域の金融協力の重要性を再確認した。

#### 5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

2007 年の夏に生じた世界的な金融市場の混乱は、2008 年秋以降、更に深刻さを増し、「100 年に一度」と言われる世界的に深刻な金融・経済危機に発展しました。こうした事態に対応するために国際金融システムの強化が進められており、また、効果的な対応を行うためにも、アジアの新興市場国において金融当局の能力向上を支援して行く必要性がさらに高まっています。

#### 6. 平成 20 年度主な事務事業の取組内容と評価

##### 1. 新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業等の実施

###### ① 取組内容

平成 20 年度は保険監督者セミナー、証券監督者セミナー、証券法執行セミナー、銀行監督セミナーを東京にて実施しました。

###### ア. 保険監督者セミナー（20 年 11 月実施）

アジア新興市場国 6 カ国の保険監督当局の職員 7 名を招き、「第 5 回保険監督者セミナー」を開催しました。このセミナーでは、保険商品の販売や勧誘に関する規制監督等について日本における取組みを中心に、金融庁の職員等から講義を行いました。

#### イ. 証券監督者セミナー (21 年 2 月実施)

アジアの新興市場国 16 カ国の証券監督当局の職員 26 名を招き、「アジア新興市場国の証券市場規制監督担当者に対する国際研修」(証券監督者セミナー)を開催しました。このセミナーでは、最近の証券規制監督に係る課題について、金融庁や証券取引等監視委員会、自主規制機関の職員等から講義等を行いました。

#### ウ. 証券法執行カンファレンス (21 年 3 月実施)

アジアの新興市場国 9 カ国から 16 名を招き、従来のセミナーを発展的に改組した「証券法執行カンファレンス」を実施し、アジア地域を中心とした証券市場における規制当局の共通の課題・関心等について、各国がプレゼンテーション、ケーススタディ及びグループ・ディスカッションを行いました。

#### エ. 銀行監督セミナー (21 年 3 月実施)

アジア新興市場国 5 カ国から金融監督当局担当者 9 名を招き、「銀行監督セミナー」を開催しました。このセミナーでは、金融庁職員から、最近のわが国の銀行監督制度、バーゼルⅡの経験、銀行検査制度や国際的な議論などについて、講義を行いました。

### ②評価

各セミナー終了後、研修生に対しアンケート調査を実施していますが、20 年度の結果は、各セミナーとも、回答者のおおむね 7 割以上から「実際に役立っている」もしくは「具体的に活用する方向で検討中」との回答を得ています。

従って、これらのセミナーは、アジア新興市場国の金融監督当局等に対する技術支援を通じた能力向上に役立っており、我が国とアジア新興市場国との連携強化、ひいては我が国金融機関のアジアでの事業展開に資するものと考えています。

#### 【資料 セミナー開始1ヵ月後に行ったアンケート結果】

(研修生からの有効回答のうち、事前に設定したテーマについて、「役に立っている」、「具体的に活用する方向で検討中である」と回答した割合)

セミナー名	20 年度 (%)
保険監督者セミナー	100
証券監督者セミナー	94
証券法執行カンファレンス	81
銀行監督セミナー	75

## 2. アジア地域成長への貢献に向けた現状把握等

### ①取組内容

20年度は、「最近のマクロ経済情勢が中国金融セクターに与える影響調査」というテーマで中国における金融インフラの整備及びその実効性等について調査を行い、報告書を取りまとめました。

また、アジア地域の現状把握の取り組み等については、報道等の公表情報や日本大使館等からの情報等に加え、2008年11月に日中韓の財務省、金融監督当局及び中央銀行の実務者による「マクロ経済・金融安定化ワークショップ」の初会合に参加しました。さらに、2009年の第2回日中ハイレベル経済対話で初の金融分野の議論を行いました。

2国間協議については、タイ、フィリピンと経済連携協定（EPA）に基づく初の金融協議を開催しました。

### ②評価

上記の調査研究、金融協議を通じ、海外の金融監督当局との連携が強化されてきており、達成目標であるアジア新興市場国の金融監督当局等の能力向上に役立ち、ひいては我が国金融機関のアジアでの事業展開に資するものと考えています。

## 7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

### (1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

世界経済に占めるアジア地域のウエイトが年々高まっている中で、アジア新興市場国の金融システムの安定化を図ることは、我が国にとって極めて重要ですが、最近の金融システムの急速な発展に、アジア新興市場国の金融監督当局等の体制整備が追いついていないのが実情です。

従って、アジア新興市場国に対するこれらのセミナーを毎年実施することで、これらの国々の金融監督当局等の能力向上を支援していく必要があります。

### (2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

各セミナー終了後、セミナーの成果が各国の金融監督当局の能力向上に役立っているかどうかについてアンケート調査を行ったところ、回答者のおおむね7割以上から、「実際に役立っている」もしくは「具体的に活用する方向で検討中」であるとの回答を得ています。

### (3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

アジア新興市場国に対するこれらのセミナーは、各国に事前に行ったアンケート調査結果等に基づいて企画立案、実施したものであり、これらの国々のニーズに効果的に応えたものとなっていると考えます。また、研修生を東京に招聘することで、金融庁の各部門の職員等により、短期間に集中的な講義を行うことが可能となります。

## 8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

### (1) 今後の課題

引き続き、我が国と緊密な経済関係を有するアジアの新興市場国の金融監督当局等に対する技術支援に積極的に取り組むことによって、これらの国々の金融監督当局等の能力向上や、我が国との連携強化に資するものと考えています。

以上の観点から、技術支援の実施を通じたアジア新興市場国の金融規制・監督当局の能力向上や人材育成に引き続き積極的に取り組んでいくことが必要であると考えています。

また、新興市場国の金融行政担当者を東京に招き研修を通じた交流を行うことで、これらの金融行政担当者とのネットワークを構築することにも役立つと考えています。

### (2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

#### 予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 21年度予算額
新興市場国を対象にした金融行政研修経費	①	予算 <継続>	44,155 千円
国際開発金融機関協力経費	①	予算 <継続>	76,912 千円

## 9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 10. 注記（評価に使用した資料等）

### 11. 担当課室名

総務企画局総務課国際室、監視委員会総務課

## 施策Ⅱ－１－（１）

### 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底

#### 1. 達成目標等

達成目標	金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること
目標設定の考え方及びその根拠	金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。 【根拠】金融庁設置法第3条等
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・各業界団体における苦情・相談の受付状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・P I O－N E Tにおける金融関連の消費生活相談情報の状況</li> <li>・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況&lt;件数・金額&gt;</li> <li>・偽造・盗難キャッシュカード等被害に係る補償状況</li> </ul> <p>(注) 目標値・達成時期は、事務事業の性格上、設定していません。</p>
参考指標	・無担保無保証借入の残高がある者の借入件数毎登録状況

#### 2. 平成20年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①金融商品取引法の整備及び円滑な運用	<p>利用者保護と利用者利便のバランスに配慮した金融商品取引法の趣旨・目的が広く理解され、同法の円滑な運用がなされるよう努める。新たに導入された内部統制報告制度のレビューの結果を踏まえ、必要に応じ、内部統制の評価及び監査の基準・実施基準の見直しや更なる明確化等を検討する。</p> <p>利用者保護等の観点も踏まえ、課徴金の見直し等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成20年6月成立）」に関連する政令・内閣府令等の所要の制度整備に取り組み、その適切な執行に努める。</p> <p style="text-align: right;">〔R I A〕</p>
②保険に関する利用者保護ルールの検討等	<p>保険契約者等の保護の観点から、保険募集・支払いのあり方や保険のセーフティネットのあり方などについて検討等を行う。</p>
③改正貸金業法の適切かつ円滑な施行等	<p>改正貸金業法（平成18年12月成立）の適切かつ円滑な施行に取り組む。</p>

	また、多重債務問題改善プログラムに掲げられた施策の実施に引き続き取り組む。
④振り込め詐欺救済法の円滑な運用	犯罪利用預金口座等に係る資金返還に関する法律（平成20年6月施行）の円滑な運用に取り組む。
⑤偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ	金融機関における情報セキュリティ対策等の一層の向上や被害者への補償等、預貯金者保護法等の適切な運用が行われるよう指導・監督していく。

### 3. 評価結果

#### (1) 20年度の達成度

A

#### 【達成度の判断理由】

金融サービス利用者相談室に寄せられた相談等の受付件数は平成19年度に比べ増加しているものの、PIONEERにおける金融関連の消費生活相談の件数及び業界団体における苦情・相談の受付件数は減少しており、また、内部統制報告制度に関する基準等の更なる明確化、金融ADR制度の創設等の措置を盛り込んだ金融商品取引法、振り込め詐欺救済法、多重債務問題改善プログラムの着実な実施など金融サービスの利用者保護の仕組みの確保のための取組みにも進展が見られます。このため、利用者保護の充実に向け一定の成果が上がっていると考えられることからAと評価しました。

#### (2) 端的な結論（中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針）

施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

### 4. 施策の趣旨・概要

金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して利用できるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指しています。

そのため、引き続き、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む必要があります。

#### 【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築 3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等 ・全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の取

		締りの強化等「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施する。
--	--	--------------------------------

## 5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

米国のサブプライムローン問題を契機としたグローバルな金融資本市場の混乱は、特に2008年秋のリーマン・ブラザーズの破綻等の発生以降、世界的に深刻な金融・経済危機に発展しました。このため、我が国においても、株式市場等の相場や金融商品の価格等が大きく変動しています。

## 6. 平成20年度主な事務事業の取組内容と評価

### (1) 金融商品取引法の整備及び円滑な運用

#### ①取組内容

##### ア. 内部統制報告制度

20年4月1日以後開始する事業年度から導入された内部統制報告制度については、各証券取引所と共同で、新興市場への上場企業を対象に内部統制報告制度の対応状況に関するアンケートを実施し、各企業における取組状況の調査を行いました。この調査の結果や、20年4月より設置されている内部統制報告制度相談・照会窓口へ寄せられた質問等を踏まえ、21年3月に、内部統制府令の取扱いに関する留意事項（内部統制府令ガイドライン）を改正し、21年4月には、「内部統制報告制度に関するQ&A」に新たな質問・回答（24問）<sup>※1</sup>を追加公表し、内部統制報告制度に関する基準等の更なる明確化を行いました。内部統制報告制度相談・照会窓口については、21年2月に、独立行政法人中小企業基盤整備機構に新たな相談・照会窓口が設置され、金融庁とも協議等を行うこととなり、相談・照会に対する体制を一層充実させました。

##### イ. 「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（21年6月17日成立、24日公布）

##### (ア) 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）

金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合における「金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）のあり方について」（20年12月17日）<sup>※2</sup>を受けて、金融商品・サービスに関するトラブルの解決における利用者の信頼感・納得感及び実効性の向上を図るため、苦情処理・紛争解決を行う民間団体を主務大臣が指定し、紛争解決の中立性・公正性を確保しつつ、金融機関に手続応諾や結果尊重等の対応を求め、利用者保護の充実を図る金融ADRの新たな法的枠組みを設けました。

##### (イ) 有価証券店頭デリバティブへの分別管理

投資家保護の充実を図る観点から、有価証券店頭デリバティブ取引について、

<sup>※1</sup> <http://www.fsa.go.jp/news/20/syouken/20090402-1.html>

<sup>※2</sup> [http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20081217-1/01.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20081217-1/01.pdf)

金融機関間の取引など投資家保護に支障がないと認められるものを除き、分別管理義務を導入しました。

#### ウ. 外国為替証拠金取引（FX取引）に係る規制の強化

##### （ア）金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令等の施行

外国為替証拠金取引（FX取引）については、外国為替証拠金取引業者（FX取引業者）が破綻し、その結果、顧客から預託を受けた証拠金の返還に支障が生じる等の事例がありました。また、21年4月24日に、証券取引等監視委員会から、金融庁に対し、外国為替証拠金取引業者に対する規制のあり方について、

- ① 区分管理の方法の見直し
- ② ロスカットルールの制定
- ③ 適切な保証金の預託
- ④ 登録申請時の徴求書類等の見直し

を求める建議がなされました。

これを受け、4月28日に、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」について、パブリックコメントに付した上で7月3日に公布・施行しました。

##### （イ）金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)等のパブリックコメント

さらに、上記改正に加え、個人等を相手方とするFX取引等について、店頭取引・取引所共通の証拠金規制を導入するため、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)等」を21年5月29日から6月29日までパブリックコメントに付しました。

具体的には、1日の為替の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することを基本として、個人顧客を相手方とするFX取引等について、取引所取引・店頭取引共通の規制として、想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止する内容としております。（準備期間等を考慮し、公布から概ね1年後に施行する予定。ただし、施行後概ね1年間は2%以上とする経過措置を講じることとしています。）

## ②評価

内部統制府令ガイドラインの改正や内部統制報告制度に関するQ&Aの追加等による内部統制報告制度に関する基準等の更なる明確化、相談・照会窓口の一層の充実によって、内部統制報告制度に関する基準等の理解が進み、投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されるための内部統制報告制度の円滑な導入に寄与したものと考えられます。

また、金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）の創設、有価証券店頭デリバティブへの分別管理義務の導入、外国為替証拠金取引（FX取引）に係る規制の強化等により、金融商品・サービスに関する利用者保護の更なる充実が見込ま

れます。

## (2) 保険に関する利用者保護ルールの検討等

### ①取組内容

#### ア. 金融審議会における検討

保険の基本問題に関するワーキング・グループにおいて、保険募集・支払全般に関し幅広く議論を行い、「中間論点整理」<sup>※3</sup>を公表しました（21年6月）。

#### イ. 生命保険のセーフティネットの見直し

21年4月以降も生命保険契約者保護機構に対する政府補助が引き続き可能となるよう保険業法を改正しました（20年12月公布・施行）。

### ②評価

保険募集・支払に関する検討が着実に進んでおります。また、生命保険のセーフティネットの見直しにより、保険契約者等の保護の一層の充実が図られるものと考えています。

## (3) 改正貸金業法の適切かつ円滑な施行等

### ①取組内容

18年12月に成立した「貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律」（改正貸金業法）について、業者の財産的基礎の引上げ、貸金業務取扱主任者の試験開始、信用情報機関の指定の開始等を内容とする第3段階の施行を6月に行い、同時に「貸金業者向けの総合的な監督指針」の改正や「事務ガイドライン（指定信用情報機関関係）」の策定を行いました。

「借り手対策」としては、多重債務問題改善プログラム<sup>※4</sup>に基づき、特に現に多重債務状態に陥っている者に対して、債務整理や生活再建のための相談（カウンセリング）を行い、セーフティネット貸付けを提供するとともに、ヤミ金対策の強化や新たな多重債務者の発生予防のための金融経済教育の強化等に取組みました。

また、多重債務者相談強化キャンペーンを20年9月から12月まで実施し、多重債務者対策本部、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会連名で都道府県に呼びかけ、キャンペーン中に都道府県と当該都道府県の弁護士会及び司法書士会が共同で多重債務者向けの無料相談会を開催しました。

### ②評価

改正貸金業法の第3段階施行については、経済情勢や施行に向けた業者等の準備状況を踏まえ、施行日を法律に基づく施行期限である6月18日としたほか、監督指針の改正や事務ガイドラインの策定により、第3段階施行時の貸金業者に対する監督上の着眼点や指定信用情報機関の指定・監督上の評価項目等を公表し、貸金業者等の予見

<sup>※3</sup> [http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20090619-1/01.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20090619-1/01.pdf)

<sup>※4</sup> <http://www.fsa.go.jp/singi/tajusaimu/index.html#sankou>

可能性を高めるなど、法律の円滑な施行が図られているものと考えています。

また、多重債務問題改善プログラムの実施により一人当たり無担保無保証借入の残高有り件数が5件以上の人数が、20年7月の101.6万人から、平成21年5月の58.9万人まで減少するなど、借り手対策についても一定の効果があったものと考えています。

【資料1】無担保無保証借入の残高がある者の借入件数毎登録状況

(各月末)			平成20年						平成21年				
			7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
一人当たり 無担保無保証 借入の 残高有り件 数毎 の人数	1件	万人	512.9	513.2	514.6	514.5	517.7	518.4	517.2	518.9	520.0	517.2	517.0
	2件		241.7	241.9	242.4	242.5	242.9	244.6	244.8	245.1	244.9	242.9	242.4
	3件		154.0	153.8	153.9	153.8	153.5	153.8	153.2	152.6	152.0	147.7	146.8
	4件		103.2	102.5	102.2	101.5	100.7	98.6	96.9	95.9	94.7	88.5	87.3
	5件以上		101.6	98.9	97.0	94.5	92.5	81.0	76.5	74.6	72.7	60.6	58.9
合計	人数	万人	1,113.5	1,110.2	1,110.2	1,106.9	1,107.4	1,096.4	1,088.6	1,087.2	1,084.1	1,057.0	1,052.4
	うち、延滞情報のある者	万人	207.2	210.0	213.1	215.7	218.7	220.7	222.0	225.0	228.3	224.1	225.1
	残高金額	億円	114,350	113,221	112,841	111,895	111,070	107,973	106,174	105,106	103,806	99,004	97,878
	1人当たり残高金額	万円	102.7	102.0	101.6	101.1	100.3	98.5	97.5	96.7	95.7	93.7	93.0

◆表の見方

- (1) 「一人当たり無担保無保証借入の残高有り件数毎の人数」は、1件でも無担保無保証借入の残高がある者を、無担保無保証の借入件数毎に集計したもの。完済した債務や残高がゼロの契約や無担保無保証以外の債務は1件として数えない。
- (2) 「延滞」は、約定返済日(又は入金予定日)から3ヶ月以上何ら入金されないもの。
- (3) 「残高金額」は、当該債務者の残高のある全ての無担保無保証借入及び残高金額を集計したもの。無担保無保証以外(販売信用など)の件数や残高は含まない。

主)本資料の数値等は全国信用情報センター連合会(平成20年1月～12月)及び㈱日本信用情報機構(平成21年1月～5月)からの情報による。

(4) 振り込め詐欺救済法の円滑な運用

①取組内容

- ア. 20年9月に策定した平成20事務年度主要行等向け監督方針、中小・地域金融機関向け監督方針において、振り込め詐欺救済法に沿った的確・迅速な被害者救済対応を監督上の重点事項としました。
- イ. 20年9月16日に、警察庁、金融庁及び全国銀行協会との間で、振り込め詐欺被害が急増していることを踏まえ、意見交換を行いました。その結果を踏まえ、20年10月を振り込め詐欺対策強化月間とし、三者が協力して振り込め詐欺対策を行いました。
- ウ. 業界団体との意見交換会において、振り込め詐欺救済法の趣旨に沿った対応に努めるよう、繰り返し要請しました。
- エ. 振り込め詐欺救済法の具体的な手続き等について、20年10月、21年5月に政府広報による周知を行いました。

②評価

振り込め詐欺救済法に基づき預金保険機構が実施している、被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告によれば、20年12月1日(最初の公告)から21年6月30日までの間に、計15回の公告で、消滅預金等債権の総額は29億7,115万円となっております。このうち、被害者に対して支払われた額は13億5,336万円となっております。

す。

業界団体等に対しては、繰り返し、振り込め詐欺救済法の円滑な運用について要請したことから、振り込め詐欺救済法の円滑な運用に向けた当局の姿勢についての理解が深まり、振り込め詐欺等の犯罪行為による被害者に対する被害回復分配金の支払いが着実に行われているものと考えられます。

## (5) 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ

### ①取組内容

金融機関に対し、適宜、偽造キャッシュカード等による犯罪等に関する情報提供を実施し、注意喚起を行い、業界団体に対しては、繰り返し、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」(預貯金者保護法)等の円滑な運用に向けた対応に努めるようを要請しました。

また、各預金取扱金融機関の21年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を21年6月に公表しました。当庁においても、預貯金者保護法の施行状況等を把握するため、金融機関から報告を受け、必要に応じてフォローアップを行っております。また、金融機関による補償状況等については、取りまとめを行ない、四半期ごとに公表しました。

### ②評価

ア. 21年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査によると、以下のとおりであり、この結果、金融機関の情報セキュリティ向上に向けた取組みは着実に行われているものと考えます。

(ア) ICキャッシュカード対応ATMについては、20年3月末時点で全体のATM台数の63.9%(99,529台)であったのに対し、21年3月末時点では全体のATM台数の75.7%(119,624台)と増加し、さらに生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATMは、20年3月末時点で全体のATM台数の33.2%(51,773台)であったのに対し、21年3月末時点で全体のATM台数の42.1%(66,463台)と増加している。

(イ) 生体認証機能付ICキャッシュカードについては、20年3月末時点で16.7%の金融機関(269金融機関)が導入済みであったのに対し、21年3月末時点では18.7%(289金融機関)が導入済みとなった。

イ. 20年度に発生した偽造キャッシュカード等の被害に対する金融機関による補償状況について、取りまとめ結果によると、処理方針決定済みの被害のうち、偽造キャッシュカード被害に対しては98.3%、盗難キャッシュカード被害に対しては51.9%、盗難通帳による被害に対しては55.2%、インターネットバンキングによる被害に対しては63.8%となっております(それぞれ件数ベース)。

この結果から、金融機関の被害者に対する補償に向けた取組みについては、着実に進められているものと考えます。

## 7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

### (1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

少子高齢化が進展する中で、今後我が国経済が持続的に成長を確保し、国民が成長の果実を享受するためには、個人金融資産の運用の多様化・効率化が図られ、経済社会全体への適切な資源配分が進められる必要があります。そのためには、金融商品取引法、貸金業法、振り込め詐欺救済法、預貯金者保護法等の整備及び円滑な施行・運用など利用者保護の取組みを進める必要があります。

### (2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

金融商品取引法の改正や生命保険のセーフティネットの見直し等の制度整備が着実に進められているほか、一人当たり無担保無保証借入の残高有り件数が5件以上の人数の低下やICキャッシュカードを導入済みの金融機関の増加等利用者保護ルールの適切な運用も行われているものと考えます。

また、金融サービス利用者相談室に寄せられた相談等について、全体の受付件数は19年度の45,873件から20年度の51,640件に増加していますが、個別取引・契約における顧客説明と不適正な行為に係るものが占める割合は、19年度の14.5%から20年度の12.9%に減少しています。この他、PIONEERにおける金融関連の消費生活相談の件数は、19年の180,208件から20年の175,019件へ、業界団体における苦情・相談の受付件数は19年の184,669件から20年の174,958件へ低下しているなど、利用者保護の充実に向けた取組みは一定の効果があったと考えています。

### (3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

金融実態に対応した利用者保護のため取り組む事務事業の多くは、制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではありません。

なお、振り込め詐欺救済法の運用や偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策においては、金融機関の取組みを促すことで利用者保護の取組みを進めるなど効率的に施策効果を実現していると考えます。

## 8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

### (1) 今後の課題

22年6月に第4段階施行の期限を迎える改正貸金業法、21年6月に公布された金融商品取引法等の一部を改正する法律や外国為替証拠金取引（FX取引）に係る規制の円滑な施行、内部統制報告制度のレビューや多重債務問題改善プログラムの継続など、利用者保護の充実の取組みを引き続き進めるとともに今後設立される消費者庁と利用者保護の観点から適切な連携に努める必要があります。

## (2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

### 予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 21年度予算額
多重債務者対策に関する広報に係る経費	③	予算 <継続>	9,200千円
金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費	①	予算 <継続>	324千円
貸金業法の完全施行に必要な経費	③	予算 <新規>	—
金融ADR推進のための体制整備	①	機構・定員	
市場法制整備のための体制の整備	①	機構・定員	
金融商品取引法への対応強化に係る体制の整備	①	機構・定員	
保険制度の企画立案等に係る体制整備	②	機構・定員	
消費者信用法制の検討に係る体制整備	③	機構・定員	

## 9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 「内部統制報告制度に関するQ&A」に新たな質問・回答（24問）（平成21年4月2日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/20/syouken/20090402-1.html>）
- ・ 「金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）のあり方について」（平成20年12月17日公表、[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20081217-1/01.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20081217-1/01.pdf)）
- ・ 「中間論点整理」（平成21年6月19日公表、[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20090619-1/01.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20090619-1/01.pdf)）
- ・ 「多重債務問題改善プログラム」（平成19年4月20日、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kettei/070420/honbun.pdf>）

## 11. 担当課室名

総務企画局企画課、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、総務企画局政策課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局総務課金融会社室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課

## 施策Ⅱ－１－（２）

### 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実

#### 1. 達成目標等

達成目標	<p>利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること</p>
目標設定の考え方及びその根拠	<p>多重債務問題が深刻な社会問題となっており、また、金融商品・サービスの多様化・高度化といった金融環境の変化の中で、金融商品の持つリスクに気付かなかつたり、騙されて損をしたりする事例も生じている。多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。</p> <p>こうした状況を受けて、利用者への情報提供の充実により利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。</p> <p>また、「財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）において、「国民1人1人への金融経済教育等の充実を図る」が盛り込まれている。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）</li> <li>・ 多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定）</li> <li>・ 経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）</li> </ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民の金融知識の状況（前回調査時より向上・20年度調査実施時点） ※金融広報中央委員会「金融に関する消費者アンケート調査」等</li> <li>・ シンポジウムの開催実績</li> <li>・ パンフレットの配布実績</li> <li>・ 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況&lt;内容・件数&gt;</li> </ul> <p>（注）目標値・達成時期が設定されていない指標は、事務事業の性格上、設定していません。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融庁ウェブサイトへのアクセス件数</li> <li>・ 金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数</li> </ul>

#### 2. 平成20年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①金融経済教育の充実	<p>利用者のライフサイクルに応じ、身近な事例に即した金融経済教育の充実を図るため、平成17年6月に公</p>

	<p>表された「金融経済教育に関する論点整理」（金融経済教育懇談会）や19年4月にとりまとめ・公表された「多重債務問題改善プログラム」、等を踏まえ、関係省庁・民間団体との連携強化、シンポジウムの開催、現場教師への研修の実施、パンフレット等の整備・普及、金融庁ウェブサイトを通じた情報提供等を行う。</p>
<p>②当局における相談体制並びに業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制の整備・充実</p>	<p>金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行うとともに、相談体制等の強化を図る。</p> <p>金融分野の業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制（金融ADR）について、金融トラブル連絡調整協議会において、「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援モデル」（平成14年4月策定）に基づき、各業界団体等における苦情・紛争解決支援手続の整備や運用面の適切性に重点を置いたフォローアップ等を実施する。</p>
<p>③金融行政に関する広報の充実</p>	<p>様々な機会を捉え、新聞、雑誌、テレビ等の媒体を活用し、金融行政に関する広報を行う。</p> <p>金融庁ウェブサイトの内容・機能の充実等を図り、金融行政に関する基礎的資料や時々の金融行政の考え方に、利用者や海外の関係者が容易にアクセスできる環境の整備を図る。</p>
<p>④多重債務者のための相談体制等の整備</p>	<p>相談窓口整備の主要な実施主体である自治体の主体的な取組みを促すとともに、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つの契機を提供すべく、「多重債務者相談強化キャンペーン」を実施する。</p> <p>財務局において多重債務者向けの相談窓口を設置し、直接相談を受け付けるほか、各財務局管内の都道府県、市区町村における取組みをバックアップする。</p>

### 3. 評価結果

#### (1) 20年度の達成度

B

#### 【達成度の判断理由】

国民に各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みの理解度を高めてもらうために取り組んだ各種施策により、一定の成果が上がっているものの、引き続き取り組むべき課題もあることから、Bと評価しました。

## (2) 端的な結論（中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針）

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う（金融経済教育については、着実、かつ、継続して取り組んでいくことが重要であり、特に利用者のライフサイクルに対応した金融経済教育の推進等をより一層充実する。）必要があります。

## 4. 施策の趣旨・概要

国民が金融商品・サービスを適切に利用するうえでは、各種金融商品・サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解していることが必要です。このため、金融庁においては、副教材・パンフレットの作成・配布や金融庁ウェブサイトを通じた情報提供など、金融経済教育の充実を図ることとしています。また、金融サービスの利用者からの相談等に適切に対応することも必要であると考えています。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	第 5 章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築 3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等 ・全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の取締りの強化等「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施する。

## 5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

## 6. 平成 20 年度主な事務事業の取組内容と評価

### (1) 金融経済教育の充実

#### ① 取組内容

##### ア. パンフレット等の作成・配布

##### (ア) 中学生向け副教材の配布

学習指導要領に対応した中学生向け副教材「わたしたちの生活と金融の働き」を金融庁ウェブサイトに掲載するとともに、授業等で活用要望のある全国の中学校に配布しました（5千部）。

##### (イ) 高校3年生及び一般社会人向けパンフレット・DVDの作成・配布

高校3年生及び一般社会人を対象に金融トラブルの未然防止等を目的に作成したパンフレット「はじめての金融ガイド」を金融庁ウェブサイトに掲載するとともに、配布要望のある全国の地方公共団体、高校、大学等に配布しました（18万1千部）。

また、多重債務、振り込み詐欺、偽造盗難キャッシュカード等の金融トラブルの未然防止等を目的として「はじめての金融ガイド」DVD版を作成し、配布要望のあった全国の地方公共団体、高校、大学等に配布しました（7千枚）。

(ウ) 多重債務者発生予防のための啓発リーフレットの作成・配布

多重債務者の発生予防を目的としてリーフレット「安易に借金をしてはいけません～多重債務に陥らないために～」を文部科学省と共同で作成し、金融庁ウェブサイトに掲載するとともに、全国の地方公共団体、高校、大学等に広く配布しました（3万4千枚）。

イ. 金融庁ウェブサイト金融経済教育コーナーによる情報提供

小・中・高校生及び新社会人を対象に金融の仕組みについて分かりやすく解説する「おしえて金融庁」、及び一般社会人を対象に金融取引に係る注意喚起情報等を掲載する「一般のみなさんへ」のコーナーにより、分かりやすい情報提供、タイムリーな情報提供に努めています。

ウ. シンポジウムの開催

地域住民を対象に、金融取引に関するトラブル事例にもふれながら、生活設計と資産運用の在り方について考えていただくためのシンポジウムを、金沢市、札幌市、高松市、熊本市の計4箇所で開催しました。

エ. 金融庁後援名義の付与

金融知識の普及等を目的に金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等について、「金融庁後援」名義を平成20年7月以降21件付与しました。

## ②評価

ア. パンフレット等の配布部数の推移

18事務年度から引き続き配布している「はじめての金融ガイド」については、高校、大学、地方公共団体等から多数の追加配布要望に応じ配布しています。19事務年度は改訂を行い、広く周知を計る観点から全国の高校・大学・地方公共団体一斉配布しましたが、20事務年度については施策の効率性の観点から要望のあった先に対し配布しました。そのため、配布部数そのものは減少していますが、20事務年度においてもなお多数の配布要望があったことから、金融庁における金融経済教育に関する取組みに対し一定のニーズがあったものと考えています。

【資料1 パンフレット「はじめての金融ガイド」の配布部数】

18事務年度	19事務年度	20事務年度
27万部	62万部 (一斉配布を実施)	18万部

イ. 金融庁ウェブサイト（「おしえて金融庁」等）へのアクセスの状況

ウェブサイトを活用した情報提供は、少ない経費と時間で多くの国民が利用できるなど極めて効率的です。金融庁ウェブサイト上の「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」への20事務年度中の接続件数は、18年事務年度に行ったウェブサイト改訂の効果が減少したため、395,596件（月間平均32,966件）と19事務年度と比較すると減少しています。改訂前の17年事務年度との比較では、増加していることから、金融経済教育への関心は引き続き高いものと考えられますが、引き続き、アクセス件数の動向には留意していきたいと考えています。

【資料2 「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」アクセス件数の推移】

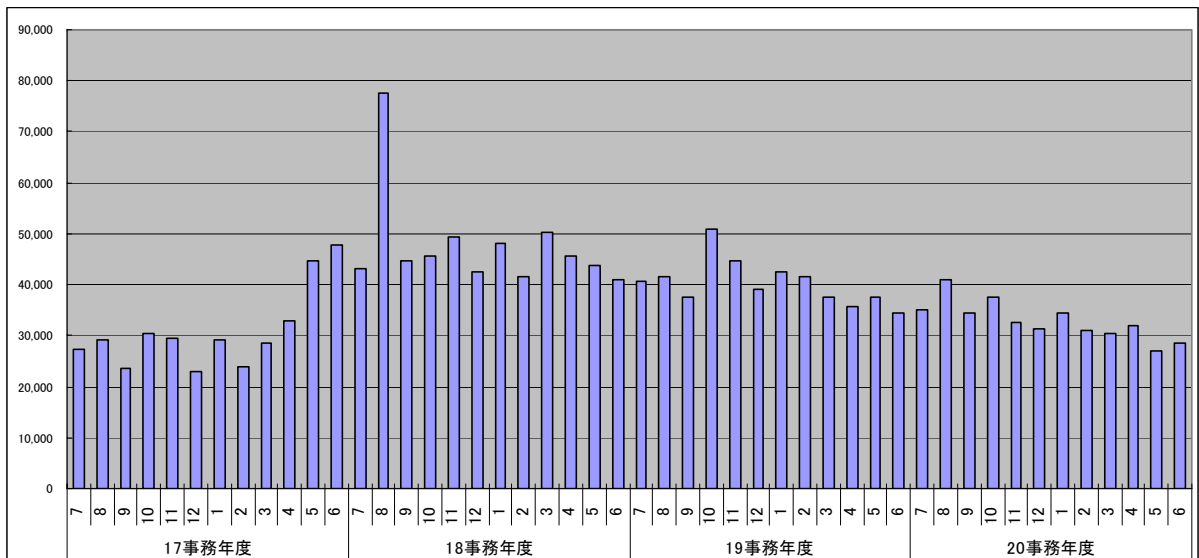
	16事務年度	17事務年度	18事務年度	19事務年度	20事務年度
年間件数	206,029件	369,784件	575,460件	483,675件	395,596件
月間平均件数	17,169件	30,815件	47,955件	40,306件	32,966件

（注1）事務年度は、7月～翌年6月末。

（注2）18事務年度は、金融庁ウェブサイトの改訂を行っています。

【資料3 「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」アクセス件数】

（単位：件）



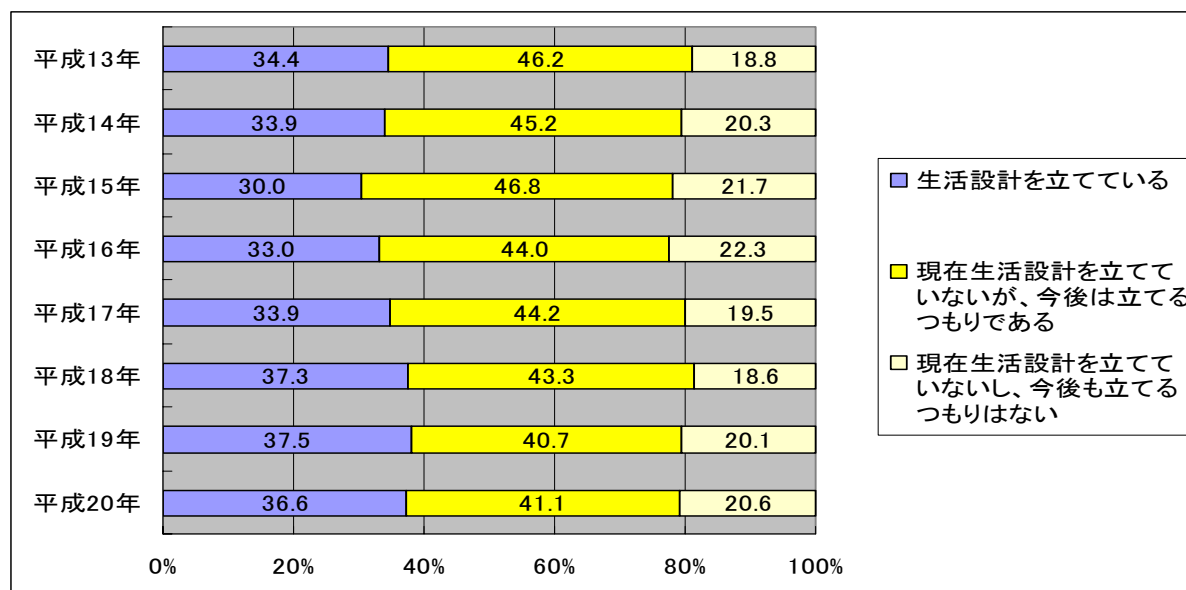
ウ. シンポジウムの開催

19事務年度には5箇所開催しましたが、20事務年度についても「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を金沢市、札幌市、高松市、熊本市の計4箇所各地の財務局と共催で開催しており、引き続き金融知識の普及の一助として活用されているものと考えています。

エ. 金融広報中央委員会が実施した家計の金融行動に関する世論調査（金融に関する消費者アンケート調査）

20年は「生活設計を立てている」と回答した世帯の比率が36.6%であり、15年以降増加傾向にあります。

【資料4 生活設計設定の有無】



(出所：金融広報中央委員会実施「家計の金融行動に関する世論調査」)

これらの調査結果等をみると、指標の動きはばらつきがあるものの、総じて国民の金融知識への関心が高まっていると考えていますが、一方、生活設計を立てる予定がない世帯が約2割もいるなど、引き続き、金融経済教育の充実を図ることが重要と考えています。

## (2) 当局における相談体制並びに業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制の整備・充実

### ①取組内容

#### ア. 当局における相談体制の整備・充実

金融サービス利用者の利便性向上を図るため、金融サービス利用者相談室において利用者からの相談等に一元的に対応し、相談件数や主な相談事例のポイント等を四半期毎に公表しました(20年7月、20年10月、21年1月、21年4月公表)。寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」において紹介しており、主な相談事例として紹介する事例を、今までの37事例から、新たに、貸出条件緩和債権の取扱いの変更に関する相談等や未公開株式の取引に関する相談等の事例等を追加して61事例としました。

また、21年4月1日から、ナビダイヤルで相談等を受け付けています。

#### イ. 業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制の整備・充実

「金融トラブル連絡調整協議会」を開催し、アンケート調査を行うなど、「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」（14年4月策定。以下「モデル」という。）に沿った各業界団体等における苦情・紛争解決支援手続の運用面の適正性に重点を置いたフォローアップ等を実施しました。また、同協議会のワーキンググループを開催し、モデルの改正に向けた検討を行いました。

さらに、20年12月に取りまとめられた金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合報告「金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）のあり方について」を踏まえ、「金融分野における裁判外紛争解決制度」（金融ADR制度）の創設を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を21年3月6日に第171国会（常会）に提出し、同法案は、同年6月17日に可決・成立しました。

## ②評価

ア. 当局における相談体制の整備・充実

(ア) 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況

20年度の相談等の受付件数は51,640件となっており、1日当たりの平均受付件数は19年度に比べ11%増加しています。なお、これとは別に、金融円滑化「大臣目安箱」情報として受け付け、大臣に直接届けられたものがあります。

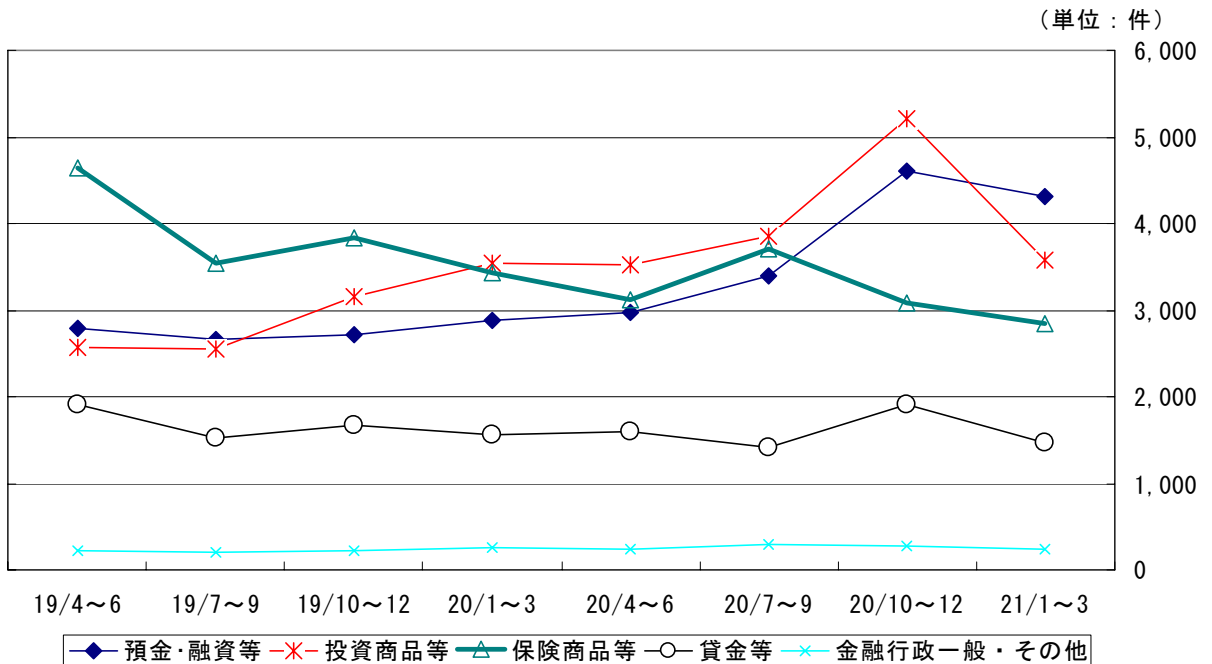
分野別では、預金・融資等が15,290件（30%）、保険商品等が12,746件（25%）、投資商品等が16,166件（31%）、貸金等が6,395件（12%）、金融行政一般・その他が1,043件（2%）となっています。

各分野の特徴は、以下のとおりです。

- a. 預金・融資等については、個別取引など融資業務に関する相談等が寄せられており、受付件数は大幅に増加しています。
- b. 保険商品等については、保険金の支払いに関するもの、保険金請求時等における保険会社の対応に関するもの等の相談等が寄せられていますが、受付件数は減少しています。
- c. 投資商品等については、証券会社（第一種業）に関するもの、市場に関するもの、登録詐称・無登録業者に関するもの等の相談等が寄せられています。なお、20年10～12月期は、株式市況等に関する意見など行政に対する要望等が大幅に増加しています。
- d. 貸金等については、一般的な照会・質問に関するもの、個別取引・契約の結果に関するもの、不適正な行為に関するもの等の相談等が寄せられています。

受け付けた情報は、金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒアリング等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しており、このうち、貸し渋り・貸し剥がし等に関する情報で、情報提供者等が金融機関側への企業名等の提示に同意している情報については、金融機関に対し、事実確認等のヒアリングを実施しています。これらにより、利用者全体の保護や利便性向上に資することができたと考えています。

【資料5 相談等の分野別受付件数】



(イ) 相談事例のポイントの公表状況

寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」において紹介しており、利用者の保護や利便性向上が図られていると考えています。

(ウ) ナビダイヤルの導入

相談体制等の強化のために、21年4月1日から導入したナビダイヤルについては、利用者の目線に立った行政の観点から有効であると考えています。

イ. 業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制の整備・充実

「金融トラブル連絡調整協議会」及び同協議会ワーキンググループを開催し、モデルの改正に向けた検討や運用改善のフォローアップ等を実施することにより、金融ADRの充実が図られました。

また、21年6月の「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立に伴い「金融ADR制度」が創設され、金融取引に係る利用者保護の充実に資する枠組みが構築されました。

(3) 金融行政に関する広報の充実

①取組内容

当庁の施策（中小企業金融の円滑化、株券電子化、多重債務者対策等）について、

政府広報のテレビ、ラジオ等の各種媒体の活用により広報展開を行いました。また、各種報道発表については、引き続き重要な案件等について、報道発表に併せて大臣による記者会見や担当者による記者説明を行い、その内容・趣旨等について正確な理解が得られるよう努めました。

日本語版金融庁ウェブサイトについては、大臣等幹部の活動記録を掲載した「談話等」・「講演」に係る内容を充実させたほか、金融サービスの利用者へ注意喚起を促すページを新設するなどトップページのレイアウトの見直しを行い、金融行政に関する情報へのアクセスの改善を図りました。また、ウェブサイト上の月刊広報誌「アクセスFSA」の特集やお知らせコーナーを引き続き活用し、写真や図、表を用いた正確でわかりやすい情報発信に努めました。

さらに、21年6月には、英語版金融庁ウェブサイトについてトップページを中心により分かりやすく体系的に整理したほか、21年4月に、英語版公認会計士・監査審査会ウェブサイトについて新着情報メール配信サービスを開始するなど、ウェブサイト利用者への更なる利便性の向上を図りました。

## ②評価

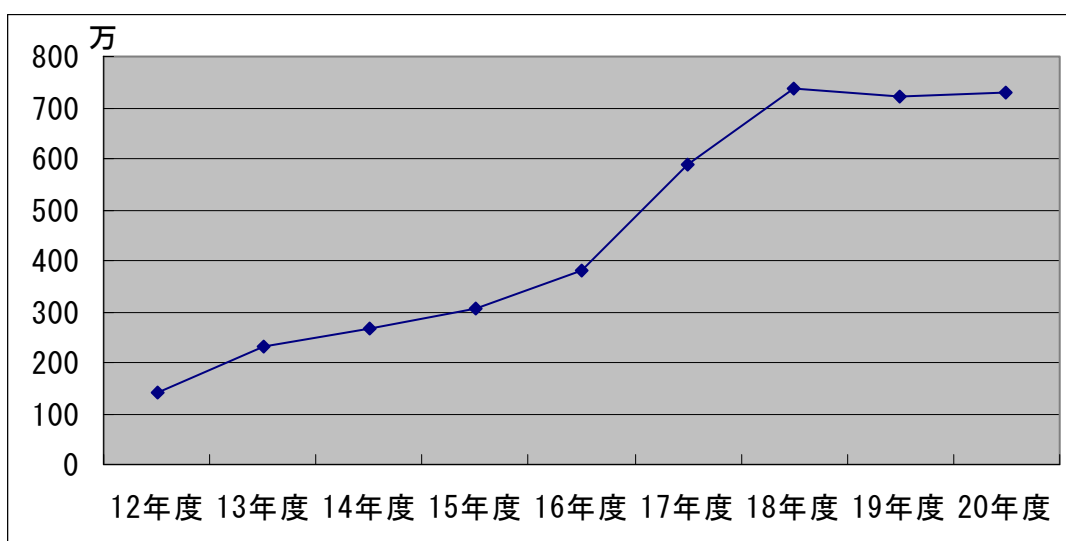
金融行政にかかる広報については、和英両文による報道発表の推進やウェブサイト掲載情報へのアクセスの改善を図ったことなどにより、19年度には減少していた金融庁ウェブサイトへのアクセス件数に増加が見られるなど、利用者や海外の関係者が容易にアクセスできる環境の整備が一定の効果あげたものと考えています。

### ア. 金融庁ウェブサイトへのアクセスの状況

金融庁ウェブサイトのトップページにおけるアクセス件数についてみると、20年度は7,290,934件で、19年度7,197,689件に比較して増加しています。

【資料6 金融庁ウェブサイトへのアクセス件数】

(単位：件)

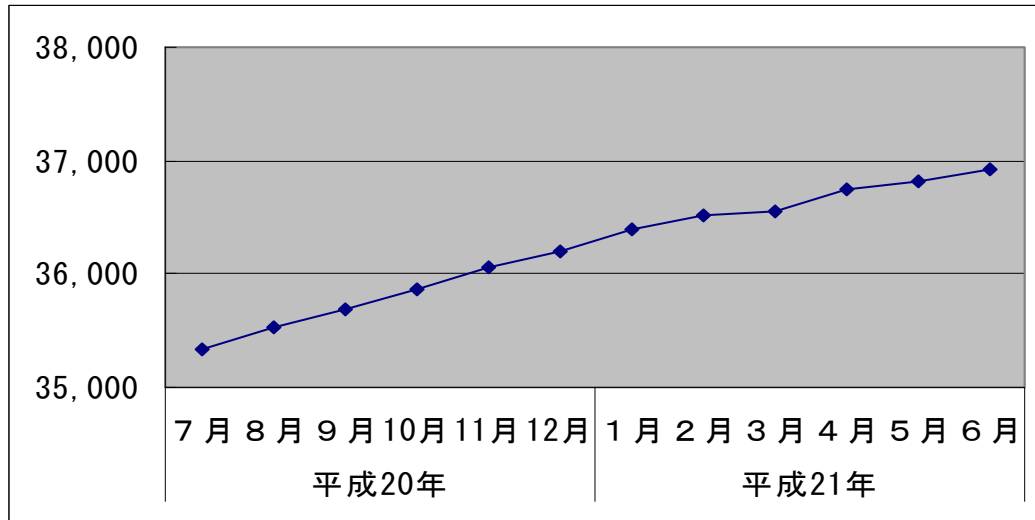


#### イ. 金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービスの登録状況

予めメールアドレスを登録すると、日々発表される新着情報が電子メールで案内される「新着情報メール配信サービス」を提供しています。その登録者数は21年6月末で3万6千件を超えています。

【資料7 金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数】

(単位：件)



#### (4) 多重債務者のための相談体制等の整備

##### ①取組内容

全国の自治体における相談窓口の整備を一層促進し、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つのきっかけとするため、19年度の「全国一斉多重債務者相談ウィーク」に続き、20年9月から12月末までの期間において「多重債務者相談強化キャンペーン」を実施しました。キャンペーンの期間中、全国の都道府県で多重債務者向けの無料相談会が開催され、全国延べ600カ所の相談会に約6,000件の相談が寄せられました。

また、管内都道府県、市区町村における取組みをバックアップするという観点から、政府としても、20年4月から、財務局、財務支局、沖縄総合事務局（以下、「財務局等」という。）に多重債務相談員を配置し、多重債務相談を開始しています。

20年度における多重債務者対策の広報活動としては、新聞突出広告や、テレビ番組、ラジオ番組を利用した政府広報を行った他、多重債務相談窓口の周知のためにポスターを作成し、都道府県、市区町村、銀行等の金融機関、ハローワーク、鉄道等に計15万枚配布しています。

##### ②評価

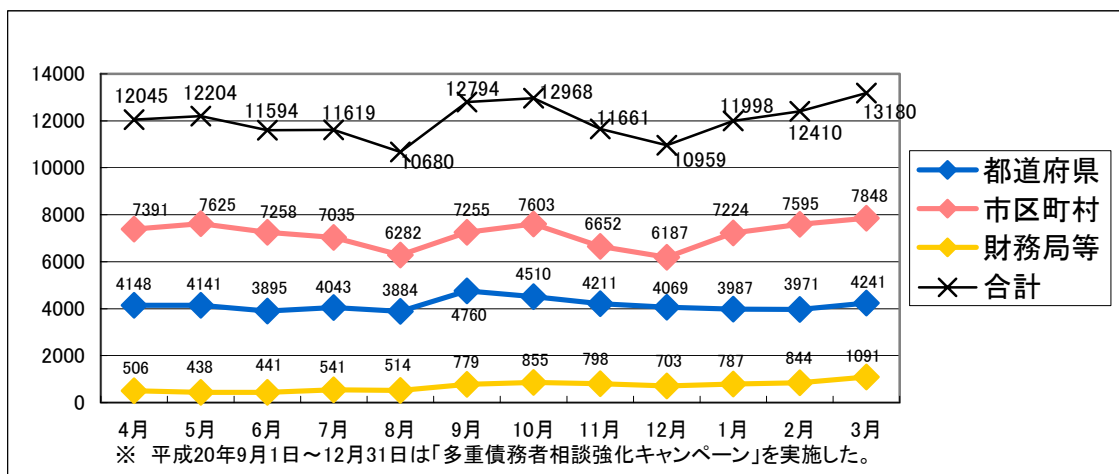
相談窓口については、全ての都道府県で、多重債務相談窓口が整備されており、市区町村においても、21年3月末の時点で1,618市区町村（約90%）に相談窓口が整備

されています（20年3月末時点1,515市区町村（約84%））。特に、常設の窓口については、1,391市区町村（21年3月末）で整備されており、昨年度（20年3月末時点：1,162市区町村）と比較し、大幅に増加しています。

このように多重債務相談窓口については、全国各地で設置が進んでおり、都道府県、市区町村、財務局等の相談窓口においては、20年度合計で、約14万件の多重債務相談を受けるなど、多重債務者のための相談体制等の整備は着実に進んでいると考えています。

なお、多重債務が原因となった自殺者の数は、20年は1,733人で、前年に比べ約12%減少しました（警察庁「平成20年中における自殺の概要資料」）。

【資料8 平成20年度相談件数の推移】



平成20年度の全都道府県への相談件数合計	: 49,860件
平成20年度の全市区町村への相談件数合計	: 85,955件
平成20年度の財務局等の相談窓口への相談件数合計	: 8,297件
平成20年度の相談件数合計	: 144,112件

## 7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

### (1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

金融を取り巻く環境をみますと、金融商品・サービスの多様化が進む一方、多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化が必要であるほか、ペイオフ解禁拡大の実施や「貯蓄から投資へ」の流れの中で、広く国民に対して金融に関する正確な情報を発信することは、金融トラブルの未然防止、利用者利便の向上を図る上で必要不可欠です。

### (2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

金融サービス利用者相談室における相談等の受付件数は増加していますが、金融行政を行う上での貴重な情報として活用することにより、利用者全体の保護や利便性向上に資することができたと考えています。また、地方公共団体等からの金融経済教育の充実

に向けた各パンフレット等の配布要望に対し、必要とする部数全てを配布することにより各団体等の積極的な取組みを支援したほか、多重債務問題については、相談体制等の整備が着実に進み、例えば、多重債務を苦にした自殺者が減少しています。これらのことから、利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実に向けた取組みは一定の効果があったものと考えています。

### (3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

金融取引の基礎知識をまとめたパンフレット等の作成・配布や、国民が直接アクセスできるウェブサイトや媒体とした注意喚起等多様な手段を利用した情報提供により、国民に効率的に金融知識の普及を図ることができたと考えています。また、金融サービス利用者相談室において、金融サービス利用者からの電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた相談等に一元的に対応しているほか、新着情報メール配信サービスについては、英語版公認会計士・監査審査会ウェブサイトにも拡張するなど、効率的に利用者の利便性の向上を図ることができたと考えています。

## 8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

### (1) 今後の課題

#### ①金融経済教育の充実

ア. 金融経済教育の推進にあたっては、引き続き、金融広報中央委員会・文部科学省等の関係省庁や金融関係団体等との連携を図って、効率的に諸施策を横断的に進めていくことが重要です。また、活動に地域的な広がりをもたせるためにも、財務局・財務事務所を通じた金融経済教育の充実に努める必要があります。

イ. 学校教育において金融経済教育を充実・強化するためには、消費者問題等に対応して作成した教材の一層の普及に努める必要があります。例えば、ウェブサイトのコンテンツの改善、新学習指導要領を踏まえた教材の改訂などコンテンツの充実を図る必要があります。

ウ. 一般社会人向けの金融経済教育を充実するためには、金融商品・サービスの多様化や、多重債務問題をはじめとする金融商品・サービスの利用者を取り巻く環境の変化に対応した教材の充実・普及に努める必要があります。例えば、金融トラブルの未然防止を目的とした映像教材など利用者の目線に立った分かりやすい教材を作成していく必要があります。一方、これまで実施しておりました、金融経済教育について考えるシンポジウムについては、これまでに全国主要都市で開催し一巡したことから、一層効率的な運営方法の可能性や、金融庁において実施する必要があるかどうかを含め検討をする必要があります。

#### ②当局における相談体制並びに業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制の整備・充実

ア. 金融サービス利用者からの相談等について、金融サービス利用者相談室では問題

点を整理するためのアドバイスを行ったり、業界団体が開設している紛争処理機関等を紹介しています。今後とも適切な対応に努めるとともに、このために相談体制等の強化を図る必要があります。

イ. 21年6月に成立した金融商品取引法等の一部を改正する法律により、金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）が創設されたこと等を踏まえ、今後もしばらく金融トラブル連絡調整協議会を開催し、業界団体等における金融ADR改善の取組みのフォローアップ等を行うなど、金融ADR制度の充実を図る必要があります。

### ③金融行政に関する広報の充実

金融庁ウェブサイトの内容のより一層の充実やアクセシビリティ（アクセスのしやすさ）の向上に努める必要があるほか、広報体制の強化を図る必要があります。

### ④多重債務者のための相談体制等の整備

多重債務相談窓口については、全国で整備が進んでいます。今後は、潜在的な多重債務者が相談窓口へアクセスできるよう、ポスター、リーフレットなど多様な媒体を利用し、多重債務相談窓口の広報を拡大する必要があります。また、適切な相談がなされるためには、相談員の知識や相談技術の向上が不可欠であるため、相談員に対する情報提供（制度、判例等）や研修態勢の充実等を図る必要があります。

## （2）評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

### 予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する事務事業	要求種別	(参考) 21年度予算額
学校における金融知識等普及施策推進実施経費	①	予算 <継続>	17,255千円
一般社会人向けパンフレット等作成経費	①	予算 <継続>	12,716千円
金融経済教育を考えるシンポジウム関係経費	①	予算 <継続>	2,971千円
金融知識普及施策奨励経費	①	予算 <継続>	370千円
金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費（再掲※）	②	予算 <継続>	324千円
貸金業者情報検索サービス運用経費	②	予算 <継続>	2,709千円
多重債務者対策に関する広報経費（再掲※）	④	予算 <継続>	9,200千円

金融サービス利用者相談室における関係機関等との連携強化のための増	②	機構・定員	
広報体制の整備	③	機構・定員	

※ 施策Ⅱ－１－（１）「金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底」における予算要求の再掲です。

## 9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 金融庁作成教材の配布部数
- ・ 金融庁ウェブサイト「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」へのアクセス件数
- ・ 家計の金融行動に関する世論調査
- ・ 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等  
(20年7月31日、20年10月31日、21年1月30日、21年4月30日公表)  
<http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20080731.html>  
<http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20081031-3.html>  
<http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20090130.html>  
<http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20090430.html>
- ・ 「金融サービス利用者相談室」におけるナビダイヤルの導入について  
<http://www.fsa.go.jp/news/20/sonota/20090331-3.html>
- ・ 金融トラブル連絡調整協議会資料  
[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_trouble/index.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/index.html)
- ・ 金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合報告（20年12月17日公表）  
[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20081217-1.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20081217-1.html)
- ・ 金融庁ウェブサイトへのアクセス件数
- ・ 金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数

## 11. 担当課室名

総務企画局政策課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、総務企画局政策課広報室、総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、監督局総務課金融会社室

## 施策Ⅱ－１－（３）

### 金融機関等の法令等遵守態勢の確立

#### 1. 達成目標等

達成目標	金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること
目標設定の考え方及びその根拠	預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。 【根拠】各業法の目的規定、各監督指針等
測定指標 (目標値・達成時期)	・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況<内容・件数> (注) 目標値・達成時期は、事務事業の性格上、設定していません。
参考指標	・行政処分の実施状況<内容・件数> ・金融業界との意見交換会の開催実績 ・認定投資者保護団体の認定の申請件数

#### 2. 平成20年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応	監督事務の運営上必要と認められる事項について、適時適切に監督指針等の整備を行うなど、明確なルールを整備した上で、立入検査、報告徴求等により事実関係を把握し、法令違反等の事実が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を行うとともに、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップし、再発防止に努める。 保険会社の保険金の不適切な不払い、支払漏れの問題についても、各社の業務改善の実施状況を検証し、再発防止に努める。
②金融商品取引業における自主規制機能の強化の促進	金融商品取引業において依然として「自主規制の隙間」にある業者に対し、どのような規律付けが可能か各協会における検討を推進するため、業界との意見交換に努める。 また、金融商品取引に係る苦情解決・あっせんを業務とする民間団体を認定する認定投資者保護団体制度について、一層の周知を図り、消費者団体やNPO法人、各種業界団体などに広く同制度が活用されるよう促進する。

<p>③貸金業者等に対する適切な監督</p>	<p>行為規制の厳格化、罰則の強化等を内容とする改正貸金業法等に基づき、貸金業者について適切な監督を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務停止、登録取消及び新たな監督手法として導入された業務改善命令による適切な監督</li> <li>・法改正の影響も含めた貸金業者の実態把握</li> </ul> <p>ヤミ金融業者や悪質な貸金業者の排除のため、ヤミ金融等被害対策会議等（財務局・都道府県・捜査当局）を通じ連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤミ金融業者や悪質な貸金業者の実態等に関する情報交換や意見交換</li> <li>・提供されたヤミ金融業者や悪質な貸金業者に関する情報の適切な処理</li> </ul>
------------------------	---

### 3. 評価結果

#### (1) 20年度の達成度

A

#### 【達成度の判断理由】

行政処分を発動した金融機関等（平成20年7月から21年6月の間は87件）に対して、業務の改善状況を報告させるなど、金融機関等の業務改善を担保する取組みが実施されています。また、行政処分の発動の端緒となった問題が、業界全体への信認に関わりかねない重大なものである場合等には、必要に応じて業界に対して要請文を発出し、注意喚起を促しています。加えて、金融サービス利用者相談室から回付される金融機関の不適正な行為に関する相談・苦情等を分析し、監督行政へ適切な反映を図る等の取組みを進めています。これらの取組を通じて、全体としてみれば、金融機関等における法令等遵守態勢の確立が進展していると考えられることから、Aと評価しました。

#### (2) 端的な結論（中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針）

施策の達成に向けて成果が上がっていると認められ、今後もより一層取組みを進めていく必要があります。

### 4. 施策の趣旨・概要

預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、金融機関等がその業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要です。金融庁としては、金融機関等における法令等遵守を強く促すとともに、重大な問題が認められる場合には的確な行政処分の実施等の厳正な対応を行うこととしています。

## 5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

## 6. 平成20年度主な事務事業の取組内容と評価

### (1) 金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応

#### ①取組内容

##### ア. 明確なルールに基づく厳正かつ迅速な行政処分

法令に照らして、利用者保護と市場の公正性確保に重大な問題が認められた金融機関等に対し、20年7月から21年6月の間に87件の行政処分を行い、経営の健全化を求めるとともに、業務の改善状況についてフォローアップするなど、金融機関等における経営管理の質の改善に向けた取組みの実施を担保しています。

また、行政処分を行った場合には、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を含め、公表しています（財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのある場合を除く）。加えて、行政処分の発動の端緒となった問題が、業界全体への信認に関わりかねない重大なものである場合等には、必要に応じて業界に対して要請文を発出し、注意喚起を促しています。

更に、法令違反等に対する業務改善命令等の不利益処分の実施状況を「行政処分事例集」として取りまとめ、公表・更新（四半期毎）しています。

##### イ. 監督指針等の整備

以下のとおり監督指針等の改正を行い、法令等遵守に係る監督上の着眼点等を更に整備・明確化するとともに、当該指針等に基づく厳正かつ適切な監督事務を行っています。

- ・ 主要行等向けの総合的な監督指針（20年8月、11月、12月、21年1月改正）
- ・ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（20年8月、11月、12月、21年1月、3月改正）
- ・ 保険会社向けの総合的な監督指針（20年11月、12月、21年4月改正）
- ・ 少額短期保険会社向けの監督指針（20年11月、12月、21年4月改正）
- ・ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（20年12月、21年1月、4月、6月改正）
- ・ 信託会社等に関する総合的な監督指針（20年8月改正）
- ・ 金融コングロマリット監督指針（21年1月改正）
- ・ 貸金業者向けの総合的な監督指針（21年6月改正）
- ・ 事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係（20年11月、21年6月改正）

##### ウ. 業界団体との情報交換

業界団体との意見交換会等の機会を捉えて、法令等遵守態勢を含めた内部管理態勢の改善への取組みを要請するとともに、意見交換を行いました。

全国銀行協会、信託協会、地方銀行協会、第二地方銀行協会、信用金庫協会、信用組合中央協会、日本証券業協会、投資信託協会、日本証券投資顧問業協会、生命保険協会、損害保険協会等との間で20年7月から21年6月の間に78回の意見交換会を開催し、法令等遵守態勢を含めた内部管理態勢の改善への取組みを要請しました。

## ②評価

ア. 行政処分を受けた金融機関等に対しては、改善計画の履行状況を報告させているほか、取組みが不十分な場合には、追加処分を発動する等して、金融機関等の業務改善を担保することにより、法令等遵守態勢の確立の前提となる経営管理の質の向上に資すると考えています。また、重大な問題が生じた場合に、業界に対して要請文を発出し、注意喚起を促すことは、法令等遵守態勢の確立に資すると考えています。

加えて、監督指針等における監督上の着眼点等の整備・明確化は、より透明で公正な行政運営をなし得る態勢構築に向けた取組みであるとともに、関係者の予見可能性を高め、金融機関等の法令遵守態勢の構築に資するものと考えています。

イ. なお、金融サービス利用者相談室に寄せられた金融機関等の不適正な行為に関する相談（20年度は4420件（前年度比+38件））についても適宜監督行政へのフィードバックを行っており、定量的な評価は困難であるものの、金融機関の法令等遵守態勢の構築に一定の貢献をしているものと考えています。

## （2）金融商品取引業における自主規制機能の強化の促進

### ①取組内容

金融庁では、自主規制機関の間における連携を図るとともに、「自主規制の隙間」にある業者に対する自主規制機関の対応についての検討等を推進するため、関係者との意見交換会の開催等の取組みを行っています。こうした取組みを受け、20年12月に、日本証券業協会の「金融商品取引法のもとでの本協会の自主規制等のあり方に関する特別委員会」において、新たな紛争解決機関として、特定非営利活動法人を設立していくことが決定されました。これは、日本証券業協会、投資信託協会、日本投資顧問業協会、金融先物取引業協会、日本商品投資販売業協会の会員等を対象として、より横断的かつ包括的な紛争解決サービスの提供を目指すものです。21年5月には、日本証券業協会が、内閣府に対し、当該特定非営利活動法人設立の認証申請手続きを行っています。

また、認定投資者保護団体制度については、毎月、ウェブサイト上の月刊広報誌「アクセスFSA」において、当該制度の趣旨及び活用状況を掲載し、周知を行っています。金融審議会答申（12年6月27日）を踏まえ設置された金融トラブル連絡調整協議会においても、当該制度の紹介を繰り返し行い、当該制度の活用を促しています。こうした取組みを受け、20年10月1日には全国銀行協会が、21年4月1日には信託協会が新たに認定を受けています。

さらに、21年6月17日に成立し、6月24日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」では、金融ADR制度が盛り込まれています。具体的には、金融商品・サービスに関する苦情処理や紛争解決を行う民間団体を主務大臣が指定できることとし、金融機関側に、手続応諾や結果尊重等の対応を求めることとされています。

## ②評価

上記特定非営利活動法人は、上記5協会の苦情処理・紛争解決の業務を一元化して実施することにより、これらの業務の横断化・平準化を図るものです。また、当該特定非営利活動法人は、これら5協会の会員以外の「自主規制の隙間」にある業者（例えば、第二種金融商品取引業者）も対象としています。このような特定非営利活動法人設立に係る認証の申請に至ったことは、評価に値するものと考えます。なお、引き続きこういった業者に対する規律付けのあり方について、業界における検討状況を注視していく必要があると考えます。

また、認定投資者保護団体については、金融商品取引法が施行されて以降、4団体が認定を受けており、各業界団体における利用者保護に向けた取組みが進んでいると考えています。

## (3) 貸金業者等に対する適切な監督

### ①取組内容

#### ア. 悪質な貸金業者に対する厳正な対応

財務局登録の貸金業者のうち、禁止行為違反等の法令違反が認められた業者に対して業務停止命令及び業務改善命令（20事務年度に各2件）を発出し、また、報告命令違反が認められた業者に対して業務改善命令（20事務年度に3件）を発出したほか、出資法違反等が認められた業者及び欠格事由が判明した業者に対して登録取消処分（20事務年度に2件）を実施しました。

#### イ. 「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正

貸金業法の第3段階施行に際して、貸金業者が指定信用情報機関へ個人信用情報を提供する態勢整備や、取引関係の見直し時における説明態勢等に係る監督上の主な着眼点を追記しました。

#### ウ. ヤミ金融問題等に対する関係機関・団体との緊密な連携

都道府県、財務局、警察当局から構成される「貸金業関係連絡会」等を通じ、関係当局間で引き続き連携の強化に努めるとともに、「多重債務問題改善プログラム」等に基づき、無登録業者による貸付や取立の被害に係る苦情を受け付けた場合に、当該無登録業者への警告や警察当局への積極的な情報提供を行っています。

#### エ. 「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社室関係 13 指定信用情報機関関係）」の制定

貸金業法の第3段階施行に際して、指定信用情報機関の経営管理や業務の適切性

に係る監督上の着眼点や業務規程の認可に当たっての当局の留意事項等を規定した事務ガイドラインを制定しました。

#### オ. 指定試験機関の指定

貸金業法の第3段階施行に際して、新たに導入される貸金業務取扱主任者制度における資格試験の事務を行う試験機関として、日本貸金業協会を指定しました。

### ②評価

法令違反が認められた業者に対して、業務改善命令、業務停止処分、登録取消処分などの厳正な監督対応を行うことにより、貸金業者の業務の適正化を図ってきました。業務改善命令・業務停止処分を受けた貸金業者については、内部管理態勢の見直し、社員教育の充実・強化といった法令等遵守に向けた取組みの進捗状況を定期的に報告させ、業務の改善に向けた取組みを担保しています。

監督指針の一部改正や事務ガイドラインの制定等による監督上の着眼点等の整備・明確化は、貸金業者の予見可能性を高め、貸金業法の円滑な施行や貸金業者の内部管理態勢の整備等に資するものと考えます。

## 7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

### (1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融機関等による法令遵守態勢の確立はますます重要になっています。従って、今後とも、行政当局や金融機関等の自主的な取組みを促すほか、実態把握に努め、金融機関等の業態や規模の如何を問わず、法令に照らして、利用者保護等に重大な問題が生じているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な行政処分を行うとともに、金融機関等の業務改善に向けた取組みをフォローアップしていくことが必要です。

### (2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

行政処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等の措置は、再発の防止や、業界や関係機関との情報交換や国民への情報提供の観点から有用であり、金融機関等の法令等遵守態勢の確立や利用者保護のために効果があったと考えています。

### (3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

行政処分を受けた金融機関等においては、改善計画の履行等を通して、法令等遵守に係る全役職員に対する教育の徹底や組織体制の整備・充実、内部管理態勢の整備・強化等の取組みが行われており、実態面から見て、法令等遵守態勢の確立の前提となる経営管理の質の向上が見られると考えています。

また、監督指針における監督上の着眼点等の整備・明確化や行政処分事例の公表は、より透明で公正な行政運営をなし得る態勢構築に向けた効率的な取組みであり、関係者の予見可能性を高め、金融機関等の法令遵守態勢の構築に資するものと考えています。

## 8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

### (1) 今後の課題

金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融機関等による法令等遵守態勢の確立はますます重要になっています。従って、今後とも、金融機関等による自主的な取組みを促すほか、立入検査、報告徴求等を的確に実施して実態把握に努め、金融機関等の業態や規模の如何を問わず、法令に照らして、利用者保護等に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ迅速な行政処分を行うとともに、金融機関等の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すことに注力していく必要があります。

さらに、引き続き、行政処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等の措置を講じることによって、再発防止に努める必要があります。加えて、業界や関係機関との情報交換や国民への情報提供について充実を図っていく必要があります。

### (2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

#### 予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 21年度予算額
貸金業務取扱主任者登録に必要な経費	③	予算 <新規>	—
貸金業者等の監督に必要な経費	③	予算 <新規>	—

## 9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 行政処分事例集

（平成21年4月17日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/20/20090417-2.html>）

## 11. 担当課室名

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課

## 施策Ⅱ－１－（４）

### 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応

#### 1. 達成目標等

達成目標	金融機関の預貯金口座に関する犯罪を未然に防止するとともに、その被害者の保護を図ること
目標設定の考え方 及びその根拠	利用者保護及び金融システムに対する信頼確保の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要がある。 また、偽造・盗難キャッシュカード等による預貯金の不正払戻し等を未然に防止するため、情報セキュリティ対策等を十分に講じる必要がある。 【根拠】振り込め詐欺救済法、預貯金者保護法、主要行等向けの総合的な監督指針等
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等件数 ※全国銀行協会公表資料</li> <li>・ 金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数</li> <li>・ 振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況&lt;件数・金額&gt;</li> <li>・ 偽造・盗難キャッシュカード等被害に係る補償状況</li> <li>・ 金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率（前年度実績より向上・20年度末）</li> </ul> <p>（注）目標値・達成時期が設定されていない指標は、事務事業の性格上、設定していません。</p>
参考指標	

#### 2. 平成20年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①不正口座利用に関する金融機関等への情報提供	預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている当該金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施し、金融機関において必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応が迅速かつ適切に行われるよう懇諭する。
②振り込め詐欺救済法の円滑な運用（再掲）	犯罪利用預金口座等に係る資金返還に関する法律（平成20年6月施行）の円滑な運用に取り組む。
③偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ(再掲)	金融機関における情報セキュリティ対策等の一層の向上や被害者への補償等、預貯金者保護法等の適切な運用が行われるよう指導・監督していく。

#### 3. 評価結果

## (1) 20 年度の達成度

A

### 【達成度の判断理由】

金融機関の預貯金口座に関する犯罪は、引き続き発生しており、今後もこうした犯罪の未然防止に向けた取組み及び被害者の保護を図る取組みが必要です。

平成 20 事務年度の当庁の施策について、金融機関における預金口座に関する犯罪の未然防止に向けた取組みを促す観点から、金融機関に対し口座の不正利用や偽造キャッシュカード犯罪等に関する情報提供を実施しました。さらに、業界団体を通じて、偽造キャッシュカード等による犯罪発生の防止に向けた取組みに努めるよう要請を行いました。これらの施策により、金融機関において口座凍結等の措置や情報セキュリティ向上に向けた対応がとられたものと考えます。

また、被害者保護の観点からは、昨事務年度に、業界内における盗難通帳等に関する被害の補償に向けた自主的な申し合わせが行われたことを背景に、盗難通帳に関する被害の補償率が上昇傾向になりました。さらに、当庁から被害者救済における預貯金者保護法や振り込め詐欺救済法の円滑な運用に向けた対応に努めるよう要請を行っており、これを受けて、金融機関においては被害者保護に向けた取組みがなされているものと考えます。

こうしたことから、犯罪の未然防止や被害者保護のための成果が上がっており、A と評価しました。

なお、振り込め詐欺の被害総額については、警察庁公表によると、20 年が 275 億 9,439 万円と過去最高であった 16 年に匹敵する被害が発生していましたが、21 年に入り、6 月までで 50 億 3962 万円（前年同月 166 億 8813 万円）と減少傾向にあります。

## (2) 端的な結論（中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針）

施策の達成に向けて一定の成果が上がっておりますが、環境の変化や取組みの有効性を踏まえ、より一層取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

### 4. 施策の趣旨・概要

利用者保護及び金融システムに対する信頼確保の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図る必要があります。

金融機関は、上記のような観点を踏まえて、預金口座が不正に利用されないよう対策を講じること、偽造キャッシュカード等による被害の防止に向けた対策を講じる必要があります。

このため、金融機関に対し、各種の情報提供や業界団体を通じた要請により、迅速かつ適切な取組みを促すこととしています。

### 5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

金融機関の預貯金口座に関する犯罪発生件数や未然防止策は当庁や金融機関の取組みの

ほか、その時々<sup>1</sup>の経済・社会状況や警察当局の取組み等により、影響を受ける可能性があります。

## 6. 平成 20 年度主な事務事業の取組内容と評価

### (1) 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供

#### ①取組内容

20 年 4 月～21 年 3 月までの間に、金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は 5,019 件となっており、これを受け金融機関において、2,914 件の利用停止、1,614 件の強制解約等が行われました。また、15 年 9 月以降の累計では、21 年 3 月末時点で、22,672 件の情報提供に対して 12,051 件の利用停止、8,621 件の強制解約等が行われています。

このような預金口座の不正利用に係る情報提供件数等については、注意喚起を促す観点から、四半期ごとに金融庁ウェブサイトにおいて公表しました。

【資料 1 預金口座の不正利用に係る情報提供等件数】

時 期	情報提供件数	うち	
		利用停止	強制解約等
20 年 4 月～6 月	18,962 (1,309)	9,849 (712)	7,427 (420)
20 年 7 月～9 月	20,240 (1,278)	10,644 (795)	7,848 (421)
20 年 10 月～12 月	21,617 (1,377)	11,500 (856)	8,243 (395)
21 年 1 月～3 月	22,672 (1,055)	12,051 (551)	8,621 (378)

(注) 15 年 9 月以降の累計件数。( ) 書きは当該期間内の件数。

#### ②評価

上記のとおり当局からの情報提供をもとに行ったものを含め、金融機関においては、20 年 4 月から 21 年 3 月までの間に、46,731 件の利用停止、38,646 件の強制解約等の措置を行っており、預金口座の不正利用防止に一定の効果があったものと考えています。

【資料 2 口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況】

(単位：件)

時 期	利用停止	強制解約等
20 年 4 月～6 月	13,107	9,334 (8,837)
20 年 7 月～9 月	13,230	9,865 (9,425)

20年10月～12月	10,724	10,804 (10,049)
21年1月～3月	9,670	8,643 (8,407)

(出所：全国銀行協会)

(注) 強制解約等の件数の( )書きは当該期間を含め、既に口座利用停止措置を講じていた口座について、その後、強制解約等に至った件数。

## (2) 振り込め詐欺救済法の円滑な運用

### ①取組内容

- ア. 20年9月に策定した平成20事務年度主要行等向け監督方針、中小・地域金融機関向け監督方針において、振り込め詐欺救済法に沿った的確・迅速な被害者救済対応を監督上の重点事項としました。
- イ. 20年9月16日に、警察庁、金融庁及び全国銀行協会との間で、振り込め詐欺被害が急増していることを踏まえ、意見交換を行いました。その結果を踏まえ、20年10月を振り込め詐欺対策強化月間とし、三者が協力して振り込め詐欺対策を行いました。
- ウ. 業界団体との意見交換会において、振り込め詐欺救済法の趣旨に沿った対応に努めるよう、繰り返し要請しました。
- エ. 振り込め詐欺救済法の具体的な手続き等について、20年10月、21年5月に政府広報による周知を行いました。

### ②評価

振り込め詐欺救済法に基づき預金保険機構が実施している、被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告によれば、20年12月1日(最初の公告)から21年6月30日までの間に、計15回の公告で、消滅預金等債権の総額は29億7,115万円(延べ752金融機関)となっております。このうち被害者に対して支払われた額は13億5,336万円となっております。

業界団体に対しては、繰り返し、振り込め詐欺救済法の円滑な運用に向けた対応に努めるよう要請したことから、振り込め詐欺救済法の円滑な運用に対する理解が深まっているものと考えますが、引き続き、できるだけ多くの被害者に支払いがなされるよう、金融機関の取組みを促してまいります。

## (3) 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ

### ①取組内容

- ア. 金融機関に対し、適宜、偽造キャッシュカード等による犯罪等に関する情報提供を実施し、注意喚起を行いました。
- イ. 業界団体に対して、繰り返し、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」(預貯金者保護

- 法)等の円滑な運用に向けた対応に努めるようを要請しました。
- ウ. 各預金取扱金融機関の21年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を21年6月に公表しました。
- エ. 預貯金者保護法の施行状況等を把握するため、金融機関から犯罪発生報告を受け、必要に応じてフォローアップを行っております。また、金融機関による補償状況等については、取りまとめを行ない、四半期ごとに公表しました。

## ②評価

- ア. 21年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート調査によると、以下のとおりであり、この結果、金融機関の情報セキュリティ向上に向けた取組みは着実に進められているものと考えます。
- (ア) ICキャッシュカード対応ATMについては、20年3月末時点で全体のATM台数の63.9%(99,529台)であったのに対し、21年3月末時点では全体のATM台数の75.7%(119,624台)と増加し、さらに生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATMは、20年3月末時点で全体のATM台数の33.2%(51,773台)であったのに対し、21年3月末時点で全体のATM台数の42.1%(66,463台)と増加している。
- (イ) 生体認証機能付ICキャッシュカードについては、20年3月末時点で16.7%の金融機関(269金融機関)が導入済みであったのに対し、21年3月末時点では18.7%(289金融機関)が導入済みとなった。
- イ. 20年度に発生した偽造キャッシュカード等の被害に対する金融機関による補償状況について、取りまとめ結果によると、処理方針決定済みの被害のうち、偽造キャッシュカード被害に対しては98.3%、盗難キャッシュカード被害に対しては51.9%、盗難通帳による被害に対しては55.2%、インターネットバンキングによる被害に対しては63.8%となっております。
- このうち、盗難通帳による被害に対する補償については、昨事務年度に業界内において補償に関する自主的な申し合わせがなされたこともあり、19年度に発生した被害に対する補償については19年度末時点の31.5%から20年度末時点の51.8%に、また、20年度に発生した被害に対する補償については、上記のとおり、20年度末時点で55.2%と上昇傾向にあります(それぞれ件数ベース)。
- この結果から、金融機関の被害者に対する補償に向けた取組みについては、着実に進められているものと考えます。

## 7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

### (1) 必要性(国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か)

金融機関に対する各種の情報提供及び金融機関における迅速かつ適切な取組みを促すことは、預金口座の不正利用の防止、また偽造キャッシュカード等による被害防止のため必要な施策です。

## (2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

金融機関に対する各種の情報提供により、金融機関において、口座の不正利用の防止、偽造キャッシュカード等による犯罪に関する適切な現状分析が可能となるものと考えます。

また、業界団体を通じて、口座の不正利用問題、偽造キャッシュカード等の問題への取組みに関する要請を行うことにより、これらの問題について、認識の共通化が図られるものと考えております。

これらの施策は、口座の不正利用による被害発生の防止、偽造キャッシュカード等による被害の防止に向けた金融機関の取組みを促すことになり、有効であると考えています。

## (3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

当局より、金融機関等に対し各種の情報提供を行うとともに、業界団体を通じて傘下金融機関に対する要請を行うことにより、金融機関において、効率的に預金口座の利用停止等の措置、また、振り込め詐欺救済法、預貯金者保護法への対応が行われているものと考えています。

## 8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

### (1) 今後の課題

- ア. 口座の不正利用問題については、振り込め詐欺の被害が依然多く発生している状況等も踏まえ、引き続き、不正口座利用に関する金融機関等への情報提供を行うとともに、預金口座の不正利用問題に対する適切な対応について検討等を行なっていく必要があります。
- イ. 振り込め詐欺救済法の運用について、引き続き各金融機関に対し、本法の的確な運用に向けた態勢整備を促していく必要があります。
- ウ. 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のため、引き続き、金融機関における情報セキュリティ対策等の一層の向上に向けた取組みや被害者への補償等、預貯金者保護法等の適切な運用が行われるようフォローアップしていく必要があります。

### (2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

#### 予算要求及び機構・定員要求

特になし。

## 9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について（21年4月30日公表）  
<http://www.fsa.go.jp/news/20/ginkou/20090430-1.html>

- ・ 偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況について（21年6月30日公表）  
<http://www.fsa.go.jp/news/20/ginkou/20090630-2.html>
- ・ 偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について（21年6月30日公表）  
<http://www.fsa.go.jp/news/20/ginkou/20090630-1.html>

## 1 1. 担当課室名

監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、総務企画局企画課

## 施策Ⅱ－２－（１）

### 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視

#### 1. 達成目標等

達成目標	市場監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保すること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>市場監視（検査・調査等）を適正に実施することにより、金融商品取引の公正を確保し、金融・資本市場に対する投資者を含めた市場参加者の信頼を保持することが重要である。</p> <p>また、我が国金融・資本市場の競争力を高めるためには、市場機能の拡充を通じた金融イノベーションを阻害することのないよう留意しつつ、市場の公正性・透明性の向上を図ることにより、内外の投資者等からの信頼を強固にしていく必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引法第194条の7第2項及び第3項、第210条等</li> <li>・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）</li> <li>・金融・資本市場競争力強化プラン（平成19年12月21日公表）</li> </ul>
測定指標 （目標値・達成時期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報受付件数</li> <li>・取引審査実施件数</li> <li>・証券検査実施件数</li> </ul> <p>（注）目標値・達成時期は、事務事業の性格上、設定していません。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証券検査に係る勧告の実施状況＜内容・件数＞</li> <li>・課徴金調査に係る勧告の実施状況＜内容・件数＞</li> <li>・開示検査に係る勧告の実施状況＜内容・件数＞</li> <li>・犯則事件の告発の実施状況＜内容・件数＞</li> <li>・課徴金納付命令件数</li> <li>・証券取引等監視委員会の活動状況に関する投資者・消費者に対する講演会等の実施件数</li> </ul>

#### 2. 平成20年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①金融・資本市場に関する包括的かつ機動的な市場監視	<p>不公正取引に関連する市場情報を収集分析するとどまらず、市場動向を幅広い角度から把握し、将来のリスクを見据えたフォワードルッキング・アプローチに基づく監視を実施する。</p> <p>自主規制機関、海外当局などとの連携を強め、全体としての市場監視の効果を上げる。</p> <p>また、情報の収集・分析及び取引審査体制の充実・強化を図る。</p>

<p>②金融商品取引業者に対する的確かつ効率的な検査の実施</p>	<p>金融商品取引法の本格施行後の状況や金融・資本市場の動向等に関する各種情報・資料を総合的に勘案し、検査方針・検査計画を策定する。</p> <p>これを踏まえ、金融商品取引業者の法令遵守状況を検証するとともに、内部管理態勢に着目した検証を行い、検査の結果、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分等を行うよう勧告を行う。</p> <p>検査ローテーションや業務面の一般的なリスクに基づき検査先を選定する従来型の一般検査に加え、フォワードルッキング・アプローチに基づいた情報・分析による特定のテーマを絞り込んだテーマ別特別検査も状況に応じて実施する。</p> <p>また、的確かつ効率的な検査の実施に向けた検査体制の充実・強化等を図る。</p>
<p>③違反行為の実効的抑止のための課徴金制度の見直し</p>	<p>平成 20 年 6 月に成立した課徴金の金額水準の引上げ、対象範囲の拡大等による違反行為の実効的抑止を内容とする「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行に向けて政令・府令等を整備する。</p> <p style="text-align: right;">〔 R I A 〕</p>
<p>④不公正取引に対する迅速・効率的な課徴金調査の実施</p>	<p>インサイダー取引等の違反行為に対して規制の実効性を確保するため、迅速・効率的な課徴金調査を実施し、よりきめ細かい監視を行う。調査の結果、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令を発出するよう勧告等を行う。</p> <p>また、課徴金制度の見直しによる対象範囲の拡大等に適切に対応するため、課徴金調査体制の充実・強化を図る。</p>
<p>⑤ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施</p>	<p>ディスクロージャー制度の信頼性の確保及び投資者保護のため、有価証券報告書等の開示書類の適正性について迅速・効率的な検査等を実施し、検査等の結果、虚偽記載等が認められた場合には、訂正報告書等の提出命令及び課徴金納付命令を発出するよう勧告等を行う。</p> <p>また、課徴金制度の見直しによる開示検査対象の拡大等に適切に対応するため、開示検査体制の充実・強化を図る。</p>
<p>⑥犯則事件に対する厳正な調査の実施</p>	<p>金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対して厳正な調査を実施し、調査の結果、犯則の心証を得たときは告発を行う。</p> <p>また、金融商品犯罪の徹底摘発に向けて、犯則調査体制の充実・強化を図る。</p>

### 3. 評価結果

## (1) 20年度の達成度

A

### 【達成度の判断理由】

金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった環境の変化や、世界的な金融不安の高まりに伴う市場の動揺、信用収縮等が生じた状況に迅速かつ的確に対応するため、検査・調査等の手段を戦略的に活用し、新しい金融商品や複雑な取引形態を用いた不公正な取引等にも監視の目を光らせ、取引の公正を損なうような法令違反等が認められた場合は、勧告・告発することにより厳正に対処しました。

こうした市場の動きに対するタイムリーかつ機敏な取組みは、不公正な取引等を未然に防止するための抑止力としても有効に機能したものと考えられ、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保することに貢献したものと考えられるため、Aと評価しました。

## (2) 端的な結論（中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針）

施策の達成に向けて一定の効果が上がっていますが、今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（フォワードルッキング・アプローチに基づく監視の強化や市場監視体制の更なる充実・強化等）を行う必要があります。

## 4. 施策の趣旨・概要

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、取引の公正を確保し、市場に対する投資者の信頼を保持するため、金融・資本市場に関する情報の収集・分析、取引審査、金融商品取引業者等に対する検査、課徴金調査、開示検査、犯則事件の調査などの市場監視活動を行っています。

これらの監視活動の結果、取引の公正を損なうような法令違反等が認められた場合、行政処分等の勧告や犯則事件として告発することにより厳正に対処しています。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
市場強化プラン	平成19年12月21日	I. 信頼と活力のある市場の構築 2. 市場の公正性・透明性の確保 (2) 市場監視機能の強化 ① 証券取引等監視委員会等の市場監視体制の強化 我が国市場の公正性・透明性の一層の向上に向け、課徴金制度の見直しを含む市場監視機能の強化に対応するため、引き続き証券取引等監視委員会の体制整備等をはじめとする幅広い市場監視体制の強化

<p>経済財政改革の基本方針 2008</p>	<p>平成 20 年 6 月 27 日</p>	<p>を図る。</p> <p>第 2 章 成長力の強化</p> <p>1. 経済成長戦略</p> <p>Ⅱ グローバル戦略</p> <p>⑤国際競争力ある成長分野の創出</p> <p>・金融・資本市場を強化し、世界の中での中核的な金融センターを目指す。「金融・資本市場競争力強化プラン」（平成 19 年 12 月 21 日）を着実に実行するとともに、「株式市場の厚み」や「老後の資産形成」に資する取組を検討する。</p>
<p>G20 サミット首脳宣言・行動計画</p>	<p>平成 20 年 11 月 15 日</p>	<p>金融市場の改革のための共通原則</p> <p>9. 我々は、以下の改革のための共通原則と統合的な政策を実施することにコミットする。</p> <p>○金融市場における公正性の促進</p> <p>我々は、投資家と消費者の保護を強化し、利益相反を回避し、不法な相場操縦、詐欺行為、濫用を防止し、非協力的な国・地域から生じる不正な金融リスクに対抗することにより、世界の金融市場における公正性を保護することにコミットする。我々はまた、銀行機密と透明性に関する国際的な基準にまだコミットしていない国・地域に関する観点を含む情報共有を促進する。</p>
<p>G20 ロンドンサミット首脳宣言</p>	<p>平成 21 年 4 月 2 日</p>	<p><u>国際的な連携</u></p> <p>○ 既に設置された 28 の監督カレッジに加えて、2009 年 6 月までに、国境を越えて活動する重要な金融機関についても残りを設置する。</p> <p><u>規制の範囲</u></p> <p>○ ヘッジファンド、又はそのマネージャーは登録され、ファンドがマネージャーとは異なる国・地域に所在する場合にも、効果的な監督が確保されるよう、関係当局間の協力と情報共有のためのメカニズムを策定することを要請する。</p> <p>○ 効果的な規制・監督を受ける中央清算機関の設立を通じ、信用デリバティブ市場における標準化と強靭性を促進する。</p>

## 5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

近年の金融・資本市場のグローバル化の進展により、日本を含めた世界の金融・資本市

場の連動性はますます高まってきています。その中で、米国のサブプライム・ローン問題を契機としたグローバルな金融市場の混乱は、特に 2008 年秋のリーマン・ブラザーズの破綻等の発生以降、世界的に深刻な金融・経済危機に発展しました。

こうした市場環境の悪化は、市場の混乱に乗じた株価操作やインサイダー取引、発行市場でのファイナンスを悪用した不公正取引のリスクを高め、発行市場・流通市場全体を舞台として複雑・悪質な複合事案を増加させる要因ともなり、取引の公正確保に影響を与えたものと考えています。

また、グローバルに活動している金融商品取引業者等に対する検査等において、財務の健全性を含め、広くそのリスク管理態勢の検証にも力点を置く必要性を高めました。

## 6. 平成 20 年度主な事務事業の取組内容と評価

### (1) 金融・資本市場に関する包括的かつ機動的な市場監視

#### ①取組内容

ア. 日常的な市場監視においては、不公正取引に関連する市場情報を収集分析するとともに、発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、自主規制機関や海外当局とも連携し、直ちに法令違反といえないような取引などについても、幅広く注意を払い、問題が把握された事案については担当部門に情報提供を行いました。

平成 20 事務年度においては、こうした取組みにより、1,031 件の取引審査を迅速かつ効果的に実施し、問題が把握された事例については、その内容に応じ、金融商品取引業者等に対する検査、課徴金調査、開示検査、犯則事件の調査に活用しました。

イ. 監視活動においては、法令違反行為等の発見の端緒として、一般から寄せられる情報は非常に有用であることから、情報提供数の増加のための取組みとして講演会やインターネットなどを活用した情報提供の呼びかけを行っています。特に、20 事務年度においては、証券監視委が幅広い角度からの情報収集を行い、市場における様々な事象を多角的・多面的に分析していくため、証券監視委のパンフレット及びウェブサイトにおける情報受付窓口の見直しを行うとともに、各金融商品取引業協会を通じて、各会員等に対して情報受付窓口へのリンク設定を行ってもらうよう依頼しました。

20 事務年度においては、こうした取組みにより、情報受付件数が 6,412 件となりました。

ウ. 全国の証券会社と自主規制機関、証券監視委及び財務局等との間を専用線によるネットワークで結び、売買審査のための取引に係るデータの授受を電子的、一元的に処理するシステムである「コンプライアンスWAN」の利用を開始しました。

エ. 市場参加者に対し、証券監視委の活動状況に対する理解と協力を促すため、全国各地で講演会等を利用した情報発信を実施しました。

20 事務年度においては、こうした講演会等を 125 回実施しました。

【資料1 情報受付件数】

(単位：件)

区 分	18 事務年度	19 事務年度	20 事務年度
インターネット	5,011	4,193	3,847
電 話	702	766	1,253
文 書	443	381	384
来 訪	50	58	67
財務局等から回付	279	443	861
合 計	6,485	5,841	6,412

(事務年度：7月～翌年6月)

【資料2 取引審査実施件数】

(単位：件)

区 分	18 事務年度	19 事務年度	20 事務年度
価格形成	141	141	132
インサイダー取引	884	951	889
その他	14	6	10
合 計	1,039	1,098	1,031

(事務年度：7月～翌年6月)

【資料3 講演会等の実施件数】

(単位：件)

対 象	実施件数
自主規制機関及び金融商品取引業者等	59
弁護士・公認会計士	19
大学生・大学院生	15
上場会社等の市場参加者	32
合 計	125

②評価

「コンプライアンスWAN」の利用を開始したことにより、データ授受にかかる時間の短縮とセキュリティレベルの向上を図ることができました。

また、発行市場を悪用したファイナンスに関連した相場操縦やインサイダー取引などの流通市場での不公正取引や、虚偽の開示、偽計等の疑いのある事例等、市場における様々な事象を多角的・多面的に分析するなど、発行市場・流通市場全体に目を向

けた市場監視を行いました。その他金融システムに内在するリスクを早期に認識し、重点課題へ行政資源を効果的に投入していくという観点を踏まえ、空売り規制強化を受けたフェイルの発生状況についての分析や、いわゆる「リーマンショック」の際に大きな注目を集めたCDS取引などの新たな取引形態や新商品等、金融・資本市場全般における新たな動向についてタイムリーに分析を行い、個々の取引の背景となる事象の把握に努めました。これらの分析は、市場の環境変化に迅速かつ的確に対応し、包括的かつ機動的な市場監視を行ったものと考えています。

一般からの情報受付については、20事務年度の情報受付件数が6,412件となり、前事務年度の実績(5,841件)を上回りましたが、これは20事務年度において情報受付窓口の見直しを実施したこと等から、その効果が現れたものと考えられます。これら一般から寄せられた情報については、情報の内容に応じて証券監視委内の各課をはじめ、財務局監査官部門、金融庁の担当部署に速やかに回付のうえ、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合などの有用な情報として活用しています。

さらに、講演会等を通じて、幅広い市場参加者に対する情報発信を実施したところですが、その内容は、証券監視委の厳正な監視の目があること、金融商品取引業者等、自主規制機関、公認会計士、弁護士等に対して、公正・健全な市場確保のために貢献するゲートキーパーとしての自覚を促すもの、上場会社等における内部管理態勢の構築の必要性について理解を求めるものなどであり、これらの情報発信は、市場の公正性・透明性の確保に効果があったものと考えています。

こうした金融・資本市場に対する日常的な市場監視及び情報発信は、不公正取引等を未然に防止するための抑止力としても有効に機能しており、投資者の信頼を保持し、取引の公正確保に寄与しているものと考えています。

## (2) 金融商品取引業者に対する的確かつ効率的な検査の実施

### ①取組内容

ア. 証券検査を計画的に管理・実施するため、市場動向や過去の検査結果等を踏まえ、検査の重点事項や計画件数を定めた「平成20事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画」を20年7月に策定しました。また、従来は事務年度(7月～翌年6月末)ベースで策定していましたが、21年度からは会計年度(4月～翌年3月末)ベースに改め、21年4月に「平成21年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画」を策定・公表しています。

20事務年度においては、これらの計画等に基づき、228件(着手件数ベース)の検査を実施しました。

イ. より効率的・効果的な証券検査の実現を目指し、検査の手続面を中心に点検を行い、必要があれば見直しを行うことを目的として、20年9月に「証券検査に係る業務点検プロジェクト」を立ち上げ議論を重ねるとともに、議論の過程においては、日本証券業協会等の業界団体とも意見交換を行いました。こうした過程を経て、予告検査の試行的な導入、検査における対話の充実等について、今後の証券検査の一定の方向性として、かかる検討状況を20年12月に公表しました。

その後、さらに議論を進めて得た結論等を踏まえ、透明性の高い効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、検査の基本事項や検査実施の手続等を定めた「証券検査に関する基本指針」を改正し、今後の検査実務に反映させることとしました。

ウ. 21年1月の株券電子化制度の施行に向けて、証券会社のシステムの整備状況について検証を行い、早期の改善を促すことにより、円滑な制度施行につなげました。

エ. 証券検査の結果、問題点が認められた金融証券取引業者等に対しては、検査結果通知書において問題点を指摘するとともに、重大な法令違反行為等が認められた場合及び公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金融庁長官等に対して行政処分等を求める勧告を行いました。

20事務年度においては、検査の結果、重大な法令違反行為等が認められた18件について、勧告を行いました。

#### 【資料4 証券検査実施件数】

(単位：法人等)

区 分	18事務年度	19事務年度	20事務年度
第一種金融商品取引業者等	127	171	142
投資運用業者、投資助言・代理業者	51	47	73
自主規制機関	6	1	5
第二種金融商品取引業者等	8	14	8
合 計	192	233	228

(事務年度：7月～翌年6月)

(注1) 第一種金融商品取引業者等には、登録金融機関及び金融商品仲介業者を含みます。

(注2) 第二種金融商品取引業者等には、投資法人及びその他業種を含みます。

#### 【資料5 問題点が認められた会社等数及び勧告件数】

(単位：件)

区 分	18事務年度	19事務年度	20事務年度
問題点が認められた会社等	142	121	112
勧 告	28	28	18

(事務年度：7月～翌年6月)

## ②評価

20事務年度は、いわゆる「リーマンショック」に端を発した世界的な金融危機を背

景に、金融商品取引業者等に対する検査のあり方に関し、一層の充実を迫るものとなりました。また、金融商品取引法を含めた累次の制度改革の結果、検査対象となる業者数は大幅に増加しています。このような金融・資本市場を取り巻く環境の変化に対応するため、「証券検査に係る業務点検プロジェクト」における議論の結果等を踏まえ、証券検査に関する検査基本方針等の改定等、証券検査における重要な政策に反映させました。

具体的には、これまでの法令違反行為の検証を基本としつつも、公益確保や投資者保護をも念頭に、内部管理態勢に着目した検査も一層充実させることや、業者との双方向の対話等を重視した検査を行うことなど透明性の高い効率的かつ効果的な検査を実施するための内容となっています。

20 事務年度の検査の特色としては、世界的な市場の混乱、信用収縮等を受けて、金融商品取引業者等の財務内容を重視したリスク管理態勢の検証を強化したことや空売り規制及びフェイルに係る管理態勢を重点事項に掲げて検証を行ったほか、株券電子化に向けたシステムリスク管理態勢の検証として、システム開発プロジェクトにまで踏み込んだ検証をはじめて行うなど、市場を取り巻く環境変化に柔軟に対応したものと考えています。

検査の結果、重大な法令違反行為等が認められたものについて、金融庁長官等に行政処分等を求める勧告を行いました。この中には、個別の法令違反に該当するとして勧告したもののほか、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められ、業務の方法の変更、業務の運営状況の改善等を命ずる必要があるとして、①第三者割当増資の決議等に係る議事録の不実記載等、②法人関係情報の管理に係る内部管理態勢が機能していない状況及び法人関係情報を利用した助言、③当社に帰属しない配当金を不当に受領する行為等の3件の事案について、金融商品取引法第51条に基づく勧告を行いました。

このことは、法令違反行為のみならず内部管理態勢にも着目した検証を一層充実させたことによるものと考えています。こうした的確かつ効率的な検査を通じて、金融商品取引業者等に対し、市場を悪用あるいは濫用する者の参加を未然に防止する、市場仲介者たるゲートキーパーとしての自覚を促し、その役割を発揮させることが、投資者の信頼を保持し、取引の公正確保に寄与しているものと考えています。

なお、証券検査基本方針及び証券検査基本計画の策定については、今回から、会計年度ベースに改めたことにより、今後、政策と予算との連携がより強化されることになると考えられます。

### (3) 違反行為の実効的抑止のための課徴金制度の見直し

#### ①取組内容

課徴金の金額水準の引上げや対象範囲の拡大等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に係る関係政令・内閣府令等を平成20年12月5日に公布し、12月12日に施行しました。(証券・銀行・保険会社間のファイアーウォール規制の見直し・利益相反管理体制の構築に係る部分については、21年1月23日公布、6月1日施行。)

## ②評価

課徴金水準の引上げに加えて、開示書類の不提出、公開買付公告の不実施等、大量保有報告書等の不提出等、仮装・馴合売買、違法な安定操作取引についても課徴金の対象に加えられるなど、より実効的な不公正取引及び開示義務違反行為抑止のための課徴金制度が整備されたものと考えています。こうした拡充・整備された課徴金制度を適切に執行することにより、金融・資本市場の公正性・透明性が一層確保されることにつながるものと期待されます。

### (4) 不公正取引に対する迅速・効率的な課徴金調査の実施

#### ①取組内容

ア. 課徴金制度の特色を活かして迅速・効率的な調査に努めるとともに、課徴金制度の見直しによる対象範囲の拡大等に適切に対応しました。

20 事務年度においては、20 件の不公正取引にかかる課徴金納付命令の発出を求める勧告を行い、金融庁長官は、ただちに上記 20 件について審判手続開始の決定を行いました。また、金融庁長官は、審判官による審判手続を経て、合計 15 件の課徴金納付命令の決定を行いました。

イ. 市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促すため、20 年 6 月に公表した「金融商品取引法における課徴金事例集」について、20 年 6 月から 21 年 5 月までに課徴金納付命令決定がなされた課徴金事例を追加するとともに、寄せられた意見等を踏まえ、重要事実等の伝達状況について、事案の特性に沿って可能な範囲で記載する等して、21 年 6 月に公表しました。

#### 【資料 6 課徴金調査に係る勧告の実施状況】

(単位：件)

区 分	18 事務年度		19 事務年度		20 事務年度	
	勧告	命令	勧告	命令	勧告	命令
インサイダー取引	9	9	21	21	18	14
相場操縦	0	0	0	0	2	1
合 計	9	9	21	21	20	15

(事務年度：7月～翌年6月)

## ②評価

世界的な金融・資本市場の混乱に伴い、不公正取引のリスクが高まる中、証券監視委では迅速・効率的な課徴金調査を実施し、合計 20 件の不公正取引にかかる課徴金納付命令の発出を求める勧告を行いました。

20 事務年度における勧告事案の特色としては、相場操縦事案について、17 年 4 月の課徴金制度の導入以来、初めてとなる勧告を行ったことが挙げられます。また、

インサイダー取引に対して行った勧告事案においては、現役の証券会社社員が他人名義の口座により取引を行ったもの、監査役が他人名義の口座により取引を行ったものや公認会計士が証券会社社員から重要事実の伝達を受けて取引を行ったものなど、高い職業倫理を求められる職業・役職の者による事例が見受けられました。こうした社会的関心の高い事案の勧告が増えてきており、違反行為の抑止に十分な効果があったものと考えます。また、会社の重要事実に対する情報管理を含めた会社の内部管理の徹底を促すことにもつながったものと考えています。さらに、インサイダー取引における重要事実に関し、法令上、個別に列挙された項目ではないが上場会社等の業務等に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものとして、いわゆるバスケット条項を適用した違反行為について、初めて課徴金納付命令の発出を求める勧告を行い、これにより、当該条項が適用されるケースを具体的に市場に対して示すものとなりました。

また、これらの課徴金事例について、過去1年間に勧告した事例を盛り込み、内容が更に充実するよう見直しをした上で課徴金事例集を公表しました。当該事例集は、証券監視委のウェブサイトへの掲載、証券監視委幹部による関係団体での講演の際にPRを行った結果、上場会社が内部規程や社内管理体制の見直しを行いインサイダー取引の未然防止の取組みの参考として活用される例もみられるなど、市場参加者の自主的な規律付けに効果があったものと考えています。

これらの取組みは、インサイダー取引等の違反行為に対する規制の実効性確保に資するものであり、取引の公正性の確保及び投資者の保護に寄与しているものと考えています。

## (5) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施

### ①取組内容

ア. 課徴金制度の特色を活かして迅速・効率的な開示検査に努めるとともに、課徴金制度の見直しによる開示検査対象の拡大等に適切に対応しました。

20事務年度においては、12件の開示書類の虚偽記載にかかる課徴金納付命令の発出を求める勧告を行いました。金融庁長官は、ただちに上記12件について審判手続開始の決定を行ったほか、金融庁の調査により判明した事案2件について審判手続開始の決定を行いました。また、金融庁長官は、審判官による審判手続を経て、合計11件の課徴金納付命令の決定を行いました。

イ. 市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促すため、20年6月に公表した「金融商品取引法における課徴金事例集」について、20年6月から21年5月までに課徴金納付命令決定がなされた課徴金事例を追加するとともに、寄せられた意見等を踏まえ、虚偽記載の態様について、事案の特性に沿って可能な範囲で記載し、また、発行会社の業種及び上場取引所に係る情報を記載する等して、21年6月に公表しました。

【資料 7 開示検査に係る勧告の実施状況】

(単位：件)

区 分	18 事務年度		19 事務年度		20 事務年度	
	勧告	命令	勧告	命令	勧告	命令
課徴金納付命令	5	4	10	10	12	11
訂正報告書等提出命令	1	0	0	0	0	0
合 計	6	4	10	10	12	11

(事務年度：7月～翌年6月)

(注 1) 20 事務年度の課徴金納付命令については、勧告に基づかずに金融庁の調査により審判手続開始決定を行った2件を含みます。

(注 2) 20 事務年度の訂正報告書等提出命令については、開示検査において開示書類の重要な事項につき虚偽記載等が認められた場合に、いずれの開示企業も当該開示書類を自主的に訂正したことから、訂正報告書等提出命令に係る勧告は行いませんでした。

(注 3) 18 事務年度の訂正報告書等提出命令については、勧告後、提出命令発出前に訂正報告書等が提出されたため、提出命令は行われていません。

## ②評価

開示書類の虚偽記載について、証券監視委では幅広く情報収集・分析を行い、迅速・効率的な開示検査を実施し、合計 12 件の開示書類の虚偽記載にかかる課徴金納付命令の発出を求める勧告を行いました。これらの事例には、違反行為者が自主的に訂正したのではなく、証券監視委の調査により、初めて虚偽記載等の違反行為が明らかになるものが増えてきており、調査手法の工夫や調査能力の向上が図られているものと考えています。

また、これらの課徴金事例について、過去 1 年間に勧告した事例を盛り込み、内容が更に充実するよう見直しをした上で課徴金事例集を公表しました。当該事例集は、証券監視委のウェブサイトへの掲載、証券監視委幹部による関係団体での講演の際に PR を行った結果、上場会社の適正なディスクロージャーを促すとともに、市場参加者の自主的な規律付けに効果があったものと考えています。

これらの取組みは、ディスクロージャー制度に対する投資者の信頼性を保持するものであり、取引の公正性の確保及び投資者の保護に寄与しているものと考えています。

## (6) 犯則事件に対する厳正な調査の実施

### ①取組内容

金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対し、効率的・効果的な調査を実施し、犯則の心証を得たものについて、告発を行いました。

20 事務年度においては、こうした取組みにより、13 件の告発を行いました。

【資料 8 犯則事件の告発の実施状況】

(単位：件、人)

区 分	18 事務年度		19 事務年度		20 事務年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
インサイダー取引	9	18	2	5	7	8
相場操縦	3	10	4	13	0	0
相場変動目的の暴行・脅迫	0	0	0	0	2	2
風説の流布・偽計	0	0	2	6	0	0
虚偽の有価証券報告書等提出	1	3	2	9	4	11
合 計	13	31	10	33	13	21

(事務年度：7月～翌年6月)

(注) 人数には、法人を含みます。

②評価

犯則調査を取り巻く環境が、金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化・ローカル化と変化する中、幅広い態様の事案に取り組み、海外当局、各地域の捜査機関や財務局など内外の関係諸機関と連携を図りつつ、効果的・効率的かつ機動的に調査を実施しました。特に、クロスボーダー取引の監視を強化するとともに、流通市場のみならず発行市場にも目を向け、さらに不公正ファイナンス及びディスクロージャーに関する不正等についても監視の目を光らせ、重大・悪質な犯則事件について告発を行いました。

この中には、証券取引法制定以来初めて相場変動目的で暴行・脅迫を行ったとして告発した事件、IR専門家や東証一部上場企業代表取締役など高い倫理性を求められる立場にある者によるインサイダー事件、ファイナンスに際して重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書等を提出した事件など、様々な態様の犯則事件が含まれるほか、シンガポール通貨監督庁(MAS)の協力を得て証券監視委発足以来初めてクロスボーダーのインサイダー取引について告発した事件においては、市場の空白を作らないために積極的に海外当局と連携を行う証券監視委の取り組みを市場に対して示しました。さらに、インサイダー取引における重要事実に関し、法令上、個別に列挙された項目ではないが上場会社等の業務等に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものとして、いわゆるバスケット条項を適用した3件の事案について告発を行い、これにより当該条項が適用されるケースを具体的に市場に対して示すものとなりました。

これらの調査・告発は、金融商品・取引の公正を害する悪質な行為の真相を解明し厳正に処罰するとともに、金融・資本市場における不公正な証券取引やファイナ

ンスを未然に防止する抑止力としても機能しており、投資者の信頼を保持し、取引の公正確保に寄与しているものと考えています。

## 7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

### (1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

我が国の金融・資本市場においては、「貯蓄から投資へ」「間接金融から直接金融へ」の流れを推進させるため、累次にわたり構造改革を着実に実施し、幅広い投資者の参加を促す利便性の高い市場環境の整備が進展しつつありますが、誰もが安心して利用できる公正・透明な市場とするためには、市場監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保することが必要です。

また、実効性の高い市場監視を通じて公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献するものと考えています。

さらに、市場の混乱に乗じた不公正取引や上場企業の財務内容の悪化などによる粉飾、不公正ファイナンスのリスクの増大、金融商品取引業者等における財務内容の検証の重要性の高まり、新たな取引や新たな市場の出現等による監視対象の拡大など、証券監視委における市場監視の必要性は、ますます高まっています。

### (2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

金融・資本市場に関する幅広い情報収集・分析、取引審査、金融商品取引業者等に対する検査、課徴金調査、開示検査、犯則事件の調査を機動的・戦略的に組み合わせて市場監視活動を行い、市場の公正性・透明性を損なう法令違反等が認められた場合には、行政処分等の勧告や犯則事件として告発を行うなどの厳正な対処により、不公正な取引等の未然防止の抑止力として有効に機能しているものと考えています。

### (3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

我が国市場を取り巻く環境の大きな変化に対応するため市場監視の各手段を戦略的に活用しながら、包括的かつ機動的な市場監視、課徴金制度の一層の活用、金融商品取引法制の適切な運用、自主規制機関などとの連携、グローバル化への対応を重点施策として、実効性のある効率的な市場監視を実施したものと考えています。

効率性の向上に寄与したと考えられる具体的な取組みとしては、①全国の証券会社と自主規制機関、証券監視委及び財務局等との間を専用線によるネットワークで結ぶシステムである「コンプライアンスWAN」の利用を開始したことにより、売買審査のための取引に係るデータ授受の迅速化が図られたこと、②「証券検査に係る業務点検プロジェクト」における議論の結果を踏まえ、内部管理態勢に着目した検査を一層充実させること、予告検査の試行的な導入や検査中の対話の充実等を図ったことなど、これまで以上に効率的かつ効果的な検査を追求していく方針を策定したこと、③現行の限られた予算、組織、人員を戦略的・機動的に組み合わせて市場監視を行ったことに加え、的確な市場監視及び職員の専門性向上を図る観点から、証券業務等に関して専門的知識・経験のある者、弁護士、公認会計士及び不動産鑑定士といった民間専門家を積極的に採用し、調査・検査体制の強化を図ったことなどが挙げられます。

また、講演会等、証券監視委ウェブサイト、報道機関等の情報発信チャネルを有効に活用し、証券監視委の活動状況等について、タイムリーな取組みを踏まえた情報発信をすることにより、効率的に不公正な取引等を未然に抑止する一定の効果があったものと考えています。

## 8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

### (1) 今後の課題

#### ①市場の公正性・透明性確保のための取組み

証券監視委はこの一年、日常的な市場監視を行うことに加え、世界的な金融危機下での市場の混乱に乗じた不公正取引のリスクに対して迅速かつ的確に対応してきました。

しかしながら、市場の混乱及び実体経済への影響の拡大に伴い、引き続き不公正取引のリスクは高いと考えられ、実効的な市場監視の必要性は依然として高いと考えられます。

証券監視委としては、不公正取引の監視を遂行するうえで、より一層のスピード感をもって対応するとともに、将来のリスクを見据えながら、市場で顕在化しつつある重要な問題に迅速に対応していくという姿勢に立って監視を強化する必要があると考えています。そのためにも、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査、犯則調査それぞれの特性を最大限発揮できるような調査手法を戦略的に組み合わせることによって、より実効性のある監視態勢を構築する必要があると考えています。

またそのために、金融庁、関係当局、自主規制機関、海外監視当局等との連携を一層強化するとともに、市場規律の強化に向けて、上場企業、金融商品取引業者、弁護士、公認会計士やその他市場参加者との連携及び情報発信をさらに積極化させる必要があると考えています。

#### ②市場監視体制の強化

証券監視委は、市場を取り巻く環境変化に的確に対応し、複雑・悪質な複合事案をはじめ市場の公正性・透明性を損なう様々な取引・行為が全国的に広がっていることを踏まえ、引き続き、必要な人員の確保を含む更なる監視体制の充実を図る必要があると考えています。

具体的には、不公正ファイナンスやクロスボーダー取引等に対する監視体制の強化、CDSを含む店頭デリバティブなどの新たな取引形態やプロ向け新市場等に対する監視体制の強化、金融商品取引業者等のリスク管理態勢に対する検査体制の強化などが挙げられます。

また、IT化が進展する中で、電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化といった作業（デジタルフォレンジック）への対応が必要不可欠です。このため、IT専門家を確保の上、デジタルフォレンジック用資機材の調達、その活用のための事務フロー策定及び人材育成など、必要なデジタルフォレンジック環境を整備し、市場監視に活用していくことが必要であると考えています。

審判手続室においても、審判手続の適切かつ迅速な運営等を確保するため、より一層の課徴金制度の運用の体制整備を図る必要があると考えています。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容  
 予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 21年度予算額
証券取引等監視委員会一般事務費	①②④ ⑤⑥	予算 <継続>	36,028 千円
検査等一般事務費	②	予算 <継続>	25,721 千円
証券取引等監視経費(犯則調査経費)	⑥	予算 <継続>	159,261 千円
証券取引等監視経費(課徴金調査経費)	④⑤	予算 <継続>	25,582 千円
課徴金制度関係経費	④⑤	予算 <継続>	4,402 千円
証券取引等監視経費(証券取引審査経費)	①	予算 <継続>	554 千円
市場分析審査体制の整備	①	機構・定員	
証券検査体制の整備	②	機構・定員	
課徴金・開示検査体制の整備	④⑤	機構・定員	
犯則調査体制の整備	⑥	機構・定員	

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記(評価に使用した資料等)

- ・資料1 情報受付件数
- ・資料2 取引審査実施件数
- ・資料3 講演会等の実施件数
- ・資料4 証券検査実施件数
- ・資料5 問題点が認められた会社等数及び勧告件数
- ・資料6 課徴金調査に係る勧告の実施状況
- ・資料7 開示検査に係る勧告の実施状況
- ・資料8 犯則事件の告発の実施状況

## 1 1. 担当課室名

証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課審判手続室、総務企画局市場課

## 施策Ⅱ－２－（２）

### 市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進

#### 1. 達成目標等

達成目標	市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること
目標設定の考え方及びその根拠	国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び市場関係者の自主的な取組みが強化され、市場の公正性・透明性が確保される必要がある。 【根拠】金融商品取引法第1条、市場強化プラン（平成19年12月21日）等
測定指標 （目標値・達成時期）	・ 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況＜内容・件数＞ ・ 認定投資者保護団体の認定の申請件数 （注）目標値・達成時期は、事務事業の性格上、設定していません。
参考指標	・ 関係者との意見交換会の開催実績

#### 2. 平成20年度主な事務事業

事務事業	実施内容
① 自主規制機関との適切な連携等	金融商品取引業において依然として「自主規制の隙間」にある業者に対し、どのような規律付けが可能か各協会における検討を推進するため、業界との意見交換に努める。 また、金融商品取引に係る苦情解決・あっせんを業務とする民間団体を認定する認定投資者保護団体制度について、一層の周知を図り、消費者団体やNPO法人、各種業界団体などに広く同制度が活用されるよう促進する。
② 取引所におけるコーポレート・ガバナンス強化及び自主規制機能の強化への取組み	東京証券取引所の上場制度整備懇談会において検討されている企業行動規範の拡充等のコーポレート・ガバナンス強化のほか、制裁金制度の導入等の自主規制機能の強化に向けた取引所の取組みを引き続き促していく。

#### 3. 評価結果

##### （１）20年度の達成度

B

## 【達成度の判断理由】

自主規制機能の強化に向けた取引所規則の改正や、日本証券業協会等による新たな紛争解決機関の設立に係る認証申請手続等、苦情・紛争解決サービス提供に向けたさらなる措置の推進、認定投資者保護団体の認定の申請件数が本年度2件あったこと、さらには、金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）の創設等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が21年6月17日に成立、6月24日に公布されたことなど、市場の公正性・透明性の向上に向けた市場関係者の取組み等が進展したものと考えます。

他方、金融サービス利用者相談室における投資商品等に関する相談等の受付件数が増加していることに加え、相談等の内容について区分して見た場合に、不適正な行為や業者の態勢等に関する相談等の受付件数も増加していることを踏まえると、今後もさらに取組みを進めていく必要があることから、Bと評価しました。

（参考1）金融サービス利用者相談室における投資商品等に関する相談等の受付件数は、18年度10,827件、19年度11,819件、20年度16,166件となっています。

（参考2）認定投資者保護団体については、これまで、生命保険協会及び日本損害保険協会が認定を受けており、20年度においては、全国銀行協会及び信託協会が認定を受けています。

（参考3）平成20事務年度において、関係者との意見交換会を約20回開催しました。

## （2）端的な結論（中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針）

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、市場の公正性・透明性の確保に向け、取組みの充実・改善等を促進する必要があります。

## 4. 施策の趣旨・概要

我が国市場をより魅力あるものとし、その競争力を強化するためには、より一層の市場の公正性・透明性を確保することにより、市場の信頼を強固にしていく必要があります。

我が国金融・資本市場ひいては経済全体の重要なインフラの一つである金融商品市場の公正性・透明性を確保するためには、規制当局による取組みのみならず、市場開設者である金融商品取引所や市場仲介者としての金融商品取引業者の持つ自主規制機能が適正に発揮されることが必要です。

## 5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

米国のサブプライムローン問題を契機としたグローバルな金融市場の混乱は、特に2008年秋のリーマン・ブラザーズの破綻等の発生以降、世界的に深刻な金融・経済危機に発展しました。このため、我が国においても、2008年秋以降、実体経済の悪化や株価等の大幅な変動が生じました。

## 6. 平成20年度主な事務事業の取組内容と評価

### （1）自主規制機関との適切な連携等

#### ①取組内容

金融庁では、自主規制機関の間における連携を図るとともに、「自主規制の隙間」にある業者に対する自主規制機関の対応についての検討等を推進するため、関係者との意見交換会の開催等の取組みを行っています。こうした取組みを受け、20年12月に、日本証券業協会の「金融商品取引法のもとでの本協会の自主規制等のあり方に関する特別委員会」において、新たな紛争解決機関として、特定非営利活動法人を設立していくことが決定されました。これは、日本証券業協会、投資信託協会、日本投資顧問業協会、金融先物取引業協会、日本商品投資販売業協会の会員等を対象として、より横断的かつ包括的な紛争解決サービスの提供を目指すものです。21年5月には、日本証券業協会が、内閣府に対し、当該特定非営利活動法人設立の認証申請手続きを行っています。

また、認定投資者保護団体制度については、毎月、ウェブサイト上の月刊広報誌「アクセスFSA」において、当該制度の趣旨及び活用状況を掲載し、周知を行っています。金融審議会答申（12年6月27日）を踏まえ設置された金融トラブル連絡調整協議会においても、当該制度の紹介を繰り返し行い、当該制度の活用を促しています。こうした取組みを受け、20年10月1日には全国銀行協会が、21年4月1日には信託協会が新たに認定を受けています。

さらに、21年6月17日に成立し、6月24日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」では、金融ADR制度が盛り込まれています。具体的には、金融商品・サービスに関する苦情処理や紛争解決を行う民間団体を主務大臣が指定できることとし、金融機関側に、手続応諾や結果尊重等の対応を求めることとされています。

## ②評価

上記特定非営利活動法人は、上記5協会の苦情処理・紛争解決の業務を一元化して実施することにより、これらの業務の横断化・平準化を図るものです。また、当該特定非営利活動法人は、これら5協会の会員以外の「自主規制の隙間」にある業者（例えば、第二種金融商品取引業者）も対象としています。このような特定非営利活動法人設立に係る認証の申請に至ったことは、評価に値するものと考えます。なお、引き続きこういった業者に対する規律付けのあり方について、業界における検討状況を注視していく必要があると考えます。

また、認定投資者保護団体については、金融商品取引法が施行されて以降、4団体が認定を受けており、各業界団体における利用者保護に向けた取組みが進んでいると考えています。なお、20年7月～21年6月において、4団体で受け付けた苦情・紛争解決支援件数は、※145件となっています。

※ 認定投資者保護団体として受け付けた件数を計上しています。なお、苦情解決支援件数と紛争解決支援件数は、一部重複しています。

## （2）取引所におけるコーポレート・ガバナンス強化及び自主規制機能の強化への取組み

### ①取組内容

東京証券取引所は、上場制度整備懇談会において、21年4月に「2008年度上場制

度整備の対応について」を取りまとめ、これに基づき、上場制度の整備について検討を行い、21年5月に「2008年度上場制度整備の対応について」に基づく上場制度の整備等について」を取りまとめ、公表しました。

さらに、金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」において、20年10月から上場会社等のコーポレート・ガバナンスのあり方について幅広く審議を行い、その結果を取りまとめた報告書を21年6月17日に公表しました。

今後、本報告の内容を踏まえ、取引所規則の改正等を含め、上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けた真剣な取組みをさらに推進していく予定です。

## ②評価

株主・投資者の保護及び市場機能の適切な発揮の観点から、企業行動に適切な対応を求める等の取引所規則の改正が行われており、取引所における取引の公正性・透明性の確保に向けた取組みが進んでいるものと考えていますが、上記報告の内容を踏まえ、取引所における上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けたさらなる取組みが求められます。

## 7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

### (1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

我が国市場をより魅力あるものとし、その競争力を強化するためには、より一層の市場の公正性・透明性を確保することにより、市場の信頼を強固にしていく必要があります。そのためには、規制当局による取組みのみならず、市場開設者や市場仲介者など、市場の関係者全体で取組みを進める必要があります。このため、金融商品取引所及び金融商品取引業協会の持つ自主規制機能や金融商品取引業者の市場仲介者としての機能等が適正に発揮されるよう、関係者の取組みが強化されることが必要と考えています。

### (2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

金融商品取引所の自主規制機能の強化に向けた取引所規則の改正等が行われたほか、各関係団体による苦情・紛争解決サービス提供に向けたさらなる取組みが行われるなど、市場関係者の自主的な取組みが円滑に進みました。

こうした取組みは、市場における公正性・透明性の確保につながったものと考えています。

他方、金融サービス利用者相談室における投資商品等に関する相談等の受付件数が増加していることに加え、相談等の内容について区分して見た場合に、不適正な行為や業者の態勢等に関する相談等の受付件数も増加していることを踏まえると、今後もさらに取組みを進めていく必要があると考えます。

### (3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

市場の公正性・透明性を確保するための措置の実施に当たっては、規制当局の取組みのみならず、金融商品取引所及び各業界団体が行う自主規制が、その自律性、専門性、

機動性等の特性を活かしつつ、適切に機能することが効率的な方策であると考えています。

## 8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

### (1) 今後の課題

#### ① 自主規制機関との適切な連携等

金融ADR制度に関する今後の動向を踏まえつつ、自主規制機関と連携し、引き続き投資者保護の取組みを推進していく必要があります。

#### ② 取引所におけるコーポレート・ガバナンス強化及び自主規制機能の強化への取組み

21年6月17日に公表された、金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」報告を踏まえ、取引所における上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けた規則改正等、取引所における取組みを引き続き促す必要があります。

### (2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

#### 予算要求及び機構・定員要求

なし

## 9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 「認定投資者保護団体一覧」 <http://www.fsa.go.jp/koueki/koueki10c.html>
- ・ 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（平成21年4月30日公表） <http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20090430.html>
- ・ 「アクセスFSA（月刊金融庁広報誌）」 <http://www.fsa.go.jp/access/index.html>
- ・ 「証券・金融商品あっせん相談センター設立準備委員会」  
<http://www.jsda.or.jp/html/kujyou/setsuritsu.html>
- ・ 「2008年度上場制度整備の対応について」（20年5月27日公表）  
<http://www.tse.or.jp/rules/seibi/index.html>
- ・ 「「2008年度上場制度整備の対応について」に基づく上場制度の整備等について」（21年5月19日公表） <http://www.tse.or.jp/rules/comment/index.html>
- ・ 金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」報告の公表について（21年6月17日公表）  
[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20090617-1.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20090617-1.html)

## 11. 担当課室名

総務企画局市場課、総務企画局企画課、監督局証券課

## 施策Ⅱ－２－（３）

### 市場の透明性確保に向けた会計制度の整備

#### 1. 達成目標等

達成目標	金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること
目標設定の考え方及びその根拠	米国やEUを中心に、会計基準の国際的なコンバージェンスに向けた取組みが加速化している状況を踏まえ、会計基準のコンバージェンスに積極的に対応し、より高品質な基準を目指す。 【根拠】金融・資本市場競争力強化プラン（平成19年12月21日）
測定指標 （目標値・達成時期）	・ASBJのコンバージェンスに対する取組状況<ASBJプロジェクト計画表の進捗度>（目標値・達成時期は、同計画表に掲げた取組み内容を参照する。）
参考指標	・コンバージェンスに係る会合等の開催実績 ・海外当局との対話等の実績

#### 2. 平成20年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①会計基準の国際的な収斂・相互承認の推進	<p>米国やEUを中心に、会計基準の国際的なコンバージェンスに向けた取組みが加速化している状況を踏まえ、会計基準のコンバージェンスに積極的に対応し、より高品質な基準を目指すため、企業会計基準委員会（ASBJ）の活動を支援する。</p> <p>また、2009年（平成21年）から、EUは第三国企業に対して国際会計基準又は同等の基準による連結財務諸表作成を義務付ける方針であることを踏まえ、欧州委員会と連携して双方向にコンバージェンスの進捗をモニタリングし、我が国会計基準の国際会計基準との同等性が認められるよう対話を進めていく。</p> <p>さらに、米国証券取引委員会（SEC）等との間でも、会計をめぐる諸問題について積極的な対話を進める。</p>

#### 3. 評価結果

##### （１）20年度の達成度

A

##### 【達成度の判断理由】

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2007年8月に公表した東京合意に基づき、プロジェクト計画表通りにコンバージェンスを進め、2008年12月にはプロジェクト計画表の短期コンバージェンス項目の終了を公表しました。

また、EUにおける会計基準の同等性評価の決定により、EU市場に上場する日本企業が、引き続き、日本の会計基準に準拠した財務諸表を用いて上場を続けることが可能となったこと、国際会計基準の設定プロセスにおいて、公正性・透明性を監視する国際会計基準委員会財団（IASCF）モニタリング・ボードの創設を働きかけ、さらに金融庁が参加メンバーとなったこと、という一定の成果が上がったと考えています。

なお、企業会計審議会は、2009年6月、我が国において国際会計基準の任意適用を認めることが適当とする報告書を公表しました。

以上のような成果を踏まえ、Aと評価しました。

## （2）端的な結論（中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針）

施策の達成に向けて一定の成果が上がっている（EUにおける会計基準の同等性評価の決定や、IASCFモニタリング・ボードの創設）が、環境の変化（会計基準に関する国際的動向）や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。

## 4. 施策の趣旨・概要

我が国会計基準は、ASBJにおいて、精力的に改訂がなされ、諸外国に比べて遜色のない高品質なものとなっています。一方で経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に的確に対応するとともに、会計基準等を巡る国際的動向を踏まえつつ、引き続き着実な基準整備を促していくこととしています。

### 【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
生活対策	平成20年10月30日	・国際的な会計基準の動きを踏まえ、①公正価値（時価）の算定方法の企業会計基準委員会による明確化の監査人への周知・金融検査での対応を行うとともに、②同委員会による金融商品の保有目的の変更に関する迅速な検討を支持する
経済危機対策	平成21年4月10日	・企業の会計処理について、国際的な動向も勘案しつつ、迅速かつ適切な対応がなされるよう我が国会計関係者の努力を引き続きサポート

## 5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

## 6. 平成 20 年度主な事務事業の取組内容と評価

### (1) 会計基準の国際的な収斂・相互承認の推進

#### ①取組内容

A S B J は 2005 年 3 月から国際会計基準審議会（I A S B）との間で会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトを行なってきたおり、2007 年 8 月には、コンバージェンスを加速化することに合意した「東京合意」を発表しております。2008 年 9 月、両者はロンドンにおいて会合を開催し、コンバージェンスがプロジェクト工程表に基づいて予定通り進んでいることを確認し、2008 年 12 月には A S B J が「東京合意」に示された短期コンバージェンス項目の終了を公表しました。また、2009 年 3 月には東京で会合を行い、コンバージェンスの進捗状況を確認しております。

A S B J は、2008 年 10 月、国際的な基準設定主体の動きに対応する形で、公正価値測定の詳細化に関する指針（実務対応報告第 25 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」）を公表、同年 12 月には、債権の保有区分の変更に関する指針（実務対応報告第 26 号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」）を公表し、金融庁もこれを支援しました。

E U における会計基準の同等性評価については、金融庁は、欧州関係者に対し積極的な働きかけを行ってきました。この結果、2008 年 12 月、E U の欧州委員会（E C）は、日本の会計基準について、「E U で採用されている国際会計基準（IFRS）と同等である。」との内容を決定しました。欧州委員会との間では、2009 年 5 月の日 E U 金融ハイレベル協議等を通じて会計基準のコンバージェンスに関する対話を進めました。

さらに、金融危機を受けて I A S B と米国財務会計基準審議会（F A S B）が設置した金融危機諮問グループ（F C A G）へのオブザーバーとしての出席や、国際的な会計・監査・開示等の基準にかかる証券監督者国際機構（I O S C O）等の国際会議への出席を通し、積極的な意見の発信を行っています。

金融庁は、I A S B の母体である I A S C F の定款見直し作業に先立ち、I A S C F に対するモニタリング・ボードの設置に向け、E C、S E C 及び I O S C O と共に、精力的に作業を進めてきましたが、2009 年 1 月に I A S C F 評議員会会合での承認を経て、設置が正式に公表され、その中の正式なメンバーとなりました。2009 年 4 月、モニタリング・ボードと I A S C F 評議員会との初回会合がロンドンで開催され、2008 年 I A S C F 年次報告書のレビュー、I A S C F の資金調達活動、評議員選任プロセス、新興市場における I F R S 採用、金融危機対応等のテーマについて意見交換を行いました。

また、企業会計審議会は 2009 年 6 月、我が国における国際会計基準の任意適用について、2010 年 3 月期から、国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表に対して認めることが適当とし、また、将来的な国際会計基準の強制適用の是非については、2012 年を目途に判断することとする「我が国における国際会計基準の取

扱いに関する意見書（中間報告）」を公表しました。

## ②評価

金融庁と国内外関係者が連携して、コンバージェンス等への対応を進めてきたこと等を踏まえ、2008年12月にはIASBが「東京合意」に示された短期コンバージェンス項目の終了を公表しました。このようなコンバージェンスへの対応を受け、2008年12月、EUの欧州委員会は、日本の会計基準について、「EUで採用されている国際会計基準（IFRS）と同等である。」との内容を決定しました。当該決定により、EU市場に上場する日本企業は、引き続き、日本の会計基準に準拠した財務諸表を用いて上場を続けることが可能となり、結果として日EU双方の金融資本市場の開放性が保たれることとなりました。

金融庁は、IASCFモニタリング・ボードの設置について他の当局と積極的に進め、2009年1月にIASCF評議員会会合での承認を経て、設置が正式に公表されました。これにより会計基準の公正性・透明性・信頼性を確保するための、IASBの基準設定主体としてのガバナンスが強化されると同時に、各国当局との積極的な対話の窓口を構築し、会計基準を巡る国際的対話への貢献が出来たと考えています。

また、2009年6月に発表された「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」は、金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備の重要な一歩であると考えています。

## 7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

### (1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

経済・金融取引の国際化が進展する中、金融・資本市場の重要なインフラである会計基準については、会計基準をめぐる国際的動向も踏まえ、不断の整備を行っていくことが重要であり、また海外当局等との対話の促進を図っていくことが必要であると考えています。

### (2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

金融庁と国内関係者は、企業会計審議会企画調整部会において示された官民一体の方針に基づき、コンバージェンスに対応してきております。我が国におけるコンバージェンスの進捗を前提としてEUにおける会計基準の同等性評価が決定されたことや、IASCFモニタリング・ボードの創設により、国際会計基準の設定プロセスにおいて、公正性・透明性を監視する機構に金融庁が参加するということ、企業会計審議会により我が国において国際会計基準の任意適用を認めることが適当とする報告書を公表されたこと等から、企業財務報告の適正化を通じた金融資本市場の公正性・透明性の確保の向上に向けて一定の成果が上がっていると考えています。

### (3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

金融庁と国内関係者は、官民連携して十分な意見交換を行いつつ、それぞれの専門的知見を活用しながらコンバージェンスへの対応を進めてきており、経済取引・企業活動

の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に対し、現在有する資源を最大限かつ効率的に活用していると考えています。

## 8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

### (1) 今後の課題

昨今、世界的な金融・経済情勢の変化を受け、会計基準の国際的なコンバージェンスの動きは一層の加速化の様相を呈してきています。こうした国際的な動向を踏まえれば、国内固有の事情に留意しつつも、我が国金融・資本市場の活性化と我が国企業の国際的な資金調達の円滑化等の観点から、会計基準のコンバージェンスに向けて関係者が一丸となって、一段の取組みを進めていくことが求められているものと考えます。加えて、国際的な基準設定プロセスへの早期段階からの関与と、基準設定主体のガバナンス強化に向けた国際的な議論にも貢献していく必要があると考えています。

また、このような国際的対応と同様、国内におけるASBJにおける会計基準、実務指針などの整備・改善に向けた活動を引き続き支援していく必要があると考えています。

以上を踏まえ、会計・監査等に係る国際的動向を踏まえた対応強化に向け、予算要求及び機構・定員要求を行う必要があります。

### (2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

#### 予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する事務事業	要求種別	(参考) 21年度予算額
企業財務諸制度調査等経費	①	予算 <継続>	52,626千円
国際会計基準への移行に係る対応強化	①	機構・定員	

## 9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ モニタリング・ボードと国際会計基準委員会財団（IASCF）評議員会との第一回会合について（平成21年4月3日、[http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20090403\\_1.html](http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20090403_1.html)）
- ・ 会計基準の同等性評価に係る欧州委員会の決定について（平成20年12月15日、<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20081215.html>）
- ・ 欧州連合（EU）における会計基準の同等性評価について（平成21年1月7日、<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20090107.html>）
- ・ 「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」の公表について（平成21年6月16日、<http://www.fsa.go.jp/news/20/20090616-1.html>）
- ・ 「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」の公表につ

いて（平成 21 年 6 月 30 日、<http://www.fsa.go.jp/news/20/20090630-4.html>）

- ・ 企業会計基準委員会と国際会計基準審議会が会合し、会計基準のコンバージェンスに向けた進捗状況を確認（平成 20 年 9 月 11 日、  
[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/press\\_release/overseas/pressrelease\\_20080911.jsp](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/overseas/pressrelease_20080911.jsp)）
- ・ プロジェクト計画表の更新について（平成 20 年 9 月 19 日、  
[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/press\\_release/overseas/pressrelease\\_20080919.jsp](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/overseas/pressrelease_20080919.jsp)）
- ・ 東京合意に掲げた短期コンバージェンス項目の終了にあたって（平成 20 年 12 月 26 日、  
[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/press\\_release/overseas/pressrelease\\_20081226.jsp](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/overseas/pressrelease_20081226.jsp)）
- ・ 企業会計基準委員会と国際会計基準審議会が会合し、会計基準のコンバージェンスに向けた進捗状況を確認（第 9 回会合）（平成 21 年 3 月 13 日、  
[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/press\\_release/overseas/pressrelease\\_20090313.jsp](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/overseas/pressrelease_20090313.jsp)）

## 1 1. 担当課室名

総務企画局企業開示課

## 施策Ⅱ－２－（４）

### 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実

#### 1. 達成目標等

達成目標	投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。</p> <p>【根拠】金融商品取引法第1条・第2条の2等、金融・資本市場競争力強化プラン（平成19年12月21日）</p>
測定指標 （目標値・達成時期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EDINETサイトへのアクセス件数</li> </ul> <p>（注）目標値・達成時期は、事務事業の性格上、設定していません。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 格付会社等に関する国際会議等への出席回数</li> <li>・ 有価証券報告書及び臨時報告書の提出件数</li> <li>・ 大量保有報告書の提出件数</li> </ul>

#### 2. 平成20年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①金融商品取引法上のディスクロージャー制度の円滑な施行・EDINETの整備	<p>新たに導入された内部統制報告制度のレビューを適時に行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、内部統制の評価及び監査の基準・実施基準の見直しや更なる明確化等を検討する。</p> <p>電子開示システム（EDINET）については、20年3月より再構築後の新システムが稼動したが、引き続き基盤整備等を行うこととし、また、EDINET運用改善に関する論点整理を踏まえ、虚偽のおそれのある大量保有報告書等についてのシステムによるチェック機能の強化等、更なる検討を進め、適切に対応を行う。さらに、米国・欧州等とのXBRLによる開示の相互運用性を確保するための検討を進める。</p>
②格付会社のあり方についての検討	<p>格付会社については、昨今の証券化市場をめぐる状況の中で、様々な問題点が指摘されている。格付会社の利益相反防止のための措置や情報開示のあり方等について、現在、IOSCO等において国際的に行われている様々な議論の状況を踏まえつつ、必要に応じ適切な対応を検討する。</p>

### 3. 評価結果

#### (1) 20年度の達成度

A

##### 【達成度の判断理由】

内部統制報告制度に関する基準等の明確化等による内部統制報告制度の円滑な導入、E D I N E Tサイトへのアクセス件数の増加、信用格付業者に対する公的規制の導入を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立（平成 21 年 6 月）等により、市場の透明性・公正性の確保のための取組みが着実に進展していることから、Aと評価しました。

#### (2) 端的な結論（中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針）

施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

### 4. 施策の趣旨・概要

金融商品取引法に基づくディスクロージャー制度は、投資家に対し投資判断に必要な情報を提供するものであり、その効率的な運営は公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護のためには必要不可欠のものです。こうした観点から、ディスクロージャー制度の不断の整備を図ることとしています。

また、ディスクロージャーの電子化は、発行体企業における開示手続や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、これにより、投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されます。こうした観点から、E D I N E T（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）を利用したディスクロージャーの電子化を推進することとしています。

さらに、信用格付業者に対する登録制を導入し、登録を受けた信用格付業者に対する規制・監督を通じて、信用格付業者の独立性確保・利益相反防止、格付プロセスの品質と公正性の確保、投資者等の市場参加者に対する透明性の確保を図ることが期待されます。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
生活対策	平成 20 年 10 月 30 日	第 2 章 具体的施策 （第 2 の重点分野）金融・経済の安定強化 4. 金融資本市場安定対策 ○証券化商品の透明性・信頼性向上及び流通再開に向けた取組 ・格付会社に係る規制の検討

金融・世界経済に関する首脳会合	平成 20 年 11 月 15 日 平成 21 年 4 月 2 日	・「合意され強化された国際行動規範に整合的に、信用格付会社に対する強力な監督を実施していく」こと等について合意
経済危機対策	平成 21 年 4 月 10 日	第 2 章 具体的施策 1. 緊急的な対策—「底割れ」の回避 2. 金融対策 ○開示制度及び会計処理に関する対応並びに税務上の取扱いの明確化 ・「継続企業の前提に関する注記」について、投資家に対し企業の経営実態に即したより有用な情報提供を確保するための制度の改善

## 5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

米国の企業会計不正事件やサブプライム・ローン問題を巡り、格付会社について、利益相反の可能性、格付プロセスの品質管理の欠如、情報開示の不足等の問題や、投資者による格付への過度の依存について、様々な問題点が指摘されており、これらに対して適切な措置を講じていく必要性について、世界的に認識が共有されました。

## 6. 平成 20 年度主な事務事業の取組内容と評価

### (1) 金融商品取引法上のディスクロージャー制度の円滑な施行

#### ①取組内容

20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から導入された内部統制報告制度については、各証券取引所と共同で、新興市場への上場企業を対象に内部統制報告制度の対応状況に関するアンケートを実施し、各企業における取組状況の調査を行いました。この調査の結果や、20 年 4 月 16 日より設置されている内部統制報告制度相談・照会窓口寄せられた質問等を踏まえ、21 年 3 月 24 日に、内部統制府令の取扱いに関する留意事項（内部統制府令ガイドライン）を改正し、21 年 4 月 2 日には、「内部統制報告制度に関する Q & A」に新たな質問・回答（24 問）を追加公表し、内部統制報告制度に関する基準等の更なる明確化を行いました。内部統制報告制度相談・照会窓口については、21 年 2 月 6 日に、独立行政法人中小企業基盤整備機構に新たな相談・照会窓口が設置され、金融庁とも協議等を行うこととなり、相談・照会に対する体制を一層充実させました。

#### ②評価

内部統制府令ガイドラインの改正や内部統制報告制度に関する Q & A の追加等による内部統制報告制度に関する基準等の更なる明確化、相談・照会窓口の一層の充実によって、内部統制報告制度に関する基準等の理解が進み、投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されるための内部統制報告制度の円滑な導入に寄与したものと

考えられます。

## (2) EDINETの整備

- ① 「EDINET運用改善に関する論点整理」を踏まえ、虚偽のおそれのある大量保有報告書等についてのシステムによるチェック機能の強化等のためのシステム開発について、21年度予算が措置されました。また、同論点整理を踏まえ、一部改正された「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令」が平成20年12月に施行され、これにあわせて届出書の記載事項として資本金を追加するシステム変更開発を行いました。

さらに、個人投資者等の金融・資本市場への参加を促進させるため、EDINETで提出されているXMLデータ（XBRLデータ）の利活用の向上等を図ることを目的とした投資情報の充実及び利活用に向けたIT化の促進（個人投資者等の市場参加促進事業）に対して、21年度補正予算（約18.98億円）が措置されました。

再構築後の新EDINETは、XBRL（財務情報を効率的に処理するためのコンピュータ言語。）を導入していますが、この言語で表現される財務データについて、国際的な相互運用性、比較可能性を確保するため、タクソノミの基本的な構造、用語、運用方法等について共通化すべく、米国証券取引委員会、国際会計基準委員会財団との間で国際会議を行いました。

## ②評価

EDINETによる開示書類等の提出会社数（内国会社）は、13年6月の電子化の適用開始当初、約500社（13年6月末）でしたが、システムの継続的整備・改善により、資料1のとおり年々増加し、21年6月末には約5,800社を超えています。

また、有価証券報告書等の提出件数は、資料2のとおり年々増加傾向にあり、20事務年度の臨時報告書の提出件数は約7,700件と、前年に比べ1,000件増加しています。

以上のことから、提出会社数の増加及び開示書類等蓄積データの増加に伴い、インターネットを通じたEDINET情報公開サイトへのアクセス件数（月平均）についても、資料3のとおり年々増加傾向にあり、20事務年度は約4,438,000件（月平均）のアクセスがありました。（但し、20事務年度は、アクセス件数の取得方法を変更しています。）

このような状況は、ディスクロージャーの電子化の推進による投資判断に必要な情報提供の効果を表しているものと考えています。

### 【資料1 EDINETによる開示書類等の提出会社数（内国会社）の推移】

（単位：社）

13年6月末	17年6月末	18年6月末	19年6月末	20年6月末	21年6月末
約500	約4,900	約5,100	約5,200	約5,700	約5,800

【資料2 EDINETへの開示書類等の提出件数の推移】

(単位：件)

提出書類	実績値		
	18事務年度	19事務年度	20事務年度
有価証券報告書	8,491	8,790	5,789
訂正有価証券報告書	2,284	5,388	3,099
臨時報告書	6,349	7,159	7,781
訂正臨時報告書	589	596	562
大量保有報告書	3,733	2,690	1,861
(大量保有)変更報告書	14,029	10,747	9,071
(大量保有)訂正報告書	2,628	2,703	3,013

(注1) 事務年度は、7月～翌年6月末

(注2) 20事務年度の件数は、20年6月15日迄の集計。

【資料3 EDINET情報公開サイトへのアクセス件数(月平均)の推移】

(単位：件)

16事務年度	17事務年度	18事務年度	19事務年度	20事務年度
約152,000	約277,000	約321,000	約1,000,000	約4,438,000

(注1) 事務年度は、7月～翌年6月末。

(注2) 20年3月17日からの新システムの稼働により稼働直後のアクセス件数が増加しています。これは、機械による自動押下回数が増加している等、同システムの変更に伴いアクセス件数のカウント方法が変更されたことによります。

(3) 格付会社のあり方についての検討

①取組内容

ア. 国際的なルール策定等への積極的な貢献等

IOSCOの格付会社に関するタスクフォースは、平成21年3月、「格付会社の基本行動規範の遵守状況の調査報告書」を公表するとともに、格付会社の監督における国際協力について、G20及び金融安定化フォーラム(FSF)に送付したメモを公表しました。我が国は、これらの報告書及びメモの策定のための調査及び国際的議論に積極的に参加し、重要な貢献を行いました。

更に、IOSCOは、①格付会社の監督に係る国際的な規制上の合意のレビュー及び更新、②規制当局及び格付会社の定期的な交流の場を提供することを目的に、第6常設委員会を創設しました。我が国は、第6常設委員会にも積極的に参加し、重要な貢献を行いました。

また、欧州委員会の格付会社規制案において、欧州域内の拠点設置義務やアナリストのローテーション・ルールなど、国際的に合意されたIOSCOの基本行動規範の枠組みを越えた追加的な規制が提案されていたことから、我が国は、日EUハイレベル会議などにおいて、規制の国際的調和の観点等から働きかけを行いました。

#### イ. 信用格付業者に対する公的規制の導入

規制金融審議会金融分科会第一部会報告「信頼と活力ある市場の構築に向けて」（平成20年12月17日）を踏まえ、平成21年3月、信用格付業者に対する公的規制の導入を含む金融商品取引法等の一部を改正する法律案を国会に提出し、平成21年6月に成立・公布しました。改正法では、一定の体制が整備された信用格付業者は登録を受けることができることとし、登録を受けた信用格付業者について、①誠実義務、②格付方針の公表等の情報開示、③利益相反防止等の体制整備、④格付対象の証券を保有している場合の格付の提供等の禁止等の規制及び所要の監督規定を整備することとしています。

### ②評価

#### ア. 国際的なルール策定等への積極的な貢献等

我が国は、IOSCOの専門委員会（平成20年9月、平成21年2月、平成21年6月）及び格付会社に関するタスクフォース（平成21年1月）、第6常設委員会（平成21年5月）等のメンバーとして、開催された全ての会議に出席し、積極的な意見を発信し、重要な貢献を行いました。具体的には、我が国に本拠地のある格付会社2社について、IOSCOの基本行動規範の遵守状況の調査及び報告を加盟国に先がけて実施したほか、格付会社の監督における国際協力について重要な提言を行い、第6常設委員会の創設について主導的な役割を果たしました。

また、欧州の格付会社規制は、我が国の問題意識も踏まえ、所要の修正が加えられました。その結果、欧州域外の格付会社のための特別な証明制度が創設され、拠点設置義務やローテーション・ルール等についての免除規定が整備されました。

#### イ. 信用格付業者に対する公的規制の導入

信用格付業者に対する公的規制の導入により、信用格付業者の独立性確保・利益相反防止・格付プロセスの品質と公正性の確保、投資者等の市場参加者に対する透明性の確保を図ることが期待されます。

## 7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

### (1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護のために、企業の財務情報などの投資判断に必要な情報を正確、公平かつ適時に開示するためのディスクロージャー制度の不断の整備、制度の円滑な導入は必要不可欠です。

開示される情報の信頼性を高め、また、開示された情報の利便性を高めその利用を促進することは、証券市場を通じた投資の効率性や発行体企業の資金調達の効率性の向上により証券市場を活性化させ、国民経済の発展に資することが期待されます。

また、ディスクロージャーの電子化は、発行体企業における開示手続や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、これにより、投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されていることから、EDINETを利用したディスクロージャーの電子化の推進が必要であると考えていま

す。

さらに、信用格付は、投資者が投資判断を行う際の信用リスク評価の参考として、金融・資本市場において広範に利用されており、投資者の投資判断に大きな影響を与えてきました。しかしながら、近年の米国の企業会計不正事件やサブプライム・ローン問題を巡り、格付会社について、利益相反の可能性、格付プロセスの品質管理の欠如、情報開示の不足等様々な問題が指摘されており、また、国際的な規制の導入・強化の動向を踏まえると、我が国においても、資本市場の機能の十全な発揮や投資者保護の観点から、格付会社に対する国際的に整合的な公的規制の枠組みを導入することが必要と考えられます。

## (2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

20年4月以後開始する事業年度より適用されている内部統制報告制度の円滑な導入により、財務情報の信頼性が高まっていると考えられます。

また、最適化後の新EDINETへのXBRLの導入により開示情報の二次利用性が高まったことは、証券市場の活性化に資するものと考えています。

さらに、格付会社に対する国際的に整合的な公的規制の枠組みを導入するための法整備を行ったことは、資本市場の機能の十全な発揮や投資者保護に資すると考えています。

## (3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

新興市場への上場企業を対象に実施した内部統制報告制度の対応状況に関するアンケートについては、各証券取引所の協力のもと、低コストでより多くの対象者からアンケートの回答を回収することができました。

EDINETの再構築については、XBRLを導入することにより、開示情報の二次利用性を高め、開示書類等利用者の利便性向上等を図るとともに、類似機能の統廃合によるコスト削減等を図り、20年3月17日より新システムが稼働しています。

## 8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

### (1) 今後の課題

① 内部統制報告制度は、20年4月1日以後開始する事業年度から導入されており、各企業において初めて作成した内部統制報告書が、3月決算会社においては21年6月までに、その他の会社においても、順次提出されることとなります。今後、内部統制報告書の提出状況の調査など内部統制報告制度のレビューを引き続き行い、必要に応じ、内部統制の評価及び監査の基準・実施基準の見直しや更なる明確化等を検討する必要があります。

また、最適化後の新EDINETに導入したXBRLは国際標準であるものの、この言語では、タクソノミ（電子的雛形、注参照）の作り方等により、そのデータ構造に相違が生じます。

この相違を放置すると、複数の国で資金調達を行う企業がXBRL形式の財務データをそれぞれの国で提出する際、または投資家が各国のXBRL形式の財務データを、国境を越えて比較・分析する際の大きな支障となる可能性があります。このため、日

米欧でタクソノミの基本的な構造、用語、運用方法等について共通化し、相互運用性、比較可能性を確保する必要があるとあり、米国証券取引委員会、国際会計基準委員会財団との間で議論を重ねてきた結果、タクソノミの主要な差異について一致させることが確認されました。今後は、タクソノミの国際的な共通仕様を確定させ、これに基づくタクソノミ開発を実施し、新EDINETに導入されたタクソノミの国際的相互運用性、比較可能性を確保する必要があります。

以上を踏まえ、EDINETの整備に関しては、今後も以下のとおり機能追加等を行う必要があります。

- ・ 日米欧でタクソノミの基本的な構造、用語、運用方法等について共通化し、相互運用性、比較可能性を確保するためのタクソノミの開発

(注)「タクソノミ」とは、XBRL言語を用いて表現される財務情報の電子的ひな形。

XBRLは国際標準であるものの、この言語で表現される財務情報は、タクソノミの作り方等により、各国において利用方法に相違が生じる可能性があります。

- ② 格付会社に係る規制については、金融商品取引法の一部改正法の円滑かつ適切な施行に向けて、政令・内閣府令の整備に取り組むほか、国際的な整合性を確保しつつ、実効性のある監督を行うため、引き続きIOSCOの議論に積極的に参加するとともに、欧米をはじめとする外国当局と適切に連携をとっていく必要があります。

## (2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

### 予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する事務事業	要求種別	(参考) 21年度予算額
有価証券報告書等電子開示システム整備経費	①	予算 <継続>	833,490千円
業務・システム最適化計画に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システムの国際化に必要な経費	①	予算 <継続>	123,459千円
規制緩和要望等へ対応するための経費	①	予算 <新規>	—
上場企業等のガバナンス強化に向けた検討体制の整備	①	機構・定員	/
信用格付業者の監督に係る体制整備	②	機構・定員	

## 9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 金融審議会分科会第一部会報告（平成20年12月17日）

[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20081217-2.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20081217-2.html)

- ・「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について（平成 21 年 3 月 24 日公表）  
<http://www.fsa.go.jp/news/20/sonota/20090324-3.html>
- ・「内部統制報告制度に関する Q & A」の再追加について（平成 21 年 4 月 2 日）  
<http://www.fsa.go.jp/news/20/syouken/20090402-1.html>
- ・行政サービスの一環として行われているインターネットによる E D I N E T 情報の提供に対するアクセス件数
- ・ 関係法令等の整備状況
- ・ I O S C O 等の格付会社に関する国際会議等への参画状況

## 11. 担当課室名

総務企画局企業開示課、監督局証券課

## 施策Ⅱ－２－（５）

### 公認会計士監査の充実・強化

#### 1. 達成目標等

達成目標	厳正な会計監査の確保を図ること
目標設定の考え方及びその根拠	公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。 【根拠】公認会計士法第1条、第1条の2等
測定指標 (目標値・達成時期)	・ 監査法人等に対する品質管理レビューの審査及び検査の実施状況 ＜報告受理件数、審査件数、立入検査件数＞ (注) 目標値・達成時期は、事務事業の性格上、設定していません。
参考指標	・ 公認会計士等に対する行政処分の実施状況＜内容・件数＞ ・ 監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況＜内容・件数＞ ・ 公認会計士・監査審査会の開催回数 ・ 海外監査監督機関との意見交換の実績 ・ 講演会等の実施回数

#### 2. 平成20年度の主な事務事業

事務事業	実施内容
①監査基準等の整備に係る対応	企業会計審議会等において、監査基準等を巡る国際的な動向等に留意しつつ、必要に応じて監査基準等の整備に係る対応を行う。
②公認会計士・監査法人等に対する適切な監督	虚偽証明等の問題事例について、厳正な処分を行うなど、公認会計士、監査法人等に対する適切な監督を実施する。
③品質管理レビューの的確な審査及び監査法人等に対する的確な検査等	公認会計士法の規定に基づき、自主規制機関である日本公認会計士協会が実施する監査の品質管理レビューの審査を的確に行うとともに、必要に応じて監査の品質管理の観点から、監査法人等に対する検査等を的確に実施する。また、検査等の結果に基づき、必要に応じ金融庁に処分等の勧告を行う。 さらに、外国監査法人等に対する検査権限等が付与されたことを踏まえ、外国監査法人等に対する検査方針について検討を進めるなど、適切な対応を行う。

④諸外国の監査監督機関との協力・連携	監査監督にかかる協議・協力に関する各種の国際的な会合に積極的に参画するとともに、外国監査法人等に対する検査権限が整備されたことや、各国の外国監査法人等に対する監視監督体制の動向を踏まえ、諸外国の監査監督機関との協力・連携を図る。
⑤公認会計士試験の実施の改善	<p>公認会計士試験を多様な人々にとって受験しやすく、より魅力的な試験とするため、公認会計士・監査審査会は、短答式試験及び論文式試験の実施方法について、短答式試験の実施を年2回（平成22年試験より実施）に増やすとともに論文式試験を週末に実施するなど、具体的な改善策を講じるほか、幅広い人々が受験するよう広報の強化に努める。</p> <p>なお、短答式試験を年2回実施すること等に伴い、平成20年度において、公認会計士試験システムの追加機能の開発を行う。</p>

### 3. 評価結果

#### (1) 20年度の達成度

A

##### 【達成度の判断理由】

国際的な動向等を踏まえた監査基準等の改訂、公認会計士・監査法人に対する適切な監督、品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査的的確な実施、外国監査法人等に対する検査監督の枠組みを含む諸外国の監査監督機関との協力の推進、公認会計士試験の実施の改善等を着実に実施していること等から、Aと評価しました。

#### (2) 端的な結論

施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化（監査に関する国際的動向等）や取組みの有効性（監査法人に対する業務改善指示及び改善の進捗状況等のフォローアップ等）等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

### 4. 施策の趣旨・概要

我が国の資本市場が、その機能を十全に発揮していくためには、企業財務情報が適正に開示されることが必要不可欠です。公認会計士・監査法人による監査は、この企業財務情報の信頼性を確保していく上で、極めて重要な役割を担うものであり、このような観点から、公認会計士監査を充実・強化していく必要があります。

### 5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

## 6. 平成20年度主な事務事業の取組内容と評価

### (1) 監査基準等の整備に係る対応

#### ①取組内容

企業会計審議会においては、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（継続企業の前提）に関する監査基準について、投資者に、より有用な情報を提供する観点から、国際的な整合性も勘案しつつ検討を行い、平成21年4月9日に開催された企業会計審議会総会・第20回監査部会合同会合において、「監査基準の改訂に関する意見書」をとりまとめました。

中間監査基準及び四半期レビュー基準においても継続企業の前提に関する同様の規定があることから、企業会計審議会監査部会において引き続き検討を行い、21年6月30日に開催された企業会計審議会総会・第22回監査部会合同会合において「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」をとりまとめました。

#### ②評価

国際的な監査を巡る動向等を踏まえ監査基準の改訂を行ったことにより、監査基準の国際的な整合性がより高まり、厳正な会計監査の確保に寄与したものと考えられます。

### (2) 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督

#### ①取組内容

金融庁では、虚偽のある財務書類について故意又は過失により虚偽のないものとして監査意見を表明した公認会計士等に対し厳格な処分を行うなど、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督に努めています。

また、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）の検査結果に基づく勧告を踏まえ、監査法人の監査業務の適正な運営を確保するため、業務改善指示を行うとともに、改善進捗状況についてフォローアップを行っています。

なお、処分のあり方を始めとする公認会計士・監査法人等に関する問題について、日本公認会計士協会との意見交換を実施する等、自主規制団体との連携強化に努めています。

【資料1 公認会計士法に基づく行政処分】

区 分	19 事務年度	20 事務年度
監査法人に対する処分	3 法人	2 法人
公認会計士に対する懲戒処分	3 名	7 名
監査法人に対する業務改善指示件数	6 法人	1 法人

#### ②評価

財務情報の信頼性の確保において重要な役割を担う公認会計士・監査法人の非違事

例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど適切な監督を実施したことは、各公認会計士・監査法人に質の高い監査の実施を促し、ひいては企業の財務情報の信頼性の向上に資するものと考えています。

### (3) 品質管理レビューの的確な審査及び監査法人等に対する的確な検査等

#### ①取組内容

審査会は、品質管理レビューの審査等に基づき、個人事務所等に対し報告徴収を行うとともに、監査法人に対する検査を実施して検査結果を通知しました。そのなかで、業務運営が著しく不当と認められた監査法人については、金融庁長官に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告しました。

また、20年2月に公表した「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」について、説明会を12回開催しました。21年6月には、その後の検査で確認された事例や監査基準等の改訂等を踏まえ指摘事例を追加・削除したほか、背景の事実や根拠規定等を整理して利用者の確実な理解を図るなどの見直しを行い、公表しました。

さらに、改正公認会計士法により外国監査法人等に対する報告徴収及び立入検査等の権限が付与されたことを踏まえ、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方(案)」を公表して、21年6月に広く意見の募集を行い、外国当局との協力関係の構築に向け協議を行うほか、具体的な実施手続や留意事項等を盛り込んだ方針等を策定する作業を行っています。

【資料2 審査及び検査状況】

区 分	19 事務年度	20 事務年度
品質管理レビューの審査件数 (前年度レビュー)	137 件	131 件
監査法人に対する検査件数	11 法人	6 法人
金融庁長官に対する勧告件数	6 法人	1 法人
品質管理レビューの報告受理件数 (当該年度レビュー)	131 件	120 件

#### ②評価

品質管理レビューの審査を行い、その結果等に基づき、報告徴収を実施して個人事務所における品質管理のシステムの整備状況及び監査法人における業務の品質管理の監視について検証を行ったこと、監査事務所の業務管理体制の整備状況や、監査手続の適切性等について検査を実施したこと、また、検査結果や監査基準等の改訂等を踏まえ指摘事例を追加・削除したほか、背景の事実や根拠規定等を整理して利用者の確実な理解を図るなどの検査指摘事例集の見直し等を行ったことは、監査法人等の品質管理の向上を促し、我が国の監査の質の向上に資するものと考えています。

さらに、外国監査法人等に対する検査監督の考え方(案)を示した上で、今後の検査等の実施に向けた準備や外国当局との協力関係の構築等を進めていることは、我が国に上場する会社等を監査する外国監査法人等の監査の質の検証を通じ、我が国の投資者保

護等に資するものと考えています。

#### (4) 諸外国の監査監督機関との協力・連携

##### ①取組内容

上記の外国監査法人等に対する検査監督の考え方(案)に基づき、米国、欧州等の監査監督機関との間で、情報交換の取極めの締結を含む協力関係の構築に向け、具体的に協議を行いました。

また、監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)が20年9月(第4回ケープタウン)及び21年4月(第5回バーゼル)に開催され、各国の検査に関する問題点について意見交換が行われ、さらに、IFIARの検査ワークショップ(21年2月ストックホルム)等を通じて、我が国及び諸外国が検査経験を紹介し、情報の共有化を行いました。

##### ②評価

米国PCAOBをはじめ外国の監査監督機関との間で、外国監査法人等に対する検査監督のあり方について二国間ベースで意見交換を実施したことや、各国の検査監督の具体的な経験等について国際的な会合で情報を共有したことは、外国当局との協力関係の促進や、我が国における検査事務等の改善により、我が国の資本市場の信頼性向上や投資者保護等に資するものと考えています。

#### (5) 公認会計士試験の実施の改善

##### ①取組内容

審査会では、公認会計士試験を多様な人々にとって受験しやすくするため、20年試験から論文式試験を週末に実施する、法令基準等を配付したうえで実施する試験科目を拡大(2科目→5科目)するなどの具体的な改善策を講じました。

また、社会人や学生等をはじめとする幅広い人々が受験するよう、全国各地で、会長等により、公認会計士試験、公認会計士の役割等をテーマとした講演を17回実施しました。

このほか、22年から短答式試験の実施を従前の年1回から年2回にすることに伴い、公認会計士試験システムの追加開発を行い、21年2月より運用を開始しています。

##### ②評価

公認会計士試験実施面での改善策を講じたことは、多様な人材が公認会計士試験を受験することに寄与することを通じ、監査の質の向上、企業財務情報の信頼性の向上に資するものと考えています。

なお、上記(3)から(5)までの取組は、審査会において議論、議決され、実施していますが、20事務年度においては、審査会を23回開催しました。

## 7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

### (1) 必要性(国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か)

公認会計士・監査法人による監査は、企業の財務情報の信頼性を確保し、我が国の資本市場の透明性・信頼性を向上させていく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、金融庁及び審査会が、公認会計士・監査法人等に対する監督及び検査等を着実に実施することで、公認会計士監査を充実・強化していく必要があります。

## (2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査等に基づく報告徴収及び検査を実施したこと、利用者の確実な理解を図るよう検査指摘事例集の改訂等を行ったこと、また、監査法人等に対する適切な監督等を行ったことは、公認会計士、監査法人の監査の質の向上に向けた取組みを促し、厳正な会計監査の確保に一定の効果があったと考えています。

## (3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査及び検査を実施し、利用者の確実な理解を図るよう検査指摘事例集の改訂等を行ったことは、監査事務所の監査の質の向上に向けた自主的な取組みを促すものであり、厳正な会計監査の確保という施策効果を効率的に実現するものであったと考えています。

## 8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

### (1) 今後の課題

#### ①監査基準等の整備に係る対応

21年4月9日にとりまとめられた「監査基準の改訂に関する意見書」では、仮に国際会計基準を我が国に導入する場合には、国際会計基準に基づく財務諸表を適切に監査できることが重要であり、今後も継続的な監査基準の改訂作業を進めていくこととしているところ、21年6月30日に開催された企業会計審議会においてとりまとめられた「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」では、22年3月期から国際会計基準の任意適用を認めることが適当であるとされています。このような状況を踏まえ、監査基準については、国際的な動向等に留意しつつ、必要に応じて継続的な監査基準の改訂作業を進めていく必要があります。

#### ②公認会計士・監査法人等に対する適切な監督

改正公認会計士法により導入された課徴金納付命令や業務改善命令等の行政処分が多様化を踏まえ、法令等に則り、きめ細かく、かつ実効性のある行政処分等を行っていく必要があります。また、有限責任監査法人の登録及び外国監査法人等の届出等の新たに導入された制度に関する適切な監督を行っていく必要があります。

#### ③品質管理レビューの的確な審査及び監査法人等に対する的確な検査等

監査事務所における品質管理の向上のための自主的な取組みをより一層促すため、協会とも緊密に連携等しつつ、品質管理レビューの審査等に基づく報告徴収及び検査を実施し、検査指摘事例集の見直しを行っていく必要があります。

また、外国監査法人等に対する検査監督については、具体的な実施手続等を策定した上で、円滑な遂行を図っていく必要があります。

#### ④諸外国の監査監督機関との協力・連携

21年6月に公表した「外国監査法人等に対する検査監督の考え方(案)」においては、外国監査法人等の所属する国における監査制度や監査監督体制が我が国と同等であり、情報交換等に係る取極め等により必要な情報が得られ、かつ相互主義が担保される場合には、原則として当該国の監査監督機関に外国監査法人等に対する検査等を依拠することとしています。こうしたことを踏まえ、我が国の投資者保護等に必要な措置が効率的かつ効果的に実施されるよう、諸外国の監査監督機関との協力・連携を緊密に図る必要があります。

また、我が国の検査事務等の改善を促すため、引き続き、IFIARなど監査監督に係る国際的な会合に積極的に参画し、諸外国の監査監督機関と意見交換を行い検査経験等の情報を共有する必要があります。

#### ⑤公認会計士試験の実施の改善

公認会計士試験については、試験実施の改善として、22年試験より短答式試験を年2回実施するほか、多様な人々の受験を促すよう引き続き広報を行っていく必要があります。

また、公認会計士試験合格者が増加する一方、合格者の経済社会における活動領域の拡大は進んでおらず、公認会計士となるために必要な業務補助等の環境が十分に整備されていない状況にあることを踏まえ、金融庁は、審査会とともに、その育成や活動領域の拡大のための取り組みを始めとして、適切な対応を行う必要があります。

審査会においては、③から⑤までの業務の増加等を踏まえ、事務局機能の強化を含む体制の充実を図り、引き続き監査法人等に対する的確な検査等や公認会計士試験の円滑な実施等を行っていく必要があります。

## (2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

### 予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 21年度予算額
懲戒処分経費	②	予算 <継続>	45千円
課徴金制度関係経費	②	予算 <継続>	2,452千円
監査法人、公認会計士等に対する検査等に係る経費	③④	予算 <継続>	30,783千円
公認会計士試験の実施に係る経費	⑤	予算 <継続>	81,628千円

公認会計士監督に係る体制の整備	②	機構・定員	
公認会計士・監査審査会の事務局機能の充実・強化	③④⑤	機構・定員	
組織的かつ効率的な検査等の体制の整備	③	機構・定員	
国内の監査法人、公認会計士等に対する検査等の体制の整備	③	機構・定員	
外国監査法人等に対する検査等の体制整備	③	機構・定員	
外国監査法人等に対する検査等の支援体制の整備	③	機構・定員	

## 9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・「監査基準の改訂に関する意見書」の公表について（21年4月10日公表）  
[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyuu/tosin/20090410.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/tosin/20090410.html)
- ・「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」の公表について（21年6月30日公表）  
<http://www.fsa.go.jp/news/20/20090630-5.html>
- ・平成20事務年度の審査基本計画及び検査基本計画（20年6月30日公表）  
<http://www.fsa.go.jp/cpaaoob/shinsakensa/kihonkeikaku/20080630.html>
- ・監査の品質管理に関する検査指摘事例集の改訂について（21年6月30日公表）  
<http://www.fsa.go.jp/cpaaoob/shinsakensa/kouhyou/20090630.html>
- ・「外国監査法人等に対する検査監督の考え方（案）」の公表について（21年6月12日公表）  
<http://www.fsa.go.jp/cpaaoob/shinsakensa/kouhyou/20090612.html>
- ・第4回監査監督機関国際フォーラム（ケープタウン）会合について  
<http://www.fsa.go.jp/cpaaoob/sonota/kokusai/20080926.html>
- ・第5回監査監督機関国際フォーラム（バーゼル）会合について  
<http://www.fsa.go.jp/cpaaoob/sonota/kokusai/20090511.html>

## 11. 担当課室名

公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課審判手続室

## 施策Ⅲ－１－（１）

### 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計

#### 1. 達成目標等

達成目標	多様で良質な金融商品・サービスが提供されること
目標設定の考え方及びその根拠	利用者ニーズに応じて多様で良質な金融商品・サービスが適切に提供されるようにし、利用者利便の向上を図る。 【根拠】金融・資本市場競争力強化プラン（平成19年12月21日）等
測定指標 （目標値・達成時期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況＜内容・件数＞</li> <li>・平成20年度末現在、届出を行って適格機関投資家となっている者の数</li> <li>・ETFの上場数</li> </ul> （注）目標値・達成時期は、事務事業の性格上、設定していません。
	参考指標 <ul style="list-style-type: none"> <li>・預金取扱金融機関、保険会社、証券会社の店舗数</li> <li>・銀行代理業等の許可件数</li> <li>・金融商品仲介業の登録件数</li> <li>・信託業の免許・登録件数</li> <li>・銀行における投資信託の窓販の販売額</li> </ul>

#### 2. 平成20年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①金融商品・サービスの販売チャネルの拡大	<p>19年12月に全面解禁を実施した銀行等による保険販売規制について、引き続きモニタリングを行い、全面解禁から概ね3年後に所要の見直しを行う。</p> <p>業規制の横断化・一本化、行為規制の機能別の整理、規制体系の柔構造化等を内容とする金融商品取引法制を適切かつ円滑に運用する。</p>
②取引所における取扱商品の多様化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品現物と交換可能な投資信託の導入等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成20年6月成立）」の円滑な施行に向けて、政令・内閣府令の整備に取り組む。</li> <li>・取引所間の資本提携を通じたグループ化等によって、株式、債券から商品デリバティブまでの幅広い品揃えを可能とするため、関係省庁と連携しつつ、20年中を目途に金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れに係る制度整備について検討を進め、その後、すみやかな実現を図る。</li> </ul> <p style="text-align: right;">〔R I A〕</p>

③プロに限定した取引の活発化	<p>直接の取引参加者をプロ投資者に限定した自由度の高い取引の場（プロ向け市場）の整備等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成20年6月成立）」の円滑な施行に向けて、政令・内閣府令の整備に取り組む。</p> <p style="text-align: right;">〔 R I A 〕</p>
----------------	--

### 3. 評価結果

#### (1) 20年度の達成度

A

#### 【達成度の判断理由】

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成20年6月成立）の円滑な施行や金融商品取引法等の一部を改正する法律（21年6月成立）の成立等多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計について着実な進展が見られたほか、代理業者等の販売チャネルの拡大が順調に進んでいることから、Aと評価しました。

#### (2) 端的な結論（中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針）

施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性を踏まえ、必要に応じて、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

### 4. 施策の趣旨・概要

利用者ニーズに応じた多様で良質な金融商品・サービスの提供を促し、利用者利便の向上を図るために金融機関の販売チャネルの拡大や取引所における取扱商品の多様化等について検討・整備を進める必要があります。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
経済財政改革の基本方針 2007	平成19年6月19日	<p>「金融・資本市場競争力強化プラン」を平成19年内を目途に金融庁が取りまとめ、政府一体として推進する。その際、以下の施策については特に重点的に取り組む。</p> <p>① 取引所の競争力の強化 取引所において株式、債券、金融先物、商品先物など総合的に幅広い品揃えを可能とするための具体策等を検討し、結論を得る。</p>

経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	「金融・資本市場競争力強化プラン」(平成 19 年 12 月 21 日) を着実に実行するとともに、「株式市場の厚み」や「老後の資産形成」に資する取組を検討する。
---------------------	------------------	---

## 5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

米国のサブプライムローン問題を契機としたグローバルな金融資本市場の混乱は、特に 2008 年秋以降のリーマン・ブラザーズの破綻等の発生以降、世界的に深刻な金融・経済危機に発展しました。このため、我が国においても、金融商品の価格や実体経済等に影響が生じております。

## 6. 平成 20 年度主な事務事業の取組内容と評価

### (1) 金融商品・サービスの販売チャネルの拡大

#### ①取組内容

##### ア. 金融商品取引法制の適切かつ円滑な運用

金融商品取引法においては、利用者ニーズに応じた多様で良質な金融商品・サービスの適切な提供を図るため、従来、各業法毎に分かれていた「販売・勧誘」、「資産運用・助言」、「資産管理」に対する規制を「金融商品取引業」として業規制を統合・簡素化するとともに、プロ投資家を顧客とする場合の行為規制を緩和するなど、規制の柔軟化を図っています。金融庁としては、これらの措置を講じている金融商品取引法の適切かつ円滑な運用に努めているところです。

適格機関投資家の数については、21年6月1日時点で634者が届出を行っており、20年6月1日時点の439者から、増加しています。

【資料 1 適格機関投資家の数の推移】

	20. 6. 1時点	20. 9. 1時点	20. 12. 1時点	21. 3. 1時点	21. 6. 1時点
届出を行った 適格機関投資 家の数	439者	529者	562者	597者	634者

##### イ. 銀行代理業の許可等状況

20 事務年度中に、銀行代理業 269 件、信用金庫代理業 1 件の許可等を行っていません。

【資料 2 許可状況等の推移】

	18 事務年度	19 事務年度	20 事務年度
銀行代理業	11 件	67 件	269 件
信用金庫代理業	11 件	1 件	1 件
労働金庫代理業	10 件	1 件	0 件

(注) 従来から銀行代理業を営んでいる者(みなし代理業)及び代理業を営む金融機関を含む。

ウ. 金融商品仲介業の登録状況

21年5月31日現在で、533者が金融商品仲介業の登録を受けており、20年5月31日現在の登録者数（564者）と比較して、31者の減少となっています。

【資料3 登録状況の推移】

	19年5月末	20年5月末	21年5月末
金融商品仲介業	598者	564者	533者

エ. 信託業の免許・登録等状況

20事務年度中の信託会社等の免許・登録状況は、信託契約代理業18件が登録されています。

【資料4 免許・登録状況の推移】

	18事務年度	19事務年度	20事務年度
運用型信託会社	1件	2件	0件
管理型信託会社	4件	0件	0件
信託契約代理業	5件	11件	18件
特定信託業者	2件	2件	0件

オ. 第二種金融商品取引業の登録状況

21年5月31日現在で、1,260者が第二種金融商品取引業の登録を受けています。

カ. 預金取扱金融機関、保険会社、証券会社の店舗数等

19年度末で預金取扱金融機関の店舗数は22,909店舗となっており、18年9月末時点の22,973店舗から、減少しております。

証券会社の営業所数は、21年3月末で2,315箇所となっており、20年3月末時点の2,296箇所から増加しております。

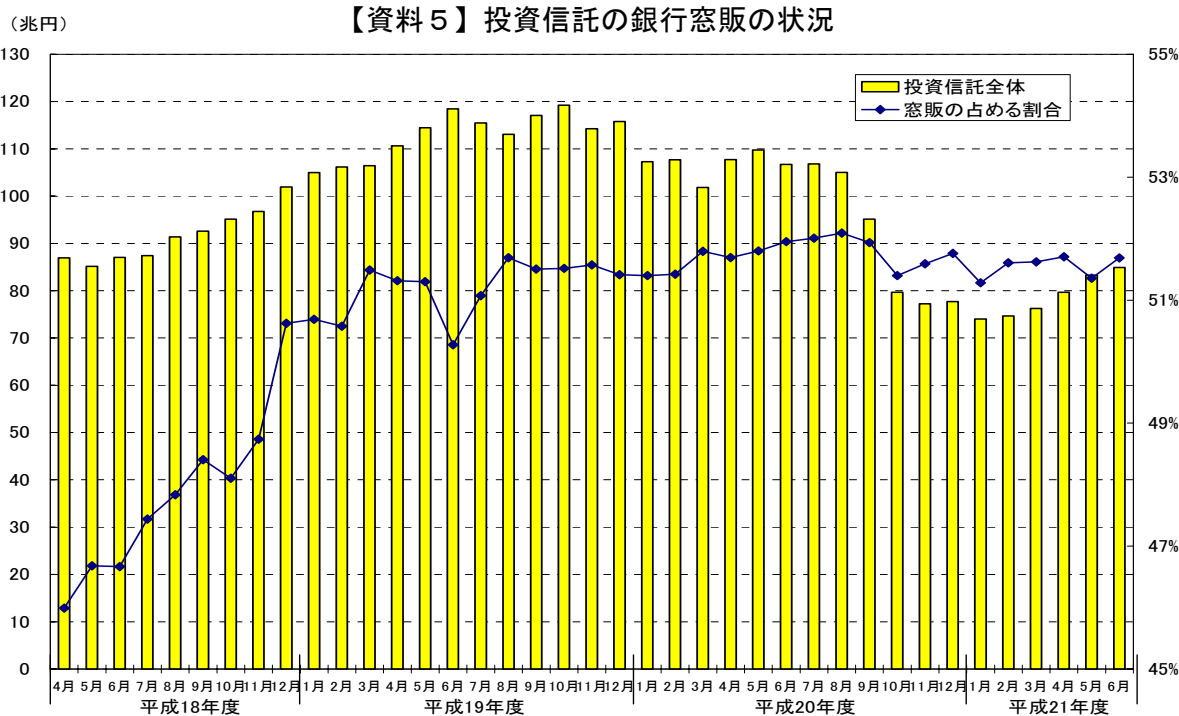
生命保険会社については、19年度末の登録営業職員が245,578名となっており18年度末の248,771名から減少しています。

損害保険会社については、20年度末の代理店数が217,864店となっており、19年度末の235,846店から減少しています。

（注）預金取扱金融機関の店舗数の中に、系統金融機関の店舗数は含まない。

キ. 銀行における投資信託の窓販の純資産残高

21年6月の投資信託の窓販の純資産残高は438,940.86億円となっており、20年6月の554,263.45億円から減少しております。



(出所) 投資信託協会

【資料6】金融商品取引業者等の数の推移

	証券会社	金融先物取引業者	第一種金融商品取引業者	商品投資販売業者	信託受益権販売業者	第二種金融商品取引業者	投資信託委託会社	投資顧問業者(一任)	投資運用業者	投資顧問業者	投資助言・代理業者	登録金融機関	金融商品仲介業者	適格機関投資家等特別業務届出者等	合計
H10年3月末	294	—	—	118	—	—	48	135 <sup>※</sup>	—	603 <sup>※</sup>	—	1,669 <sup>※</sup>	—	—	2,867
H11年3月末	288	—	—	116	—	—	65	138	—	596	—	1,659	—	—	2,862
H12年3月末	297	—	—	137	—	—	74	137	—	604	—	1,609	—	—	2,858
H13年3月末	296	—	—	139	—	—	81	144	—	636	—	1,490	—	—	2,786
H14年3月末	290	—	—	128	—	—	87	142	—	631	—	1,393	—	—	2,671
H15年3月末	281	—	—	118	—	—	85	133	—	614	—	1,276	—	—	2,507
H16年3月末	266	—	—	110	—	—	89	131	—	634	—	1,225	—	—	2,455
H17年3月末	269	—	—	106	18	—	95	133	—	741	—	1,209	271	—	2,842
H18年3月末	298	166	—	101	439	—	115	141	—	877	—	1,191	463	—	3,791
H19年3月末	310	196	—	97	597	—	123	146	—	959	—	1,182	591	—	4,201
H20年3月末	—	—	398	—	—	1,026	—	—	223	—	989	1,179	623	4,156	8,594
H21年3月末	—	—	386	—	—	1,245	—	—	320	—	1,201	1,163	553	4,027	8,895
H21年5月末	—	—	389	—	—	1,260	—	—	316	—	1,199	1,155	533	3,865	8,717

(注1) ※については、平成10年12月末時点の数値を使用。

(注2) 登録金融機関については、平成10年12月に施行された改正証券取引法により、認可制から登録制へ変更。

(注3) 金融商品仲介業者については、平成16年4月に施行された改正証券取引法により、制度が導入された。

(注4) 信託受益権販売業者については、平成16年12月に施行された改正信託業法により、制度が導入された。

(注5) 金融先物取引業者については、平成17年7月に施行された改正金融先物取引法により、許可制から登録制へ変更。

平成21年5月末現在第一種金融商品取引業者中、専業の金融先物取引業者は、69社。

(注6) 平成19年9月に全面施行された金融商品取引法により、幅広い業務が「金融商品取引業」と位置付けられ、「第一種金融商品取引業」「第二種金融商品取引業」「投資運用業」「投資助言・代理業」等に分類された。

## ②評価

20事務年度について、第一種金融商品取引業者や金融商品仲介業者の数については、減少しているものの、第二種金融商品取引業者の登録数や適格機関投資家の届出数等

は、増大しています。銀行代理業の許可や信託業の免許・登録等も引き続き行われています。また、店舗数については、預金取扱金融機関の店舗数等に低下傾向が見られる一方、証券会社の営業所数に増加傾向が見られるなど、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大が進んでいると考えています。

## (2) 取引所における取扱商品の多様化

### ①取組内容

20年6月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に係る政令、内閣府令を20年12月に施行し、

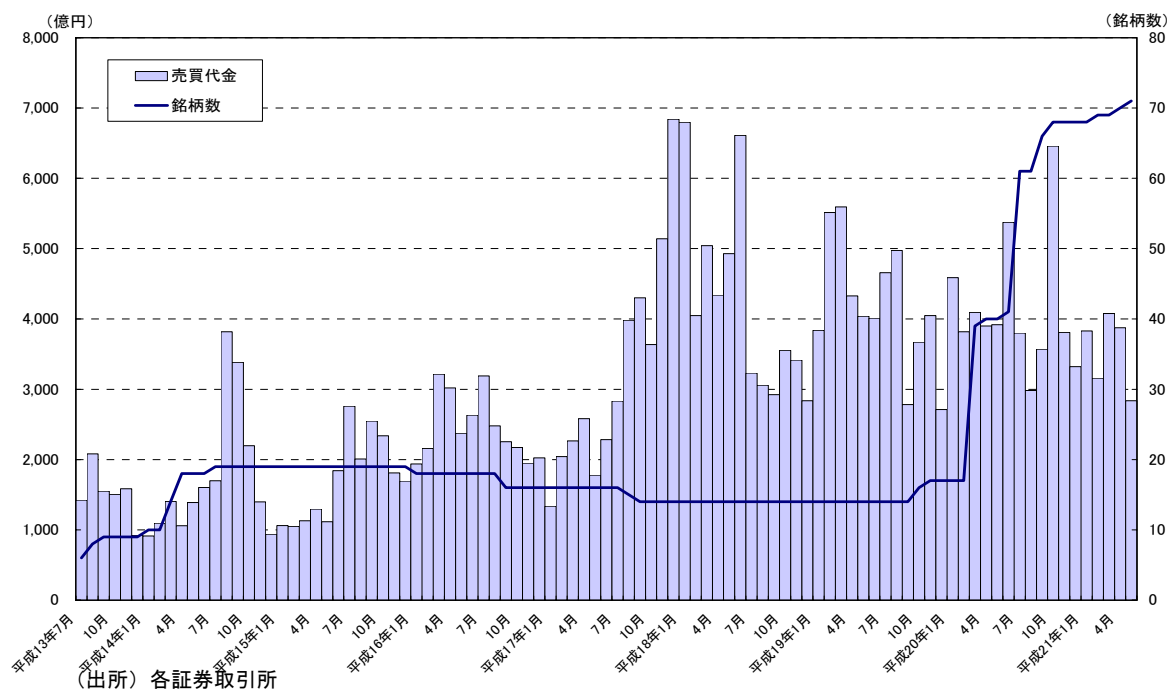
- ・投資信託の主たる投資対象たる「特定資産」として、商品現物、商品先物取引等に係る権利を追加

- ・現物交換の可能な資産として、商品市場に上場されている商品等を追加

などの措置を講じました。

また、金融商品取引所と商品取引所による本体・子会社形態・持株会社形態での相互乗入れを可能とするための枠組みの整備等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が21年6月17日成立し、6月24日に公布されました。

【資料7】ETFの取引高及び銘柄数の推移



(注1) 日経300株価指数連動型上場投資信託を含む。

(注2) 純資産総額は、外国ETFを除いた国内ETFのみの数値。

### ②評価

ETFの売買代金については、20年6月の5,374.84億円から21年5月の2,835.42億円に減少しているものの、市場強化プランを受けたETFの多様化のための施策により、外国債券指数や外国為替レート、商品指数を連動対象とするもの等多様なET

Fが上場されており、銘柄数については、20年6月の41銘柄に対して21年5月の71銘柄まで増加しています。更に、「金融商品取引法等の一部を改正する法律（20年6月成立）」及び関連政令・内閣府令の整備により、一層のETFの多様化が期待されます。

また、金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れが盛り込まれた「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立しており、その制度整備について着実な進捗があったものと考えています。

### （3）プロに限定した取引の活発化

#### ①取組内容

20年6月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に係る政令・内閣府令を20年12月に施行しました。これにより、参加者をプロ投資者（特定投資家）に限定した取引所市場の枠組み等の整備等を行いました。

#### ②評価

プロ向け市場に係る制度整備を受けて、21年6月には東京証券取引所とロンドン証券取引所の共同出資によりプロ向け市場制度を利用したTOKYO AIM取引所（注）が創設されるなど、着実な進捗があったものと考えます。

（注）TOKYO AIM取引所：東京証券取引所グループ（持株会社）（51%）とロンドン証券取引所（49%）が共同出資。

5月29日免許取得、6月1日営業開始。

### （4）その他

#### ①取組内容

電子債権記録機関の最低資本金の額、指定申請書等の記載事項、業務規定に規定すべき事項等を定めた電子記録債権法施行令・施行規則を20年10月22日に公布したほか電子債権記録機関についてガイドラインを制定し、同年12月1日より電子記録債権法を施行しました。

#### ②評価

電子記録債権制度の円滑な導入に向けて、着実に取組みが進んでおります。本年6月24日には、三菱東京UFJ銀行の子会社である日本電子債権機構株式会社が電子債権記録機関の指定を受けるなど、本制度の普及に向け進捗がみられています。今後、電子記録債権の利用が実現・普及していくことにより、多様な資金調達機会が提供され、事業者の資金調達の円滑化が図られるなど、利用者利便の向上に資するものと考えます。

## 7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

### （1）必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

少子高齢化が進展する中で、今後我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受するためには、多様で良質な金融商品・サービスが提供され、経済社会全体

への適切な資源配分が進められる必要があります。

## (2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

金融サービス利用者相談室に寄せられた相談等の受付件数が19年度の45,873件から20年度の51,640件へ増加しているのは、米国のサブプライムローン問題を契機としたグローバルな金融資本市場の混乱もその要因と考えられます。他方で、第二種金融商品取引業者の登録数や適格機関投資家の届出数等が増加しており、多様な金融商品・サービスの提供が進んでいるものと考えています。

また、預金取扱金融機関の店舗数等に低下傾向が見られるものの、証券会社の営業所数や銀行代理店数等に増加傾向が見られるなど、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大は順調に進んでいるものと考えています。

この他、20年6月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に関連する政令、内閣府令の整備を受けてT O K Y O A I M取引所が創設される等、一定の効果が現れています。

## (3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計に係る事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではありません。

なお、金融商品・サービスの販売チャネル拡大等の効果は、金融機関等の対応によりもたらされており、効率的に施策効果が実現されているものと考えています。

## 8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

### (1) 今後の課題

銀行等による保険販売規制の見直しについては、全面解禁後においても、引き続き銀行等による保険募集の実施状況についてモニタリングを行い、その結果を踏まえ、保険契約者等の保護及び利便性の観点から、弊害防止措置等について22年末を目途に所要の見直しを行います。

また、取引所の相互乗入れ等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律（21年6月成立）」の円滑な施行に向けて、政令・内閣府令の整備に取り組みます。

### (2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

#### 予算要求及び機構・定員要求

なし。

## 9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 銀行における投資信託の窓販の販売額  
(<http://data.toushin.or.jp/result/getuji/g6.pdf>)
- ・ 生命保険会社の平成19年度末登録営業職員数、登録代理店数

(<http://www.seiho.or.jp/activity/publication/pdf/2008doukou/2008doukou5.pdf>)

- ・ 損害保険会社の平成 20 年度末募集従事者数、代理店数

([http://www.sonpo.or.jp/news/release/2009/0906\\_01.html](http://www.sonpo.or.jp/news/release/2009/0906_01.html))

## 1 1. 担当課室名

総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課信託法令準備室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局証券課、監督局保険課

## 施策Ⅲ－１－(2)

### 決済システム等の整備

#### 1. 達成目標等

達成目標	安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。我が国市場の競争力強化のため、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させる。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融・資本市場競争力強化プラン（平成19年12月21日）</li> <li>・経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会「グローバル化改革専門調査会第1次報告－グローバル化の活力を成長へ－」（平成19年5月8日）</li> <li>・金融審議会金融分科会第二部会・情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ「電子登録債権法（仮称）の制定に向けて」（報告書）（平成18年12月21日）</li> </ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度を目標とするRTGS化や全銀システムの利便性等の向上に向けた進捗状況</li> <li>・振替制度の実施及び稼働状況</li> <li>・電子記録債権制度の導入及び稼働状況</li> </ul> <p>(注) 上記測定指標は、定性的指標であるため、目標値・達成時期は設定していません。</p>
参考指標	・FISCシステム監査セミナー受講者数

#### 2. 平成20年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①大口資金取引のRTGS化や全銀システムの利便性等の向上に向けた取組み	23年度を目標として大口資金取引のRTGS（即時グロス決済）化に向けた取組みを進めるとともに、23年度に稼働開始予定の第6次全銀システムにおいて国際標準化や顧客ニーズへの対応など利便性等の向上に向けた取組みを推進する。
②振替制度の円滑な実施に向けた取組み	21年1月の株式等振替制度の実施を目標として、「株式等決済合理化法」に係る政府令の策定作業を行い、株主・投資家に対する周知・広報を実施するとともに、関係者と緊密な連携を図りつつ取り組む。
③決済に関する新しいサービスの制度的枠組みのあり方についての検討	情報通信技術の革新等の進展に伴い、いわゆる電子マネー等の決済に関する新しいサービスが普及・発達してきている。これに対応し、利用者保護やイノベーションの促進の観点から、その制度的枠組みのあり方

	について検討を進める。
④電子記録債権制度の円滑な導入に向けた取組み	20 年中の政省令等の策定や、電子債権記録機関の設立に向けた関係者との連携を行うとともに、記録様式等の必要な標準化、利用者への普及啓発等の取組みを推進する。 〔R I A〕
⑤金融機関の I T 投資プロセスの透明性確保、コストパフォーマンス及びリスクマネジメント能力向上の促進	(財)金融情報システムセンター (F I S C) と共同調査を実施し、その成果については、F I S C 地区別セミナー等を活用して、金融機関等に対し広報を行う。 また、F I S C システム監査セミナーに講師を派遣し、金融機関等に対し、金融分野での I T 投資、情報セキュリティについての情報提供を実施する。

### 3. 評価結果

#### (1) 20 年度の達成度

A

#### 【達成度の判断理由】

株券電子化の円滑な実施、資金決済に関する法律の制定等により、「金融・資本市場競争力強化プラン（以下、「市場強化プラン」という。）」（平成 19 年 12 月 21 日公表）に掲げられた「安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等の構築」に向けて大きな前進が見られたことから A と評価しました。

#### (2) 端的な結論（中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針）

施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、資金決済に関する法律の円滑な施行に向けた政令・内閣府令等の整備の取組みや電子記録債権制度の着実な実施に向けた取組み等を引き続き行っていく必要があります。

### 4. 施策の趣旨・概要

決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素です。例えば、米国のサブプライム・ローン問題に端を発する国際的な金融・資本市場の混乱等を背景として、国内外の決済システムの相互依存関係が一段と強まっていることから、資金決済システムを強化する必要性が高まっています。我が国市場の競争力強化のため、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させる必要があります。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
---------	-----	----------

経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	第 2 章 成長力の強化 1. 成長力加速プログラム I 成長力底上げ戦略【具体的手段】 (3) 中小企業底上げ戦略 ②「中小企業生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ（業種横断的な共通基盤対策） ・ I T 化・機械化・経営改善（コンサルティング・資金支援、流動資産担保融資保証制度・電子記録債権の推進、（後略））
経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	「金融・資本市場競争力強化プラン」を平成 19 年内を目途に金融庁が取りまとめ、政府一体として推進する。その際、以下の施策については特に重点的に取り組む。

## 5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

米国のサブプライムローン問題を契機としたグローバルな金融市場の混乱は、特に 2008 年秋のリーマン・ブラザーズの破綻等の発生以降、世界的に深刻な金融・経済危機に発展しました。こうした事態を背景として、国内外の決済システムの相互依存関係が再認識され、決済システムの強化の重要性が改めて認識されたと考えられます。

## 6. 平成 20 年度主な事務事業の取組内容と評価

### (1) 大口資金取引の R T G S 化や全銀システムの利便性等の向上に向けた取組み

#### ① 取組内容

大口資金取引の R T G S（即時グロス決済）化や全銀システムの利便性等の向上に向けた取組みについては、市場強化プランに課題として掲げたところであり、その実現に向けて、関係者との意見交換等を通じて、取組みの推進に努めました。

これを受け、23 年度に稼働開始予定の第 6 次全銀システムにおいて、国際標準化や顧客ニーズへの対応など利便性等の向上に向けた取組みとして、次世代国際標準（I S O 20022）に準拠したフォーマットの採用や、E D I 情報の拡充等が基本仕様に盛り込まれました。

また、23 年度を目標とした大口資金取引の R T G S 化を含む次世代 R T G S の実現に向け、20 年 10 月、日銀ネットにおいて外為円決済取引の R T G S 化及び流動性節約機能の導入が行われました。

#### ② 評価

大口資金取引の R T G S 化や全銀システムの利便性等の向上に向けた取組みが、着

実に進められています。大口資金取引のRTGS化に向けた取組みや、第6次全銀システムにおける国際標準化の推進は、我が国金融・資本市場の国際競争力の強化及び安全かつ効率的で利便性の高い決済システムの実現に資するものであると考えられます。

## (2) 振替制度の円滑な実施に向けた取組み

### ① 取組内容

株式等振替制度（株券電子化制度）の円滑な実施に向け、テレビ、ラジオ、新聞等による広告、リーフレットの配布、説明会の開催など、株主、上場会社、金融機関等に対する広報周知活動等について、財務局などの関係者と連携し取組みました。また、株式等決済合理化法の施行に伴う関係政令・府省令及び同法の施行日を21年1月5日とする施行日政令を制定し、株券電子化制度を円滑に実施しました。

### ② 評価

上記のように、目標どおり、21年1月5日に株券電子化制度を円滑に実施しました。これにより、投資家等の市場関係者にとって、株券の紛失、盗難、偽造等のリスクの削減、発行者に係るコストの削減、株主管理の効率化など、安全性、効率性、利便性の向上が図られたものと考えております。

## (3) 決済に関する新しいサービスの制度的枠組みのあり方についての検討

### ① 取組内容

市場強化プランを踏まえ、20年5月より、金融審議会第二部会（以下、「第二部会」という。）に「決済に関するワーキング・グループ」を設置し、いわゆる電子マネー等の新たな決済サービスに関する制度的枠組みのあり方など、決済に関する諸課題について審議を行いました。21年1月、同ワーキング・グループから第二部会に対し報告が行われ、第二部会において、リテールの資金決済及び銀行間の資金決済に関する制度整備のあり方について審議を行いました。

この結果、同月14日、第二部会報告書として「資金決済に関する制度整備について—イノベーションの促進と利用者保護—」が取りまとめられました。

金融庁は、本報告書を踏まえ、社会的なインフラである資金決済に関するサービスについて、信頼と活力のある金融・資本市場を構築するため、利用者保護の充実、利用者利便の向上、サービスの適切な実施の確保といった観点から必要な制度整備を行うため、以下の措置を盛り込んだ「資金決済に関する法律案」を、21年3月6日に国会に提出しました。なお、同法案は、6月17日に成立しています。

ア. 従来銀行等のみに認められた為替取引を、登録制の下、銀行等以外の者でも行えるようにすること

イ. 発行者がコンピュータのサーバー等に金額等を記録する前払式支払手段についても、現行の商品券やプリペイドカード内に金額等が記録されるカードと同様に適切な規制を及ぼすこと

ウ. 銀行間の資金決済の円滑な実施を確保する観点から、資金清算を行う者に対す

る適切な監督等を行うため、所要の制度整備を図ること

## ② 評価

近年の情報通信技術の革新やインターネットの普及等により、決済を巡る環境が大きく変化している中で、こうした環境変化に対応するため、決済に関する新しいサービスについて、イノベーションの促進と利用者保護を図るため、制度整備を行う必要があります。今回の資金決済に関する制度整備は、安全かつ効率的で利便性の高い決済システムの実現に資するものと考えられます。

## (4) 電子記録債権制度の円滑な導入に向けた取組み

### ① 取組内容

電子債権記録機関の最低資本金の額、指定申請書等の記載事項、業務規定に規定すべき事項等を定めた電子記録債権法施行令・施行規則を20年10月22日に公布したほか電子債権記録機関についてのガイドラインを制定し、同年12月1日より電子記録債権法を施行しました。

そのほか、電子記録債権に係る実務・運用のあり方について検討が進むよう、関係機関と連携をとるとともに、パンフレットを作成するなど利用者への普及啓発のための取組みを進めました。

### ② 評価

電子記録債権制度の円滑な導入に向けて、着実に取組みが進んでおります。21年6月24日には、三菱東京UFJ銀行の子会社である日本電子債権機構株式会社が電子債権記録機関の指定を受けるなど、本制度の普及に向け進捗がみられています。今後、決済インフラの一翼を担う手形等の代替手段として、電子記録債権の利用が実現・普及していくことにより、事業者の資金調達の円滑化が図られ、決済システムの効率性及び利便性向上に資するものと考えています。

## (5) 金融機関のIT投資プロセスの透明性確保、コストパフォーマンス及びリスクマネジメント能力向上の促進

### ① 取組内容

金融機関におけるITの利活用促進の観点から、(財)金融情報システムセンター(FISC)と共同調査を行い、「情報アクセシビリティと金融機関の取組み」と題するレポートを公表しました(FISC機関誌に掲載)。

また、FISCが開催している「金融機関等のシステム監査セミナー」(年間4回開催)において、金融分野の情報セキュリティについて当庁職員が講演を行いました。

### ② 評価

上記レポートは、アクセシビリティの観点から先進的な取組みをしている我が国金融機関等における具体的な事例を紹介する内容であり、当該レポートを掲載した機関誌は、会員669機関に配付され参考に供されています。

また、FISCのシステム監査セミナー（20年度受講者数は167名）における当庁職員の講演に関して実施された研修生アンケートにおいて、回答者の概ね5割から分りやすかったとの回答が寄せられたほか、金融機関における情報セキュリティの重要性を再認識させられたとの声等（自由回答欄）がありました。

これらのことから、本取組みは、金融機関の情報セキュリティ意識の向上、システム監査の充実に資していると考えています。

## 7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

### （1）必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素です。我が国市場の競争力強化のため、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させる必要があります。

### （2）有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

株式等振替制度を円滑に実施したことにより、株券の紛失、盗難、偽造等のリスクの削減、発行者に係るコストの削減、株主管理の効率化などが図られました。電子記録債権制度の導入により、電子的な手段による債権譲渡等が可能となり、事業者の資金調達の円滑化が図られることとなりました。また、資金決済に関する制度整備を図ったことにより、従来銀行等のみに認められた為替取引を、登録制の下、銀行等以外の者でも行うことができるようになり、発行者がコンピュータのサーバー等に金額等を記録する前払式支払手段についても、現行の商品券やプリペイドカード内に金額等が記録されるカードと同様に適切な規制が及ぶこととなり、銀行間の資金決済の円滑な実施を確保するため、資金清算を行う者に対する適切な監督等を行えることとなりました。これらの取組みにより、決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に向けて、大きな成果が上がっていると考えています。

### （3）効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築するために取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではありません。

なお、資金決済システムにおける国際標準化への対応等については、民間主体の取組みをフォローアップするという手法をとっているほか、民間による電子記録債権制度の活用が進むよう、関係機関との連携や周知・広報を図るなど、民間の取組みも踏まえ施策を進めています。

## 8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

### （1）今後の課題

資金決済に関する法律の円滑な施行に向けて、政令・内閣府令等の整備に取り組む必要があります。また、電子記録債権の普及・利用促進に向けて、引き続き利用者への普及啓発等に取り組むほか、実務・運用のあり方について検討が進むよう、制度の着実な

実施に向けて、今後も関係方面との適切な連携を図っていく必要があります。

## (2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

### 予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 21年度予算額
我が国決済システムの競争力の強化・信頼と安定に向けた体制整備	①	機構・定員	
金融商品取引清算機関・振替機関の監督に係る体制整備	②	機構・定員	
資金決済法施行に伴う検査体制の整備	③	機構・定員	
資金決済に関する法律施行に伴う監督体制の整備	③	機構・定員	
電子債権記録機関監督のための体制整備	④	機構・定員	

## 9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 「金融・資本市場競争力強化プラン」（19年12月21日公表）  
<http://www.fsa.go.jp/policy/competitiveness/index.html>
- ・ 決済システムレポート2007-2008（20年10月28日公表）  
<http://www.boj.or.jp/type/ronbun/psr/psr2007.htm>
- ・ 金融審議会金融分科会第二部会報告（21年1月14日公表）  
[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20090114-1.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20090114-1.html)

## 11. 担当課室名

総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局市場課、総務企画局政策課

### 施策Ⅲ－１－（３）

#### 専門性の高い人材の育成等

#### 1. 達成目標等

達成目標	金融面に通じた専門性の高い人材を育成すること
目標設定の考え方及びその根拠	金融・資本市場の競争力を強化するためには、金融・市場制度そのものの整備のみならず、市場をとりまく環境整備として、金融面に通じた専門性の高い人材を育成していくことが重要である。 【根拠】金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日）
測定指標 （目標値・達成時期）	— （注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施します。
参考指標	・ 主な事務事業の推進等状況

#### 2. 平成 20 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①高度かつ実践的な金融教育の充実	我が国金融・資本市場において、専門性の高い優秀な金融人材を確保するため、文部科学省や業界団体の協力を得て、大学・大学院における高度かつ実践的な金融経済教育の充実・強化に努めていく。
②公認会計士試験の実施の改善（再掲）	公認会計士試験を多様な人々にとって受験しやすく、より魅力的な試験とするため、公認会計士・監査審査会は、短答式試験及び論文式試験の実施方法について、短答式試験の実施を年 2 回（平成 22 年試験より実施）に増やすとともに論文式試験を週末に実施するなど、具体的な改善策を講じるほか、幅広い人々が受験するよう広報の強化に努める。 なお、短答式試験を年 2 回実施すること等に伴い、平成 20 年度において、公認会計士試験システムの追加機能の開発を行う。
③金融専門人材の育成	我が国金融システムを担う専門人材に必要とされる知識及び資質について、「金融専門人材に関する研究会」での議論における論点を整理した「金融専門人材について（基本的なコンセプト）」（平成 20 年 4 月 30 日公表）について、幅広くコメントを集め、20 年夏頃を目途に最終的な論点を整理し、制度設計に取り組んでいく。

#### 3. 評価結果

##### （１）20 年度の達成度

B

## 【達成度の判断理由】

金融行政に関する大学院との連携講座の継続や公認会計士試験の実施の改善、「金融専門人材に関する研究会」の開催等、一定の成果はあがっていますが、専門性の高い人材育成に向けた更なる取組みが必要なことから、Bとしました。

## (2) 端的な結論（中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針）

施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（専門性の高い人材の育成に向けた更なる取組み）を行う必要があります。

## 4. 施策の趣旨・概要

少子高齢化が進展する中で、我が国経済が今後も持続的に成長するためには、我が国金融・資本市場において、1,500兆円に及ぶ家計部門の金融資産に適切な投資機会を提供するとともに、内外の企業等に成長資金の供給を適切に行っていくことが求められています。

また、国際的な市場間競争が一層激化する中で、我が国金融・資本市場が内外の利用者のニーズに応え、その役割を十分に果たしていくためには、我が国市場の競争力を強化し、その魅力を向上させていくことが喫緊の課題となっています。

こうした市場の優位性や競争力を決定する要因として、専門性の高い人材の確保等の重要性等が指摘されており、我が国市場の競争力を強化していくためには、市場をめぐる周辺環境の整備の一環として、専門性の高い人材の育成等についても、幅広く取り組んでいく必要があります。

## 5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

## 6. 平成20年度主な事務事業の取組内容と評価

### (1) 高度かつ実践的な金融教育の充実

#### ①取組内容

広島大学大学院において金融行政に関する連携講座を継続して設置しています。また、東京大学グローバルCOEプログラム・新潟大学・コロンビア大学ロー・スクール日本法センター共催シンポジウム「敵対的買収と防衛策の将来—デラウェア法からの示唆」を後援したほか、経済産業省が主催する「高度金融人材産学協議会」への当庁もオブザーバーとして会議に参加し、総会に出席するなどの取組みを行っています。

#### ②評価

広島大学との連携講座の設置や上記シンポジウムへの後援、「高度金融人材産学協議会」へのオブザーバー参加を通じて、金融教育に取り組む関連団体と連携を図るなど金融教育の充実に寄与しているものと考えています。

### (2) 公認会計士試験の実施の改善

#### ①取組内容

審査会では、公認会計士試験を多様な人々にとって受験しやすくするため、平成 20 年試験から論文式試験を週末に実施する、法令基準等を配付したうえで実施する試験科目を拡大（2 科目→5 科目）するなどの具体的な改善策を講じました。

また、社会人や学生等をはじめとする幅広い人々が受験するよう、全国各地で、会長等により、公認会計士試験、公認会計士の役割等をテーマとした講演を 17 回実施しました。

このほか、22 年から短答式試験の実施を従前の年 1 回から年 2 回にすることに伴い、公認会計士試験システムの追加開発を行い、21 年 2 月より運用を開始しています。

## ②評価

公認会計士試験実施面での改善策を講じたことは、多様な人材が公認会計士試験を受験することに寄与することを通じ、監査の質の向上、企業財務情報の信頼性の向上に資するものと考えています。

## (3) 金融専門人材の育成

### ①取組内容

我が国金融システムの競争力強化に向けた市場周辺環境の整備として、我が国金融システムを担う専門人材に必要とされる知識及び資質についての幅広い検討を行うため、金融庁金融研究研修センターにおいて「金融専門人材に関する研究会」を開催しています。

20 年度も、「金融専門人材について（基本的なコンセプト）」（20 年 4 月 30 日公表）に対して寄せられた意見を踏まえ研究会を開催し、更なる検討を行いました。

### ②評価

各界有識者による「金融専門人材に関する研究会」の開催を通じ、我が国金融システムを担う専門人材に必要とされる知識及び資質について検討が進んでおり、専門性の高い人材の育成に資するものと考えています。

「金融専門人材について（基本的なコンセプト）」に対するパブリック・コメントには、公的関与のあり方を含め、資格の位置付け等について様々な意見が提出されています。

我が国金融・資本市場の発展を担う人材の確保・育成については、寄せられたご意見も参考にしながら、予断を持つことなく検討していく必要があると考えています。

## 7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

### (1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

金融・資本市場の競争力を規定する最も基本的かつ重要な要素は、諸外国の国際金融センターの例を見るまでもなく、専門性の高い人材の存在です。我が国金融・資本市場において、多様かつ質の高い金融商品・サービスが提供される環境を整備していくためには、金融サービス業や法律、会計等の周辺専門サービスに従事する専門性の高い人材を育成・強化し、その厚みを増していく必要があります。

## (2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

高度かつ実践的な金融教育の充実、金融専門人材の育成については、金融庁としてできることには限界があり、人材育成のための環境整備が中心となりますが、公認会計士試験の実施の改善を含め、金融面に通じた専門性の高い人材の育成に向けた取組み・議論が進みつつあると考えています。

## (3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

金融面に通じた専門性の高い人材の育成等のために取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、公認会計士試験の実施に係る経費を除けば、事業費等の特段の予算支出を必要とするものではありません。

## 8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

### (1) 今後の課題

高度かつ実践的な金融教育の充実や金融専門人材の育成についても取組みの充実・改善や更なる取組みについて検討を行う必要があります。

公認会計士試験については、試験実施の改善として、22年試験より短答式試験を年2回実施するほか、多様な人々の受験を促すよう引き続き広報を行っていく必要があります。

また、公認会計士試験合格者が増加する一方、合格者の経済社会における活動領域の拡大は進んでおらず、公認会計士となるために必要な業務補助等の環境が十分に整備されていない状況にあることを踏まえ、金融庁は、審査会とともに、その育成や活動領域の拡大のための取組みを始めとして、適切な対応を行う必要があります。

### (2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

#### 予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 21年度予算額
公認会計士試験の実施に係る経費（再掲※）	⑤	予算 <継続>	81,628千円

※ 施策Ⅱ－2－（5）「公認会計士監査の充実・強化」における予算要求の再掲です。

## 9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 10. 注記（評価に使用した資料等）

なし

## 11. 担当課室名

総務企画局総務課、総務企画局政策課、公認会計士・監査審査会事務局（再掲）

## 施策Ⅲ－１－（４）

### 個人投資家の参加拡大

#### 1. 達成目標等

達成目標	個人投資家の金融・資本市場への参加が拡大すること
目標設定の考え方及びその根拠	国民が経済成長の果実を享受し、国民一人ひとりが豊かさを実感できる仕組みを構築するためには、広く国民に投資機会を提供することにより、「貯蓄から投資へ」の流れを一層推進する必要がある。 【根拠】経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）、金融・資本市場競争力強化プラン（平成19年12月21日）等
測定指標 （目標値・達成時期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人金融資産に占める株式・投資信託の割合（前年度より増加・20年度末）</li> <li>・ 個人株主数の推移（前年度より増加・20年度末）</li> <li>・ 特定口座数の推移（前年度より増加・20年度末）</li> <li>・ 認定投資者保護団体の認定の申請件数</li> <li>・ E T Fの上場数</li> </ul> <p>（注）目標値・達成時期が設定されていない指標は、事務事業の性格上、設定していません。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人のE T F売買金額（委託）の推移</li> <li>・ 個人のR E I T売買金額（委託）の推移</li> <li>・ 公募株式投資信託の販売状況（純資産残高）の推移</li> <li>・ 国民の投資知識の状況</li> </ul> <p>※金融広報中央委員会「金融に関する消費者アンケート調査」等</p>

#### 2. 平成20年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①安心して投資できる環境の整備	利用者保護と利用者利便のバランスに配慮した金融商品取引法の趣旨・目的が広く理解され、同法の円滑な運用がなされるよう努める。（再掲）
②「貯蓄から投資へ」の流れを促進するための税制面の環境整備	「貯蓄から投資へ」の流れを推進し、個人投資家がリスク資産に適切に投資をすることが可能となるよう、税制面での環境整備に努める。

③金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度等の充実	<p>金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度（金融ADR）について、金融トラブル連絡調整協議会における座長メモ（平成20年6月）を踏まえ、関係機関等と連携し、制度整備に向けた検討を行う。</p> <p>また、金融商品取引に係る苦情解決・あっせんを業務とする民間団体を認定する認定投資者保護団体制度について、一層の周知を図り、消費者団体やNPO法人、各種業界団体などに広く同制度が活用されるよう促進する。</p>
④金融経済教育の充実（再掲）	<p>個人が自ら運用する資産のリスクとリターンを的確に把握し、ライフスタイル・ライフステージに応じた適切な資産運用が行えるよう、「金融経済教育に関する論点整理」（金融経済教育懇談会、平成17年6月公表）等を踏まえ、関係省庁・民間団体との連携強化、シンポジウムの開催、パンフレット等の整備・普及、金融庁ウェブサイトを通じた情報提供等を行う。</p>
⑤ETF（上場投資信託）の多様化	<p>商品現物と交換可能な投資信託の導入等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成20年6月成立）」に関連する政令・内閣府令等の所要の制度改正に取り組む。</p> <p style="text-align: right;">〔R I A〕</p>

### 3. 評価結果

#### （1）20年度の達成度

B

#### 【達成度の判断理由】

個人投資家の金融・資本市場への参加拡大に向けた環境整備や適切な投資機会の提供などに取り組み、個人株主数や投資主体別で見た個人の株式保有比率等が増加するなどの成果が得られたものの、個人金融資産に占める株式・投資信託の割合が低下し、諸外国と比べると依然低い水準にとどまっていること、投資主体別で見た個人の株式売買比率が低下していることなどから、Bと評価しました。

#### （2）端的な結論（中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針）

個人株主数や投資主体別で見た個人の株式保有比率等が増加するなど、政策の達成に向けて一定の効果が上がっていますが、実体経済の悪化や株価等の大幅な変動などの外部環境の変化等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（個人投資家が投資しやすい環境の整備等）に一層取り組んでいく必要があります。

### 4. 施策の趣旨・概要

少子高齢化社会が到来する中で、今後、我が国の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受するためには、個人金融資産の運用の多様化・効率化が図られ、経済社会全体

への適切な資源配分が進められる必要があり、「貯蓄から投資へ」の流れは引き続き重要です。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融・資本市場を強化し、世界の中での中核的な金融センターを目指す。「金融・資本市場競争力強化プラン」（平成 19 年 12 月 21 日）を着実に実行するとともに、「株式市場の厚み」や「老後の資産形成」に資する取組を検討する。</li> <li>・「株式市場の厚み」と「老後の資産形成」の両方に資することから、企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）の導入等について検討し、平成 20 年内に結論を得る。</li> </ul>
生活対策	平成 20 年 10 月 30 日	<p>◇多様な投資家が参入し、厚みのある株式市場の構築に向け、市場の活性化を図るための環境整備を進める。</p> <p>&lt;具体的施策&gt;</p> <p>○金融証券税制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融所得課税の一体化を推し進め、簡素な制度とすることで、個人投資家が投資しやすい環境を整備する。</li> </ul> <p style="padding-left: 2em;">上場株式等の配当等について、3 年間現行税制の延長を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">金融所得課税の一体化の中で、少額投資のための簡素な優遇措置を創設する。</p>

**5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因**

米国のサブプライムローン問題を契機としたグローバルな金融市場の混乱は、特に 2008 年秋のリーマン・ブラザーズの破綻等の発生以降、世界的に深刻な金融・経済危機に発展しました。このため、我が国においても、2008 年秋以降、株価等の大幅な変動や实体经济の悪化等が生じました。

**6. 平成 20 年度主な事務事業の取組内容と評価**

(1) 安心して投資できる環境の整備

①取組内容

市場の公正性・透明性を向上させ、我が国の金融・資本市場の競争力強化を図るため、課徴金の金額水準の引上げ、対象範囲の拡大等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に係る関係政令・内閣府令を整備しました（平成20年12月12日施行。証券・銀行・保険会社間のファイアーウォール規制の見直し・利益相反管理体制の構築に係る部分については、21年6月1日施行。）。

また、グローバルな金融市場の混乱への対応と我が国金融・資本市場の機能強化のため、公正・透明で、利便性の高い市場基盤を整備することによって、信頼と活力ある金融・資本市場を構築することが重要な課題となっています。こうした中で、

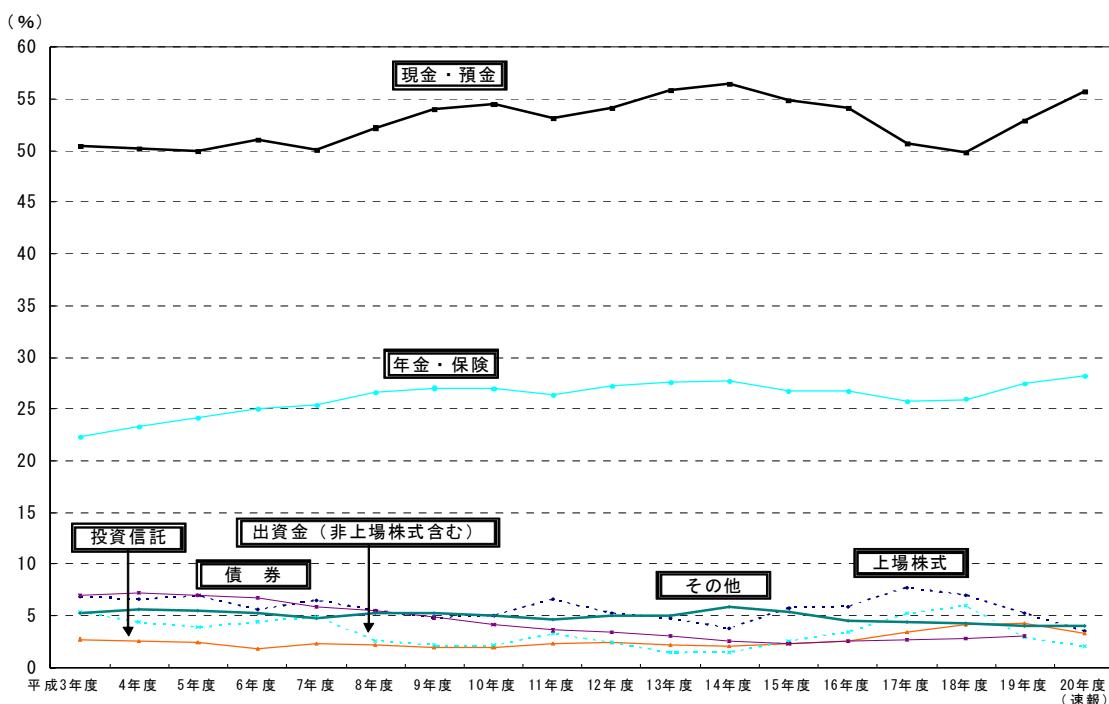
- ① 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）の創設
- ② 特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）の移行手続の見直し
- ③ 有価証券店頭デリバティブの分別管理義務の導入

といった利用者保護の充実のための施策等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が21年6月17日に成立、6月24日に公布されました。

## ②評価

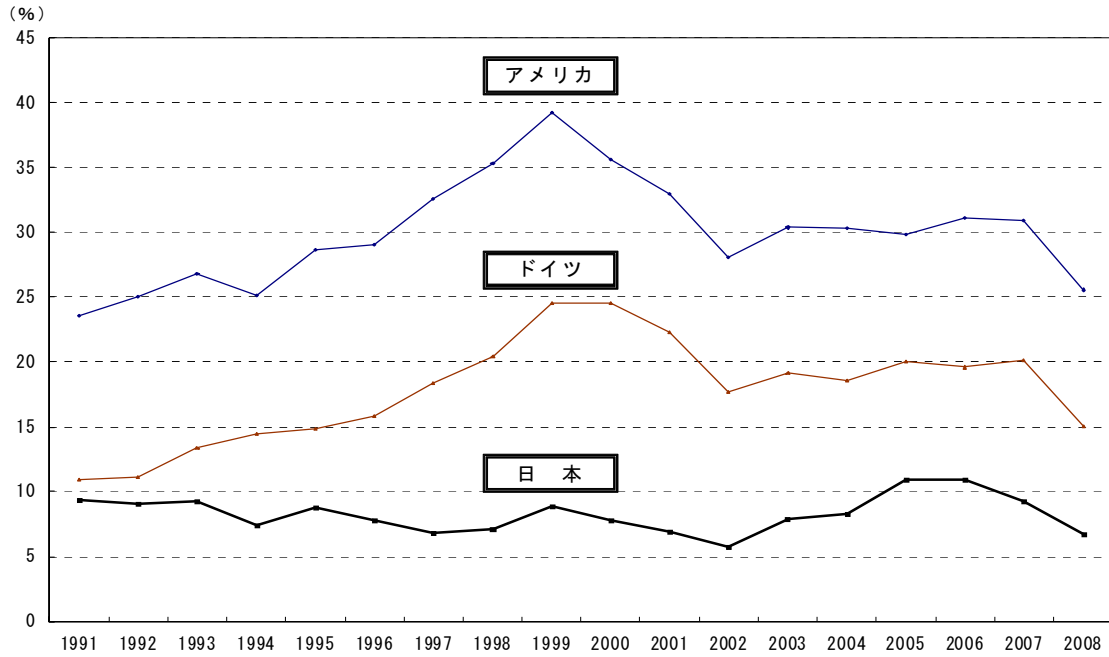
20年度末の個人金融資産に占める株式・投資信託の割合は、20年秋以降の株価等の大幅な変動（日経平均株価：8,109.53円（20年度末、対前年度末比▲35.3%））などもあり、6.7%（対前年度末比▲2.6%ポイント）となりました。また、諸外国と比べると当該割合は依然低い水準となっています。他方、個人株主数は4,224万人（対前年度末比+5.7%）となるなど、安心して投資できる環境の整備の取組み等が金融・資本市場の公正性・透明性の一層の確保につながり、個人投資家の金融・資本市場への参加拡大に一定の効果があったものと考えています。

【資料1 個人金融資産の推移】



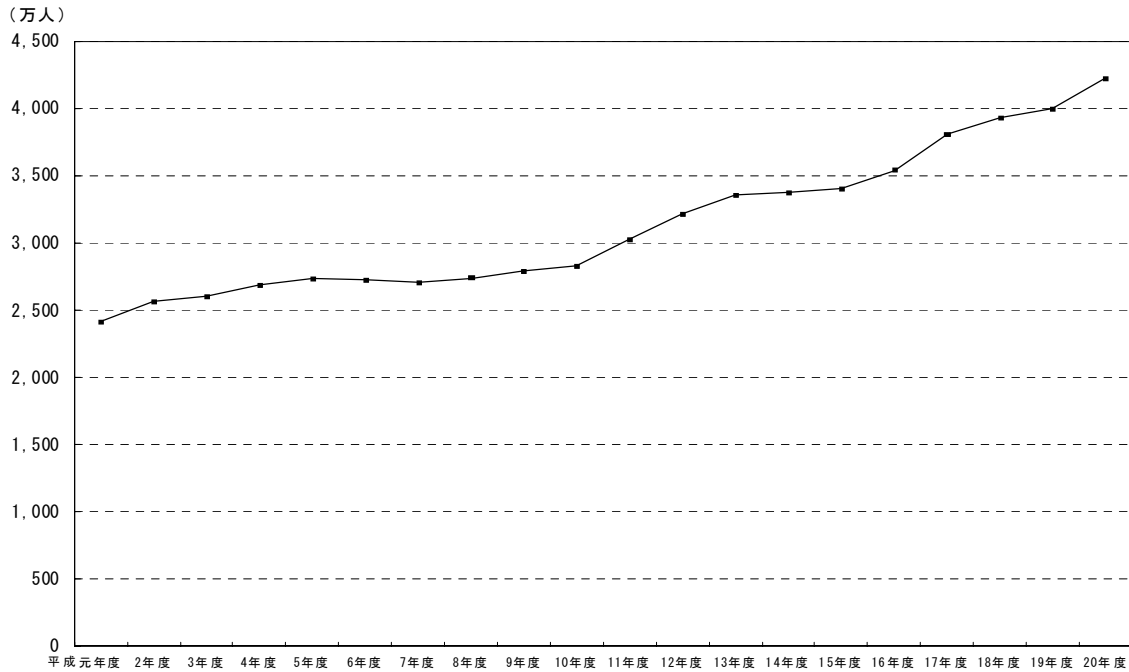
(出典) 日本銀行「資金循環統計」

【資料2 個人金融資産に占める株式・投資信託の割合】



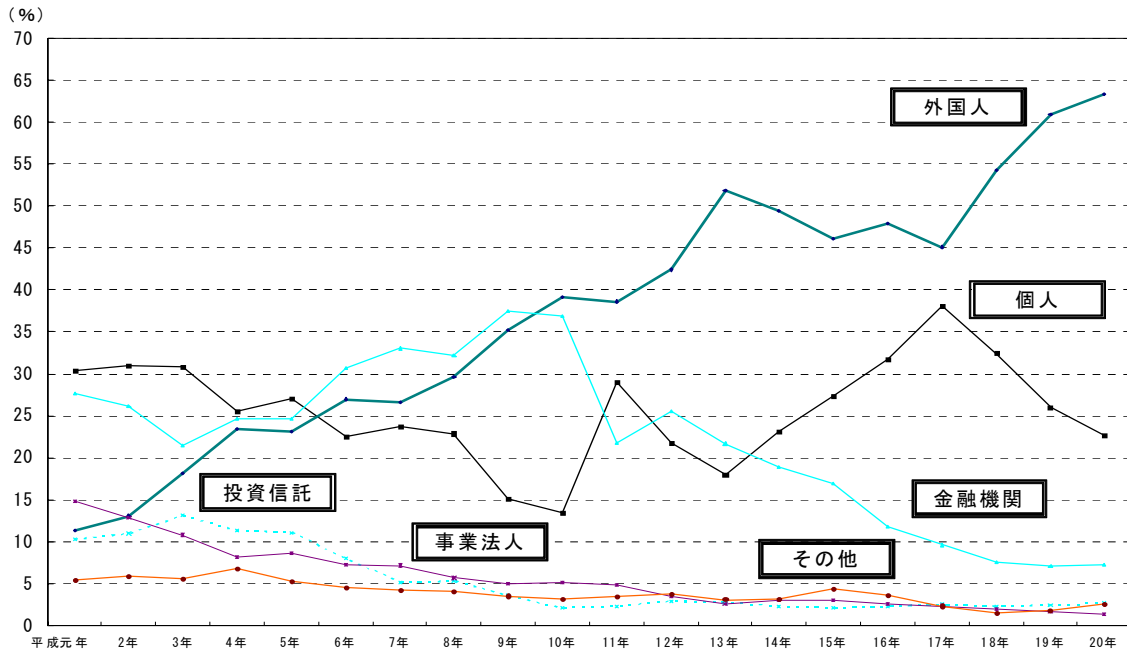
(出典) 日本銀行「資金循環統計」、Federal Reserve Board「Flow of Funds Accounts」、  
Deutsche Bundesbank「Financial accounts for Germany 1991 to 2008」  
(注) 各国とも家計と対家計民間非営利団体の合計であり、日本は年度ベース(3月末)、米国及びドイツは暦年ベースの計数。

【資料3 個人株主数の推移】



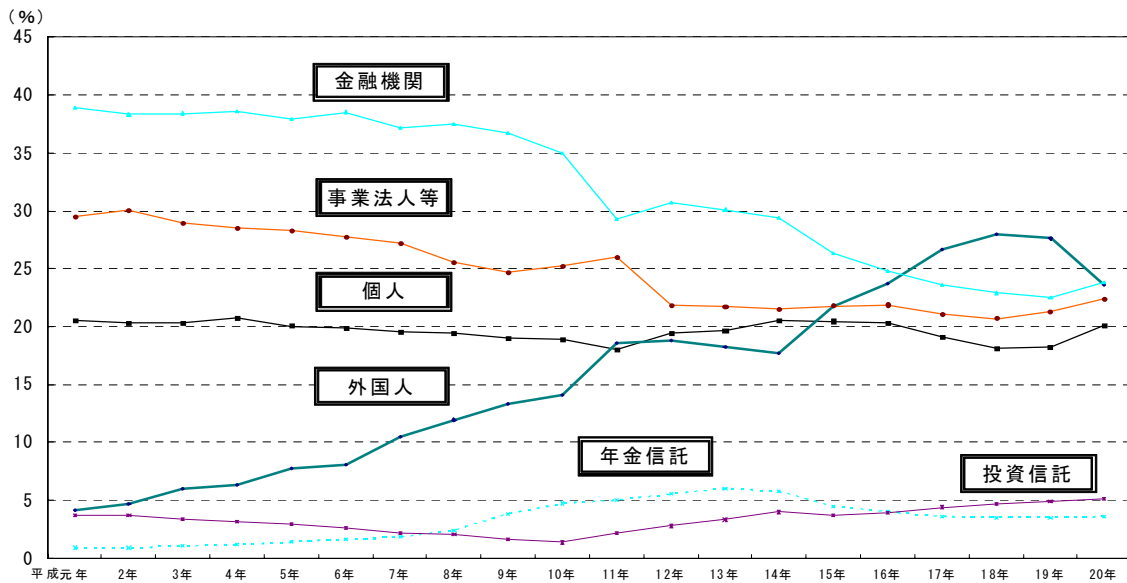
(出典) 全国証券取引所「株式分布状況調査」  
(注) 13年度より、単位数ベースから単位株ベースへと変更。

【資料4 我が国の投資主体別株式売買比率の推移（委託売買代金）】



(出典) 東京証券取引所  
 (注1) 「金融機関」は「生保・損保」「都銀・地銀等」「信託銀行」の合計。  
 (注2) 調査対象は、資本金30億円以上の取引参加者で、三市場（東京・大阪・名古屋）の集計値。

【資料5 我が国の投資主体別株式保有比率の推移（金額ベース）】



(出典) 全国証券取引所「株式分布状況調査」  
 (注1) 金融機関は、投資信託、年金信託を除く。ただし、1978年度以前については、年金信託を含む。  
 (注2) 事業法人等とは、金融機関及び証券会社以外の法人格を有するすべての国内法人をいう。  
 (注3) 年金信託とは、企業年金等のうち、信託業務を営む銀行を名義人（受託者）とするものであり、公的年金の運用分については含まれていない。  
 (注4) 調査対象は、平成21年3月末現在において東京、大阪、名古屋、福岡、札幌の各取引所に上場している国内上場会社のうち、平成20年度中に到来した最終決算期末日現在の上場普通株式が対象。

(2) 「貯蓄から投資へ」の流れを促進するための税制面の環境整備

①取組内容

20年度においては、引き続き上場株式等の配当等及び譲渡益に係る現行軽減税率（10%）が適用されました。

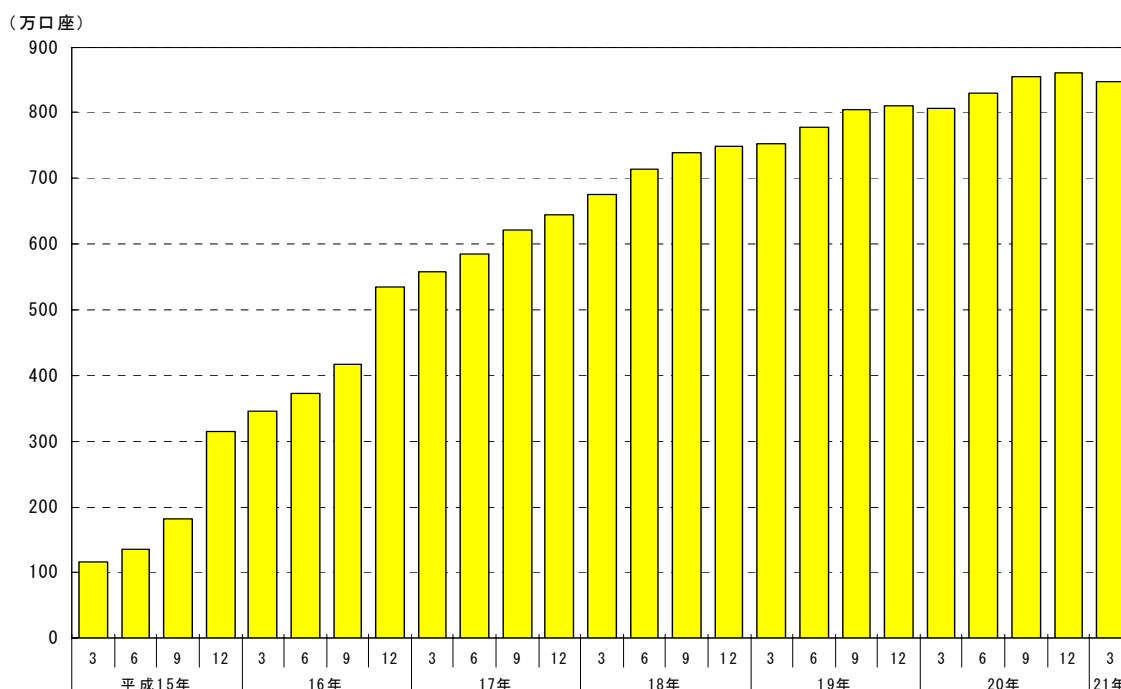
また、21年度税制改正においては、「貯蓄から投資へ」の流れを促進するために必要な措置として、「日本版ISA」（小口の継続的長期投資非課税制度）の創設等について要望を行い（20年8月）、その後、現下の厳しい経済金融情勢を踏まえ、「生活対策」（20年10月30日）において、上場株式等の配当等に係る現行軽減税率（10%）を23年末まで延長することとされました。

上場株式等の配当等及び譲渡益に係る現行軽減税率の延長は「所得税法等の一部を改正する法律」（20年3月31日公布）において措置されました。また、「平成21年度税制改正の要綱」（21年1月23日閣議決定）においては、金融所得課税の一体化の取組みの中で、現行軽減税率が廃止され本則税率（20%）が実現する際に、少額の上場株式等投資のための非課税措置を創設することとされました（22年度税制改正に向けて詳細を検討中。）。

## ②評価

特定口座数は847万口座（対前年度末比+5.1%）、個人株主数は4,224万人（対前年度末比+5.7%）となるなど、個人投資家の金融・資本市場への参加拡大に一定の効果があつたものと考えています。

【資料6 特定口座数の推移】



（出典）日本証券業協会

## （3）金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度等の充実

### ①取組内容

金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合において、「金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）のあり方について」（20年12月17日）が取りまとめられ、当該制度の創設等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」

が21年6月17日に成立、6月24日に公布されました。

また、認定投資者保護団体制度については、毎月、金融庁ウェブサイト上の月刊広報誌「アクセスFSA」において、当該制度の趣旨及び活用状況を掲載し、周知を行っています。金融審議会答申（12年6月27日）を踏まえ設置された金融トラブル連絡調整協議会においても、当該制度の紹介を繰り返し行い、当該制度の活用を促しています。こうした取り組みを受け、20年10月1日には全国銀行協会が、21年4月1日には信託協会が新たに認定を受けています。

## ②評価

金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）の創設により、金融商品・サービスに関する利用者保護の充実や信頼と活力ある金融・資本市場の構築に向けて一定の効果が見込まれます。

また、認定投資者保護団体については、金融商品取引法が施行されて以降、4団体が認定を受けており、各業界団体における利用者保護に向けた取り組みが進んでいると考えています。

## （４）金融経済教育の充実

### ①取組内容

ア. パンフレット等の作成・配布

（ア）中学生向け副教材の配布

学習指導要領に対応した中学生向け副教材「わたしたちの生活と金融の働き」を金融庁ウェブサイトに掲載するとともに、授業等で活用要望のある全国の中学校に配付しました（5千部）。

（イ）高校3年生及び一般社会人向けパンフレット・DVDの作成・配布

高校3年生及び一般社会人を対象に金融トラブルの未然防止等を目的に作成したパンフレット「はじめての金融ガイド」を金融庁ウェブサイトに掲載するとともに、配布要望のある全国の地方公共団体、高校、大学等に配付しました（18万1千部）。

また、多重債務、振り込め詐欺、偽造盗難キャッシュカード等の金融トラブルの未然防止等を目的として「はじめての金融ガイド」DVD版を作成し、配布要望のあった全国の地方公共団体、高校、大学等に配布しました（7千枚）。

（ウ）多重債務者発生予防のための啓発リーフレットの作成・配布

多重債務者の発生予防を目的としてリーフレット「安易に借金をしてはいけません～多重債務に陥らないために～」を文部科学省と共同で作成し、金融庁ウェブサイトに掲載するとともに、全国の地方公共団体、高校、大学等に広く配布しました（3万4千枚）。

#### イ. 金融庁ウェブサイト金融経済教育コーナーによる情報提供

小・中・高校生及び新社会人を対象に金融の仕組みについて分かりやすく解説する「おしえて金融庁」、及び一般社会人を対象に金融取引に係る注意喚起情報等を掲載する「一般のみなさんへ」のコーナーにより、分かりやすい情報提供、タイムリーな情報提供に努めています。

#### ウ. シンポジウムの開催

地域住民を対象に、金融取引に関するトラブル事例にもふれながら、生活設計と資産運用の在り方について考えていただくためのシンポジウムを、金沢市、札幌市、高松市、熊本市の計4箇所で開催しました。

#### エ. 金融庁後援名義の付与

金融知識の普及等を目的に金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等について、「金融庁後援」名義を20年7月以降21件付与しました。

### ②評価

#### ア. パンフレット等の配布部数の推移

18事務年度から引き続き配布している「はじめての金融ガイド」については、高校、大学、地方公共団体等から多数の追加配布要望に応じ配布しています。19事務年度は改訂を行い、広く周知を計る観点から全国の高校・大学・地方公共団体に一斉配布しましたが、20事務年度については施策の効率性の観点から要望のあった先に対し配布しました。そのため、配布部数そのものは減少していますが、20事務年度においてもなお多数の配布要望があったことから、金融庁における金融経済教育に関する取組みに対し一定のニーズがあったものと考えています。

【資料7 パンフレット「はじめての金融ガイド」の配布部数】

18 事務年度	19 事務年度	20 事務年度
27 万部	62 万部 (一斉配布を実施)	18 万部

#### イ. 金融庁ウェブサイト（「おしえて金融庁」等）へのアクセスの状況

ウェブサイトを活用した情報提供は、少ない経費と時間で多くの国民が利用できるなど極めて効率的です。金融庁ウェブサイト上の「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」への20事務年度中の接続件数は、18年事務年度に行ったウェブサイト改訂の効果が減少したため、395,596件（月間平均32,966件）と19事務年度と比較すると減少しています。改訂前の17年事務年度との比較では、増加していることから、金融経済教育への関心は引き続き高いものと考えられますが、引き続き、アクセス件数の動向には留意していきたいと考えています。

【資料8 「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」アクセス件数の推移】

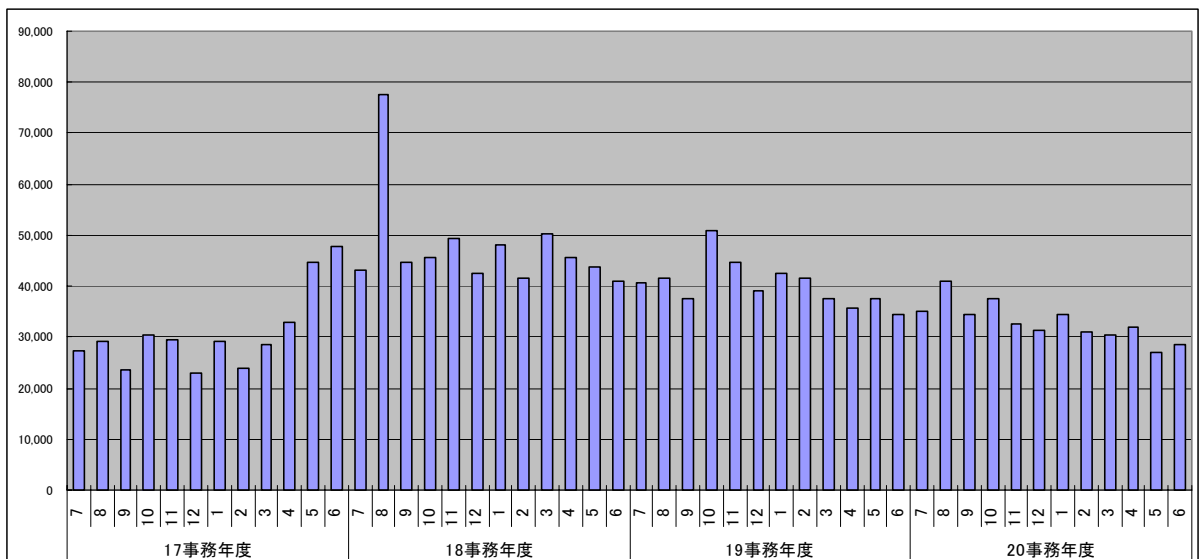
	16事務年度	17事務年度	18事務年度	19事務年度	20事務年度
年間件数	206,029件	369,784件	575,460件	483,675件	395,596件
月間平均件数	17,169件	30,815件	47,955件	40,306件	32,966件

(注1) 事務年度は、7月～翌年6月末。

(注2) 18事務年度は、金融庁ウェブサイトの改訂を行っています。

【資料9 「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」アクセス件数】

(単位：件)



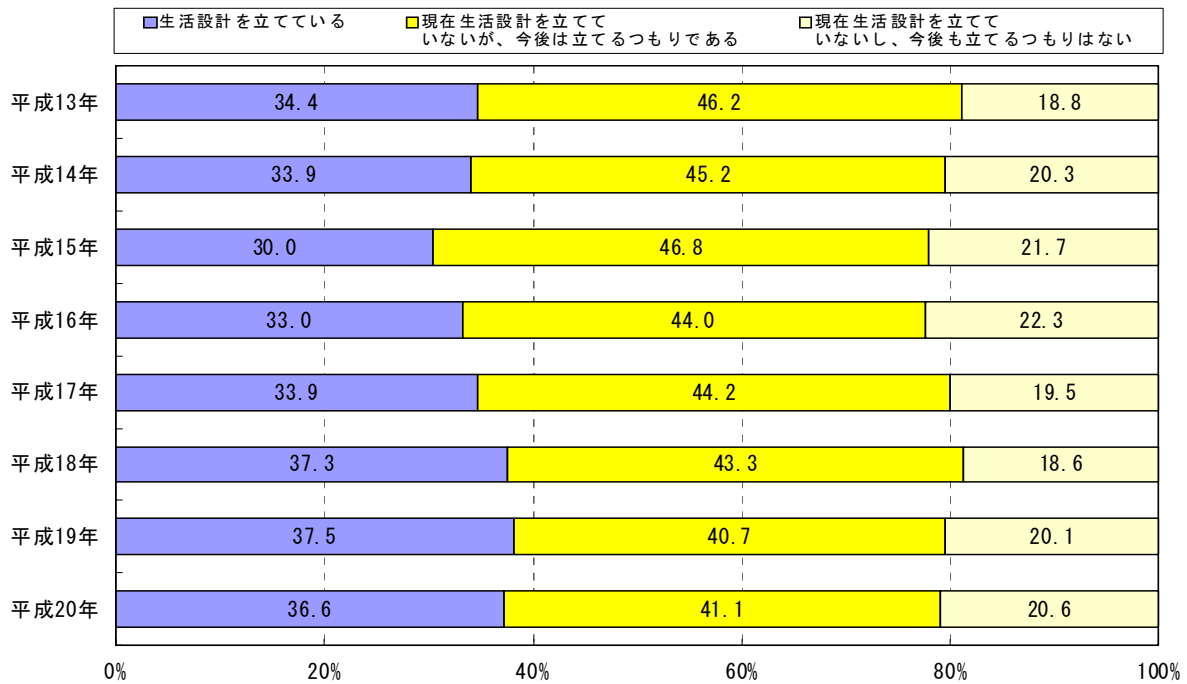
ウ. シンポジウムの開催

19事務年度には5箇所開催しましたが、20事務年度についても「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を金沢市、札幌市、高松市、熊本市の計4箇所各地の財務局と共催で開催しており、引き続き金融知識の普及の一助として活用されているものと考えています。

エ. 金融広報中央委員会が実施した家計の金融行動に関する世論調査

20年は「生活設計を立てている」と回答した世帯の比率が36.6%であり、15年以降増加傾向にあります。

## 【資料10 生活設計設定の有無】



(出典) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」

これらの調査結果等をみると、指標の動きはばらつきがあるものの、総じて国民の金融知識への関心が高まっていると考えていますが、一方、生活設計を立てる予定がない世帯が約2割もいるなど、引き続き、金融経済教育の充実を図ることが重要と考えています。

### (5) E T F (上場投資信託) の多様化

#### ①取組内容

E T Fの多様化の観点から、商品現物と交換可能な投資信託の設計が可能となるよう、制度整備を行いました(「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に係る関係政令・内閣府令を整備(20年12月12日施行))。

#### ②評価

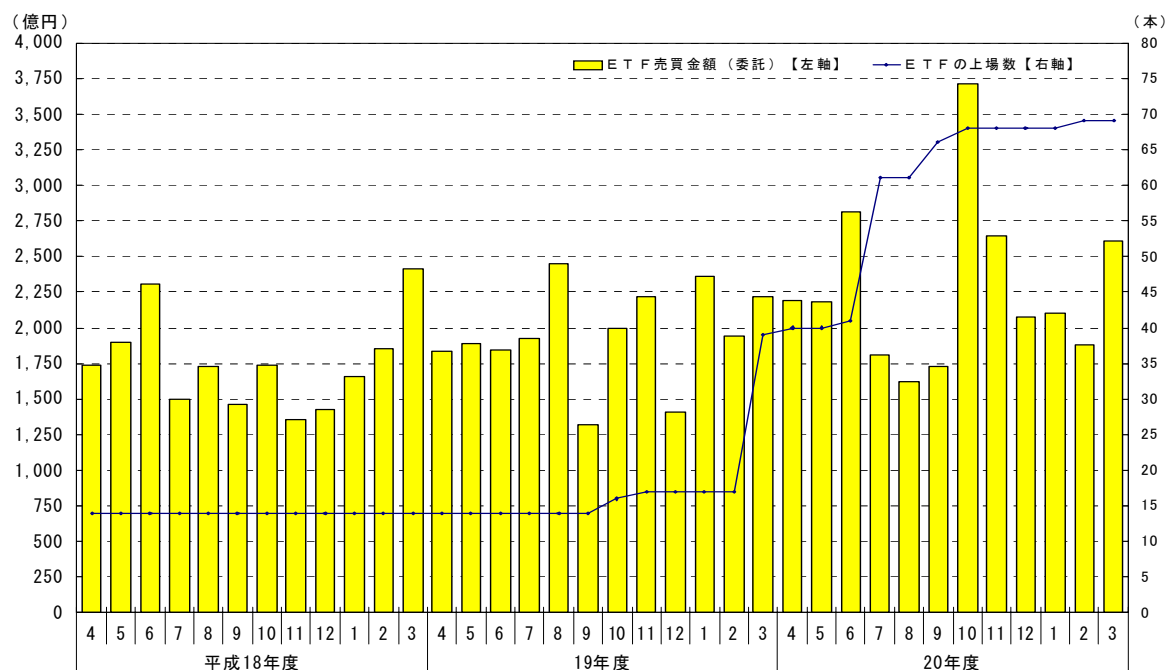
E T Fについては、市場強化プラン(19年12月21日)を受けたE T Fの多様化のための施策により、外国株式指数や外国為替レート、商品指数を連動対象とするもの等、多様なE T Fが上場され、20年度末のE T Fの上場数は、69銘柄(対前年度末比+30銘柄)となりました。また、20年度の個人のE T F売買金額は、27,357億円(対前年度比+16.9%)となっており、E T Fを通じた個人投資家の金融・資本市場への参加拡大が進んでいると考えています。

更に、今般の「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に係る関係政令・内閣府令の整備により、一層のE T Fの多様化や取引の活発化が期待されます。

なお、20年度末の公募株式投資信託(純資産残高)は、20年秋以降の金融・資本市場の混乱による株価の大幅な下落(日経平均株価:8,109.53円(20年度末、対前年度

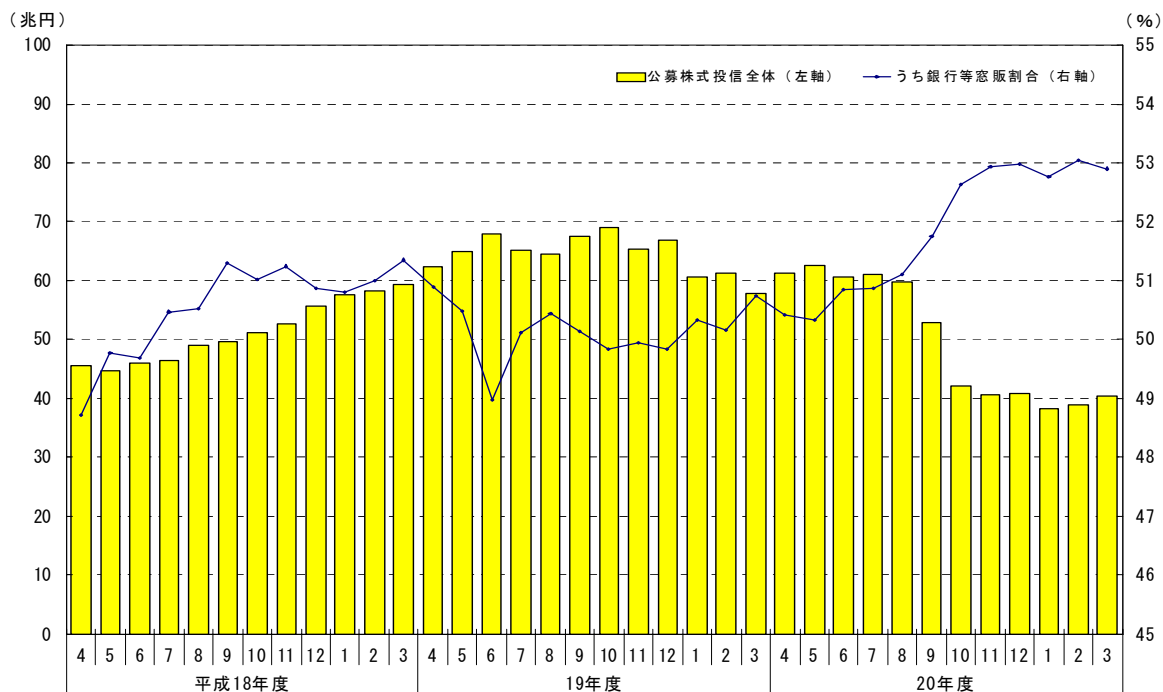
末比▲35.3%) などもあり、40.4兆円（対前年度末比▲30.1%）となっています。

【資料11 ETFの上場数及び個人のETF売買金額（委託）の推移】



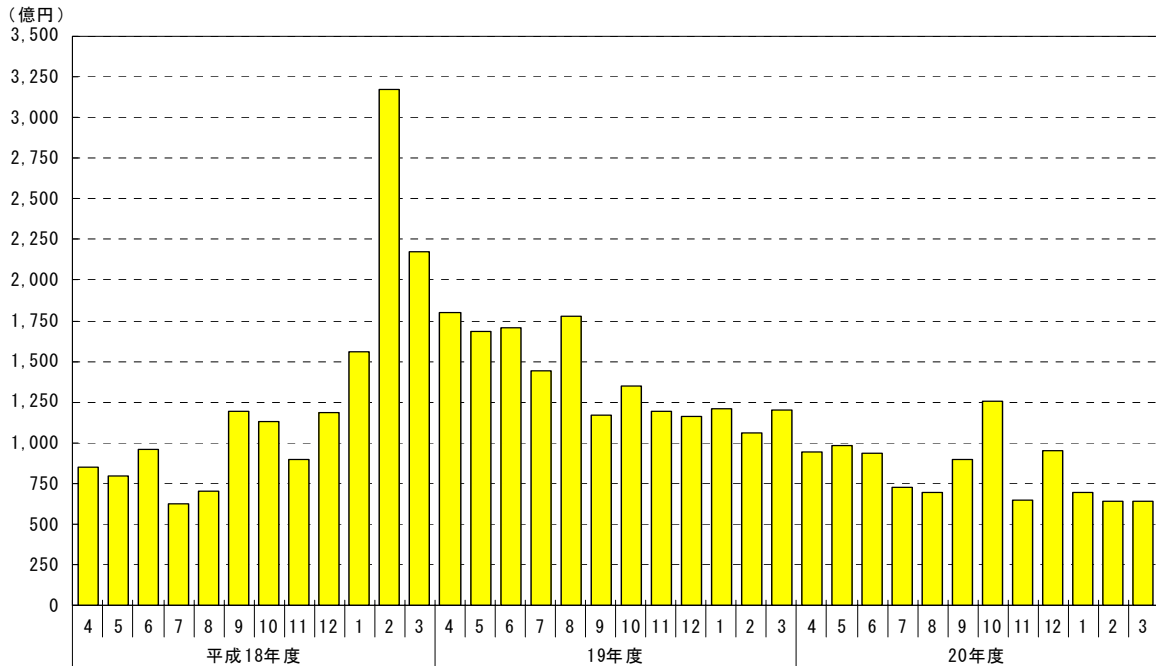
(出典) 東京証券取引所、大阪証券取引所  
 (注) 売買金額は売り買い合計

【資料12 公募株式投資信託の販売状況（純資産残高）の推移】



(出典) 投資信託協会「契約型公募投資信託の資産増減状況」、「契約型公募・私募投資信託合計の販売態別純資産残高の状況」

【資料13 個人のREIT売買金額（委託）の推移】



(出典) 東京証券取引所  
(注) 売買金額は売り買い合計

7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

(1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

少子高齢化社会が到来する中で、今後、我が国の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受するためには、個人金融資産の運用の多様化・効率化が図られ、経済社会全体への適切な資源配分が進められる必要があります。

また、個人投資家の金融・資本市場への参加拡大を通じて、内外の企業等に成長資金が適切に供給されることにより、我が国経済の持続的な成長の確保が図られることも期待されます。

(2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

株価等の大幅な変動等の影響もあり、個人金融資産に占める株式・投資信託の割合等が低下した一方、個人株主数や投資主体別で見た個人の株式保有比率等は増加するなどしており、金融・資本市場の公正性・透明性の確保などに向けた取組みは、個人投資家の金融・資本市場への参加拡大に一定の効果があつたものの、今後も、更なる取組みが必要と考えています。

(3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

個人投資家の参加拡大のために取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、事業費等の特段の予算支出を必要とするものではありません。なお、金融経済教育の充実に係る取組みに際しては、金融取引の基礎知識をまとめたパンフレット等の作成・配布や、国民が直接アクセスできるウェブサイトや媒体とした注意喚起等、多様な

手段を利用した情報提供により、国民に効率的に金融知識の普及を図ることができたと考えています。

## 8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

### (1) 今後の課題

#### ① 安心して投資できる環境の整備

金融商品取引法の施行状況等を注視し、必要に応じてルールの変更の周知・明確化等を図っていく必要があるとともに、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（21年6月17日成立、6月24日施行）の円滑かつ適切な施行に向けて、関係政令・内閣府令を整備する必要があります。

#### ② 「貯蓄から投資へ」の流れを促進するための税制面の環境整備

金融所得一体課税の中で取り組むこととされている少額の上場株式等投資のための非課税措置の創設など、個人投資家の裾野を広げるための、簡素で分かりやすく投資しやすい環境の整備に引き続き取り組んでいく必要があります。

#### ③ 金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度等の充実

金融ADR制度の創設に係る「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（21年6月17日成立、6月24日施行）の円滑な施行に向けて、関係政令・内閣府令を整備するとともに、指定紛争解決機関の設置を促すなど、利用者の信頼性・利用者利便の向上等に引き続き取り組んでいく必要があります。

#### ④ 金融経済教育の充実

ア. 金融経済教育の推進にあたっては、引き続き、金融広報中央委員会・文部科学省等の関係省庁や金融関係団体等との連携を図って、効率的に諸施策を横断的に進めていくことが重要です。また、活動に地域的な広がりをもたせるためにも、財務局・財務事務所を通じた金融経済教育の充実に努める必要があります。

イ. 学校教育において金融経済教育を充実・強化するためには、消費者問題等に対応して作成した教材の一層の普及に努める必要があります。例えば、ウェブサイトのコンテンツの改善、新学習指導要領を踏まえた教材の改訂などコンテンツの充実を図るとともに、各教材の学校への配布を行っていく必要があります。

ウ. 一般社会人向けの金融経済教育を充実するためには、金融商品・サービスの多様化や、多重債務問題をはじめとする金融商品・サービスの利用者を取り巻く環境の変化に対応した教材の充実・普及に努める必要があります。例えば、金融トラブルの未然防止を目的とした映像教材など利用者の目線に立った分かりやすい教材を作成していく必要があります。

#### ⑤ E T F（上場投資信託）の多様化

E T Fについては、利用者利便の向上を図るため、引き続き、その多様化が進められる必要がありますが、その際には、利用者ニーズを踏まえつつ、適切な仕組みを確

保する必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容  
 予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 21年度予算額
金融税制調査等経費	②	予算 <継続>	8,063 千円
学校における金融知識等普及施策推進実施 経費（再掲※）	④	予算 <継続>	17,255 千円
一般社会人向けパンフレット等作成経費 （再掲※）	④	予算 <継続>	12,716 千円
金融経済教育を考えるシンポジウム関係経費 （再掲※）	④	予算 <継続>	2,971 千円
金融知識普及施策奨励経費（再掲※）	④	予算 <継続>	370 千円
金融税制関係業務（税制改正要望等）の充実・ 強化に向けた体制整備	②	機構・定員	
金融ADR推進のための体制整備	③	機構・定員	

※ 施策Ⅱ-1-(2)「利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実」における  
 予算要求の再掲です。

**9. 学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議

**10. 注記（評価に使用した資料等）**

- ・ 日本銀行「資金循環統計」
- ・ 全国証券取引所「株式分布状況調査」
- ・ 投資信託協会「契約型公募投資信託の資産増減状況」
- ・ 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」 等

**11. 担当課室名**

総務企画局市場課、総務企画局企画課、総務企画局政策課、監督局証券課、証券取引等  
 監視委員会事務局

## 施策Ⅲ－２－（１）

### 金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計

#### 1. 達成目標等

達成目標	内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促すこと
目標設定の考え方及びその根拠	<p>内外の利用者のニーズに的確に応え、多様で質の高い金融サービスの提供を可能とするため、時代のニーズにマッチした制度的枠組みを整備する。また、金融グループ自らの創意工夫により、顧客に対しより質の高いサービスを提供する環境を整備する。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日）</li> <li>・経済財政改革の基本方針 2007（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）</li> <li>・経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会「グローバル化改革専門調査会第 1 次報告ーグローバル化の活力を成長へー」（平成 19 年 5 月 8 日）</li> <li>・金融審議会金融分科会情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ「新しい電子的支払サービスの発展に向けた課題について」（座長メモ）（平成 18 年 4 月 26 日）</li> </ul>
測定指標 （目標値・達成時期）	—  （注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施します。
参考指標	・主な事務事業に掲げた制度の見直し等に係る進捗状況

#### 2. 平成 20 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①銀行・証券・保険間のファイアーウォール規制の見直し	<p>銀行・証券・保険間の役職員の兼職制限の撤廃や利益相反管理体制の整備の義務付け等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 20 年 6 月成立）」に関連する政令・内閣府令等の所要の制度整備に取り組む。</p> <p style="text-align: right;">〔R I A〕</p>
②銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大	<p>商品現物取引、排出量取引、投資助言業務等に係る銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 20 年 6 月成立）」に関連する政令・内閣府令等の所要の制度整備に取り組む。</p> <p style="text-align: right;">〔R I A〕</p>
③協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）の業務及び組織のあり方についての検討	<p>今日における環境の中で、我が国金融システムにおいて協同組織金融機関が今後果たすべき役割、それに相応しい業務及び組織のあり方について、総合的な視点から見直しを検討する。</p>

### 3. 評価結果

#### (1) 20年度の達成度

A

##### 【達成度の判断理由】

平成20年6月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行、「資金決済に関する法律」による資金移動業の創設のほか、「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」において「中間論点整理報告書」<sup>※1</sup>の取りまとめが行われるなど、制度の見直しの取組みが着実に進捗していることからAと評価しました。

#### (2) 端的な結論（中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針）

施策の達成に向けて成果が上がっており、今後も金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計を進めていく必要があります。

### 4. 施策の趣旨・概要

金融サービスの多様化、高度化や金融機関のグループ化が進展する中、金融機関が自ら創意工夫を凝らしながら、金融機関又はグループ全体として顧客に対しより質の高いサービスを提供することが求められています。このため、金融機関の経営の健全性の確保、金融仲介機能の適切な発揮、利用者保護の充実といった観点に留意しつつ、新たな時代のニーズにマッチした制度的枠組みを検討・整備していく必要があります。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
経済財政改革の基本方針 2008	平成20年6月27日	第2章 成長力の強化 1. 経済成長戦略 II グローバル戦略 ⑤ 国際競争力ある成長分野の創出 金融・資本市場を強化し、世界の中での中核的な金融センターを目指す。
安心実現のための緊急総合対策	平成20年8月29日	第2章 具体的施策 7. 中小企業等活力向上対策 (1) 中小零細企業等への支援 〈具体的施策〉 ○ 資金繰り対策の拡充 ・ 中小・零細企業金融の円滑化（中小・零細企業の自己資本充実策や事業再生の支援）

<sup>※1</sup> [http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20090629-1/01.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20090629-1/01.pdf)

## 5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

## 6. 平成20年度主な事務事業の取組内容と評価

### (1) 銀行・証券・保険間のファイアーウォール規制の見直し

#### ①取組内容

利益相反による弊害や銀行等の優越的地位の濫用の防止の実効性を確保するとともに、金融グループにおける業務の相互補完や効率化によるシナジーの発揮を通じて、顧客利便の向上や金融グループの統合的内部管理の要請に応える観点から、銀行・証券・保険間のファイアーウォール規制の見直しを行いました。

具体的には、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が20年6月に成立・公布されたことを受けて、

- ・法人顧客情報の共有について、顧客の事前同意を不要とし、不同意の場合に共有を制限すること（オプトアウト）
- ・内部管理目的での顧客情報の共有について、当局の事前承認を不要とすること
- ・構築すべき利益相反管理体制の具体的内容

等を内容とする関係政令・内閣府令が21年1月に公布され、21年6月から施行されました。

#### ②評価

20年6月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が21年6月に施行されたことを受けて、今後は、各金融機関・グループが、それぞれの状況に応じた自主的な規律付けに基づき、実効的な利益相反管理を図りつつ、顧客に対して総合的で質の高いサービスを提供していくことが期待されます。

### (2) 銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大

#### ①取組内容

金融サービスの多様化、高度化、国際化の一層の進展を踏まえ、銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方について見直しを行い、20年6月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に係る関係政令・内閣府令を20年12月に施行し、

- ・リスク管理等に優れた銀行グループの銀行兄弟会社に対する商品現物取引等の業務を解禁する枠組み（認可制）の導入
- ・銀行等・保険会社本体の投資助言業務、排出量取引の解禁
- ・銀行等・保険会社グループの議決権保有制限の例外措置の拡充
- ・銀行等による外国銀行の業務の代理・媒介制度の導入

等の措置を講じました。

#### ②評価

20年6月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が12月施行され、銀行グループによる事業再生の局面等における総合的なファイナンス、銀行・保険会

社の子会社・兄弟会社によるイスラム金融の取扱い、銀行・保険会社本体による排出量の取得・譲渡等の取引など、金融機関の業務の拡大が期待されます。(既に、一部の金融機関において排出権に係る売買業務等が開始されています。)

### (3) 協同組織金融機関(信用金庫・信用組合)の業務及び組織のあり方についての検討

#### ①取組内容

「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」において、基本的な制度論と実際に対応が求められている諸課題への取組みとの双方の面から幅広い検討がなされ、21年6月29日には協同組織金融機関が、その本来的な役割である中小企業及び個人への金融仲介機能等を果たしていくために必要な主要論点について整理を行った「中間論点整理報告」がとりまとめられました。

#### ②評価

中間論点整理報告書の取りまとめにより、我が国金融システムにおいて協同組織金融機関が今後果たすべき役割、その役割の一層の発揮を促すための方策や制度・環境整備のあり方等に係る検討が進捗したものと考えています。

### (4) 決済に関する新しいサービスの制度的枠組みの創設

#### ①取組内容

金融審議会第二部会報告書「資金決済に関する制度整備について－イノベーションの促進と利用者保護－」を踏まえ、社会的なインフラである資金決済に関するサービスについて、信頼と活力のある金融・資本市場を構築するため、利用者保護の充実、利用者利便の向上、サービスの適切な実施の確保といった観点から必要な制度整備を行うため、従来銀行等のみに認められていた為替取引を、登録制の下、銀行等以外の者でも行えるようにする措置(資金移動業の創設)を盛り込んだ「資金決済に関する法律案」を、21年3月6日に国会に提出し、6月17日に同法案が成立しました。

#### ②評価

近年の情報通信技術の革新やインターネットの普及等により、決済を巡る環境が大きく変化している中で、こうした環境変化に対応するため、決済に関する新しいサービスについて、イノベーションの促進と利用者保護を図るため、制度整備を行う必要があります。今回の資金決済に関する制度整備(資金移動業の創設)は、決済に関する新たなサービスの提供を可能とするものであり、金融サービス業の活力・競争の促進に資するものと考えております。

### (5) 改正金融機能強化法の迅速な施行及び銀行等保有株式取得機構の活用

#### ①取組内容

##### (ア) 改正金融機能強化法の迅速な施行

国の資本参加を通じて金融機関の金融仲介機能を強化する「金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措

置法の一部を改正する法律」を施行しました。

また、20年中に全国各地で金融機関向けの説明会を開催し、本制度の周知・徹底を図るとともに、関係団体等に対し、その活用の検討について、積極的な呼びかけを行い、3件の申請が行われました。

#### (イ) 銀行等保有株式取得機構の活用

銀行等保有株式取得機構の株式買取りの再開及び事業法人からの買取りの柔軟化等を盛り込んだ「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律」(議員立法)の成立(21年3月4日)を受け、関係政省令を施行し、株式の買取りが行われています。

更に、銀行等保有株式取得機構の買取対象をこれらの有価証券に拡大することを内容とする「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律」(議員立法)の成立(21年6月26日)を受け、関係政省令をすみやかに整備し、7月6日から施行されました。

## ②評価

これらの金融機能強化法の強化・活用及び銀行等保有株式取得機構の活用・機能強化は、銀行等への国の資本参加による貸出余力の向上や銀行等による株式の円滑な処分を通じた健全性強化を可能とするものであり、金融機関の活力の強化に資するものと考えます。

## 7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

### (1) 必要性(国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か)

少子高齢化社会が到来する中で、経済の持続的成長を確保し、国民の資産形成に資するため、我が国の金融サービス業が内外・利用者のニーズに適確に応え、多様で質の高いサービスを提供することが可能となるような制度的枠組みの整備を進める必要があります。

### (2) 有効性(業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか)

20年6月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が円滑に施行され、制度整備が着実に実施されたことを受け、今後、金融グループによる顧客への総合的サービスの提供がなされることが期待されます。また、銀行等・保険会社グループによる事業再生の局面にある企業に対する総合的なファイナンス、銀行等・保険会社本体による排出量取引等により顧客に対する質の高いサービスが提供されることが今後期待されます。

また、資金移動業の創設により、決済に関する新たなサービスの提供が期待されます。

さらに、「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」における「中間論点整理報告書」の取りまとめにより、我が国金融システムにおいて協同組織金融機関が今後果たすべき役割、その役割の一層の発揮を促すための方策や制度・環境整備のあり方等に係る検討が進捗したものと考えます。

### (3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促すために取り組む事務事業の多くは制度的枠組みの整備等であり、特段の予算支出を必要とするものではありません。

なお、実際の制度整備にあたっては、例えば、利益相反体制の整備状況について、当局による実効的・効率的なモニタリングを可能とする観点から、各金融機関に対して利益相反管理方針の策定・その概要の公表を求めるなど、効率性の観点も踏まえた措置を講じています。

## 8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

### (1) 今後の課題

協同組織金融機関の業務及び組織のあり方については、今後協同組織金融機関において自主的に取り組むことが望ましい事項も多く盛り込まれており、その自主的な取り組み状況等について、フォローアップしていく必要があります。また、資金決済に関する法律の円滑な施行に向けて、政令・内閣府令等の整備に取り組む必要があります。

この他、金融サービス業の活力や競争を促す制度設計の検討を引き続き行っていく必要があります。

### (2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

#### 予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する事務事業	要求種別	(参考) 21年度予算額
信用法制の整備に係る体制整備	②、③	機構・定員	
信用法制に関する法令解釈等に係る体制整備	②、③	機構・定員	
保険制度の企画立案等に係る体制整備	②	機構・定員	

## 9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 10. 注記（評価に使用した資料等）

- 「中間論点整理報告書」（平成21年6月29日公表、[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20090629-1/01.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20090629-1/01.pdf)）

## 11. 担当課室名

総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、総務企画局政策課

## 施策Ⅲ－２－（２）

### 地域密着型金融の推進及び中小企業金融の円滑化

#### 1. 達成目標等

達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域密着型金融の推進が図られること</li> <li>②中小企業金融の円滑化が図られること</li> </ul>
目標設定の考え方及びその根拠	<p>中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。</p> <p>また、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進等により、中小企業への資金供給を円滑化する必要がある。</p> <p>【根拠】経済財政改革の基本方針 2007（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等</p>
測定指標 （目標値・達成時期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域密着型金融の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小・地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価（肯定的評価が過半数以上・20 年度末）</li> <li>※金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査</li> </ul> </li> <li>②中小企業金融の円滑化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報の受付状況＜内容・件数＞</li> <li>（注）上記測定指標の目標値・達成時期は、事務事業の性格上、設定していません。</li> <li>・ 中小企業に対する貸出態度判断 D. 1.（0 以上・21 年 6 月）</li> <li>※日本銀行「全国企業短期経済観測調査」</li> </ul> </li> </ul>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小・地域金融機関における地域密着型金融の取組み内容</li> <li>・ 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績（金額）</li> <li>・ 中小企業向け貸出残高の対前年同月比</li> <li>・ 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の中小企業向け説明会の開催実績</li> <li>・ 金融検査指摘事例集の公表実績</li> </ul>

#### 2. 平成 20 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①地域密着型金融の推進	<p>19 年 8 月に改正した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等に基づき、各金融機関の自主性をより重視しつつ、引き続き地域密着型金融の推進を図る。</p> <p>金融機関に共通して取組みを求める以下の 3 項目については、金融機関に年 1 回程度定期的な公表、報告を求め、当局からも実績を公表する。</p>

	<p>(1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化</p> <p>(2) 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底</p> <p>(3) 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献</p> <p>また、地域密着型金融への取組み方針や取組み状況等について定期的なヒアリングを実施すること等によりフォローアップを行うほか、優秀な事例については顕彰を実施する。</p>
②中小企業金融の円滑化	<p>不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進や中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化に努めること等について、金融機関等との意見交換会等において要請する。</p> <p>また、地域密着型金融の枠組みの中においても、取引先の事業価値を見極める融資手法をはじめ、中小企業に適した資金供給手法の徹底についてフォローアップを行う。</p>
③金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の周知	<p>金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を借り手である中小企業に対して周知するため、わかりやすいパンフレット（『知ってナットク！中小企業の資金調達に役立つ金融検査の知識』）を用いた中小企業向け説明会を、全国で開催する。</p>
④地域の中小企業の事業再生支援	<p>金融検査指摘事例集等の作成・公表をはじめ、金融機関による企業の事業再生の取組みについて、検査・監督で積極的な評価・周知を図る。</p>

### 3. 評価結果

#### (1) 20年度の達成度

A

#### 【達成度の判断理由】

米国のサブプライム・ローン問題を契機としたグローバルな金融市場の混乱は、特に2008年秋のリーマン・ブラザーズの破綻等の発生以降、世界的に深刻な金融・経済危機に発展し、我が国の景気は急速に悪化しました。これに伴い、中小企業の業況や資金繰りも厳しい状況となりました。このような中で、関係機関とも連携し、中小企業金融のきめ細かな実態把握に努めつつ、金融機関による円滑な金融仲介機能の発揮促進に向けて、従来の取組みを大幅に拡充し、様々な施策を積極的に実施しています。中小企業の資金繰りは引き続き厳しい状況にあるものの、施策の測定指標には、足元では一部に改善の動きも見られるところです。

一方、地域密着型金融の推進をみると、引き続き多様な取組みが実施されており、

取組み全体についての利用者からの積極的な評価が引き続き5割程度となっています。

こうしたことから、全体ではAと評価しました。

## (2) 端的な結論（中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針）

施策の達成に向けて成果が上がっており、今後も一層の取組みを進めていく必要があります。

### 4. 施策の趣旨・概要

民間金融機関は、借手企業の経営実態や特性に応じたリスクテイクとリスク管理をきめ細かく行い、中小企業等に対する円滑な資金供給の確保と自らの財務の健全性が好循環をもって実現していく状況を目指していくことが重要です。

そのため、中小企業金融のきめ細かな実態把握に努めながら、金融機関による円滑な金融仲介機能の発揮促進に向けて、様々な施策に取組み、中小企業金融をはじめとする企業金融の円滑化を図ることとしています。

また、地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要があります。このため、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）に基づき地域密着型金融の推進を図ることとしています。

#### 【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
経済財政改革の基本方針 2007	平成19年6月19日	第2章成長力の強化 1. 成長力加速プログラム II サービス革新戦略 (2) 地域経済の成長力向上 ②地域金融機関の収益基盤強化 金融庁は、地域密着型金融の一層の推進に向けた取組を平成19年度に監督指針に盛り込むとともに、地域金融機関における自らの収益基盤強化のための新たなプランや目標の設定を推進する。また、金融機関の取組の効果を総合的に把握して、年1回実績を公表する。
安心実現のための緊急総合対策	平成20年8月29日	第2章 具体的施策 (第3の目標) 新価格体系への移行と成長力強化 7. 中小企業等活力向上対策 ◇急激な資源高に苦しむ中小・零細企業等を支援するため、ワンストップ支援拠点として整備した地域力連携拠点の活用を図りつつ、資金繰り対策の拡充や下請法・独禁法の運用強化、下請保護の情報ネットワークの構築等

		<p>取り組む。また、燃料負担が大きい業種の支援に取り組む。</p> <p>&lt;具体的施策&gt;</p> <p>○資金繰り対策の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小・零細企業金融の円滑化（中小・零細企業金融のきめ細かい実態把握と監視の強化、金融機関への要請、中小・零細企業の自己資本充実策や事業再生の支援、金融仲介機能の発揮促進に向けた検査対応の一層の改善等）</li> </ul>
生活対策	平成 20 年 10 月 30 日	<p>第 2 章 具体的施策</p> <p>5. 中小・小規模企業等支援対策</p> <p>◇中小・小規模企業等の資金繰り対策のため、セーフティネットとしての貸付・保証枠について、先般措置した 9 兆円の事業の早期実施を図るとともに、30 兆円規模に拡大する等の措置をとり、加えて、民間金融機関による資金供給の円滑化等に努める。</p> <p>&lt;具体的施策&gt;</p> <p>○「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」の活用・改善</p> <p>○民間金融機関による金融仲介機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間金融機関による資金供給の実態把握と円滑化の要請</li> <li>・中小・小規模企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置と金融検査における徹底</li> </ul>
生活防衛のための緊急対策	平成 20 年 12 月 19 日	<p>2. 資金繰り対策</p> <p><b>6. 金融市場・資金繰り対策</b></p> <p>◇金融機関が安心して地域経済や中小企業に対して資金供給できる環境を整備するとともに、一時的に資金繰りが悪化している中堅・大企業や金融環境が悪化している住宅・不動産市場に対して必要な措置を講じることなどにより、金融市場の安定化・資金繰りの円滑化を図る。</p> <p>&lt;具体的施策&gt;</p> <p>○改正された「<u>金融機能の強化のための特別措置に関する法律</u>」に基づく<u>国の資本参加枠の拡大</u>（2次補正 10 兆円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融市場の異常かつ急激な変動が生じた場合でも、金融機関の財務基盤の安定を確保し、円滑な金融機能が発揮されるよう、国の資本参加枠を現行の 2 兆円から 12 兆円に拡大</li> </ul> <p>○<u>金融機関への要請</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関に対し、資金需要が高まる年末・年度末の企業金融に対する特段の配慮を要請</li> </ul>

経済危機対策	平成 21 年 4 月 10 日	第 2 章 具体的施策 I. 緊急的な対策—「底割れ」の回避 <b>2. 金融対策</b> ◇円滑な金融仲介機能の発揮を促すと とに、企業の資金繰り円滑化等、金融 面での万全の措置を講じる。 ＜具体的施策＞ ○円滑な金融仲介機能の発揮促進等（金 融滑化のための特別ヒアリング・集中 検査、金融機能強化法の活用促進等）
--------	------------------	---

## 5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

米国のサブプライム・ローン問題を契機としたグローバルな金融市場の混乱は、特に 2008 年秋のリーマン・ブラザーズの破綻等の発生以降、世界的に深刻な金融・経済危機に発展し、我が国の景気も急速に悪化しました。これに伴い、中小企業の業況や資金繰りも大変厳しい状況になりました。

### 【GDP 成長率（四半期、実質、季節調整済前期比、年率換算）の推移】

（単位：％）

19/4-6	19/7-9	19/10-12	20/1-3	20/4-6	20/7-9	20/10-12	21/1-3
▲0.1	0.6	2.6	1.5	▲2.2	▲2.9	▲13.5	▲14.2

### 【日銀短観 中小企業の業況・資金繰り判断 D. I. の推移】

	19/9	19/12	20/3	20/6	20/9	20/12	21/3	21/6
業況判断 D. I.	▲5	▲7	▲11	▲16	▲21	▲28	▲47	▲49
資金繰り判断 D. I.	▲1	▲3	▲7	▲8	▲11	▲15	▲23	▲20

## 6. 平成 20 年度主な事務事業の取組内容と評価

### （1）中小企業金融の円滑化

#### ①取組内容

ア. 「中小企業金融の円滑化に向けた今後の対応について」の公表

平成 20 年 9 月 2 日、中小企業金融の円滑化に向けた基本的考え方と今後の対応方針を取りまとめ、公表しました。具体的には、民間金融機関が借手企業の経営実態や特性に応じたリスクテイクとリスク管理をきめ細かく行い、中小企業に対する円滑な資金供給の確保と自らの財務の健全性の維持とが、好循環をもって実現していく状況をめざしていくことが重要であるとの基本的考え方を明確にしました。その上で、具体的取組みとして、①きめ細かな実態把握と中小企業金融の円滑化に向けた監視の強化、②金融機関等への働きかけ、③実態を踏まえた適切な検査・監督行政の推進を行っていくこととしました。

イ. 中小企業金融等のきめ細かな実態把握

i) 中小企業者等へのヒアリング・アンケート調査

20年8月には、全国11の全ての財務局等管内の15道府県に金融庁幹部職員を派遣し、中小・零細企業及び団体51社・団体等から中小企業の業況・資金繰り、金融機関の融資姿勢等についてヒアリング調査を実施しました。

また、20年5月、8月、11月、21年2月及び5月には、全国の財務局等を通じて、各都道府県の商工会議所等を対象に、中小企業の業況や資金繰り等に関するアンケート調査を実施しました。

ii) 中小企業庁と合同の全国の中小企業者との意見交換会

中小企業の業況や資金繰りの状況等をきめ細かく把握し、行政対応に活用すること等を目的として、20年10月から、中小企業庁と合同で、全国各地で中小企業者との中小企業金融に関する意見交換会を開催しました。(21年2月までに全国153箇所です約1,000社の中小企業者との意見交換を実施し、結果を公表しました。その後も継続中です。)

iii) 金融円滑化「大臣目安箱」の開設等

20年10月、金融庁・財務省は、中小企業金融の円滑化に向けた監視を強化するため、「貸し渋り・貸し剥がし」等の金融機関の融資に関する大臣直通の情報受付窓口として金融円滑化「大臣目安箱」を開設しました。大臣目安箱で受け付けた情報は、そのまま大臣に届けられています。同時に、金融サービス利用者相談室及び「金融円滑化ホットライン」で受け付けた情報と同様に、具体的な情報を金融機関側に開示しても構わない場合は、当該金融機関に伝達し、内部チェックを要請しているほか、金融機関に対する検査・監督に活用しています。

ウ. 金融機関への要請

i) 金融担当大臣から金融機関トップへの直接の要請

金融担当大臣と金融機関トップとの意見交換の機会等に、金融機関に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るという金融機関本来の使命を十分に発揮していくよう要請しました。具体的には、20年10月15日、12月3日、12月17日及び21年2月24日に、全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表を招き、金融担当大臣、経済産業大臣等から要請するとともに、融資動向等についての意見交換を行いました。

ii) 文書による要請

中小企業庁と連携し、金融関係団体に対し、20年9月2日、12月3日、21年2月25日に、借手企業の経営実態や特性に応じたリスクテイクとリスク管理をきめ細かく行い、中小企業等に対する円滑な資金供給の確保に努めるよう要請する文書を発出しました。また、緊急保証制度の開始及びその後の制度拡充に合わせ、20年10月29日、21年1月29日及び6月8日にも、文書を発出しました。

iii) その他

各地域において、20年11月から3月にかけて、金融関係団体、中小企業団体、政府系金融機関等の参加する「地域融資動向に関する情報交換会」を財務局、経済

産業局、都道府県で共催しました。

## エ. 制度面の取組み

### i) 改正金融機能強化法の迅速な施行

国の資本参加を通じて、金融機関の金融仲介機能を強化することにより、厳しい状況に直面する地域経済、中小企業を支援することを目的とする「金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が第170回国会に提出され、20年12月12日には可決・成立しました。その後、関係する政令・内閣府令・監督指針の整備を迅速に行い、12月17日にこれらの法令を施行しました。

また、20年中に全国各地で金融機関向けの説明会を開催し、本制度の周知・徹底を図るとともに、その活用の検討について、積極的な呼びかけを行いました。

### ii) 中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置

金融機関が既存の融資について、より柔軟に貸出条件の緩和に応じることは、借手企業の資金繰り更には経営の改善を図り、その結果として金融機関が抱える信用リスクの軽減にも資するものです。そこで条件変更を行っても貸出条件緩和債権に該当しない取扱いを拡充するため、20年11月7日、監督指針及び金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を改定しました。

その後、21年2月20日及び6月5日に、金融機関による「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」に基づく貸出条件緩和の状況について、調査結果を公表しました。

### iii) 銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化等

世界的な金融市場の混乱を受けた異例の状況の下、自己資本比率の急激な変動によって銀行等の預貯金取扱金融機関の金融仲介機能を低下させないための監督上の時限措置として、20年11月7日、銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化措置を公表しました。(24年3月末までの特例措置)

また、20年12月12日には、自己資本比率規制を一部改正し、リスク・ウェイトが軽減される「同一の債務者への与信額が1億円以下」の中小企業向け与信について、これまで信用保証協会保証が付いたものも与信額に含めていたところ、これを別枠化することで、中小企業融資の円滑化に資するような枠組みとしました。

## オ. 「金融円滑化のための新たな対応について」の公表

21年3月10日、中小企業をはじめとする企業金融の更なる円滑化を図るため、「金融円滑化のための新たな対応について」を公表し、以下の施策を講じることとしました。

### i) 金融円滑化のための特別ヒアリング、集中検査の実施

21年2月中旬から、主要行をはじめ原則全ての銀行及び信金・信組に対し、年度末に向けた金融円滑化への取組み状況等について詳細なヒアリングを実施しました。その結果等を踏まえ、21年4月～6月にかけて集中検査を実施し、金融機関が期待される金融仲介機能を十分に発揮しているか、貸し渋り・貸し剥がしと受け取られ

かねない対応がなされていないか、を主要行に対して短期集中的に検証しました。

また、地域金融機関等に対しても、21年4月以降の通常検査の中で集中検査と同様の金融円滑化の検証項目について検証しました。

#### ii) 緊急保証に係るリスク・ウェイトの見直し

信用保証協会による緊急保証付き融資について、緊急保証制度の政策的役割や政府予算によりほぼ全額バックアップが講じられていることなどを踏まえ、自己資本比率規制上のリスク・ウェイトを10%から0%に引き下げ、具体的な取扱いに関する解釈集(Q&A)も併せて公表しました。

#### iii) コベナンツ対応の弾力化の促進

売上げの減少等により財務内容が悪化している企業等において、金融機関からの借入に係るコベナンツ(借手に対して一定の純資産の維持等を義務付ける条項)に抵触する事例が生じつつある状況を踏まえ、金融機関がコベナンツの変更・猶予を行っても、そのみで不良債権(貸出条件緩和債権)に該当しないことを「貸出条件緩和債権関係Q&A」において明確化するとともに、21年3月11日にはコベナンツを機械的・形式的に取り扱わないよう、金融機関に対して文書で要請しました。

#### iv) 市場型間接金融(シンジケート・ローン等)の積極的活用の要請

企業の資金繰りは厳しさを増し、20年末には社債・CP市場における調達環境(直接金融)が急激に悪化し、企業がその資金調達手段を銀行借入(間接金融)にシフトするといった動きが見られたことを踏まえ、リスク分散を図った形での資金供給を促進する観点から、21年3月11日に、シンジケート・ローン等の積極的活用を金融機関に対して文書で要請しました。

#### v) 金融機能強化法の活用促進

金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮を促すため、金融機能強化法について以下の環境整備を実施しました。

- ・ 公的資本の商品性について、金融仲介機能を平時に復するという制度の趣旨を踏まえ、配当利回り等は平時の水準に設定
- ・ 経営強化計画の「業務粗利益経費率(注)」については、計画終期の実績が計画始期の水準を上回った場合であっても、機械的に監督上の措置を講じることはない旨を、監督指針に明記
- ・ 金融機関に対し、トップヒアリング等の機会を通じて、金融機能強化法の活用の積極的な検討や、将来に備えた優先株式の発行に関する定款変更の検討を要請

(注) 業務粗利益経費率(OHR) = (経費 - 機械化関連費用) / 業務粗利益

## ②評価

### ア. 中小企業の業況・資金繰り等

中小企業に対する金融機関の貸出態度の指標である日銀短観の「(中小企業に対する)貸出態度判断D.I.」(D.I. = 「緩い」と回答した社数構成比 - 「厳しい」と回答した社数構成比)をみると、21年3月期が▲14、6月期が▲13となっています。【資料1-1】

また、当庁が実施している全国の商工会議所に対するアンケート調査では、中小企業の業況 D. I. は、2月調査の▲97から5月調査では▲93に、中小企業の資金繰り D. I. は、2月調査の▲88から5月調査では▲79になっており、依然として厳しい状況が続いているものの僅かに改善しています。【資料1-2】

更に、当庁の金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報及び金融円滑化ホットラインによる情報の受付件数は、20年第4四半期（10～12月期）には418件でしたが、21年第1四半期（1～3月期）には302件、21年第2四半期（4～6月期）には200件と減少しています。【資料1-3】

なお、最近の民間金融機関の融資動向は、日本銀行統計によれば、法人向け貸出残高は、21年6月が対前年同月比+2.6%となっており、うち中小企業向け貸出残高をみると対前年同月比▲1.2%となっています。【資料1-4】

#### イ. 中小企業に対する貸出条件緩和の実績等

主要行等、地域銀行及び信用金庫・信用組合全体による中小企業に対する貸出条件緩和の実績は、21年1～3月期において39,117件（18,366億円）となっており、6.

(1) ① I ii) の制度改正以前の20年7～9月期と比較すると、件数ベースで37.9%（金額ベースで52.5%）増加しています。

そのほか、各金融機関においては、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組みとして、動産・債権譲渡担保融資、ABL等を推進しています。【資料1-5】

#### ウ. まとめ

以上のとおり、中小企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いているものの、各種指標には、足元では一部に改善の動きも見られるところであり、政策の達成に向けて効果が上がっていると考えています。

#### 【資料1-1 日銀短観「(中小企業に対する)貸出態度判断D. I.」の推移】

(四半期ベース)

19/6	19/9	19/12	20/3	20/6	20/9	20/12	21/3	21/6
+9	+8	+7	+5	+2	▲3	▲9	▲14	▲13

(注) D. I. = 「緩い」と回答した社数構成比－「厳しい」と回答した社数構成比

#### 【資料1-2 「商工会議所に対するアンケート調査結果」の推移】

	20/5	20/8	20/11	21/2	21/5
中小企業の業況 D. I.	▲69	▲86	▲92	▲97	▲93
中小企業の資金繰り D. I.	▲55	▲76	▲82	▲88	▲79

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比－「悪い」と回答した先数構成比

(注2) 全国の財務局等において、各都道府県の商工会議所 47 先に対し聴き取り調査を実施。

【資料 1－3 金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報や金融円滑化ホットラインによる情報の受付状況】

区分	貸し渋り・貸し剥がしに関する情報		金融円滑化ホットライン情報		合計	
	20年	21年	20年	21年	20年	21年
第1四半期	31	160		142		302
第2四半期	44	120	79	80	123	200
第3四半期	103		139		242	
第4四半期	205		213		418	

(※1) 「貸し渋り・貸し剥がし」に関する情報については、当初、14年10月25日（各財務（支）局等は14年11月1日）に開設した「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」として受け付け、その後、17年7月19日に情報受付窓口を「金融サービス利用者相談室」に一元化している。

(※2) 「金融円滑化ホットライン」は、金融の円滑化に関し、中小企業など借り手の方々の声を聞く情報等の受付窓口として、20年4月30日に開設。

【資料 1－4 法人向け貸出残高（対前年同月比）】

	20/3	20/4	20/5	20/6	20/7	20/8	20/9	20/10
法人向け	+0.1	▲0.3	+1.0	+0.9	+1.0	+0.7	+0.2	+2.6
中小企業	▲1.9	▲1.9	▲0.2	▲1.8	▲1.3	▲1.3	▲2.7	▲0.7

	20/11	20/12	21/1	21/2	21/3	21/4	21/5	21/6
法人向け	+3.6	+3.6	+3.8	+3.7	+3.4	+3.1	+2.3	+2.6
中小企業	▲0.0	▲0.7	▲0.4	▲0.6	▲1.7	▲2.1	▲2.9	▲1.2

【資料 1－5 各金融機関の不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組み状況】

- ①主要行：主要 11 行において、財務制限条項を活用した融資実行額、動産・債権譲渡担保融資実行額が前年比増加。特に、売掛債権担保融資の実績が増加。

(単位：億円)

	貸出実行額		
	18年度中	19年度中	20年度中
動産・債権譲渡担保融資	7,685	5,959	6,546
うち動産担保融資	5,074	4,104	3,148
うち売掛債権担保融資	1,611	1,284	2,808
財務制限条項を活用した融資	161,675	161,106	189,594

②地域金融機関：不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資については、動産担保融資及び財務制限条項を活用した融資が増加。

(単位：億円)

	貸出実行額		
	18年度中	19年度中	20年度中
動産・債権譲渡担保融資	2,029	1,856	1,886
うち動産担保融資	131	358	585
財務制限条項を活用した融資	2,385	4,858	7,177

## (2) 地域密着型金融の推進

### ①取組内容

地域金融機関が行う地域密着型金融に関する取組み実績をとりまとめ、利用者等の評価に関するアンケート調査の結果とともに、21年7月に公表しました。

また、各金融機関の取組み方針や取組み状況等について、定期的なヒアリング（20年8～9月、12月、21年2～3月、6月）においてフォローアップを行いました。

さらに、特に先進的な取組みや広く実践されることが望ましい取組みについて、顕彰を実施するとともに、「地域密着型金融に関する取組み事例集」としてとりまとめ、21年3月に公表しました。

このほか、20年11月から21年3月にかけて、地域金融機関の取組みを地域関係者が議論・評価する会議（シンポジウム）を各地の財務局及び財務事務所で開催しました。

### ②評価

#### ア. 地域金融機関の取組み実績(20年度)

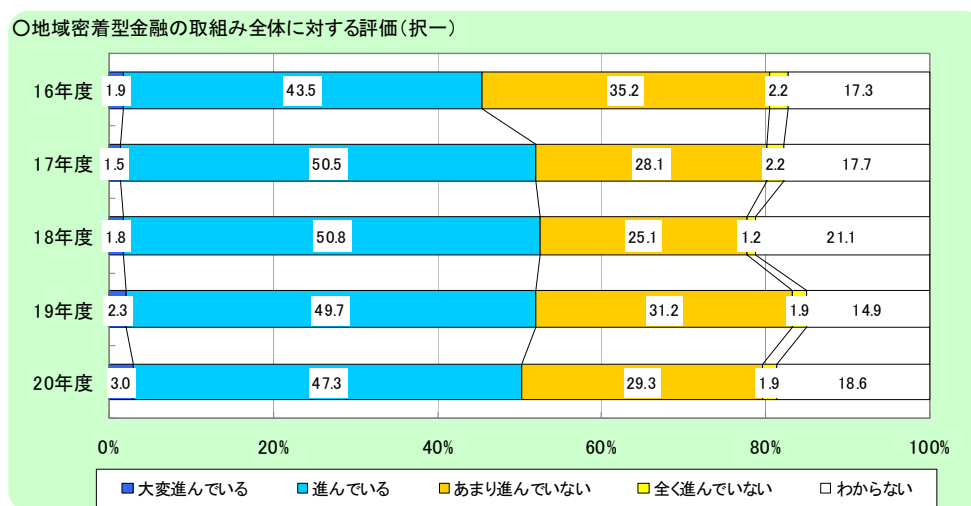
地域金融機関においては、経営改善支援、中小企業再生支援協議会の活用や金融機関独自の再生計画策定による事業再生支援、中小企業金融の円滑化に向けた担保・保証に過度に依存しない融資等の取組みなど様々な取組みが行われています。これらの取組み等をみると、地域密着型金融についてはこれまで総じて実績が上がってきていると考えております。また、金融機関からは、こうした取組みが自らの

財務の健全性や収益性の向上につながってきているとの声が多く聞かれました。

#### イ. 利用者における見方

利用者等の評価に関するアンケート調査の結果によると、地域密着型金融の取組み全体についての利用者からの積極的な評価が引き続き5割程度となっており、一定の評価ができるものと考えます。【資料2】

【資料2 利用者等の評価に関するアンケート調査結果の概要（20年度）】



### （3）金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の周知

#### ①取組内容

金融機関による中小企業への融資の判断・評価に際しては、中小企業の経営・財務面の特性等を十分に踏まえた適切な実態把握を行うことが重要です。金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕には、中小企業の実態を適切に把握するための具体的な着眼点、すなわち中小企業の特徴、経営状態や将来性を高く評価するための具体的なポイントが記載されています。その内容を知ることが、中小企業にとっては、金融機関と融資の交渉を行う、あるいは経営改善への支援を求めるといった際に役立つと考えます。こうしたことから、中小企業の経営者等に対し、同マニュアルの周知・広報を更に徹底するため、前年度に引き続き、同マニュアルの内容を分かりやすく記載したパンフレット（『知ってナットク！中小企業の資金調達に役立つ金融検査の知識』）を用いて、全国各地で説明会を実施しました。また、「同マニュアルの具体的な適用事例を数多く紹介してほしい」との要望が多数寄せられたことを受けて、『知ってナットク！中小企業の資金調達に役立つ金融検査の知識〔事例集〕』を作成し、上記説明会に用いています。

さらに、中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置についても、中小企業から金融機関への積極的な働きかけを促すため、分かりやすいリーフレットを作成し、全国の商工会議所・商工会等を通じて中小企業の経営者等に配布するとともに、上記説明会に用いています。

## ②評価

上記説明会は、今年度において、全国各地で435件開催し、24,403名の方が参加しました。金融機関のみならず、直接、借り手企業である中小企業の経営者等に対して、当局より金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕をわかりやすく記載したパンフレットを用いて説明会を開催したことは、中小企業金融の円滑化のために有益であったと考えています。

なお、説明会を主催した商工会議所等へヒアリングしたところ、参加者から「説明会が役に立った」との意見が大半を占めていることから、借り手である中小企業経営者等の理解の向上に役立ったものと考えています。

## (4) 地域の中小企業の事業再生支援

### ①取組内容

20年7月に、中小企業の事業再生や地域の活性化に繋がった好事例を盛り込んだ金融検査指摘事例集を作成するとともに、21年3月には、地域密着型金融に関する取組み事例集を作成し、これらについては、金融庁ウェブサイトでの公表や、業界団体との意見交換会等を通じて広く周知を図りました。また、平成20検査事務年度検査基本方針の検査重点事項に「円滑な中小企業・地域金融に向けた対応」を掲げ、検査において中小企業の事業再生等に向けた取組み実態を検証し、優れた取組みや創意工夫については、積極的に評価しました。

### ②評価

事例集に盛り込まれた好事例の公表及び周知は、金融機関が中小企業の事業再生等や地域密着型金融に取り組む際の参考になるものであり、また、中小企業の事業再生等に向けた取組みについて検証し、積極的に評価したことは、地域密着型金融の推進や中小企業金融の円滑化に向けて、一定の効果があったものと考えています。

## 7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

### (1) 必要性(国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か)

現下の経済情勢の下で、中小企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いています。このような中、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が引き続き重要となっており、中小企業等への円滑な金融に向けた取組みを継続していく必要があります。

また、地域経済の再生・活性化等のために、地域密着型金融の推進を図っていく必要があります。

### (2) 有効性(業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか)

中小企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いているものの、各種指標には足元では一部に改善の動きも見られるところであり、中小企業金融の円滑化に向けたこれまでの取組みは成果をあげていると考えています。

また、「金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査」によると、地域密着型金融の取組み全体についての利用者からの積極的な評価が引き続き5割程度と

なっており、地域密着型金融の推進を図るために有効なものとなっています。

### (3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

上記のとおり、関係省庁とも連携しつつ、金融庁・財務局のリソースを有効に活用して包括的な施策に取り組んでおり、効率的な施策展開が図られていると考えています。

## 8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

### (1) 今後の課題

現下の経済情勢の下で、中小企業の業況や資金繰りは厳しい状況が続いており、民間金融機関が借手企業の経営実態や特性に応じたリスクテイクとリスク管理をきめ細かく行い、中小企業に対する円滑な資金供給の確保と自らの財務の健全性の維持とが、好循環をもって実現していく状況をめざしていくことが重要であるとの基本的考え方に沿って、引き続き、きめ細かい実態把握に努めつつ、金融機関による円滑な金融仲介機能の発揮の促進に向けて取り組んでいく必要があります。

また、地域密着型金融の推進については、今後とも、監督指針に基づく恒久的な枠組みの中で、各地域金融機関の自主的な取組みを促し、当局としてもそれらの取組みについて定期的にフォローアップするなど、地域密着型金融を引き続き推進していく必要があります。

なお、地域密着型金融を一層推進していくにあたっては、具体的な取組みのノウハウ等を浸透・定着させていくことが重要であり、「地域密着型金融に関する会議」（シンポジウム）の開催による有識者等を交えた意見交換等は有効かつ必要であると考えています。

### (2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

#### 予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する事務事業	要求種別	(参考) 21年度予算額
関係機関等との連携強化に必要な経費	①②	予算 <継続>	1,519千円
中小企業向け金融円滑化のための検査体制の整備	②	機構・定員	
企業再生支援機構の監督体制の整備	①④	機構・定員	

## 9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 10. 注記（評価に使用した資料等）

・平成20年度における地域密着型金融の取組み状況について（21年7月8日公表）

<http://www.fsa.go.jp>

- ・ 日銀短観「(中小企業に対する) 貸出態度判断D. I.」(21年7月1日公表)  
<http://www.boj.or.jp/>
- ・ 日本銀行「貸出先別貸出金」(21年7月31日公表)  
<http://www.boj.or.jp/>
- ・ 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等(21年7月31日公表)

## 1 1. 担当課室名

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課バーゼルⅡ推進室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局政策課、総務企画局企画課、検査局総務課

### 施策Ⅲ－３－（１）

#### 金融行政の透明性・予測可能性の向上

##### 1. 達成目標等

達成目標	明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること
目標設定の考え方及びその根拠	我が国金融・資本市場の活性化や競争力の強化を図るために、金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）の取組みを進める必要がある。
測定指標 （目標値・達成時期）	・ベター・レギュレーションの進捗状況調査に係るアンケート結果 （前回調査結果より向上・20年度調査時点）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数及び回答件数</li> <li>・金融業界との意見交換会の開催実績</li> <li>・行政処分の実施状況＜内容・件数＞</li> <li>・監督指針等の改正実績及び検査マニュアルの改訂実績</li> <li>・金融庁ウェブサイトへのアクセス件数</li> <li>・金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数</li> <li>・和英両文による報道発表等件数</li> <li>・法令等遵守調査室に寄せられた情報のうち受付対象となった件数</li> <li>・法令等遵守調査室において調査に着手した件数</li> <li>・金融検査指摘事例集の公表実績</li> </ul>

##### 2. 平成20年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①ノーアクションレター制度等の適切な運用	ルールの解釈・適用に関する透明性・予見可能性を高めるため、ノーアクションレター制度等についてウェブサイト等を活用した周知を行い、同制度の利用を促進させるよう、適切な運用を図る。
②行政処分についての透明性の向上	<p>金融庁及び財務局等が行った法令違反等に対する不利益処分を、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を明示しつつ公表することにより、金融行政の透明性の確保を図るとともに、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生の抑制を図る。</p> <p>また、行政処分に対する金融庁の従来からの考え方を改めて示した「金融上の行政処分について」（19年3月公表）の業界への周知を引き続き図る。</p>

③金融行政に関する広報の充実 (再掲)	<p>様々な機会を捉え、新聞、雑誌、テレビ等の媒体を活用し、金融行政に関する広報を行う。</p> <p>金融庁ウェブサイトの内容・機能の充実等を図り、金融行政に関する基礎的資料や時々の金融行政の考え方に、利用者や海外の関係者が容易にアクセスできる環境の整備を図る。</p> <p>また、海外向け情報発信の充実・強化を図るため、記者会見・講演、重要な政策の説明をはじめ、主に外資系金融機関・海外に拠点を持つ金融機関に関する報道発表等について、和英両文による報道発表を推進するほか、海外プレス・ブリーフィングを実施する。</p>
④金融庁法令等遵守調査室の積極的活用	<p>信頼される金融行政の確立に資するよう、今後とも法令等遵守調査室を活用していく。</p>
⑤検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実	<p>金融機関のリスク管理態勢等の構築（貸出形態の複雑化や運用商品の多様化等を踏まえた態勢の整備）や実効性のある利用者保護の実現（説明責任の履行に向けた態勢の整備や相談・苦情等への対応）等に関する事例を盛り込んだ指摘事例集を作成・公表する。</p>
⑥プリンシプルの普及・啓発	<p>プリンシプルについての関係者との対話を行い、業界・各金融機関の自主的な取組みにつながるよう、普及・啓発に努める。</p> <p>また、プリンシプルに即した実効的な行政対応に努める。</p>

### 3. 評価結果

#### (1) 20年度の達成度

A

##### 【達成度の判断理由】

金融庁及び財務局等が行った行政処分を、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を明示しつつ公表することで、他の金融機関等における予測可能性が高まり、同様の事案の発生の抑制が図られたものと考えています。また、当庁の施策について、金融庁ウェブサイトを活用した情報発信をはじめ、様々な機会を捉え、新聞、雑誌、テレビ等の各種媒体の活用により広報展開を行いました。

こうした取組みの結果、平成21年6月に実施したベター・レギュレーションの進捗状況調査アンケートの結果によれば、金融庁ウェブサイトで公表している監督指針、行政処分事例集、検査指摘事例集、幹部講演等により、金融行政の考え方等に対する理解が進んだという評価が多数ありました。

また、検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実なども図られているため、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底が進捗していると考えられ、Aと

評価しました。

## (2) 端的な結論（中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針）

施策の達成に向けて成果が上がっており、今後も一層の取組みを進めていく必要があります。

### 4. 施策の趣旨・概要

金融庁では、19年夏以来、金融規制のさらなる質的向上を目指した取組、すなわち、ベター・レギュレーションへの取組みを進めています。ベター・レギュレーションでは、職員の心構えや今後の監督手法の進化の方向性として、①ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ、②優先課題の早期認識と効果的対応、③金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視、④行政対応の透明性・予測可能性の向上、という4つの柱を掲げています。

この4本柱の一つに位置付けている「行政対応の透明性・予測可能性の向上」は、金融機関における業務運営の安定性を確保する等の点で重要です。情報発信の強化などを通じて、行政対応について金融機関の側から見た予測可能性をさらに向上させることなどを目指します。

※ ベターレギュレーションにかかる取組みについては、「施策I-1-(2) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施」にも記載しています。

### 5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし

### 6. 平成20年度主な事務事業の取組内容と評価

#### (1) ノーアクションレター制度等の適切な運用

##### ①取組内容

ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すために金融庁ウェブサイト等を活用した周知を引き続き行うとともに、同制度の適切な運用を図っています。なお、20年度におけるノーアクションレター制度に関する回答実績は3件で、制度創設からの累計は34件に、また、一般法令照会制度に関する回答実績は1件で、制度創設からの累計は2件となりました。

また、法令等の改正の際は、パブリックコメント（意見公募手続）を活用し、広く照会を受け付け、これに回答しています。

##### ②評価

ノーアクションレター制度等については、その照会内容及び回答内容を公表するなど適切な運用をすることで、金融行政の透明性・予測可能性の向上につながったものと考えています。なお、21年6月に実施したベター・レギュレーションの進捗状況に係るアンケートでは、パブリックコメントについて、「行政対応の透明性向上に資するものと評価」、「各社が金融行政の方向性について理解を深めることに役立ってい

る」といった評価が得られました。

## (2) 行政処分についての透明性の向上

### ①取組内容

ア. 「金融上の行政処分について」の公表

20年4月の「金融サービス業におけるプリンシプル」(下記(6)参照)の公表を踏まえ、「金融上の行政処分について」を一部改訂し、各金融機関がプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮することを明確化しました。

イ. 不利益処分の公表

行政処分を行った場合には、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を含め、公表しています(財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのある場合を除く)。

また、法令違反等に対する業務改善命令等の不利益処分の実施状況を「行政処分事例集」として取りまとめ、公表・更新(四半期毎)しています。

なお、20年7月から21年6月の間に87件の行政処分を行い、そのうち、業務停止以上の件数は27件となっています。

### ②評価

「金融上の行政処分について」において、行政処分に対する金融庁の考え方を予め公表し、これに基づいた行政処分を実施していること、及び、金融庁及び財務局等が実施した法令違反等に対する不利益処分を公表することで、金融行政の透明性の確保が図られるとともに、他の金融機関等における予測可能性が高まり、同様の事案の発生の抑制が図られたものと考えています。

なお、21年6月に実施したベター・レギュレーションの進捗状況に係るアンケートでは、これらの取組みについて、「金融規制に対する金融機関の理解力が高まった」、「行政対応の透明性・予測可能性の向上に役立つ」といった評価が得られました。

## (3) 金融行政に関する広報の充実

### ①取組内容

当庁の施策(中小企業金融の円滑化、株券電子化、多重債務者対策等)について、政府広報のテレビ、ラジオ等の各種媒体の活用により広報展開を行いました。また、各種報道発表については、引き続き重要な案件等について、報道発表に併せて大臣による記者会見や担当者による記者説明を行い、その内容・趣旨等について正確な理解が得られるよう努めました。さらに、海外向け情報発信の充実・強化を図るため、重要な政策を中心に英文による報道発表を推進し、海外広報の充実に取り組みました。

日本語版金融庁ウェブサイトについては、大臣等幹部の活動記録を掲載した「談話等」・「講演」に係る内容を充実させたほか、金融サービスの利用者へ注意喚起を促

すページを新設するなどトップページのレイアウトの見直しを行い、金融行政に関する情報へのアクセスの改善を図りました。また、ウェブサイト上の月刊広報誌「アクセスFSA」の特集やお知らせコーナーを引き続き活用し、写真や図、表を用いた正確でわかりやすい情報発信に努めました。

さらに、21年6月には、英語版金融庁ウェブサイトについてトップページを中心により分かりやすく体系的に整理したほか、21年4月に、英語版公認会計士・監査審査会ウェブサイトについて新着情報メール配信サービスを開始するなど、ウェブサイト利用者への更なる利便性の向上を図りました。

## ②評価

金融行政にかかる広報については、和英両文による報道発表の推進やウェブサイト掲載情報へのアクセスの改善を図ったことなどにより、19年度には減少していた金融庁ウェブサイトへのアクセス件数に増加が見られるなど、利用者や海外の関係者が容易にアクセスできる環境の整備が一定の効果をあげたものと考えています。

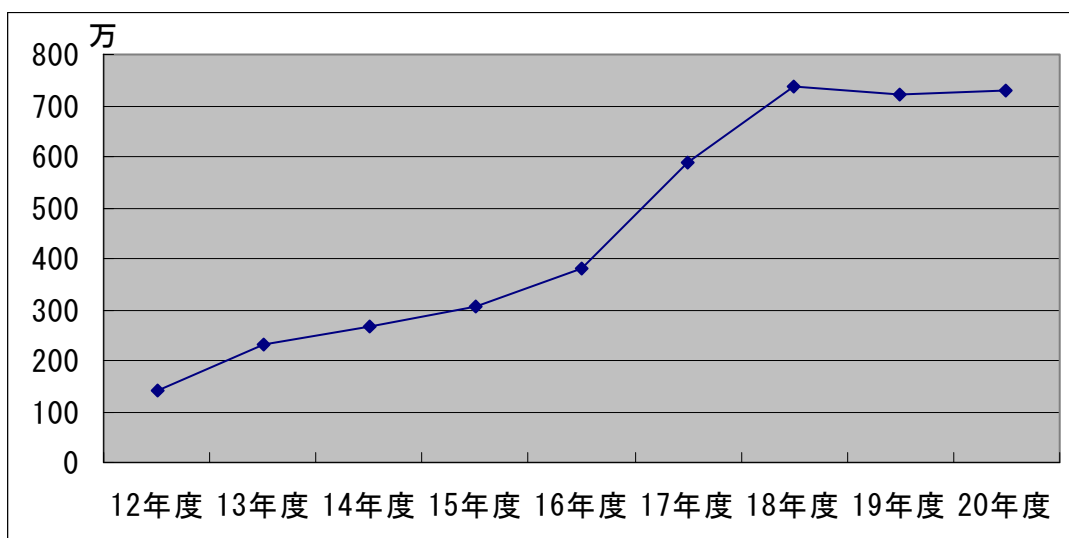
また、ベター・レギュレーションの進捗状況に係るアンケート結果についてみると、「英文による報道発表が格段に拡充している」、「ウェブサイト上の幹部による講演等の情報は、当局の新規施策等の理解を深める上で役立っている」など、情報発信の充実・強化に対する取組みを評価した意見が寄せられました。

### ア. 金融庁ウェブサイトへのアクセスの状況

金融庁ウェブサイトのトップページにおけるアクセス件数についてみると、20年度は7,290,934件で、19年度7,197,689件に比較して増加しています。

【資料1 金融庁ウェブサイトへのアクセス件数】

(単位：件)



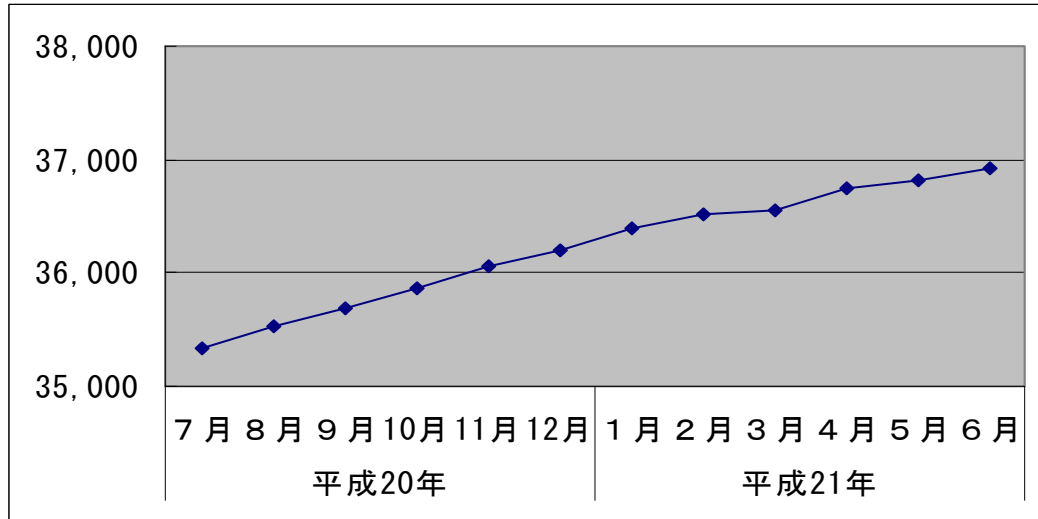
### イ. 金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービスの登録状況

予めメールアドレスを登録すると、日々発表される新着情報が電子メールで案内

される「新着情報メール配信サービス」を提供しています。その登録者数は21年6月末時点で3万6千件を超えています。

【資料2 金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数】

(単位：件)



ウ. 和英両文による報道発表等の状況

金融庁ウェブサイトにおける和英両文による報道発表件数についてみると、20年度は60件で、19年度42件、18年度23件と比較して増加しています。

(4) 金融庁法令等遵守調査室の積極的活用

①取組内容

金融庁（職員を含む。）の法令等遵守に万全を期す観点から、法律の専門家による独立した調査を実施するため、法令等遵守調査室（以下、調査室という。）及びその窓口を設置し、15年6月から郵便、ファックス、ウェブサイトの方法により情報を受け付けています。

なお、20年度に調査室に寄せられた情報のうち、金融庁（職員を含む。）の法令等遵守に疑義が生じ、調査対象となったものではありませんでした。

②評価

金融庁（職員を含む。）の法令等遵守の疑義に関し、広く外部から情報提供を求めするため、調査室の設置について金融庁ウェブサイトに掲載して情報を受け付けるとともに、調査室において寄せられた全ての情報について調査対象に該当するか否かを検討しております。また、受付対象外となった情報の多くは金融機関との個別のトラブルや相談等であり、これらの情報についても関係部署に回付するなど適切に対応しています。

以上の取組みから調査室の取組みは金融行政の透明性向上に資するものであると考えています。

【資料3 法令等遵守調査室に寄せられた件数】

期間	総件数	うち受付対象	
		うち受付対象	うち受付対象外
15. 6. 13～17. 3. 31	702 件	1 件	701 件
17. 4. 1～18. 3. 31	100 件	0 件	100 件
18. 4. 1～19. 3. 31	315 件	0 件	315 件
19. 4. 1～20. 3. 31	319 件	1 件	318 件
20. 4. 1～21. 3. 31	366 件	0 件	366 件
計	1,802 件	2 件	1,800 件

## (5) 検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実

### ①取組内容

20年7月に、内容を更に充実させた金融検査指摘事例集を作成・公表しました。具体的には、紹介事例数を406事例（評定事例65事例、指摘事例341事例）とし、前回の315事例（評定事例35事例、指摘事例280事例）から大幅に増加させるとともに、金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けたインセンティブ付けの観点から、金融検査評定の結果から新たに「A評定」の事例を紹介したほか、前向きに評価できる事例を盛り込むなどの充実を図りました。

### ②評価

上記のように内容を充実させた金融検査指摘事例集の公表により、検査結果に関する情報が金融機関に還元されたことで、金融行政の透明性・予測可能性が向上したものと考えています。

また、ベター・レギュレーションの進捗状況に係るアンケート結果において、「A評定事例の公表は経営改善に向けたインセンティブを高める施策と高く評価している」といった意見や「指摘事例を利用してセルフアセスメントを実施し、チェックを行うことで、態勢の強化を図っている」といった意見が見受けられたことから、指摘事例集の公表は、金融行政の透明性・予測可能性の向上にあたり有益であったと考えています。

## (6) プリンシプルの普及・啓発

### ①取組内容

ベター・レギュレーションの大きな柱の1つである「ルールベースの監督とプリンシプルベースの監督の最適な組合せ」におけるプリンシプルベースの監督の機軸となる主要なプリンシプルについて、金融庁と関係する金融サービス提供者との間で共有し、20年4月に「金融サービス業におけるプリンシプルについて」を公表しました。

プリンシプルの共有、公表を受けて、監督方針にプリンシプルを日々の行政対応に活用する旨を明記したほか、プリンシプルを踏まえ、金融機関の自主的な経営改善につながることを重視した監督に努めるなど、プリンシプルの浸透・普及に努めています。

す。

## ②評価

「金融サービス業におけるプリンシプル」を踏まえた検査・監督に努めることで、プリンシプルの普及・啓発が図られるとともに、行政の透明性・予測可能性の向上につながったものと考えています。

また、金融機関においても、「金融サービス業におけるプリンシプル」を踏まえた体制整備が進められています。

なお、21年6月に実施したベター・レギュレーションの進捗状況に係るアンケートでは、「金融サービス業におけるプリンシプル」の普及・啓発について、「金融機関と検査員の双方において認識の共有化が進んでいると評価できる」、「実務者レベルで対話が充実してきており、プリンシプルの浸透が図られてきている」といった評価が得られました。

## 7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

### (1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

国内のみならず対外的に我が国の金融関連法令等や金融庁の施策、さらには金融関連情報等を積極的に発信していくことが必要です。また、金融行政の透明性・予測可能性の向上を図るためには、行政処分の公表、ノーアクションレター制度等への適切な対応、金融検査に関する情報、監督指針等の公表が必要です。

### (2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

21年6月に実施したベター・レギュレーションの進捗状況に係るアンケートの結果において、金融検査や行政処分に関する情報、監督指針、幹部講演等の公表が金融行政の透明性・予測可能性の向上に資するとの趣旨の評価が多数あり、前回のアンケート公表時に今後の課題として掲げた、職員へのさらなる徹底、実務者レベルでの対話の充実、情報発信の機会の拡充、という3つの項目についても、相応の進捗が見られるとの回答がありました。これらのことから、これらの業務は施策の達成に効果を発揮しているものと考えています。

### (3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

検査・監督に関する基準の設定や実際に実施した検査や行政処分の事例等をウェブサイトを通じて公表することを主な手段としており、必要最小限のコストで効率的に施策を実施することができたと考えています。

行政処分の公表は、同様事案の発生の抑制が図られたものと考えられ、またノーアクションレター制度等への適切な対応、金融検査に関する情報・監督指針等の公表により、金融行政の透明性・予測可能性の更なる向上に資すると考えられるなど、効率的な手法により、金融機関等に情報提供を行いました。

新着情報メール配信サービスについて、英語版公認会計士・監査審査会ウェブサイトにも拡張し、ウェブサイト利用者への効率的な利便性の向上を図りました。

## 8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

### (1) 今後の課題

- ① 金融庁ウェブサイトの内容のより一層の充実やアクセシビリティ（アクセスのしやすさ）の向上及び重要な政策を中心とした英訳の推進に努める必要があるほか、広報体制の強化を図る必要があります。
- ② 金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、引き続き、行政処分等において行った法令解釈の周知及び法令等遵守に係る監督指針等の整備等により予測可能性の向上を図ることによって、法令違反行為等の再発防止に努める必要があります。  
また、ノーアクションレター制度等については、民間の金融分野における新商品・サービス創出活動に資する観点から、制度的的確な運用に努めるとともに、ウェブサイトへの掲載等を通じ、同制度および一般的な法令解釈に係る書面照会手続の一層の周知徹底を図ることにより、金融行政の透明性・金融機関の予測可能性の更なる向上を図っていく必要があります。

### (2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

#### 予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 21年度予算額
金融サービスの利用者保護に係る情報提供等の充実	①	機構・定員	
保険業に関する法律的な高度判断を行うための体制整備	①	機構・定員	
広報体制の整備（再掲※）	③	機構・定員	

※ 施策Ⅱ-1-（2）「利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実」における機構・定員要求の再掲です。

## 9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 「ベター・レギュレーションの進捗状況について（第二回）」の公表（平成20年12月26日公表、<http://www.fsa.go.jp/policy/br-pillar4/20081226.html>）

## 11. 担当課室名

監督局総務課、総務企画局政策課、総務企画局総務課、総務企画局政策課広報室（再掲）、検査局総務課

## 業務支援基盤整備に係る施策

## 業務支援基盤整備に係る施策 1-(1)-①

### 職員の育成・強化のための諸施策の実施

#### 1. 達成目標等

達成目標	職員の資質の向上を図ること
目標設定の考え方及びその根拠	金融庁職員が金融技術の進展や市場の動向に的確に対応できるよう、その資質の向上を図ることが必要となる。 【根拠】 <ul style="list-style-type: none"><li>・ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）</li><li>・金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日）</li><li>・金融庁人材強化プログラム（平成 17 年 9 月 2 日）</li></ul>
測定指標 （目標値・達成時期）	<ul style="list-style-type: none"><li>・研修実施件数及び受講者数（前年度より増加・20 年度末）</li><li>・受講生による研修内容に関する評価結果（5 段階評価で平均 3 以上・20 年度末）</li></ul>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"><li>・民間専門家の在職者数</li></ul>

#### 2. 平成 20 年度主な事務事業

事務事業	実施内容
① 高度な専門知識を有する職員の確保・育成	ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）に向けての取組みとして、内外の大学院への派遣やきめ細やかな研修の実施等を通じた研修の充実により、職員の専門性の強化を図るとともに、高度な専門的知識を有する弁護士や公認会計士、金融・証券の専門知識を有する金融実務経験者など民間専門家の確保に努めていく。

#### 3. 評価結果

##### （1）20 年度の達成度

B

##### 【達成度の判断理由】

職員の専門性の向上については、実施コース数、受講人数ともに前年度に比べ増加し、受講生による研修内容に関する評価結果も目標平均を上回っており、一定の成果が上がっているものの、更なる取組みを進める必要があることから、Bと評価しました。

##### （2）端的な結論（中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針）

施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等

を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（必要に応じた見直し）を行う必要があります。

#### 4. 施策の趣旨・概要

金融は非常に高い専門性が求められる分野であり、より良い規制環境（ベター・レギュレーション）に向けての取組みを実現させていくためには、金融庁職員が金融技術の進展や市場の動向に遅れをとることのないよう、その資質の向上を図ることが前提となります。

こうしたことから、職員の専門能力の向上に向け、研修の充実、人事制度上の工夫、官民の人材交流など、様々な方策に取り組むこととしました。

#### 5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

#### 6. 平成20年度主な事務事業の取組内容と評価

##### (1) 高度な専門知識を有する職員の確保・育成

###### ①取組内容

###### ア. 職員の専門性向上に資する任用体制の確立

平成20年7月の異動期において、20年1月に実施したキャリアパスに関するアンケート結果に配慮した任用を行うとともに、リスク管理や情報システム等、特に専門性が求められる部署に若手職員を配属させ育成を目指すなど、専門性に資する任用体制の確立に向けた取組みを実施しました。

###### イ. 研修の充実による専門性の強化

20年度の研修については、係員・係長・課長補佐の各役職において、各々の役職に求められる知識・能力や業務の専門性を高められるよう理論面等を中心とした役職別理論研修や、金融技術の進展に対応した専門的な研修の「ファイナンス研修」等を新設するなどして、研修内容の充実・強化を図りました。

###### ウ. 任用の柔軟化

専門性の高い人材を積極的に確保する観点から、全庁的な社会人経験者募集を20年9月および21年3月に実施したほか、検査局においてシステムの専門家及び市場リスクの専門家の採用拡大等、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの専門家を、官民人事交流法に基づく交流採用や任期付もしくは任期を定めない中途採用の形で、年間を通じて積極的に採用しています。

###### ②評価

###### ア. 職員の専門性向上に資する任用体制の確立

職員の専門性の向上を図る上で、各職員が自らの専門性についての意識を高めていくとともに、人事当局がそれを把握することが重要となります。

キャリアパスに関するアンケートやその結果を踏まえつつ専門性を意識した配属

については、任用体制の確立に向けた職員における意識向上や任用上の取組みとして、一定の成果はあったものと考えています。

## イ. 研修の実施状況

20年度については、金融実務に関する専門的な研修で「ファイナンス研修」等/new設したことなどから、19年度の58コースより7コース多い、65コースの研修を実施し、総受講者数6,590名と19年度の5,372名に比して約2割強の増加となっており、専門的な知識を付与する機会として、一定の成果があったものと考えています。

また、20年度より、受講生による研修内容に関する評価結果を点数で測定する「評価シート」を導入し、5段階評価で目標平均3点を上回る3.9点とある程度の高い評価点を得たことから、職員の資質の向上に一定の効果があったものと考えています。

### 【資料1 研修の実施状況】

(単位:コース、人)

	18年度	19年度	20年度	
	コース数	コース数	コース数	評価点
一般研修	9	13	13	3.9
実務研修	34	38	43	3.9
理論研修	2	1	3	4.1
通信研修	6	6	6	3.6
計	51	58	65	3.9
(受講者数)	(3,467)	(5,372)	(6,590)	

(注) 評価点については20年度より採用。

## ウ. 任用の柔軟化

金融の複雑化・専門化に的確に対応し、国民に信頼される金融行政を確保していくため、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士、金融実務経験者など、民間専門家の登用を積極的に行った結果、21年6月1日現在で276名の民間専門家を有しており、様々な分野からの人材の確保が図られているものと考えています。

## 【資料2 民間専門家の登用状況】

(単位：人)

	19年6月1日現在	20年6月1日現在	21年6月1日現在
弁護士等	26	27	30
公認会計士	30	25	33
不動産鑑定士	6	10	10
アクチュアリー	4	4	8
研究者	4	3	2
情報処理技術者	13	18	21
金融実務経験者	132	130	172
計	215	217	276

### 7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

#### (1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

金融の高度化・複雑化に的確に対応していくためには、高度な専門知識を有する職員の確保・育成が必要不可欠であり、専門性向上に資する任用体制の確立や研修内容の充実・強化、民間企業経験者や専門家の積極的な確保を図っていく必要があります。

#### (2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

金融実務に関する専門的な研修については、「ファイナンス研修」等を新設するなどして、受講機会を拡大したことなどから、受講人数が前年度に比べ増加しており、専門的な知識を付与する機会として一定の成果があったものと考えています。また、受講生による研修内容に関する評価結果が目標平均点を上回り、ある程度高い評価点を得たことから、職員の資質の向上に一定の効果があったものと考えています。

#### (3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

研修資料について、外部に発注すべきものを精査することにより、印刷製本費を大幅に削減しました。

また、職員に対する研修の充実を図るとともに、金融の複雑化・専門化に的確かつ迅速に対応するため、民間専門家の採用を積極的に行っています。

### 8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

#### (1) 今後の課題

##### ①研修の充実

現在実施している研修について適時適切に見直しを行い、理論面等を中心とした研修や金融技術の進展に対応した専門的な研修を行うなど、研修内容の充実・強化を図っていく必要があります。

また、研修実施日の分散化や科目ごとの選択受講を実施するなど、引き続き、職員が研修を受講しやすい環境を整え、受講機会の拡大を図る必要があります。

## ②任用体制の確立・任用の柔軟化

引き続き、専門性向上に資する任用体制の確立に努めるとともに、弁護士、公認会計士、金融実務経験者等の民間専門家を積極的に採用していく必要があります。

## (2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

### 予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 21年度予算額
金融庁共通費（職員育成・強化のための諸施策の実施に係る経費）	①	予算 <継続>	57,420千円

## 9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ ベターレギュレーションの進捗状況について（第2回）（平成20年12月26日公表、<http://www.fsa.go.jp/policy/br-pillar4/20081226.html>）

## 11. 担当課室名

総務企画局総務課開発研修室、総務企画局総務課

**業務支援基盤整備に係る施策 2-(1)-①**

**行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進**

**1. 達成目標等**

達成目標①	可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること
目標設定の考え方及びその根拠	「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。 【根拠】「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）等
測定指標 (目標値・達成時期)	・経費削減額 ・業務処理時間の短縮 (各測定指標の目標値及び達成時期は、「最適化効果指標」（平成 18 年 6 月 27 日金融庁行政情報化推進委員会決定、平成 20 年 8 月 7 日、平成 21 年 4 月 15 日同委員会改定）を参照する。)
参考指標	

達成目標②	情報システム調達の適正化を図ること
目標設定の考え方及びその根拠	「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（平成 16 年 3 月 30 日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。 【根拠】「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」等
測定指標 (目標値・達成時期)	・情報システム調達会議の実施内容 (注) 上記測定指標は、定性的指標であるため、目標値・達成時期は設定していません。
参考指標	・随意契約比率（企画競争・公募による契約または少額の契約を除く件数ベース）

**2. 平成 20 年度主な事務事業**

事務事業	実施内容
①業務・システムの最適化の実施	「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、情報システムの設計・開発に向けた取組みを引き続き行う。 「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」及び「金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画」については、平成 19 年度に構築が完了した情報システムの運用・保守を実施し、経費の削

	減と業務処理時間の短縮等、業務の効率化を図っていく。
②情報システム調達の適正化	情報システム調達については、長官をヘッドとする「情報システム調達会議」で調達の必要性、契約方針、契約内容等の妥当性の審議を行う。

### 3. 評価結果

#### (1) 20年度の達成度

- ①業務・システムの最適化の実施：A
- ②情報システム調達の適正化：A

#### 【達成度の判断理由】

- ① 「金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画」については、経費、業務処理時間について、引き続き所期の削減目標を達成しました。

20年3月に新システムが稼動した「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」についても、経費、業務処理時間について所期の削減目標を達成しました。

「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、19年度に行ったシステム開発事業者の調達が不調となったことを踏まえ、再調達に向け、20年8月に新システムの稼動を21年3月から24年1月に変更する旨の最適化計画の改定を行い、さらに、約3ヶ月間の長期間の意見招請及び説明会を実施するなどのプロセスを踏み、20年4月には事業者の調達が予定どおり実施できたことからA評価としました。

- ② 情報システム調達会議を4回開催し、政府調達案件について、調達の必要性、契約方針、調達内容等の妥当性の審議を行うなど、情報システム調達の適正化に向けた取組みを行いました。

調達仕様書を徹底的に見直し、これまで随意契約で行っていた案件の調達を一般競争入札に変更するなどの成果があったことなどからA評価としました。

なお、これらの取組みの結果、随意契約比率（企画競争・公募による契約または小額の契約を除く件数ベース）は20.3%（前年度29.3%）となりました。

#### (2) 端的な結論（中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針）

- ①施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。ただし、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、現時点では成果の発現は予定されていませんが、施策の達成に向けた制度構築が行われており、引き続きこれまでの取組みを進めていく必要があります。

②施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

#### 4. 施策の趣旨・概要

電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、金融庁としても「電子政府構築計画」等に即し、金融庁行政情報化推進委員会、金融庁情報システム調達会議の下、情報化統括責任者（CIO）、CIO補佐官等を構成員とする金融庁PMOの助言・支援を受けつつ、

- ① 業務・システムの最適化の実施
- ② 情報システム調達の適正化

の取組みを行うこととしました。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	第 2 章 成長力の成果 1. 経済成長戦略 II 全員参加経済戦略 ③ 世界最先端の IT 国家化 ・「国民の利便性向上・企業のコスト削減、内部業務の効率化の 3 つの観点から、国民の立場に立った IT 化を政府において徹底し、国全体の IT 化につなげる。」

#### 5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

#### 6. 平成 20 年度主な事務事業の取組内容と評価

##### (1) 業務・システムの最適化の実施

###### ①取組内容

「金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画」については、引き続き運用を行うことにより、業務処理時間及び経費の削減を図りました。

「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」については、「有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」に、問題のある大量保有報告の早期発見機能、利用者への注意喚起機能等を新たに設け、金融市場の公平性・透明性の向上、投資者の保護を図ることとし、21 年 4 月に最適化計画の改定を行いました。また、国民の利便性を図る指標として「稼働率」等を追加する効果指標の改定を行いました。

「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、20 年 8 月に新システムの稼働を 21 年 3 月から 24 年 1 月に変更する旨の最適化計画の改定を行いました。また、21 年 4 月に設計・開発事業者が決定しま

した。

## ②評価

「金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画」については、経費は削減目標▲6,668千円に対して実績▲13,630千円、業務処理時間は削減目標どおり▲800時間の削減を達成しました。

「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」についても、経費は削減目標▲657,240千円に対して実績▲671,266千円、業務処理時間は削減目標どおり▲9,356時間の削減を達成しました。

「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、最適化の効果は発現していませんが、意見招請、公告等の調達プロセスを着実に実施しました。

## （２）情報システム調達の適正化

### ①取組内容

情報システム調達への全庁的な取組みを強化するため、17年4月に長官、各局長等をメンバーとする「金融庁情報システム調達会議」を設置し、調達の必要性、契約方針、調達内容等の妥当性等について審議を行っているところであり、引き続き情報システム調達の適正化に取り組みました。

### ②評価

情報システム調達会議の開催に当たっては、担当CIO補佐官が、調達案件毎に調達対象業務、調達方法、調達スケジュール、見積書等を確認し評価を行っており、さらに、事前に全CIO補佐官等をメンバーとする事前審査会を開催し助言を受けるなど、徹底した仕様書等の見直し・合理化を行いました。

また、複数年に亘るシステムの設計・開発等や運用、保守については、国庫債務負担行為を活用し複数年での調達を行うほか、設計・開発等、運用、保守の分離調達を行い事業者への競争参加機会の拡充を図るなど、調達の適正化に向けた取組みを行いました。

これらの取組みの結果、これまで随意契約で行っていた案件の調達を一般競争に変更するなど、競争性の確保に向けた取組みにより、コストの適正化が図られていると考えています。

## 7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

### （１）必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

「今後の行政改革の方針」において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされているほか、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされており、業務・システムの最適化及び情報システム調達の適正化に引き続き取り組んでいく必要があります。

## (2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

運用段階の「金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画」及び「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」については、業務処理時間及び経費について所期の削減目標を達成しています。設計・開発段階の「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」についても、業務・システム最適化計画を実施していくことにより、業務処理時間や経費の削減などの効果が見込まれます。

## (3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

情報システム調達会議において、調達の必要性、契約方針、調達内容等の妥当性の審議を行うほか、CIO補佐官が積極的に参画し、情報システムの調達仕様書・見積書等の確認を行うなど、徹底した仕様書等の見直し・合理化によるコストの適正化を図りました。

## 8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

### (1) 今後の課題

業務・システムの最適化の実施については、「今後の行政改革の方針」及び「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務の業務・システム最適化計画」を踏まえ、引き続き最適化の実施に向けてシステム設計・開発を行う必要があります。

情報システム調達の適正化については、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」を踏まえ、引き続き情報システム調達の適正化に取り組んでいく必要があります。また、「情報システムに係る政府調達の基本方針」（平成19年3月1日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、引き続き調達の公平性・透明性の確保を図っていく必要があります。

### (2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

#### 予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する 事務事業	要求種別	(参考) 21年度予算額
金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画に基づく次期システムの設計・開発のための経費	①	予算 <継続>	336,549千円
庁内情報システムに係る業務増大に対する体制整備	①	機構・定員	

上記の他、「金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画」及び「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づいて構築したシステムの運用経費については、今後も引き続き予算措置を行っていく必要があります。

## 9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 10. 注記（評価に使用した資料等）

### ①業務・システム最適化の実施

- ・ 最適化効果指標

「金融庁検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化に係る最適化効果指標」

「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化に係る最適化効果指標」

「金融庁ネットワーク（共通システム）最適化に係る最適化効果指標」

<http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/20060724.html>

### ②情報システムの調達の適正化

- ・ 随意契約比率（企画競争・公募による契約または少額の契約を除く件数ベース）

## 11. 担当課室名

総務企画局総務課情報化・業務企画室、総務企画局総務課管理室、総務企画局企業開示課、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課

## 業務支援基盤整備に係る施策２－（２）－①

### 専門性の高い調査研究の実施

#### 1. 達成目標等

達成目標	調査研究を通じて金融行政の専門性向上に資すること
目標設定の考え方及びその根拠	金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究を実施し、その成果の還元や庁内関係部局・外部有識者等との情報交流により、職員の専門性・先見性の向上を図っていく。 【根拠】金融庁人材強化プログラム（平成17年9月2日）
測定指標 （目標値・達成時期）	— （注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施します。
参考指標	・研究成果（研究論文等の本数・分野）の公表実績 ・研究会、ワークショップ等の開催実績

#### 2. 平成20年度主な事務事業

事務事業	実施内容
①金融環境の変化に応じた調査・研究の実施	金融に関する様々なテーマを取りあげて調査研究を行い、その成果を研究論文等の形でインターネット等の手段により国内外に情報発信するとともに、研究会等を開催し、庁内の関係職員の業務に資するよう、フィードバックを行う。

#### 3. 評価結果

##### （１）20年度の達成度

B

##### 【達成度の判断理由】

金融環境の変化に応じて専門性の高い調査研究を実施し質の高い研究成果を庁内外に公表するとともに、研究成果について職員へのフィードバックの充実を図っているものの、例えば、金融行政の質的向上に中・長期的に貢献するような研究を引き続き充実させることに加え、金融行政が直面する短期的な課題と密接に関連した調査研究も一定程度増やしていく等の研究内容の拡充等が必要であることから、Bと評価しました。

##### （２）端的な結論（中期的にみた取組みの成果及び今後の取組方針）

施策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

#### 4. 施策の趣旨・概要

近年の金融をめぐる情勢の変化をみると、情報通信技術の発達による金融取引の多様化、業態の垣根を越えた金融コングロマリットの出現や、今般の金融危機の背景にある、証券化等の技術を利用した金融商品の急速な発達といったように、高度化、複雑化、国際化が急激に進んでいます。

このような金融情勢の変化に的確に対応し、立ち遅れることなく適切な金融行政の運営を確保していくため、中・長期的な視野に立った専門性の高い調査研究を行うとともに、学術研究との架け橋となって庁内へのフィードバックを一層充実させることとしています。

#### 5. 目標達成に影響を与えた可能性のある外部要因

特になし。

#### 6. 平成 20 年度主な事務事業の取組内容と評価

##### (1) 金融環境の変化に応じた調査・研究の実施

###### ①取組内容

###### ア. 調査・研究の実施

金融研究研修センター（以下センター）の平成 20 年度における研究テーマは以下のとおりです。

###### (ア) 資産運用業に関する産業組織上の課題に関する実証的研究

「貯蓄から投資」、「市場型間接金融」への流れの中で、資産運用業の重要性が高まっていることを受け、「資産運用業に関する産業組織上の課題に関する実証的研究」をテーマに研究を行っています。近年、上場投資信託（Exchange Traded Funds; E T F）市場が世界的に拡大していることから、20 年度には、我が国における E T F の価格形成やパフォーマンスに着目した研究を行いました。

###### (イ) 会計に関する様々な重要問題に対する基礎的な調査研究

現在、国際的に国際会計基準審議会（I A S B）が開発している国際財務報告基準（I F R S）へのコンバージェンスが進みつつある中、近時における会計の重要問題に関する世界動向を把握し、日本にとってどのような会計基準が望ましいか等を把握することが必須となっている状況に鑑み、「会計に関する様々な重要問題に対する基礎的な調査研究」をテーマに研究を行っています。20 年度は、包括利益報告書の透明性に関する実証研究を行いました。

###### (ウ) 金融環境の変化に伴う金融行政等政策対応に関する実証的・理論的研究

バブル崩壊やサブプライム問題など金融資産価格の急激な変動は、経済に大きな影響を与えることに鑑み、金融危機を招くような資産価格の急激な上昇もしくは下落を防ぐフォワードルッキングな金融行政等の政策、また事後的に経済危機の影響を緩和し、より早い経済の回復を図るための政策を検討するため、実証的・理論的調査研究を行っています。20 年度は、金融環境の変化と金融の発達

状況の関係に着目した研究を行いました。

(エ) 諸外国の金融法制・規制の比較・分析

各国の金融・資本市場が密接に連携する中、金融機関とその監督者は他国の法体系・規制を知らずして活動できなくなっていることを踏まえ、「諸外国金融法制・規制の比較・分析」をテーマとした研究を行っています。20 事務年度は、銀行倒産における国際倒産法上の検証を行いました。また、日本を含むアジア各国の決済システムの現状や規制の状況について比較・分析を行うため、国際コンファレンス「決済システムの強化を考えるーアジアにおける決済の円滑化と資金循環の活発化ー」を開催しました。

(オ) ファイナンスとリスク管理のあり方

市場競争をベースに、各経済主体が、自己責任原則の下にリスクを適正に管理した上で、自由にプレイできる市場形成が必要であるという認識を踏まえ、「効率性」や「安全性（リスク管理）」という観点から、「ファイナンスとリスク管理」をテーマとした研究を行っています。20 事務年度は保険リスク管理システムの国際比較・分析、経済価値に基づいた生命保険契約の評価等に関する研究を行いました。

(カ) 金融技術革新とリスク管理の課題

資産価格理論を中心とするファイナンス理論とその応用による資本市場の問題の分析に関する研究として、「金融技術革新とリスク管理の課題」をテーマとした研究を行っています。20 事務年度は、急激に発達した証券化商品のリスク特性を検証し、金融危機のメカニズムを分析するとともに今後のリスク管理の課題を明らかにする実証的研究を行いました。

(キ) 金融工学理論による分析・研究

金融工学理論による分析・研究として、銀行の信用リスク管理における統計的手法の研究および市場リスク管理のための実証的研究を行っています。20 事務年度は、銀行の内部格付けモデルの研究及び、デリバティブ・金利の期間構造の理論的・実証的研究を行いました。

イ. 庁内フィードバックの充実

(ア) 研究会の開催

研究官等の研究活動の一環として、有識者等との検討を行う研究会を開催しています。20 事務年度は、「今後の証券市場の在り方に関する研究会」、「国際化に伴うリスクのマネジメントに関する研究会」、「金融専門人材に関する研究会」を、庁内関係部局の職員の参加も得て開催しました（20 事務年度合計 10 回開催）。

(イ) 国際コンファレンス

諸外国の金融法制・規制の比較・分析の一環として、また、各国の行政当局、研究者、第一線で金融ビジネスに携わる者等との知的交流、協力関係・人脈構築の機会となる貴重な場を提供することを目的として、金融を巡る実践的なテーマを掲げた、産学官の国際コンファレンスを開催しています。20 事務年度は、アジア各国の当局者および研究者、金融機関の実務者等を招き、国際コンファレンス「決済システムの強化を考えるーアジアにおける決済の円滑化と資金循環の活発化ー」を開催しました。

(ウ) その他

a. 昼休み勉強会（金曜ランチオン）の開催

民間における様々な分野の専門的知見を持つ外部講師を招聘し、主に金融・経済等の最前線にあたる内容をテーマにした勉強会を開催しました（20 事務年度 15 回開催）。

b. 庁内各局からの要請に基づく専門的知識、技術の提供等として、調査レポートの作成・報告会の開催等を行いました（随時）。

②評価

ア. 調査・研究の実施

前記の取組内容に掲げた調査研究について、その研究成果は、10 本の研究論文等としてまとめ、センター・ディスカッションペーパー（以下DP）等として公表しました（下記表を参照）。

20 事務年度に発表したセンターDP等

公表日	タイトル
20 年 9 月	「欧州の先進的な保険リスク管理システムに関する研究会」報告書
20 年 10 月	論文「信用リスクスコアリングにおけるAUCとAR値の最大化法」
20 年 12 月	論文「経済価値に基づいた生命保険契約の評価」
21 年 1 月	論文「確率ボラティリティ・モデルの下での平均オプションのプライシングについて」
21 年 3 月	論文「Financial Development and Amplification」
21 年 3 月	論文「証券化と金融危機ーABS CDOのリスク特性とその評価」
21 年 3 月	論文「我が国ETF市場のマーケット・マイクロストラクチャーと投資家の注文行動」
21 年 3 月	論文「包括利益報告の透明性と投資家の合理的期待形成」
21 年 6 月	論文「銀行倒産における国際倒産法的規律」
21 年 6 月	論文「企業の社会的責任投資（SRI）ファンドの収益性について」

また同様に、センター発行の論文集『FSAリサーチ・レビュー第5号』（21 年 3 月発行）に所収した研究論文は7本です。なお、これらの研究論文の公表に先立ち、

外部有識者の出席を得て、論文内容の発表と検討を行う論文ワークショップを開催することで、庁内へのフィードバックを行いました（20事務年度6回開催）。

センター発行『FSAリサーチ・レビュー第5号』（21年3月発行）

	論文タイトル	研究テーマ（※）
研究官論文	「我が国ETF市場のマーケット・マイクロストラクチャーと投資家の注文行動」	(ア)資産運用業に関する産業組織上の課題に関する実証的研究
	「包括利益報告の透明性と投資家の合理的期待形成」	(イ)会計に関する様々な重要問題に対する基礎的な調査研究
	「Financial Innovation and Volatility」	(ウ)金融環境の変化に伴う金融行政等政策対応に関する実証的・理論的研究
特別研究員論文	「経済価値に基づいた生命保険契約の評価」	(オ)ファイナンスとリスク管理のあり方
	「証券化と金融危機－ABS CDOのリスク特性とその評価」	(カ)資本市場・金融システムに関する研究
	「確率ボラティリティ・モデルの下での平均オプションのプライシングについて」	(キ)金融工学理論による分析・研究
	「信用リスクスコアリングにおけるAUC、AR値の最大化とモデル安定化」	

※6（1）①に記載の各研究テーマに対応しています。

上記のとおり、多岐にわたる時宜を得た研究テーマについて研究成果を公表しており、本数・分野の多様性ともに充実しています。そのため、金融環境に応じた、学術的にも行政上も意義のある有益な研究を実施するという点について一定の成果をあげることができたと考えられます。また、対外的にも幅広く周知しそれぞれの研究テーマを巡る議論に貢献できたと考えています。

#### イ. 庁内フィードバックの充実

##### (ア) 研究会等の開催

研究会等の開催により金融庁として学会・実務界の最新情報に接し、研究成果に対する金融行政上の理解が促進されたと考えています。また、そこで得られた情報や議論は今後の金融行政を考える上での参考となることが期待できます。

##### (イ) 国際コンファレンスの開催

学術的な内容にとどまらない実務的かつ時宜を得たトピックスをテーマとしたこともあり、国際機関、在日大使館、金融機関、システムベンダー、

研究者、職員等、約 230 名の参加者を得、各国の現状を踏まえた活発な議論がなされました。他の研究機関との交流や、センターの情報発信機能強化にもつながったと考えています。

(ウ) その他

昼休み勉強会（金曜ランチオン）については、合計 15 回開催し、外部講師から最先端の理論や実務経験を踏まえた講話を聞き議論する機会を設けることで、金融行政の専門性・先見性の向上に貢献したと考えています。また、庁内各局から随時の要請に応じた調査・報告を行うことにより、専門的知識・技術を提供し、行政実務に直接役立てられました。

## 7. 施策の必要性、有効性、効率性の観点からの総括的評価

### (1) 必要性（国民や社会のニーズに照らして、施策は必要か、施策の目的は妥当か）

近年の金融危機の背景には、急激に高度化、複雑化、国際化が進んだ金融環境があり、また、諸外国の金融規制環境、金融監督体制が急速に変化している状況に鑑みれば、今後、こうした変化に的確に対応しつつ適切な行政運営を確保していくためには、以前にも増して、金融行政に係わるあらゆる分野において、専門性の高い調査研究の実施が必要であると考えています。また、金融行政の専門性の向上のために、その成果の還元を図っていくことが欠かせないと考えています。

### (2) 有効性（業務の実施が施策の達成に寄与し、期待される効果が得られているか）

研究官等の調査研究成果のフィードバックや、外部有識者を招いて行った研究会・勉強会等を通じ、金融庁として学会・実務界の最新情報に接し、研究成果に対する金融行政上の理解が促進されたことは、当庁の専門性の向上に有効であったと考えます。また、こうした過程において、金融行政とアカデミズムとの間のネットワークが強化されたことは今後の一層の（外部）アカデミズムの知見の活用に資するものであり、金融行政の専門性の向上につながると考えます。

### (3) 効率性（業務に投入した資源量が施策効果の実現に効率的であったか）

研究官等による研究結果の庁内外への公表は、センターDPは基本的にセンターウェブサイト上でのみ公表し、センター発行『FSAリサーチ・レビュー第5号』についても、必要最低限の印刷を行い有識者に配布するにとどめ、センターウェブサイト上での公表を主として行っています。

調査研究については、常勤の研究官3名にとどまらず、非常勤の特別研究員12名の活用がなされています。

国際コンファレンスについては、大学や国際機関との共催を進め、共催先に応分の資金負担を求めること等により、効率的な開催を達成いたしました。

## 8. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

### (1) 今後の課題

今後は、今般の金融危機のような、かつてない金融環境の変化に的確に対応し、立ち遅れることなく適切な金融行政の運営を確保していくために、できる限り将来を見通した適切な研究テーマを選定していく必要があります。同時に、今後も金融行政の質的向上に中・長期的に貢献するような研究を引き続き充実させることに加え、金融行政が直面する短期的な課題と密接に関連した調査研究も一定程度増やしていく等の研究内容の拡充等を図っていくことが重要です。また、学術研究との架け橋となって、研究成果の庁内へのフィードバック及び、関係部局や民間有識者、アカデミズムとの相互交流を行っていくことは引き続き重要であり、より一層充実させていくことで、金融行政の専門性向上に資するものと考えます。

## (2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

### 予算要求及び機構・定員要求

要求内容	関連する重点施策	要求種別	(参考) 21年度予算額
金融庁共通費（金融研究会関係経費、研究論文執筆関係経費等）	①	予算 <継続>	8,351千円
研究体制の充実強化	①	機構・定員	

## 9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 10. 注記（評価に使用した資料等）

FSAリサーチ・レビュー第5号（21年3月発行）

<http://www.fsa.go.jp/frtc/nenpou/2008.html>

・平成20年度ディスカッションペーパー

<http://www.fsa.go.jp/frtc/seika/19.html>

・国際コンファレンス <http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/event/20090331.html>

・研究会 <http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/kenyukai.html>

・その他会合の参加・開催・招聘者実績

## 11. 担当課室名

総務企画局企画課研究開発室